

第七章 田畑・牧野の開墾事業の展開と七戸町の発展

第一節 新渡戸伝の開墾構想

幕末期にあつて、我國の北方防衛体制を自ら視察すべく、北辺の地陸奥の国々へと足を運んだ吉田松陰は、その紀行文『東北遊日記』において、当時の七戸地方の有り様を次のように述べている。

野辺地の宿を出ると、そのまま南に歩いて五戸を目ざした。そこまでは九里あまりの道程である。七戸まで四里余りだ。七戸に着いたが、ここまでの道筋は、昨日とうって変わって、行けども果てぬ大荒原を歩いているような気持ちだった。

(山崎栄作校訂編集『昔の三本木平コ』)

あるいはまた、この時よりやや時代を下った明治初期にあつても、ここに描かれた状況はほとんど同一であった。すなわち、例えば『新撰陸奥国誌』には次の如き記述がある。

第七大区 東ハ東洋ニ面シ、西ハ八甲田ヲ隔テ、津軽第一、第二大区ニ接ス。南ハ滝ノ沢川ノ溪流ヲ涯リ、三戸郡第八大区ニ隣リ、北ハ田名部ノ半島ニ連ル。東西二十里、南北十九里余、分テ七小区トシ、村数

五十、其戸六千八百余、人口四万二千九百余、七戸ヲ以テ本部トス。人烟五百余、市街不潔、居多クハ農ヲ業トス。区内十ノ七八荒蕪不毛ノ原野ニシテ、山岳其ニ居リ、耕地僅ニ一分ヲ占ム。村落至ル所蕪穢……。

七戸地方は、七戸の市街地を徐けばその周辺は、まことに原始の不毛の原野のみが広がっている地であり、あたかも人の手の加わることを拒否せんかの如き土地であった。

以来一〇〇余年、かかる有り様を、今日我々の眼の前に広がる緑の田畑、牧野をみる時に、我々は想像すら出来うるであろうか。かつて吉田松陰が、あるいは『新撰陸奥国誌』の筆者が、かかる「不毛の」原野が田畑へと変身するのをおそらく全く想像すら出来えなかつたと同様に、現在の我々もかつての「不毛の地」を想像出来えないであろう。

では一体、この様な発展は、「いつ」、「誰が」、「どのようにして」つくりあげてきたのであろうか。そこには先人の幾多の血のにじむような努力、忍耐、苦斗があったのは当然であり、あるいは例えば工藤轍郎の如き後世にまで名を残している大開墾王から、果ては「名もなき」多くの民による長い歳月にわたる大地との闘いがあったのは言うまでもなからう。

本章においては、七戸町を中心とする開墾事業の進展を跡付け、あわせて工藤轍郎などによる開墾事業をより具体的に探りあてることとしたい。

ところで、この「不毛の地」、それは単に七戸周辺に限らず、いわゆる三本木平、すなわち明治初期の行政区分では第七大区にあてはまる地の開墾を、それも極めて大規模な形で構想した人物が、早くも明治初年に存在し

ていた。それは七戸藩、あるいは七戸県の重鎮として活躍し、あるいはそれ以前より自らがその一部において開墾事業に着手していた新渡戸伝、その人である。彼は明治二年、七戸藩領内の開拓について次のような文書を民部省に提出している。

陸中国鹿角郡・陸奥国北郡境山中ニ、南北四里東西四里ノ和田湖分流、六戸川中ヨリ安政二年水利ヲ導キ、岩石ヲ穿チ山沢ヲ崩シ埋メ二千三百間穴堰ヲ通シ、数十筋導キ此配水二万石程ニ行渡リ申スベキ見込ニ御座候、水下探持村、三本木村、洞内村、八斗沢村、相坂村、折茂村、犬落瀬村、下田村、百石村右村々分水見込ミ、水利不足ニ付平堰ヲ以テ右六戸川ヨリ上水ニケ所之有リ、其外水利導キ見込ミ候ハ、陸奥国北郡米田川ト申スヨリ分水又堤築池沼配水開立申候故、切田村、鶴喰村、小平村、上下吉田村、下田村支配所七戸村山中ヨリ流出ル和田川、作田川分水ハ七戸村、大浦村、上野村、野崎村、花松村、大沢田村、同所中野川分水ハ天間館村、中岫村、同所坪川分水ハ天間館村、榎林村、二ツ森村、附田村、同所清水目川分水ハ枝村清水目ト申所、右ノ外池沼分配ノ処、甲地村、倉内村、平沼村、鷹架村、尾駭村、出戸村、右村々追年開拓仕度見込ニ御座候。

(中道等『甲地村史』)

ここにみられる構想は、その後幾多の紆余曲折を経ながらも、その後に至って三本木国営開墾事業として実現されたものと、その基本は同一線上にあるとみなしえよう。広大な原野の開拓にとって、その水利をいかに求めるかは重大であり、新渡戸伝自身の稲生川、あるいは後述の工藤轍郎による開墾のための水路建設は、その苦斗

を如実に物語るものであるが、この文章に述べられている通り、新渡戸氏は水利を求めうる場所を適確に把握していたと思われる。開墾王の名をほしのままにする彼の真髓を示すものであろう。

第二節 明治初年における土地所有状況

明治初年における土地所有状況は、その後における各人の土地所有の増減、あるいはそれにとりまなう地主制の展開、開墾事業による田畑の増大などを知る上での基本である。これに関して幸いにも盛田稔が『七戸村名寄帳』を筆写されて保存されており、すでに原本が失われた今、この筆写資料は貴重な資料であり、以下においてこの資料を紹介しておこう（なお、この資料は盛田氏の推測では明治八年あるいは一〇年頃の作製であるとされる）。

この表より読みとれることは、明治一〇年（一八七七）頃にあつては土地所有面積が極めて小規模であることであり、特に明治三〇年代以降において急速に土地の集中・集積を始める大商人層の場合にあつてもそれは顕著である。地目も田より畑が圧倒的であり、田はこれ以降の開墾事業進展の中で増大させられたことが裏付けられる。極めて小規模な所有でしかなく、この程度では生計の維持も大変であつたと思われるが、かかる点を補っていたのがおそらくは周辺に広がる原野・森林からの「収穫」、すなわち入会権によるものであつたであろう。

この表の数値は明治七年以降開始される地租改正と符号せる時期のものであり、一部には地租の課せられるこ

所有者名			水田	畑	計	所有者名			水田	畑	計
			町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩				町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
盛田	庄兵衛		2.2.8.06	4.2.0.09	6.4.8.15	奥山	佐治兵衛		6.7.17		
川村	五郎兵衛		8.1.24	6.1.28	1.4.3.22	野田	倉松	4.0.01		4.0.01	
戸館	善助		1.6.4.09	4.3.2.27	5.9.7.06	米内山	与左 _二 門	2.1.4.04	1.9.1.22	4.0.5.22	
盛田	安兵衛		4.2.04	1.7.26	6.0.00	山本	治助	1.4.00			
福田	善八		1.2.5.15	8.0.0.08	9.2.5.23	大浦	寅松		1.8.25	1.8.25	
川村	作兵衛		5.8.16	3.8.3.08	4.4.1.24	盛田	周庵		1.9.12	1.9.12	
石田	長助		1.1.00	2.1.3.29	2.2.4.29	和田	藤右 _二 門		18	18	
盛田	多助			9.9.21	9.9.21	田中	五兵衛	5.5.12	2.9.5.25	3.5.1.07	
盛田	安右 _二 門		7.3.23	2.4.3.06	3.1.6.29	石田	平十郎	6.8.13	4.3.28	1.1.2.11	
山本	儀兵衛		5.3.8.16	8.2.7.24	13.6.6.10	江渡	仁右 _二 門	4.5.00	3.0.5.28	3.5.0.28	
盛田	喜平治		5.1.8.03	8.1.7.01	13.3.5.04	石田	吉松	1.4.06	4.7.17	6.1.23	
山本	勇吉		7.8.04	3.1.2.12	3.9.0.16	工藤	与七	2.6.05	8.5.07	1.1.1.12	
浜中	幾治郎		3.9.4.27	6.7.1.01	10.6.5.28	田中	儀兵衛	4.18	1.6.2.08	1.6.6.26	
米沢	与助		3.4.6.26	4.9.5.00	8.4.1.26	川村	佐兵衛	4.2.10	1.6.6.15	2.0.8.25	
新谷	清左 _二 門		1.1.3.29	2.3.9.29	3.5.3.28	戸館	惣太	2.5.8.20	5.4.5.18	8.1.4.06	
盛田	重兵衛		7.2.27	6.3.06	1.3.6.03	盛田	多七	3.7.18	1.3.2.08	1.6.9.26	

田中傳次郎	1.4.12	1.8.2.09	1.9.6.21	石田五兵衛	3.4.02		3.4.02
石田準三	5.8.25	1.4.9.27	2.0.8.22	山本常太郎	4.0.17	9.4.20	1.3.5.07
中野但見		8.4.24	8.4.24	福田弥五兵衛	2.5.9.11	2.1.8.16	4.7.7.27
駒嶺久左エ門	1.7.5.17	2.4.0.28	4.1.6.15	石田長之丞	2.0.08		2.0.08
小林市郎左エ門	1.3.7.26	3.1.8.12	4.5.6.08	松本勇治		2.17	2.17
青岩寺		7.7.07	7.7.07	高坂市兵衛	3.5.16	3.1.18	6.7.04
見林惣八	2.4.26	1.6.7.04	1.9.2.00	田中平助	6.3.04	1.8.7.13	2.5.0.17
高坂佐助	1.7.27	9.4.18	1.1.2.15	平尾喜弥太	2.6.18	1.9.4.27	2.2.1.15
盛田専太郎	3.5.20	1.2.3.16	1.5.9.06	石田善兵衛	1.7.2.04	6.4.8.04	8.2.0.08
松坂与作		3.0.21	3.0.21	浜村東吉		5.2.01	5.2.01
坂本伝助	5.2.09	1.1.9.22	1.7.2.01	藤田嘉助	5.11	5.2.15	5.7.26
小林竹蔵	9.13	6.5.00	7.4.13	津田五郎左エ門	1.2.10	3.5.20	4.8.00
田中善次郎	1.7.1.05	5.8.0.18	7.5.1.23	蛭名長治		1.6.15	1.6.15
中津徳蔵	3.8.22	1.1.7.06	1.5.5.28	中津伝八		8.5.13	8.5.13
山田改一		9.6.13	9.6.13	大塚理兵衛		1.0.4.28	1.0.4.28
田中助十郎	6.5.01	2.3.7.06	3.0.2.07	米内山弥兵衛		5.7.01	5.7.01
高木徳兵衛	1.3.26		1.3.26	田中宇之吉	1.29	5.1.24	5.3.23

柳生	忽兵衛		6.1.18	6.1.18	治部袋	長間	4.3.20	4.8.19	9.2.09
石田	弥四郎		2.6.09	2.6.09	中嶋	弥六	7.1.09	4.3.6.15	5.0.7.24
橋本	清之丞	3.6.12	8.8.14	1.2.4.26	高田	則綱	1.0.01	2.5.06	3.5.07
藤田	酉之助	3.1.09	1.4.3.21	1.7.5.00	西野	慶高	3.3.19	1.8.11	5.2.00
石川	百松	4.13		4.13	川村	末吉	5.8.18	1.9.6.00	2.5.4.18
沼崎	佐左 _二 門	6.24	3.7.04	4.3.28	館	多助		1.13	1.13
小原	平右 _二 門	4.4.09	1.5.1.12	1.9.5.21	米内山	半藤	1.5.9.01	2.1.0.20	3.6.9.21
鷹山	宇太郎	4.10		4.10	高田	利七郎		5.9.10	5.9.10
松嶋	幸四郎	1.4.29	4.7.19	6.2.18	秋本	清五郎		1.0.1.27	1.0.1.27
盛田	宇八		8.2.27	9.0.19	浦田	八十助		6.0.24	6.0.24
橋本	伝兵 _二	5.10	6.6.26	7.2.06	大塚	七兵衛		2.5.09	2.50.9
久保田	久八		7.3.24	7.3.24	古和	甚兵 _二	1.2.17		1.2.17
石田	善四郎		1.7.20	1.7.20	米内山	松右 _二 門	2.9.28	5.1.03	8.1.00
榊原	宣清		7.7.08		盛田	友次郎		5.3.15	5.3.15
小林	福助		6.6.15	6.6.15	須藤	重右 _二 門		3.5.08	3.5.08
立石	庄之助		10	10	佐々木	徳治		7.3.10	7.3.10
中村	寅蔵		6.0.18	6.0.18	中野	太見人	7.5.09	7.7.25	1.5.3.04

岩城和助	1.4.09	1.5.5.06	1.6.9.15	蓼内辰五郎		1.7.12	1.7.12
新田権七		6.0.17	6.0.17	板倉又兵衛	2.8.02	1.2.7.06	1.5.5.08
新川小右門		1.24	1.24	石田孫田	2.4.14	8.2.19	1.0.7.03
多田太郎		4.5.02	4.5.02	久保左忠太	3.5.06	6.9.22	1.0.4.28
中村長太郎		1.14	1.14	鳥谷部左馬之助		8.00	8.00
縄田次郎	1.00	5.03	6.03	駒井弥左門	2.0.08	1.0.0.13	1.2.0.23
山田寅之助		1.3.5.22	1.3.5.22	名久井孫吉	3.7.03	3.3.08	7.0.11
田中五郎右門	5.0.26	4.8.17	9.9.13	山田幸太郎		1.5.22	1.5.22
倉岡命助		1.1.21	1.1.21	石田久蔵	7.2.11	8.2.19	1.5.5.00
田中喜藤	2.7.17	6.6.01	9.3.18	小林源蔵		4.3.12	4.3.12
田中五兵衛	5.18	7.9.20	8.5.08	倉岡定吉		4.7.25	4.7.25
田栗伊之松		4.17	4.17	和田仁太郎	2.7.03	1.4.01	4.1.04
一ノ渡馬之助		2.3.23	2.3.23	立石作兵衛		8.2.21	8.2.21
新山藤松	2.22		2.22	山田鉄蔵		1.9.5.23	
蓼内伝治		4.4.17	4.4.17	工藤長之進		5.8.26	5.8.26
石田熊蔵		3.9.07	3.9.07	藤賀寅之助		3.7.17	3.7.17
千葉惣太		1.1.03	1.1.03	田中勝孝			

佐々木 新		7.6.16	7.6.16	福田 京助	6.0.09	1.1.8.20	1.7.8.29
千葉 蔵之助		1.0.2.29	1.0.2.29	小原 佐太郎	1.3.12	5.3.25	6.7.04
小館 長太	4.3.12			戸館 喜太郎		5.6.13	5.6.13
戸田 勘助		2.1.00	2.1.00	太田 平吉	1.4.02	3.0.09	4.4.11
米田 弓太郎		3.9.15	3.9.15	菩提寺 伊之松		6.6.13	
太田 庄右 <small>工門</small>		9.1.01	9.1.01	斗澤 丑松		3.2.29	
三上 忠作		8.19	8.19	赤節 春松		5.09	5.09
米田 義幸		7.9.05	7.9.05	中津 末吉郎	2.1.26		2.1.26
富浦 清五郎		1.5.00	1.5.00	坂本 金平	4.5.14	6.7.07	1.1.2.21
川村 権左 <small>工門</small>		4.3.06	4.3.06	奥山 宗次郎		5.2.16	5.9.15
米内山 元助		2.2.03	2.2.03	田中 六郎兵衛	3.5.15	1.1.9.14	1.5.4.29
浦田 与右 <small>工門</small>		3.3.27	3.3.27	太田 岩吉		3.5.10	3.5.10
工藤 隆太		2.6.14		田中 善助	3.5.22	4.8.17	8.4.09
福田 由右 <small>工門</small>	2.1.15	4.5.00	6.6.15	中嶋 松太郎		4.0.19	4.0.19
山崎 太右 <small>工門</small>	1.9.15	5.0.12	6.9.27	中野渡 弥兵 <small>工</small>		2.4.12	
橋本 清右 <small>工門</small>	2.2.11	3.4.10	5.6.21	和田 徳右 <small>工門</small>		1.21	
町屋 長助	9.9.09	3.19	1.0.2.28	中野渡 四五兵衛	7.3.06	2.4.8.03	3.2.1.09

佐々木	友吉		4.0.12			木村佐兵衛	5.17	7.7.03	8.2.20
田中	吉兵衛	4.1.20	1.3.4.09	1.7.5.29	木村才次郎		1.3.00		
福田	弥助	1.4.3.13	1.8.09	1.4.3.13	内山治郎兵衛		9.09		
小原	傳四郎	6.5.28	4.7.05	1.1.3.03	藤嶋他宮		3.7.16		
田中	ゆみ	3.7.02	2.1.5.21	2.5.2.23	相馬与左 _二 門		1.0.19		
蓼内	己之松		1.2.23		内山由松	5.07			
奥山	長兵衛		3.5.06		小原岩藏		7.7.14	7.7.14	
藤島	福太郎		2.1.25		高村喜之助		8.7.08	8.7.08	
内山	与七	1.3.13	7.3.08	8.6.21	附田乙藏	1.4.05	6.9.17	8.3.22	
工藤	祐久	6.8.03	5.2.6.18	6.2.6.27	四戸乙松		2.8.19	2.8.19	
工藤	才右 _二 門	7.1.15	1.4.5.16	2.3.7.07	太田善七	1.5.00	1.3.10	2.8.10	
町屋	七郎右 _二 門	6.3.16		6.3.16	石田作之丞		4.9.07	4.9.07	
町屋	八十助	3.7.29		3.7.29	附田改澄		1.3.4.25	1.3.4.25	
町屋	文治	6.7.21	3.4.27	1.0.2.18	戸来仁右 _二 門		1.1.7.03	1.1.7.03	
町屋	甚助	3			中原与八		8.1.01	8.1.01	
内山	三四郎	8.6.26	7.1.19	1.5.8.15	小原与太郎	1.1.18	6.7.07	7.8.25	
向井	三吉	3.0.03	1.3.23	4.3.26	米田三太郎	1.0.03	2.3.1.23	2.4.1.26	

高坂富藏	4.0.00	1.6.6.18	2.0.6.18	宮城数馬	2.4.24	1.3.4.00	1.5.8.24
太田忠八	2.3.07	1.4.3.19	1.6.6.26	川村定六	6.0.24	2.1.5.01	2.7.5.25
中原長兵衛	2.2.09	8.8.27	1.1.1.06	太田平助	3.5.12	1.3.0.09	1.6.5.21
附田甚太	2.0.01		2.0.01	貝塚金助	9.27	6.6.10	7.6.07
奥山権太郎	3.9.00	1.2.04	5.1.04	小嶋政吉	3.8.12		3.8.12
太田菊治		1.7.17	1.7.17	太田傳七	1.0.0.20	2.7.8.16	3.8.2.18
太田七郎	2.8.01	9.7.06	1.2.5.07	倉岡喜代治	3.5.17	1.2.3.28	1.6.3.08
榎良造	9.5.29	9.4.09	1.9.0.08	土岐孫太郎	2.07	1.2.5.20	1.2.7.27
原子三郎		4.0.04		橋本惣右門	1.3.24	1.0.3.10	1.1.7.04
霞助五郎	8.5.00	1.4.5.24	2.3.0.24	小山澄見			
小林市郎兵衛		4.04	4.04	田中重助	2.4.25	1.1.6.23	1.4.1.16
野田頭六平	8.6.24	2.1.5.03	3.0.1.27	小原権治	3.21	8.5.21	8.9.12
佐々木宇八	1.7.19	3.7.03	5.4.22	小原彦惣	1.0.15	1.6.4.23	1.7.5.08
小原甚兵衛	1.4.0.28	5.7.9.12	7.2.6.00	蓼内市松	6.0.20	2.6.26	8.7.16
貝塚権助		2.4.03	2.4.03	福田弓治	1.0.8.17	5.1.5.27	6.2.4.14
駒ヶ嶺岩吉	1.2.29	7.8.18	9.1.17	小原市之助	7.9.14	2.9.5.27	3.7.5.11
立石孫九郎	6.8.14	4.0.3.21	4.7.2.05	中村福治		3.5.25	3.5.25

川村文治		1.3.5.10	1.3.5.10	工藤旅之助	2.9.01	2.4.6.14	
田中金八	1.8.29	9.5.18	1.1.4.17	大池長次郎	9.6.18	2.9.1.12	4.0.3.10
田中与七	4.0.12	1.5.5.04	1.9.5.16	大池孫助	1.3.5.29	3.3.9.24	4.9.6.09
田中蔵之助		2.8.18	2.8.18	苫米地周蔵		4.14	
大池孫八	3.8.28	2.2.0.21	2.7.4.03	町屋勝弥		4.8.00	
久保長助	2.8.00	1.5.04	4.3.04	手代森左之助		1.4.20	
工藤理平	4.09	2.1.7.03	2.3.1.26	塚尾政吉		3.0.16	
西野由松	8.06	1.2.5.08	1.4.2.29	塚尾斧之松		1.1.08	
大池留之助	4.7.28	1.1.4.26	1.7.4.26	手代森助次郎	3.4.01	3.26	2.7.27
大池己之松	7.1.00	2.3.2.22	3.1.3.17	大池伊勢松	4.0.09	1.5.2.17	1.6.2.28
手代森三四郎		4.3.13	4.3.13	大池五郎	2.0.25	1.4.9.11	1.7.7.06
西野平助	2.1.02	1.9.7.11	2.3.2.24	大池宇之助	7.6.15	2.5.3.18	3.4.0.21
工藤勝之助	2.0.21	1.6.0.06	1.8.5.10				

とを逃れるために所有地を申告しない場合もあったと考えられる。しかしそれにしても極めて小規模な所有地であり、このことは逆にその後における商人、旧御給人らを中心とする七戸地方の開墾、開拓事業がいかに大きかったか、そしてそのことが一〇〇年後の今日の七戸を支える基礎としていかに重大であったか、を物語って余りあるものとしている。

第三節 七戸藩無禄士族による開墾事業とその苦闘

別のところでも触れた通り、七戸藩には独特の士族層たる無禄士族と総称される人々がおおよそ一五〇人ほど存在していた。七戸藩の成立とともに名だけの士族ではあるものの、無禄士族中、七戸藩に召し抱えられたのはわずかに三〇四人にしかすぎず、他は開田士族とも言われる如く、田畑開墾、耕作を行い生活を支えなければならなかった。彼らは七戸村を中心として七戸藩領内の至る所に散々に居住し、開拓作業にあたっている。明治四年（一八七一）の調査では、七戸村在住四三人、藤坂村一八人、六戸村在住二二人、五戸村一六人、三戸村一人、大深内村五人、天間林村一五人、浦野館村八人、大沢田村一人、四和村三人、三本木村二人、百石村二人、法量村一人その他不明六人となっている（『明治四年十二月調 元七戸県士族卒面附』）。

こうした人々が明治初年に、七戸周辺各地で主として荒蕪地開墾、新田開発にあつたのであり、その新田開発の功によりその耕地を割譲されたのである。七戸藩は明治二年次の達しを下したのがそれである。

此度無御扱御暇被下、帰農之義申達候得共土地所持無之者ハ不能其儀迷惑可致候。依之、南部雄鷹殿御領地北郡ノ内へ引移新田開墾致度見込之者ハ開拓所可申出得差図可申候事。

一 割合之儀ハ三本木上水ヲ以用水ニ致シ開立之者ハ拾石之内七石被下、參石ハ上納之事。其外場所ニ寄リ八ト二、九ト一、又ハ不殘可被下候。此之義ハ開拓処ヨリ可申達事。

六月二日

かかる達しにより、これら無禄士族は各地に野竿地を与えられる。

北郡七戸村之内三石五斗七升七合 甲地村之内拾壹石六斗五升 榎林村之内九石貳斗七升五合 大浦村之内
四拾九石三斗壹升六合 都合高七拾三石八斗壹升八合野竿地相渡候也

明治四辛未年九月

開拓懸 印

盛田 勇 司 殿

(『盛田家文書』)

北郡天間館村之内高五石八斗三升六合 新田野竿地相渡候也

明治辛未年九月

開拓懸 印

佐野 営 殿

(『佐野家文書』)

しかしながら、七戸藩、七戸県が廃止され青森県に統合された結果として、青森県はこの地を一旦上地させる政策をとった。これらの土地の多くは旧斗南藩士のために設けられた三本木授産開拓所のものとなったのである。

元七戸県ニテ野竿新田高相渡置候処、更ニ詮議之筋有之。一旦上地申付候也。

壬申八月

青森県 印

(『盛田家文書』)

この政策は、翌明治六年になって既開墾地のみ所有が許され、他の未開地分は全て没収となる。

書面元七戸県野竿新田高相渡置候分一旦上地中付、開立居候分ハ可払下云々壬申八月中相達候処、開立之分
 払下之儀ハ取消シ現地開立候地ニ限り直々持主ト相定候条、此段相達候也

明治六年十一月十九日

青森県 権参事 那須 均 印

(同 前)

あるいはまた、明治八年の地租改正にあつては、一般農民と全く同様な扱いをうけることにより、彼らの特権は全く失われるかの如き有様であつた。かくして、無禄士族の多くはわずかばかりの田畑にて生活を立てなければならず、その経済的基盤は極度に悪化したのであり、社会的・経済的に彼らの立脚しうるところは失われかかつたのである。ここに彼らは、社会的には身分の上昇を求めた士族復権運動、経済的には所有地拡大を求めた開墾地要求・払い下げ運動を進めたのである(第四章第六節を参照)。

その後において明治一〇年になって五町歩までの土地の所有を許可されるに至り、彼らの運動はそれなりの成果を生み出したのであるが、しかしこの時に五町歩までの土地を与えられた無禄士族は極めて少数であつた。すなわち五町歩前後を割譲された人物はわずかに五人ほどしか確認されていない。

明治一〇年において、これら無禄士族に割譲された土地を各村毎に示せば次の通りである。

所在村	合計反別	所有者数	所在村	合計反別	所有者数
中岫村	一・八・四・〇 ^{町反} 四 ^畝 四 ^歩	二人	大沢田村	八・二・七・七 ^{町反} 一〇 ^畝 〇 ^歩	五人
榎林村	六・三・二・二・八	三人	上野村	九・六・七・五	二人
二ツ森村	八・七・八・四	四人	八斗沢村	三・六・二・一・五	一人
甲地村	一・八・四・一・七	五人	立崎村	二・四・一・六	一人
天間館村	三・三・〇・三・一・四	三人	大浦村	一・四・三・四・二・六	四人
野崎村	一・五・三・二・五	一人	洞内		

『旧七戸藩無禄士族野
竿新田地所御割渡願反
別取調帳』（明治10年）

これらのうちで五町歩前後を所有したのは盛田弓人（所在地榎林村）、中嶋弥六（同天間館村）、鷹山宇太郎（同上野村）、中野宇右エ門（同上野村）である。工藤轍郎の父隆太は、野崎村に計一町五反三畝二五歩を所有するにすぎず、また中嶋弥六の天間館村五町歩は、その子勝次郎が本格的に行う中野開墾地の基礎となった部分であろう。

無禄士族としての彼らへの授産はこのように極めて小さなものであった。ここに彼らは本格的な授産運動を展開し、官有地払い下げ要求を中心とする運動を強めてゆく。この運動の中心的人物が工藤轍郎、野辺地弘志、あるいは盛田広精、中嶋勝次郎らであった。こうした彼らの開墾への熱意と、当局側による配慮（すなわち一つには士族授産、もう一つには原野開墾へ彼らのエネルギーを使用することの得策）から、彼らに対しては比較的に官有地の払い下げ、貸与が行われてゆく。ここに中嶋勝次郎、あるいは工藤轍郎による広大な開墾が開始されることになった。

したがって、彼ら無禄士族の開墾事業も士族授産の一つではあるものの、他のそれに比べて極めて貧弱なものでしかないことは明らかである。

第四節 明治初期における七戸の田畑と所有状況

第一節にて引用した文章にあって、七戸地方の土地利用状況は、田畑（耕地）は一〇分の一、原野一〇分の七以上、山地一〇分の二となっていた。ほぼ同時期に書かれた『陸奥国上北郡村誌』によると、田は二〇〇町七反二四歩、畑九五四町四反四畝二七歩となっている。これが大正一四年になると、田五五八町四反三畝一六歩、畑一一二七町九反一畝一步となる。四〇年余の間に、田は三五七町余、畑は一七四町余の増加をみている。田は実に二八〇パーセント、畑は一一八パーセントの増となっており、田の著しい増加が目につく。田を中心とする開墾が、農業技術の進展に伴って大きく伸びたためであろう。

このように、田畑合計で五〇〇町歩余の増加をみせたのであるが、これはこの四〇余年の間における七戸の幾多の人々の開墾事業のたまものであった。これらの新たに田畑とされた土地は、その多くはかつての原野・山林であったところであり、しかも「軒下まで国有林」的状況の下にあっては、官有地払い下げによる開墾が多かったことは容易に想像できうるだろう。どの程度の山林・原野が官有地であったかは、正確な数字は不明であるが、前掲『上北郡村誌』によるならば、原野・山林ともに広大なところは例外なしに官有地であり、民有地は極

く小量でしかない。山林はほぼ一〇〇パーセントが官有地であり、原野もわずかに二〇パーセント以下が民有地である。

ところで、七戸町役場には、明治期における田・畑開墾願などが断片的ではあるものの現存している。以下、これらの資料に依拠しつつ、当時の開墾の進展、あるいは人々の情勢の一端を探ってみよう。

まず最も古い資料である『明治十年ヨリ明治十三年迄田畑開墾地願留 七戸村戸長役場』においては、明治一年より一三年の三カ年間の田畑あるいは秣場開墾願が綴られている。それを整理して示したのが次表である。

第二九表(1) 明治一〜一三年田畑開墾状況

秣場		畑		田		明治一一年
面	件	面	件	面	件	
積数	積数	積数	積数	積数	積数	
〇	〇	一・五・〇	二	五・一・九・二五	六	一町〇反〇畝〇歩
四・一・二八	一	二〇・三・三	八	三・〇・五・九	三	〇町〇反〇畝〇歩
五・七・一〇	二	二・一・五・二六	四	七・三・四・二三	八	一四町二反八畝二六歩
						明治一二年
						明治一三年

この表にみられる通り、わずか三カ年であっても、年を下るにつれて開墾申請件数・面積ともに急激に増加しており、とくに明治一三年の申請二〇件中、その三分の一弱の六件、面積にして三三パーセントが田の開墾を申し出ているのは注目に値いしよう。また同時に、当時においては田畑と並んで、あるいはそれ以上に馬産のための秣場開墾、整備がこの地方では極めて盛んであったことも明らかであろう。特に秣場開墾は、一件あたりの面積はかなり大きいことが特色である。

これら開墾用地の素地は、圧倒的に原野が多く、ついで谷地、山林が若干みられる。また明治一一年には皆無であった官有地開墾申請が、明治一二年からは極めて大きな比重を占めることになるが、これは当時の国策によるものである。明治一二年の開墾申請中、官有地開墾申請は件数では一〇件余であり、一三年には六件を占めている。これ以降においては、大規模開墾は官有地払い下げによるものが多くを占めるようになってゆく。

次に、『明治一四年一月 開墾地・部分植付願届』にあって、明治一四〇一六年の三カ年の田畑等の開墾、及び山林植林が明らかになる。この綴のなかには、明治一六年一月二五日付にて、かの工藤轍郎が荒屋平開墾を願ひ出した書類が入っている。その規模三八二町二畝二六歩、二〇カ年の予定での開墾事業であり、使用目的は田・畑となっている。ここでも同様に本資料を使用目的毎に整理すると次表の通りになる。

第二九表(2) 明治一四〇一六年開墾申請(地目別)

	明治一四年	明治一五年	明治一六年
--	-------	-------	-------

第七章 田畑・牧野の開墾事業の展開と七戸町の発展

明治一四、五年にあっては山林試植願が数通提出されているのが特徴的である。また、溜池新設あるいはその付帯的作業のためと思われる作業のために官有原野の貸付け申請がなされているのは、当時における田畑開墾の進展に伴う用水の確保のためだろう。明治一五年における溝渠建設のための官有原野払い下げ申請は、工藤轍郎

溜池	溝渠	山林試植	秣場	田畑	田畑	田畑					
面	件	面	件	面	件	面	件				
積	数	積	数	積	数	積	数				
〇	〇	二・五・七・二四	一	一・二・三・八・一七	二	三・〇・〇・一五	四	一・二・〇・七・一六	五	五町七反〇畝	三
一・一・六・二〇	一	二三・二・二・一〇	一	二	〇	一・一・六・八・八	一	六・二三	一	〇町〇反〇畝	〇
八・二・二	二	〇	〇	〇	〇	一三・二・二・二六	一	〇	一	〇町七反八畝	一

によってなされたものであり、これは荒屋平開墾以前の、すなわち天間林村における開墾地の用水のための水路建設のためであった。申請書には山館と中岫間となっており、七戸村山館において和田川より取り入れ、中岫方面へと運ぶためのものであろう。明治一六年は申請件数は少ないが、工藤轍郎による荒屋平開墾が開始される年であった。

次に、『明治十七年二月 開墾地願綴 青森県上北郡第五組戸長役場』には明治一七〇二一年の五カ年間（但し二〇年分は一件も見当たらず。申請がなかったのか、それとも欠落かは全く不明）の申請分が綴られている。

第二九表(3) 明治一七〇二一年開墾申請状況

畑		田		畑		田		
面	件	面	件	面	件	面	件	
積	数	積	数	積	数	積	数	
三六・五・二・九	六	一七八・八・〇・二五	二	一町〇・六・二・三三	三			明治一七年
九二七八・七・三・一五	五	〇	〇	一四町四・四・〇	一			明治一八年
八三・一・三・八	一	〇	〇	四三町八・六・三	二			明治一九年
〇	〇	〇	〇	町反畝歩	〇			明治二〇年
二・三・七一	一	〇	〇	二町二・三・六・二四	一			明治二一年

この頃の特徴は、大規模開墾が多いことであり、しかも数人から数十人の共同開墾が極めて多い。また、この頃の開墾は、七戸に在住せる人物であっても、七戸以外の、七戸周辺の土地の開墾へと比重が移ってきている。

大沢田村、洞内村（以上現十和田市）、大浦村（現上北町）、二ツ森村、榎林村、天間館村（現天間林村）、甲地村（現東北町）などにおける開墾が急速に行われている。

なお、明治一七年に、七戸村及びその周辺に在住せる旧斗南藩士一八人が一二八町余の原野を田畑に開くための申請をしている。

以上の開墾申請が、主として官有地払い下げ、貸与を中心としたものであるのに対し、『有租地開墾願』『開墾願届綴』にあつては、前者が明治二一、二年、後者が明治二四～三一年における私有地の開墾進展を示している。この場合に特徴的にみられる点は、その一件あたりの規模が小さいこと、七戸在住の有力商人、地主層（盛田喜平治、浜中幾治郎ら）の名前が出現することであろう。七戸地方の田畑開墾にあつては、明治二〇年以前においては土族授産的傾向が強く、工藤轍郎・中嶋勝次郎の如き個人経営、あるいは前述の旧斗南藩士族の共同経営の如きものとの違いは存在するものの、概して上族層を中心とする開墾がまず進展したようである。これに対して明治二〇年以降になると、商人Ⅱ地主層による事業がかなりの比重を占めていくことになる。

明治二〇年代以降における開墾のもう一つの特徴は、この頃からしだいに田開墾が畑開墾をしのいでゆくことであろう。明治二二年にあつては田開墾申請件数は五五件であるのに対し、畑のそれは五九件とし、ほぼ同数となっている。また、有租地開墾にあつては、この頃は宅地化も若干数ではあるが出現している。

ところで、官有地払い下げあるいは貸与にあつては、後述する通りかなり杜撰な面もあつたらしく、したがって明治二四年七月に至り、県当局は「県令第三六号官有原野貸渡規程」を定めることになり、その解決を図って

いる。この規定によると、まず官有地御払下予約願を提出、許可があった場合には請書を出し、さらに事業着手の段階にて開墾着手届を、また期明けと同時に開墾成功に付き払下願（あるいは不成功につき還付願）を出すことになる、開墾成功して払い下げを受けた土地は以後有租地として課税の対象とされる。これ以降にあっては官有地払い下げ予約による開墾がかなり増加を示したらしく、明治二五年に田畑開墾のためにかかる申請をなしたものは五一件にのぼっている。また明治三一年には五六件となっている（『官地予約払下貸下願綴』）。

以上みてきた開墾申請が、全てが全て実際に行われ、あるいは思惑通りに成功を収めたか否かは残念ながら明らかではない。しかし、明治一〇年頃より年々の如くに増加してゆく申請件数からしても、開墾地が年々拡大していったことは概ね推察しうるところだろう。時代によりその事業推進主体に若干の差があり、あるいはその規模、用途にも差異・変化がみられるが、いずれにしても緑なす大地の建設にその目的はあったのである。

我々としては、このような事情をふまえつつ、以下においては開墾事業のより具体的有様を、工藤轍郎あるいは中嶋勝次郎の事業経営の中からみておこう。

なお、ちなみに、明治二一年当時の七戸の土地利用状況を示しておこう。『明治二十一年確定土地台帳 字計 総合計綴 七戸村』を整理することにより第三〇表が得られる。また、その場合の田・畑等の等級を示すものとして『明治二十一年度分地位等級訳反別帳』があるが、これによると田畑ともに上級は少なく、あるいは地域的に偏重しており、下級の比重が高い。このことは、田畑ともにその生産性の劣悪なることを示すものであろう。

第30表 明治21年現在の七戸村の土地利用状況

字	田 (%)	畑 (%)	宅地 (%)	山林 (%)	原野 (%)	開墾地 (%)	合計					
七戸	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩					
1~130			10.0.2.18	100			10.0.2.18					
131~260			6.0.1.8	100								
261~392			7.8.3.2	100								
狄花	19.6.5.21	72	3.3.8.5	12	—	—	1.3.27	0.5	3.1.0.28	11	1.0.6.0	27.3.5.0
膝森	3.9.16	0.6	8.1.5.15	14	4.1.26	—	29.9.8.3	52	17.6.5.5	30	—	58.5.6.27
寒水	1.1	—	14.8.4.12	37	3.0	—	—	—	24.8.5.16	63	—	39.7.4.0
立野頭	7.0.23	2	33.2.2.25	92	—	—	1.7.8.17	5	1.9.8	0.5	—	36.0.2.11
大池	4.1.0.11	26	8.7.4.0	56	9.8.6	6	4.4.22	3	1.2.6.16	8	2.10	15.6.1.23
倉越	7.16	0.2	23.9.9.13	90	4.14	0.1	1.2.2.16	5	1.1.5.0	4	—	26.5.1.25
影津内	13.4.1.13	61	4.9.4.8	22	1.3.28	6	1.2.4.7	5	—	—	2.4	21.8.2.9
寺裏	2.7.0.13	77	3.4.0	9	4.5.3	13	—	—	—	—	—	3.4.9.16
笹田川久保	9.4.8.15	56	6.8.7.1	40	3.5.5	2	—	—	2.1.11	1	—	16.9.4.2
笹田	17.3.6.15	97	4.1.29	2	—	—	2.11	0.1	—	—	—	17.8.0.25
太田野	1.7.5.26	4	37.9.3.6	86	—	—	1.7.1.22	4	2.5.4.0	5	—	43.9.8.8
東槻木	5.2.19	9	4.1.3.24	71	3.4.19	6	2.6.15	4	2.8.24	5	—	5.7.7.24

蒼	前	9.1.23	19	2.9.9.1	63	5.9.14	12	2.4.17	5	—	—	—	4.7.4.25
太	田	14.4.9.12	41	11.1.0.5	31	3.7	—	7.1.6.10	20	2.3.3.27	6	—	35.2.2.27
川	去	3.1.9.18	4	18.3.5.23	25	5.2.12	0.7	28.1.4.29	38	21.8.7.14	30	1.2.9.25	73.7.1.18
大	林	8.9.2.23	29	6.6.8.16	22	1.6.24	0.5	2.3	—	13.4.6.28	44	9.0.0	30.1.8.15
館	野	—	—	41.0.8.26	84	1.0.6.29	2	—	—	5.8.6.25	12	—	48.6.8.19
天	神	—	—	15.2.3.3	93	2.4.16	2	4.2.0	21	1.7.10	1	—	16.4.1.15
東	上	5.8.29	22	9.3.20	35	3.7.25	14	—	—	—	—	—	2.6.3.18
城	後	3.2.18	8	1.2.5.0	33	1.5.9	4	2.0.1.28	54	—	—	—	3.7.4.25
上	町	1.1.4.22	4	24.0.0.24	90	4.8.23	2	6.3.8	3	2.3.8	0.8	—	26.7.8.7
天	王	1.5.28	0.6	22.1.8.8	93	—	—	6.3.20	2	4.7.1	1	2.6.1	23.7.6.19
豊	間	9.2.0	10	6.9.8.22	78	—	—	—	—	1.0.1.25	11	—	9.0.0.6
蛇	坂	1.4.7.13	5	10.6.5.6	33	—	—	—	—	11.6.1.23	36	⑤ 8.0.3.10	31.8.8.8
	町	—	—	3.1.0.17	9	8.6.11	25	1.7.3.23	50	—	—	—	3.4.3.13
西	上	9.6.24	20	8.1.17	17	4.12	0.8	3.0.5	6	2.5.2.19	53	—	4.7.5.0
宇	道	5.2.15	2	15.0.1.20	70	—	—	—	—	5.9.3.4	27	—	21.5.6.21
野	統	5.0.29	4	10.4.6.27	89	—	—	—	—	7.2.13	6	—	11.7.7.19
貝	ノ	6.8.27	2	20.0.5.7	78	—	—	1.9.5.17	7	2.9.0.7	11	—	25.7.4.5

第七章 田畑・牧野の開墾事業の展開と七戸町の発展

十 役 野	1.1.8. 4	5	16.8.9.27	74	—	—	—	—	4.6.5.17	20	—	22.7.4. 7
大 澤	6.6.9.29	47	2.7. 4	2	1.7.16	1	7.4.20	5	2.9.7.26	21	3.0.3. 4	14.1.2.14
荒 熊 内	2.0.4.19	1	12.5.5.12	9	6.0.21	0.4	15.4.7.15	11	99.7.8.14	74	3.2.7.27	133.8.9.28
放 森	1.9.6. 0	6	7.3.0. 4	25	—	—	1.1. 1	0.3	14.3.1.21	49	5.3.8.20	29.0.7.28
治 部 袋	1.4.8. 2	16	5.6.7.19	62	7.4.16	8	1.2.5.26	13	—	—	—	9.1.6. 7
白 岩	5.7. 5	2	4.6.6. 4	15	—	—	11.0.0.17	36	14.0.3.25	46	—	30.2.7.21
八 幡 下	1.7.8.20	18	4.1.6.18	41	—	—	9.16	1	3.8.5. 0	4	—	9.9.4.18
古 屋 敷	1.3.7.25	8	14.4.6.27	84	2.2. 0	1	8.8.19	6	—	—	—	16.9.7.17
倉 岡	2.2.9.22	1	25.9.7. 9	10	1.6.6.15	0.6	5.6.22	—	221.4.5. 1	88	—	251.9.9.14
銀 南 木	1.9. 3	0.1	5.6.6. 1	3	1.9. 5	0.1	8.1.8. 7	4	157.2.4.20	90	2.3.3. 9	173.8.0.23
向 平	5.3.11	1	13.3.5.26	28	—	—	2.8.7.26	6	30.5.5. 5	64	—	47.4.8.20
馬 門 川 原	1.7.3.25	59	1.1.6.17	39	—	—	4.15	1	—	—	—	2.9.4.27
鶴 児 平	—	—	1.8. 0	—	—	—	—	—	422.5.8.25	98	5.5.0. 0	428.0.8.25
桜 田	1.1.7.27	6	7.6.8.21	43	2.3.18	1	4.7.2. 4	26	2.1.13	1	3.8.1.20	17.8.5.13
左 組	1.4.0. 0	0.8	14.9.4. 2	9	7.6.18	0.4	12.4.1.21	8	132.6.3.18	81	—	162.1.6. 9
鶴 打 田	4.5.1. 9	20	6.4.8.12	29	—	—	—	—	7.9.3.14	35	3.2.0. 0	22.1.3. 5
作 田	12.1.3. 6	80	2.0.0. 2	13	6.7.20	4	—	—	5. 6	—	3.3.10	15.1.9.14

鍛治林	3.7	—	8.3.3.8	26	3.27	—	8.6.12	3	4.1.7.0	14	17.1.1.25	30.5.6.17
後川原	2.8.7.3	14	13.3.3.1	68	1.4.4.23	7	1.0.4.28	5	6.0.23	3	—	19.6.2.13
前川原	2.0.1.6	34	1.4.0.20	23	1.6.7.2	28	8.2.20	13	—	—	—	5.9.1.18
上野山	1.3.25	0.8	11.3.5.0	72	1.2.4.19	7	6.8.26	4	2.2.4.1	14	—	15.7.0.25
海内	2.5.11	1	22.9.9.23	97	1.8.15	0.7	3.20	—	—	—	—	23.5.5.12
上屋田	1.9.1.28	12	13.2.0.6	83	—	—	2.7.15	1	4.26	—	—	15.8.0.22
中岫	4.2.24	2	12.1.7.15	65	—	—	—	—	5.8.8.6	32	—	18.4.8.15
八尺堂	—	—	6.1.5.19	69	—	—	—	—	2.4.8.20	30	—	8.8.6.6
向田	8.4.0.16	79	1.1.8.27	11	5.17	—	3.20	—	8.4.15	8	—	10.5.6.8
不動向	12.0.9.28	86	1.1.9.25	8	—	—	—	—	7.7.11	5	—	14.0.7.4
中屋敷	3.3.7.3	17	15.4.2.22	80	—	—	3.4.1	1	5.4.20	2	—	19.7.0.28
矢倉	1.5.28	1	9.4.1.28	82	—	—	2.9.12	2	1.5.7.10	13	—	11.4.4.18
夏焼	—	—	12.4.2.3	84	—	—	—	—	2.3.2.10	15	—	14.7.3.13
和田下毛	1.9.0.15	14	6.3.3.0	46	1.4.3.25	10	3.2.5.8	23	5.8.27	4	6.28	13.5.9.22
和田	3.0.6.13	45	2.6.1.14	38	3.2.1	4	7.6.26	11	—	—	—	6.7.6.26
高屋敷	—	—	32.0.0.8	90	1.7.0.29	4	1.8.4.24	5	—	—	—	35.5.8.19
前田	8.0.0.17	59	2.3.9.23	17	—	—	9.5.25	7	2.0.0.16	14	—	13.3.6.21

第七章 田畑・牧野の開墾事業の展開と七戸町の発展

八掛田	11.8.5.15	62	4.3.3.0	22	2.1	—	2.0.6.28	10	9.8.3	5	—	19.2.5.23
山屋	2.4.3.9	5	23.1.9.24	54	1.3.4.23	3	15.8.2.0	36	9.11	1	—	42.9.0.13
薬師平	—	—	—	—	—	—	—	—	16.4.0.0	100	—	16.4.0.0
山館	1.5.6.9	0.3	8.8.4.5	2	4.5.23	—	—	—	379.8.3.16	97	—	390.6.9.29
西野	1.0.2.14	0.7	9.8.7.11	8	9.8.24	0.6	2.7.6.18	2	129.5.4.0	90	—	144.2.0.25
西槻木	1.9.9.1	12	10.7.7.5	69	8.2.25	5	1.8.3.12	11	—	—	—	15.4.7.16
都平	9.1.28	2	18.7.0.3	54	1.0.11	—	9.3.14	2	13.4.3.24	39	2.1.10	34.3.1.0
萩澤	1.5.1	1	1.5.9	1	5.8.10	4	1.2.2.1	10	10.0.5.0	82	—	12.1.7.20
有田澤	5.0.1.17	28	11.7.3.10	66	—	—	1.5.12	0.8	7.4.13	4	—	17.6.4.22
小山川原	2.1.9.10	74	6.2.8	21	—	—	—	—	1.2.8	4	—	2.9.3.26
八栗平	1.8.4.28	1	20.3.3.26	13	1.3.1.4	0.8	122.7.4.15	80	7.0.3.7	4	—	153.2.9.26
小川口	8.6.7.9	72	3.1.9.27	26	—	—	8.0	0.6	—	—	—	11.9.5.6
別曾	1.5.6.14	15	6.1.8.14	60	1.1.9.12	11	1.1.4.6	11	3.27	—	—	10.1.6.26
道地	7.6.10	0.7	8.1.4.10	8	8.1.18	0.8	1.9.4.6	2	88.9.1.19	88	—	100.5.8.24
清水頭	—	—	22.6.3.21	69	2.0.5	0.6	9.8.7.8	30	—	—	—	32.7.1.18
下見町	7.5.7.10	21	12.8.2.10	37	3.2.15	1	11.0.8.10	32	2.5.1.20	7	—	34.4.2.11
見町	2.4.0.24	21	1.4.0.21	12	7.1.26	6	6.3.4.16	57	—	—	1.0.2	10.9.8.23
荒屋	8.7	—	39.5.0.17	61	1.1.5.7	1	1.1.6.2	1	19.9.1.12	31	2.4.1.0	64.2.5.4

中 村	—	—	20.4.6.15	82	—	—	2.5.4.7	10	—	—	—	—	24.8.7.1
中 田	5.0.6.8	14	7.8.5.22	22	1.2.7	0.3	3.3.0	0.9	21.5.3.22	61	—	—	34.9.0.29
渡ノ上	10.0.2.13	89	2.1.21	1	—	—	—	—	1.0.0.26	9	—	—	11.2.5.0
槻木澤	6.25	—	13.4.9.11	15	2.7.5	0.2	69.0.5.18	76	7.2.4.9	8	—	—	90.1.3.18
沼ノ澤	1.8.5	0.7	20.3.4.5	85	9.5.5	4	9.15	—	1.7.5.20	7	1.6.14	—	23.6.7.3
賽ノ神	—	—	28.2.7.24	97	1.8.10	0.6	2.6.19	0.8	2.6.20	0.8	—	—	29.0.4.16
野左掛	1.1.8.16	0.6	5.6.1.6	3	1.4.6.16	0.7	2.6	—	176.3.1.26	95	—	—	184.9.1.24
長久保	1.3.23	—	25.6.5.17	16	6.1.16	0.3	65.8.8.3	41	13.9.4.7	8	—	—	160.2.3.17
寺下	5.1.12	1	22.1.0.27	65	7.4.28	2	2.2.0.7	6	8.4.6.1	24	—	—	34.0.3.29
唐松	2.3.24	0.5	19.8.8.15	42	7.5.29	1	2.5.6	0.5	25.3.3.10	54	—	—	46.4.8.4
(合 計)	258.2.7.12	6.3	1036.8.0.19	25.4	(市)26.9.6.5 (郡)35.3.4.29	0.6 0.8	469.5.5.15	11.5	2182.1.9.5	53.5	58.5.5.9	1.4	4078.6.0.9
地 価	46,664,721		39,742,238		7,127,389 4,386,363		1,465,515		2,363,229		—		—
地 租	1,166,701		992,509		178,203 109.66		24,119		59,109		—		—
	沼 池		雜 種 地		公 立 学 校		墳 墓 地		用 水 路		溜 池		堤 塘
	2.0.22		3.2.3.4		1.6.20		1.0.9.21		5.0.19		5.4.1.8		3.1.1
	1.35		12.074		—		—		—		—		—
	34		308		—		—		—		—		—

第五節 工藤轍郎による開墾事業と工藤農場

七戸町荒屋平の一角に、ひとつの記念碑と銅像が立っている。ひげをはやし、やや痩せぎすの老人は、広々と広がりゆく青々とした田圃を見下し、記念碑にはこの老人が語るかの如く「この美田を子孫におくる」と刻まれている。この老人こそが工藤轍郎であり、そこに広がる美田こそ彼が一生を捧げて開墾した荒屋平である。

工藤氏は、広沢牧場の広沢安任、三本木開墾の新渡戸伝と並んで上北地方の開墾・殖産事業に多大な貢献をなした人物であることは余りにも有名である。彼は嘉永二年（一八四九）七戸村に生まれた。父は隆太であり、七戸御給人の一人であった。明治維新期の混乱期にあって、その過中にまき込まれつつも当七戸地方の殖産事業に父子ともども活躍し、特に轍郎は父隆太の意志を継いでこの地方の不毛の地の開墾に全力を傾注してゆく。彼はこれから述べてゆく荒屋平を中心とする開墾事業においてとみに著名であるものの、その他の産業・政治の分野においても大いに活動・活躍をなしている。政治的には明治初年にあたっては、上北郡下各村の戸長、あるいは七戸村村会議員をつとめ、明治一三年（一八八〇）には上北郡選出の県会議員としても活躍した。しかし明治二五年、二七年の国会議員選挙に落選した後は、政界の表面に出ることはなかった。ただしその後であっても七戸における政治的実力は極めて大きく、旧七戸御給人層の長老的存在として、あるいは旧士族層が政治的・経済的に没落してゆく中にあっても唯一人大きな力を占めたのであり、商人層の代表である盛田喜平治とともに二大勢

力を構成していた。しかし、かかる政治的活躍、あるいはその実力以上に、工藤轍郎をして工藤轍郎たらしめたのは、何と云っても産業界における活躍であろう。七戸産馬組合議員、上北郡産業会長、地方森林議員、七戸村農会長などをつとめると同時に、開拓・農事改良・畜産の振興にあつての彼の指導的役割は重大である。自らがこれら事業に手をそめた他にも、国の馬匹委員として日本馬政計画に参画し、あるいは奥羽種馬牧場の七戸開設に努力したことなど、枚挙に暇がないほどである。かかる貢献に対しては、明治二七年藍綬褒章、明治三五年勲六等瑞宝章、緑白綬褒章が与えられており、死の年の昭和二年に正六位を授与されている（以上『青森県人名大辞典』）。

ところで、ここではこの工藤氏による開墾事業をとりあげる（彼の畜産業、あるいは政治的活躍についてはそれぞれ他のところでふれている）。彼の開墾事業は、就中荒屋平のそれが余りも有名である。これに関してはすでにいくつかの研究・紹介があり（盛田達三『工藤農場開拓と解放の概略』、七戸町『甦える台地―荒屋平開拓の記録』など。後者は小学生の社会科副読本として編集されたものだが、荒屋平開墾に関する極めてすぐれた概説書である）、ここではこれらの著作に依拠しつつ、さらに工藤正六家所蔵の『工藤轍郎関係文書』によってより具体的に、轍郎の開墾事業の有様を示してゆこう。

一 荒屋平開墾以前における工藤轍郎の活動

工藤轍郎は、明治六年（一八七三）に本格的開墾事業に着手する。その第一は、父隆太がかつて下賜された天

間林村内の土地の開拓である。すなわち天間林村原久保において開田工事を起し、同村中野川より上水のために延長一四一〇間、深さ六尺の水路を開き、あるいは溜池を設けるなどして天間林村野崎・天間館・原久保地区に水田二〇余町歩を開いたのに始まる。この時二五歳の若さであり、父隆太の開拓の意志を忠実に継承し発展させることに生涯をかけることが、ここに開始されたのである。しかし、この当時にあつては、彼は同時に畜産、特に産馬事業へ並み並みならぬ情熱を持っており、三沢の広沢安任と同じく、洋式の大経営牧場を開くべく努力している。すなわち第二に明治六年、七戸村萩ノ沢の地に牧場を開いたのがそれである。その後この牧場は、明治一〇年になって周辺の官有地五〇〇町歩の貸下げを受け、同一年に五〇〇〇間の堤柵を築き、英国産・米国産・ハンガリー産などの外国産馬匹の導入をはかり、あるいは萩ノ沢種畜所を開設している。また同地区内に田畑数十町歩を開拓し、移住者をここに移らせ、私費を投じて学校、あるいは神社を建てている。明治一四年には肥後型馬耕教師住本久五郎、西洋型馬耕教師三浦源内を招き馬耕伝習所を設け、これにより移住民の、特に青年層にこれを習得せしめている。ここに萩ノ沢耕牧場は安定をみせるかのようにあつた。しかるにこの萩ノ沢耕牧場は、明治二六年に至って洋馬種の大下落により閉鎖の止むなきを迎えてしまう。勿論だからと言って工藤氏が産馬事業の全てを放棄したのでは無論ない。

第三として、七戸村和田川の上流鑑岩から三三三八間の上水工事をやり、中岫・海内・薬師平の開墾用水を完了している。明治一五年のことである。

かくして、父隆太の企画した事業をやり遂げた轍郎は、明治三年以来の彼の夢であつた荒屋平開墾へと着手す



工藤 轍郎

ることになる。

二 荒屋平開墾事業と轍郎の苦闘

荒屋平とは、当時の七戸村と洞内村とにまたがる原野の通称である。荒屋平開墾は、工藤氏以前においても、例えば新渡戸伝や七戸村の有力者により計画されたこともあった。しかしこれらは全く着手されることなく終わってしまっている。当時の荒屋平は周辺の集落の人々の利用する放牧場であった。したがって荒屋平開墾にあたっては、一つにはこれら利用者の同意を取りつけることが必要であり、事実、工藤氏の計画が発表されるや、猛烈な反対がおこったという。また二つには、荒屋平の開墾は全く不可能であり、無理なことだとされていた。それは偏に水利の便の悪いことが理由であった。こうしたことが、工藤氏以前の計画が、単なる計画倒れに終わった理由であった。かかる困難が存在せる土地の開墾を工藤氏は計画し、実行しようとしたのである。

工藤氏は明治一四年になり計画をいよいよ実施に移すべく、周辺一七集落の同意をとりつけるのに奔走する。工藤氏の説得はようやく功を奏し、翌一五年になって全集落からの承諾を得ることに成功したという。かくして、明治一六年一月、地所拝借願および上水路掘削に関する願いを青森県へ提出するまでになった。以下に「地所拝借願」、およびそれに添付された副願を全文引用しておこう。

開墾地所拝借願

上北郡七戸村地内字沼ノ沢四拾六番

一原野反別三拾八町五反六畝廿四ト

同 字中村三十五番

一原野反別三反廿九ト

同 字同五十五番反別九町老反八畝老トノ内

一原野反別老町四反八畝廿老ト

外反別七町六反九畝拾ト御貸渡地

同 字荒屋百四番反別三十三町五反老畝廿トノ内

一原野反別廿八町五反老畝廿ト

外反別五町ト御貸渡地

同 字同百十三番

一原野反別七反五畝廿二ト

同 字同百十六番

一原野反別七反廿八ト

同 字同百五十番反別百八十町三反四畝十五トノ内

一原野反別百六拾八町三反四畝拾五ト

外反別拾二町ト御貸渡也

同 字川去百拾番反別四十九町七反六畝廿トノ内

一原野反別四拾九町七反六畝拾六ト

外反別四ト電信柱敷地

同 洞内村地内字下豊良廿七番反別九十四町八反七畝廿老トノ内

一原野反別九拾三町五反七畝廿老ト

外反別老町三反ト御貸渡地

合反別三百八拾貳町貳畝廿六ト

此鍬下年季明治十六年ヨリ以降二拾ケ年季

右之地所本郡七戸村地内小字見町川ヨリ上水ノ上田畑開墾仕渡ニ付拝借御許可被下成度 則チ着手之順序経費ノ予算絵図面及納得書相添此段奉願上候也

上北郡 七戸村 士族

明治十六年一月廿五日

願人 工藤 轍郎 ⑩

青森県令 郷田 兼徳 殿

開墾地所拝借之義ニ付副願

轍郎儀

陸奥国上北郡七戸村地内字沼ノ沢外五字ニ於テ開墾地反別三百八拾貳町余拝借奉願上候ハ、同一所ノ義七戸村西南ニ当リ方一里余ノ原野ニシテ地味モ耕スニ足レリ。爰ニ於テ父隆太義旧盛岡藩所轄中同所接続ノ地字萩ノ沢ニ於テ自費開墾ノ為メ反別四拾三町步余下渡シテ請願シ許可ヲ得テ着手（旧七戸藩ヨリ明治二年更ニ渡替ニ成リタル土地ニ御座候）致シ居候処、耕作ノ目途一方ニテハ其業ヲ遂クル能ハス。爰ニ於テ轍郎儀牧畜ヲ加ント欲シ、萩ノ沢接続ノ地字和田川三等官山ノ内反別百八拾町步牧場地ニ拝借願濟ノ上、牛馬ヲ飼立其利益ト培養物ヲ得ルトニヨツテ開墾ノ事業モ大ニ進歩シ、爰ニ於テ萩ノ沢村ヲ創立シ、戸數拾戸其人員七拾余口ヲ生活セシメ、牛馬ノ數洋和種合テ百貳拾余頭ヲ収養シ、萩ノ沢神社ヲ建立シ、小學校ヲ建築其生徒五拾余名既ニ就学セシメ、少シク宿望ヲ達スルト雖モ、已ニ一村成立ノ上ハ将来ノ稼穡ヲ全セシメサル可カラス。然ルニ猶爰ニ大欠点ナルモノ有之。牧場ハ牛馬ノ遊食スルニ止リ、開墾地ハ僅カ四拾三町余ノ陸田ニ付、七拾余口ノ人民喰ムニ足ラサルノミナラス、牛馬冬飼ノ料更ニ開墾相成、今之ヘ延水ヲ為ス時ハ独リ萩ノ沢人民ノ幸福ヲ得ルノミナラス、七戸ノ支村見町、野左掛、沼ノ沢、荒屋、中村及洞内村ノ支豊良五十貫田等ノ各村戸數百拾余戸其周囲ニ村落ヲ為シ、何レモ水利ニ乏シク陸田ノ一方ニテ多年上水ノ挙ヲ希望致シ居候故、上水及拝借地ノ義トモ協義ニ及候処、何レモ同意ニ付既ニ納得書モ差出候義ニ有之。且当地方從來ノ貫行水田ハ稻稗ヲ植付ルモ、陸田ハ大豆ト粟蕎麥ヲ植付、其耕業モ至ツテ廉ニ有之。其收利ヲ以培養及手間料ヲ償ハサルモノ數多有之カ為メ、耕業ノ道不相開。然ルニ県庁ニ於テ西洋馬耕及肥後伝ノ馬耕教師御配

置以來生徒ノ中卒業セルモノ既ニ數拾名有之内、轍郎親屬及萩ノ沢開墾ニ從事セルモノ拾名余、今拝借願濟ノ上ハ兩器械ヲ以テ開墾ヲ為シ、且当地方森林ノ必用ナルモ未タ之ニ着手スルモノ無之、在来ノ苗木ハ勿論今般東京ヨリ神樹木ノ苗三百本ヲ買受候ニ付、之ヲ繁殖シ並木ヲ始防風林等ヲ仕立、又ハ桑苗木ヲ仕立人民銘々植立ノ為メ苗木貸渡ノ方法ヲ設ケ度志願ニ有之。且ツ郡内ノ壯者是迄多分ハ北海道へ出稼致候処、開拓使御廃止以來該道へ出稼ノ者モ内地ニ止候情勢ニ相成、然ルニ当郡ノ義ハ地ニ就キ食ムノ外余業モ未タ無之ニ付、右等ノ者該地へ移住為致候得共、費用巨額ヲ要シ候義ニ付、漸々該地ヨリ得ル收穫ノ幾分ヲ以右入費へ充テ、追々拡張候見込ニ有之候間、歟下年季ハ当明治十六年ヨリ向二拾ケ年季ニ被据度、然ル時ハ近傍人民ノ幸福ヲ得ルノミナラス、御国益ノ一端トモ相成候義ニ付、厚ク御洞察被成下、格別ノ御詮議ヲ以テ本地拝借之義御聞届被成下度。尤拝借地御規則ノ義ハ堅遵守可仕候間、願意御允可被成下度、則別紙書類絵図面相添へ此段奉副願候也

上北郡 七戸村 士族

願人 工藤 轍郎 印

明治十六年一月廿五日

青森県令 郷田 兼徳 殿

開墾着手順序経費予算調

一合反別三百八拾貳町貳畝廿六歩

内訳

水田反別百拾町ト

此坪数三拾三万坪

此開墾費金千九百八拾円 但老坪ニ付金六厘

是ハ三頭牽西洋馬耕耆組賃金一日三円

五百坪開キニテ如斯

陸田反別二百拾八町二畝廿六ト

此坪数六拾五万四千八拾六坪

此開墾費金二千六百拾六円卅四錢四厘 但老坪ニ付金四厘

是ハ同上 一日七百坪開キニテ如斯

小以金四千五百九拾六円三拾四錢四厘

樹木植立地反別五拾四町ト

此坪数拾六万二千坪

是ハ縦五百四拾間横二百間ノ植込地則チ防風林トシテ五ヶ所ニ分チ設置養樹スル諸費左ノ如シ

築堤延長四千四百四拾間

此人夫八百八拾八人 但一日老人高四尺堤五間積り

此賃金三百三拾七円四拾四銭 但一日老人金三拾八銭積り

雜苗木拾六万二千本

此代金百六拾二円 但老坪老本積り 老本金老里

植立人夫四百八拾人

此賃金百八拾二円四拾銭 但一日老人百五拾本積 一人金四八銭

小以金六百八拾老円八拾四銭

合金五千貳百七拾八圓拾八銭四厘

右ハ開墾及養樹等経費ノ予算書面之通りニ御座候也

上北郡 七戸村 士族

明治十六年一月廿五日

願人 工藤 轍郎 印

しかし、この土地の開墾にはさらに厚い壁があった。この土地は将来は御料地となる予定ということで、時の上北郡長藤田重明が「詮議ニ及バズ」として工藤氏の願いを拒否したのである。工藤氏はその願書の申達を藤田氏に強く要請するとともに、時の県令郷田兼徳に会って特別の取り計らいを要求、同年一一月、さらに郷田氏の



開墾地の水路

上京に際して随伴して上京、関係各方面に強く陳情、あるいは時の要路者品川弥次郎、藤波言忠の特別の配慮も得、ついに明治一七年一月、荒屋平の予約開墾は許可されたのである。工藤氏は雪解けを待たずにこの地の開墾にあたり、萩ノ沢耕牧場で訓練した馬耕伝習生がこの任にあたった。

しかし問題は水であった。「……該地ハ元来一滴ノ水理ナキ広原」であり、「先ツ沃水挙行ヲ企画シ」たのである（『工藤轍郎関係文書』中、「開墾書類綴」）。

水路は三本企画されている。

上水線路ヲ第一号、第二号、第三号ニ區別シ、其ノ第一号線ハ則チ七戸村八幡岳ノ麓ヨリ湧出ル小増沢川是ナリ。之ヲ其ノ水源ヨリ耆里程距リ上水口ヲ設ケ、川岸ヲ伝エ險阻ヲ碎キ、延長千間程ノ平堰ヲ掘通シ、夫レヨリ高山ヲ横切式百間程ノトンネルヲ穿チテ第二号線エ合シテ耆流ト為シテ得ヘシ（該川ハ北ヨリ南エ流レ水源ヨリ式里廿町程ニテ増沢村ニ至リ、大增沢川エ合シテ耆流トナリ、之ヲ増沢川ト云フ。夫ヨリ一里十五町程流シテ有名ナル奥入瀬川ニ入ル）。第二号線ハ同岳ノ裾ヨリ流出ル見町川是ナリ。第三号線ハ野左掛山、樽石山谷合ノ細流ヲ廿町



山林内部の水路開削工事

程ノ平堰ヲ掘通シ、字養ノ神ト云フ処エ之ヲ引キ、一大溜池ヲ築テ之ニ貯水シテ、第一号、第二号上水線破損等ノ非常ヲ補フモノトス。

(同上)

これら三水路のうち、第三水路が通る官有地払い下げには再び苦勞がつきまとう。この土地は官私未定山であった。ここに水路を通さない限り水を通すことは出来なかった。工藤氏は青森大林区にその許可を迫ったものの、仲々許可がおりなかった。ついに工藤氏はその部分も除く工事に着手するが、この工事に係わる人夫も当時の七戸周辺では確保出来なかった。岩手県花巻、秋田県大館の両方から約一〇〇人の人夫を雇備しての工事であった。問題の地を除く工事は全て完了した段階でも許可はなく、これら人夫も「空手座食せしむる」のみであった。工藤氏は止むを得ず、再度上

京し主務省に陳情、ようやく許可を得るのに成功、東京より帰った時にはその地は青森大林区署により引渡済みであった。かくして、すでに二四町歩の田は整えられ、あるいは移住民家屋が建てられ、農民もまた移り住み、苗代も造られていたその地へ、見町川より上水された水が二六七三間の水路を通じて流れ込んだのであった。荒屋平開墾の第一歩はここに大きく踏み出されたのである。

しかし、荒屋平三八二町歩の開墾からすれば、これは余りにも小さく、しかもこの年の待望の収穫は余りにもみじめなものであった。収穫の結果は甚だ不良であり稲株の鎌入れも出ないまままで放棄され、そのため新来の移民の落胆するところ甚だしいものがあつた。不作はこの年ばかりではなかつた。以後明治二四年までの八年間、これと全く同様な状態であつた。移民も多くが疲労困憊し、或いは他に移転するもの、或いは退去するものがつづき、最初に移住した人々の中では岩手県出身の二戸以外は全て立ち去つたのである。二四町歩の開田地も、ついに五町歩を残してあとは全て荒廃した原野と化してしまつたという。

工藤氏の計画は全く思いがけない方向へと向かつてしまつた。しかし彼は残つた移住民を激励しつつ、自らも農業者として、三町歩の開墾田を試験田とし、苗代作り、田の耕耘・施肥などに努力と研究を重ねていった。こうした苦闘の最中であつて、明治二三年の上京の際に化学肥料過燐酸石灰の存在を知つたことが彼の再起とその後の成功の第一歩であつた。

明治二三年（一八九〇）、東京で開かれた全国農談会に青森県代表として出席、その後渋沢栄一の案内で大日本人造会社金屋堀工場を見学、過燐酸石灰を知り、見本としてわけてもらったそれを試験田に施肥、その秋には

荒屋平で始めての収穫をみたのである。以後三カ年、試験田における彼の努力は、さらに幾つかの改良、努力とあいまって一つの結実をもたらすまでとなった。かくして、荒屋平の開田とその農耕をあきらめていた人々の中からも、これに刺激されて再び荒屋平へ戻る人、あるいは新たに移住を希望する人々が出てきたのであり、明治二九年から三二年の四年間で荒廢した田はよみがえり、更に新たに五〇町歩の水田が開かれるようになった。過磷酸肥料は、荒屋平の他の農民にも貸付けられ、荒屋平全体の復興がなったのである。

三 荒屋平開墾地の拡大と疎水工事

工藤氏の苦闘はようやく一つの成功の基礎を築くに至った。さらに工藤氏は、明治三四年には近隣の民有原野一四二町歩を買収、合計五〇〇町歩以上の、後の荒屋平工藤農場の基盤を持ちえた。ここで問題となったのは、開田地の拡大に伴う水不足であった。従来の見町川上水路の拡張も行われ、明治三二年には合わせて三八一三間の延長に達した。しかしこれによってもなお水不足は深刻であり、今後の大規模開田には全く不足していた。明治三四年、かねてよりの調査と計画により、荒屋平の西方一二キロを流れる大深内村熊の沢川からの上水を妥当と結論づけた。同年この計画はいよいよ実行に移される。

この計画の概要は次の通りであった。

開削水路 一一九五〇間 巾八尺、深さ一丈余

開削水路中のトンネル工事距離 一九七〇間



開墾に従事した人々

盛立築堤 数百間

工事 二ケ年（明治三四年着手、三六年完成予定）

総延長水路 四里

この対象となった土地は、「其ノ線路連続シタル一帯ノ岩石高山ト險阻幽谷トヨリ成リタル地勢」であり、「容易ノ業ニ非サ」るものと工藤氏も予期していた（『工藤轍郎関係文書』）。周囲の人々の工藤氏への揶揄、中傷も其の極に達していた。「轍郎遂に狂せり」とまで言われたという。工藤氏はこの工事を通じて生涯の協力者、大深内村豊良の大工中野留八と出合う。中野留八が工藤氏の信頼をうけ工事の責任を担った。工事の過程で最も困難を極めたのは梅山トンネル工事であった。長八〇〇間に及ぶこの工事で、一つは酸素欠乏のために照明ランプが使えず、さらに生命に危険があったこと、二つはそのコース途中で予想以上に固い岩盤に突き当たるという困難をみたのである。前者の解決のためには空気入れのためのパイプを貫通させることで解決、後者はひたすら「堅任不屈」の精神で耐えぬく以外に方法はなかった。いくつもの困難を何とか克服、遅れを伴いながらも進められたトンネル工事が最終段階で思いもかけぬ出来事に出会う。

両側から掘られたトンネルが出会うべき処で四尺の食い違いが出てしまっていた。資金難がさらにこれに追い打ちをかけた。野辺地の野村治三郎がこの時三〇〇〇〇円を提供してくれたことが工藤氏を救った。この資金によりトンネル工事を再開、疎水工事全体は、計画より約一年おくれて明治三七年秋に漸く完成をみたのであった。

なお工藤氏の資金難は有名であり、しかし彼の信念は「一意のあるところ自ずから通ずる」というものであり、大変な借財もその大偉業の完成のためには全く意に介さなかつたかの如くであった。有りと有らゆる手段を通じて借金をし、時には高利貸からさえ借金をした。工藤氏の死後（昭和二年）、工藤農場をめぐる小笠原八十美との訴訟事件も、もとはと言えばここにあった。

熊ノ沢川上水工事が完成した後においては、工藤氏の計画は新墾地拡大と、水路の整備であった。

新墾地は徐々に拡大されていった。自らの実践の中で荒屋平の水田を改良し拡大していった。水路整備は、熊の沢上水工事が資金難に追われての一時しのぎ的工事であったことから、全面的改修を必要としていた。大正九年に至り、水路改修工事に着手、翌一一年にはほぼ計画通りに工事を完了した。

大正五年には荒屋平開墾下年期の五カ年延長を願ひ許可され、同九年、更に一〇カ年の延長願ひを提出、許可されている。

昭和二年（一九二七）一月二六日、工藤氏は生涯をかけた荒屋平開墾地の粗末な農場事務所の一室にてこの世を去った。七九歳であった。この年までに開かれた荒屋平の規模は次の如くであった。

農場面積 五八〇町歩

内 水田 二五〇町歩

畑 一四〇町歩

防風林 一五町歩

移住戸数 五五戸

住民 二四三人

他部落よりの小作人 二一四人

農場 反当り収量 平均 玄米一石七斗

平年作総収量 玄米 約三〇〇〇俵

農業の基礎の一つは用水であることは当然であろう。この点について工藤氏がいかに考えていたかを彼自身の言葉で紹介しておこう。

移住民ノ保護状況

自分ハ常ニ来ルモノハ拒ハマズ、サルモノハ追ハズトノ主義方針ヲ取ツテ居ル。単ニ斯ク云フト移住民ニ対シ頗ル冷淡デ、全ク放任シテ顧ミナイカノ如ク聞イルガ決シテサウデナイ。開墾事業ニ於テ移住民保護ホド至難ナモノハナイ。即チ一家族ノ生命ノ安全ト、将来ノ生活ヲ保証シナケレバナラナイ。何レノ移住民モ衣食足りテ移住スルモノハ甚タ珍ラシイ。遠ク北海道ニ移住スル資力モナク、サリトテ最愛ノ故郷ニアリテ食フコトモ出来ズ、不止得移住スルモノ、不時ノ天災ニヨリテ破産セルモノ等、遊惰怠慢殆ント人生ノ落伍

者ニシテ移住スルノテアルガ、自分ハ移住ノ当初ニ於テモ書面ハ勿論、口約モナク、只地主ハ移民ヲシテコノ地ヲ愛シ、此ノ地ニ食ミ此地ヲシテ墳墓地タルシムル觀念ヲ養成スルコトニ努力スルノミテアル。ソレガ為メ耕作ノ田畑が熟地トナル迄テ殊別ノ恩典ヲ与フルハ勿論ノコト、飲食物、家屋、家具、農具ノ貸与、子弟ノ教育迄デ一ニ地主ニ於テ引キ受ケ、代リニ移民ノ労働力ハ寸分ノ仮借モナク努力セシムル方針ニ取ツテアル。然ラサレバ当地方ノ如キ劣等地ノ開墾成績ノ良好ハ望ムコトカ出来ナイノデアル。斯クノ如ク地主ハ移住民ノ保護ニ対シ出来得ル丈ノ保護援助ヲ与ヘテアルガ、ソノ恩顧モナク世間ノ流説ヲ信ジテ他ニ移転ヲ希望スレバソノ意志ニ任セテ敢テ拒マナイ。之レ去ルモノハ追ハズノ理由デアル。又前陳ノ如ク、移住ノ当初ニ於テ書面ハ勿論、口約モナク、只人生ノ落伍者ニ同情シテ敢テ其ノ若ノ身元等モ調査スルコトナク、出来得丈ノ便宜ヲ与ヘテヤルノデアル。是レ即チ来ルモノハ拒マヌ訳デアリマス。

(『大正十一年開拓勲下年期延期願』より)

用水ニ就テ

水田開墾反別ノ多少ハ水量ノ支配ニ因ルノ外ナケレバ、用水ハ充分経済的ニ利用セザル可カラズ。其地区ニ因リ田面ノ灌漑水低地、若クハ溪沢ヘノ絞リ水、又ハ自然滴流ノ水ハ堤防ヲ築キ之ヲ堰止メ、適當ノ勾配地ヘ引水シテ再度用水トシ、此手段幾度ニテモ水尾ノ尽ル迄踏襲シ、一滴ナリトモ無益ニ投スベカラズ。而シテ自然流レ込ム土砂ノ堆積ヲ利用シテ順次ニ田開墾ノ便トナリ。又一般的田面ノ灌漑水モ新規ニ係ル工事

ノ疎水ニシテ、限りナク従来ノ如キ天然ノ流域ヲ乱用スルガ如キ掛ケ流シハ慎マザル可カラズ。掛ケ流シハ
 独り用水ノ損失ノミナラズ施肥ノ養分ヲ流失シ、水口田ノ青ホ立ツ稲株ヲ多ク生ジセシメ、其悪影響延ヒテ
 ハ田並一般ニ及ボスベシ。故ニ自己ニ係ル田面一並ノ内末幾一枚位ハ用水ノ届クカ届カザル位ニ水量ノ節約
 ト他人ニ対スル義理ヲ弁ヒ相互共同一致心ヲ守ルトキハ水掛論モ起ラズ、秋実ニ及ンデ米質佳良ニ出来、枿
 目モ多ク得ラルベシ。注意セザルベカラズ。

掛ケ流し新陳代謝のそれよりも、陳腐の水ぞ肥へしかりける

尚盛夏ニ於ケル青田ノ灌水不及ハ、恰モ乳児ノ乳不足ニ其泣顔ヲ見ルニ等シク、慈母ナル田作人ノ忍ビサ
 ル所ナレバ各自我田引水ノ情ヲ一層^(マ)違フシ、其果テハ喧嘩トナリ、期スル灌水ハ双方共ニ其目的ヲ達セザル
 ノミナラズ、事ニ因リ徒ラニ其筋ノ厄介ヲ引起ス事ノナキニモアラジ。故ニ早リ続キニシテ用水不足ノ場合
 ハ天ノ為セル災ト諦メ、折合ヲ附ケ、即チ灌水順ヲ午前、午後トカ、昼夜トカニ区分ヲ協定スルハ相互利益
 ナルベシ。元来稲ハ全クノ水草ニ非ザレバ昼夜蒼海ノ如ク灌水セザレトモ田面ノ亀裂ヲ生セザル限りハ時ニ
 因リ湿润ダニ保チ得レバ差支ナク、谷地田ノ如キハ猶然リトス。其ノ反対ニ曰ク浅水ハ雑草蔓延シテ除草ニ
 煩勞多シト云ヘリ。然リ蔓延ト同時ニ稲株モ共ニ蔓延スルヲ思ハザルハ蓋シ当地方ノ耕耘術ノ進マザルノ一
 証トス。又地方ノ諺ニ曰ク、「早リニ飢餓ナシ」トハ之レ掛ケ流シノ悪弊ヲ天自ラ其ノ水量ヲ調節シテ豊作
 ナラシメタル所以ナルベシ。

一滴の水も田畑の基ぞと 守りて捨てぬ人の多かれ

(『開墾事業小感集』)

四 工藤農会と小作人対策

工藤轍郎の努力により開墾された農場は、一部自作地を除けば全て小作に出されている。工藤農場における小作制度について若干検討しておこう(なお、本項は第六章に入れられるべきテーマであるが、便宜上、ここに入れておく。したがって第六章第五節も合わせて参照されたい)。

工藤農場の小作人は大別二種ある。一つは移住してきた小作人であり、他は周辺に移住している農民で工藤農場の土地を小作しているものである。小作そのものに関しては両者間に何の差異もないが、工藤氏は特に前者の定着、安定に意を注いだ。移住民保護についての工藤氏の独自の考えがあった。

移住者の生活が安定するまでの物的援助を与え、子弟への教育を与えることを実行しつつ、さらに精神的な安定を図るべく、部落内に神社をまつること、共同墓地をつくることを行った。神社はすでに萩ノ沢開墾の際にも設けられたが、荒屋平にも池ノ平神社が建立されている。墓地は明治二三年(一八九〇)に葬祭所とともに設置されている。

このような移住民の安定策を図る中で、彼らを中心とする小作人に対する対応も、当時のこの地方における一般地主のそれとはやや異質のものであった。

当時の七戸地方の小作料の相場は、地主五分、小作人五分であったが、工藤氏の場合、地主三分の一、小作人三分の一、大地に還元する肥料代三分の一とし、実質的には小作人が三分の二を取得する形式であった。形態としてはいわゆる刈分小作であるが、この地方の生産性からしてこの形態が小作人にも良かったであろう。畑地については無料であり、その代償として労役を工藤氏の自作地に提供させている。この際に工藤氏は小作人に新しい農業技術の取得をさせる場としてそれを位置づけていたという。

小作料率について、工藤氏は一貫して前記料率を通してゐる。大正六年（一九一七）の鍬下年期明けに際し（但し先述のように延期される）、課税とともに小作料も増加するであろうという大方の不安を察し、工藤氏はその不安を静めるべく、分作料は従来通りとすることを明言している。

一、分作率ハ従来ノ如ク地主三分ノ一、小作人三分ノ二実行スルコト

二、小作人ハ従来ヨリ尚ホ一層労働能率ヲ發揮シテ十分ナル肥料ヲ施シ地力ノ最大ノ生産率ヲ得ルニ努力スルコト

三、工藤家小作人農会ハ各小作人ノ耕作状況ヲ精査シ、賞罰ヲ嚴ニシテ相互ノ利益ヲ計ルコト

分作料を高めるよりも、農民の労働意欲を高め、それにより生産を高めることが最終的には地主の収量を増大させる方策をとったのである。すなわち

コレハ今分作率ヲ高メ小作人ノ意ヲ害スルヨリモ、各小作人ヲ激励シテ労働能率ヲ高メ、多量ノ収穫ヲ得ル方、遙カニ利益大ナリト考ヘタノテアル。之レガ多年立毛品評会ニ於テ坪刈ヲナシ、ソノ収量ニ大差アル

経験ニ鑑ミタノテアル。即チ一坪ノ粃収量ハ上作ハ一升八合ヨリ二升マデ、中作ハ一升ヨリ一升五合マデ、下作ハ六合ヨリ七八合シカナイ。ソレテ地主ニ納マル収量ハ上作六合ノ七合、中作三合ノ五合、下作ハ二合ノ三合五勺位ノモノデアル。今ヤ農事ノ改良大イニ進歩シ、多量ナル收穫ハ地所ニアラスシテ人ニアル様ニナツテ居ルノデアル。之レ分作率ヲ高メルヨリモ人ヲ励マシタ方遙カニ利益ヲ訳テアル（『大正十一年開拓 佃下年期延期願』より）

との配慮からであった。

工藤氏の所有せる田畑は荒屋平開墾地以外にも天間林村野崎、七戸町萩ノ沢などにも存在した。この場合にあつても小作料は地主对小作人一对二の割合を原則としており、不作の場合はそれを減ないし免じていた。田の小作料は米、畑は大豆、粟が一般的であるようだが、時として金納も存在している。この他に水年貢、すなわち配水された者がその謝礼を支払うものもみられる。この場合はその灌水面積に応じて現金にて支払われている。明治三〇年代後半にあつては、およそ一反歩に付き八〇錢ほどである（『明治三十六年七戸町萩ノ沢及大深内村大字大沢田地区小作貢米取立帳』¹⁾）。

ところで、工藤轍郎による小作人対策は、典型的には大正六年九月に設立された工藤農会によくあらわれている。この農会は、小作人保護・奨励と同時に農業、経済の改良発展を図ることを目的としたものとされる。勿論ともすれば地主による小作人の規制もみられなくはない。しかしそれにも益して地主・小作人の協調を土台としつつ、生産をあげ、会員相互の幸福の追求をはからんとする姿勢が強く打ち出されており、工藤轍郎の姿勢が見

事に反映したものと見えよう。その「会則」によれば、会員は地主（工藤）、管理人、小作人全員である。以下その主たる部分を抜粋しよう。

第一章 事業

第五条 本会ノ施行スヘキ事業ノ項目左ノ如シ

- 一、農産物品評会及農事講話会開催ノ件
- 二、農産物撰種及田畑并ニ苗代ノ改良奨励ニ関スル件
- 三、養鶏奨励ニ関スル件
- 四、肥料并ニ農具ノ改良ニ関スル件
- 五、植林及農副産業ノ奨励ニ関スル件
- 六、産業組合ノ設立并ニ勤儉貯畜ノ奨励ニ関スル件
- 七、管理人又ハ小作人ニシテ農事ニ精励シ特別功労アル者ニ対シ褒賞ヲ授クルノ件
- 八、小作人ノ風紀矯正ニ関スル件
- 九、前項ノ外総会ニ於テ決議シタル事項

第三章

第七条 工藤家主人ヲ以テ顧問トシ相続人ヲ以テ会長トス

八 副会長ハ工藤家土地管理人中ヨリ選挙ス

九 書記ハ會長之レヲ任免ス

一〇 評議員ハ工藤家土地管理人及小作人中ヨリ會長之レヲ選任ス

一一 顧問ハ本会ニ関スル一切ノ会務ニ対シ絶対ノ権力ヲ有ス

一二 會長ハ会務ヲ統割シ本会ヲ代表ス

(以下略)

第四章

第一九条 本会會議ハ役員及評議員ヲ以テ之レヲ組織シ會議ヲ左ノ三種ニ別ツ

一 通常總會

二 臨時會

三 役員會

二〇 通常總會ハ毎年一月一回之レヲ開キ前年度事業經過ノ大要及會計決算報告該年度ノ事業經營方針及經費予算會則ノ修正加除其ノ他必要ト認ムル事項

二一 臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル緊急事項アルカ又ハ評議員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的事項ヲ示シ會長へ申請シ會長ニ於テ必要ト認メタル時之ヲ開ク

二二 役員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル時會長之レヲ招集シ本会諸般ノ調査ヲ為シ又ハ總會ニ於テ特ニ委任セラレタル事項ヲ決議ス

二三 会議ノ事項ハ会長之ヲ発ス但シ評議員ハ其ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ建議事項ヲ提出スルコトヲ得

二四 会議ハ全員ノ三分ノ一以上出席スルニ非レバ開会スルコトヲ得ス

二五 会議ノ議長ハ会長之レニ常リ会長事故アル時ハ副会長之レニ代ル会長副会長共ニ事故アル時ハ評議員中ヨリ仮議長ヲ互選ス

二六 協議事項ノ決議ハ出席員ノ過半数ニ依ル但シ可否同数ナル時ハ議長之レヲ決ス

二七 本会会員ハ総会ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

二八 臨時急施ヲ要スル場合ニ於テハ会長之レヲ決シ施行ノ後本会ニ報告ス

第六章 入会脱会

三二 新ニ工藤家土地管理人及小作人トナリタル者当然本会ノ会員トス

三三 徒党ヲ組ミ小作人ヲ煽動シ農事改良進歩発達ヲ^(マツ)防害シタル者ハ本会会員タルコトヲ免ス

三四 会員トシテ農事ニ怠慢ニシ再参注意ヲ受ケルモ尚改悛ノ情ナキ者ハ本会会員タルヲ免ス

三五 許可ナクシテ小作権ヲ売買シ若シクハ譲渡ヲ為シタル者ハ本会会員タルヲ免ス

以上から判明するように、確かに地主たる工藤家の支配の下に小作人がおかれる体制をとりつつ、小作人を農事へと努力させる方向が顕著である。しかし、当時の状況からして、小作人の農事にこれだけの気くばりをする地主は、一体どの程度いたらうか。工藤氏の自らへの厳しさが、小作人への厳しさと奨励となってあらわれて

いる。第二条に定められている各種の事業は、さらに年中行事として別に定められ工藤農場の農家の労働指針とされた。品評会、あるいはそれに基づく表彰は、天間林村中野の中嶋農場においても行われるが、こうした事実はかかる開墾地主にある点では共有される小作農家への厳しさとやさしさであろうか。

五 工藤農場の解放

工藤轍郎という一代の偉人により、幾多の苦闘をはねのけながらなされた荒屋平開墾は、工藤氏の死後においても継承された。それはその子不二男の妻キヨの尽力によるところが大きい。キヨは不二男が巻き込まれた訴訟事件と、轍郎の代からの借財の重さとによく耐えながら工場農場を守り通した。

昭和一七年（一九四二）キヨは、轍郎の意志を実施すべく、息子正六の同意を得て自作農創設法による工藤農場耕地解放を決定、直ちにそれを実行したのである。昭和二〇年、一切の解放手続を完了、荒屋平の小作人はすべて自作農となったのである。工藤氏の農事にかけた情熱は、今日に至るまで荒屋平の農民一人一人に継承されているといえよう。

第六節 中嶋勝次郎による開墾事業

中嶋勝次郎による開墾の最も重要なものは天間林村中野におけるものである。ところで中嶋氏は、元来は七戸

御給人の出身であり、明治前半期にあっては七戸村における政治的・経済的活動において重きをなしており、七戸村村議員、下北郡選出県議会議員として、あるいは郡役所移転問題の際にも七戸村側の有力な活動家の一人として活躍したし、あるいはまた土族復籍運動においては五戸との連合（五七連合）の結成をめざして活躍するなど、七戸村の有力政治家であった。時には中嶋勝次郎派と呼ばれる一派を形成、七戸村政への影響を企る場合もあったらしい（『七戸近世史』）。経済・産業の面においても、初代の産馬組合肝入であったのを初め、自ら七戸村内のいくつかの場所で開墾に着手したりもしている。しかし何と言っても彼の開墾事業は天間林村中野におけるものが有名である。中野の中嶋農場は戦後の農地改革を経て解放されたものの、その自作地分は勝次郎の子息信により今日に至るまで守りつづけられている。また勝次郎・信父子により明治二十一年（一八八八）より連綿と記載されつづけられている『中嶋農場坪刈帳』は、単に上北郡のみならず、広く寒冷地の稲作技術を知る上で極めて貴重なものである（本坪刈帳については『天間林村史』で分析してある）。

かかる中嶋勝次郎であるが、彼の中野開墾事業は詳しくは『天間林村史』にて紹介してあるので、詳しくはそれに譲るとし、ここでは極く簡単にふれておこう。

中嶋勝次郎による中野開墾事業は、すでに彼の父であり七戸御給人であった中嶋弥六が慶応二年（一八六六）に田畑開墾の目的を以ってこの地を下付されたのに始まる。弥六は下付と同時にこの地の開墾に着手し、中野川上流よりの上水工事を起し、あるいは溜池の築造にあたり、半ばその事業は完成したかにもえたが、時あたかも明治維新の変革、混乱の時期と重なり、南部盛岡藩が賊軍として処せられた結果として、これら開墾地も官有地

として全て没収される破日に陥ったのである。弥六は失意のうち一生を終えるが、しかしその志は勝次郎に引き継がれ、彼はこの地の払い下げのために大いに奔走し、ようやくそのかいがあつて旧七戸藩の無禄士族への割譲地として再交付を受けるに至った。しかし再度上地命令があり、ここに一時事業の中断を止むなとしなければならなかつた。しかし勝次郎は再度払い下げを要求し、ようやくその志が通り、明治九年に至り事業再開の目途がついたのであつた。

勝次郎は、この開墾事業のために天間林村中野に寄留し、自ら陣頭指揮を採りながらこれに当たつた。当時中野地区には水田がなく、したがつて開墾に必要とする人夫の雇傭にも困難があり、このため岩手県花巻より数千人の人夫を雇用せざるをえなかつたという。水田二三町余、畑六〇町余を開くことに成功したが、地味不良のため小作を希望する者もおらず、自ら耕耘に従事し、あるいは農事の改良を施し、その結果としてようやく小作人を得たといわれる。「氏が選種・耕耘等に改良を行ひたる結果は、次第に収穫の多きを得るに至り、近傍部落民の小作を望み来たるもの多きを加ふるに至れり」（『青森県篤農家列伝』）となる。なお彼は田の改良は勿論、畑作にも力を入れており、特にいわゆる商品作物の栽培（大麻、養蚕など）も積極的に行つた人物としても著名である。あるいは、開墾方法も、人力にのみ依拠することなく、「西洋新墾プラフ」の使用を図り、あるいは肥料も早くより化学肥料を採用している。また防風林を設置するなどの保護策もあわせて行われている。

畑開墾ニ付官地拝借願副願

青森県上北郡ハ山林原野多クシテ耕作甚タ少シ縦令耕地アルモ水田ヲ除ク外ニ稗蕎麦粟大豆等ニ過キス麦ノ

如キハ世ノ需用多ク供給スヘキ良作物ト雖モ春初放牛馬ノ若ク踏倒サレ或ハ嚙ミ尽サルルヲ憂ヘテ耕作スル者甚タ稀ナリ然ルニ追年麦ノ需用ヲ増スニ依リ明治十七年ヨリ所有地ニ堤ヲ築キ引続キ播種致シ何レノ年モ良作ヲ得テ収穫多ク地ニ適スルノ作物ナル事疑ヒ無キ故ニ益播種一擴張ヲ図リ且又頻年他府県ニ於テ養蚕盛ニ行ハレ本郡ニ於テモ養蚕者有之勝次郎ニ於テ少々ツツ山桑ヲ目的トシテ飼養シ来リ候得共追々養蚕者ノ数ヲ増シテ山桑ニノミ頼ルヘカラサル場合ト相成候故本年福島県ヨリ御買上相成候桑苗五拾本上北郡役所ヨリ御払下ヲ受ケ其他三百三拾本ヲ求メ苗畑ニ植付候所尅本ノ枯損モナク能ク生長シ候間之レヲ基本トシテ苗木ヲ取り猶不足ナル所ハ追々払下ヲ受ケテ桑畑ヲ開キ田畑耕作ノ傍ニ養蚕ヲ為シテ自己ノ利益ト共ニ地方ノ幸福ヲ増進致度所存候間愚情御懺察之上別紙上北郡天間館村字森ノ下モ十七番原野ノ内拾四町七反四畝拾歩同村字道ノ下モ十一番内原野七町式反五畝拾八歩合反別式拾四町八反八歩ノ地所速ニ拝借御聞届被成下度

明治廿年八月九日

上北郡七戸村

同郡天間館村寄留

中嶋 勝次郎 ㊟

青森県知事 鍋島 幹殿

事業計画

一許可ノ年即チ明治廿一年ヨリ同廿五年迄デニハ畑反別五町歩開墾セリ你後モ亦タ別紙計画絵図面ノ中逐次

開墾スルモノトス

一 明治廿二年ヨリ同五年迄テニハ土手長ハ百弍間別紙計画図面ノ位置ヘ築造セリ又防風林ヲ設置ス

一 開墾ノ方法ハ是迄デ人力ニ依リ鋤、タテ、モッタ等ニテ成功ヲ収メ得タ後ハ人力并ニ西洋新墾プラフニテ

成功スルモノトス尤モ人力ニ依ルハ新墾プラオ使用ニ不便ナル場所アレバナリ

一 毎年成功セシ物ハ自家耕作肥料ノ供給ハ厩肥及ヒ堆積肥料等ヲ製造シ又鱈搾滓人造磷酸肥料等ヲ購求シ使用スルモノトス

一 防風林設置ハ別紙計画図ノ中ヘ松雜林アカシヤ等ヲ植附ケ火ノ入ラザル様注意及ビ観守スルモノトス

(天間林村『中嶋家文書』)

開墾へのひたむきな情熱と、開墾事業の過程における近代的方式の採用は、先述の工藤轍郎のそれと全く同様であり、あるいは工藤氏の事業の優秀性を逸早く採用したともみられる。

なお工藤氏もその開墾事業の最中において多大な借財、財政難に苦しめられたが、中嶋氏もこれまた全く同様であった。先駆者の苦闘はいつもそれなりの共通性を有せるものである。

なお次表は明治二〇年代における本県上北郡の大規模開墾を示すものであるが、七戸村荒屋とあるのが工藤氏の、天間林村中野川目とあるのが中嶋氏の開墾を示すものと考えられる。

第三一表 明治二〇年代における青森県内の五〇町歩以上開墾地

第七章 田畑・牧野の開墾事業の展開と七戸町の発展

一、開墾の状況		総面積五十町以上ノモノヲ掲ク			
名	称	着手年月	総面積	既開墾反別	二十一年度開墾反別
上北郡	大深内村 若狭	明十九・四	三二町七二	四九町九〇	二五町三〇
〃	七戸村 荒屋	十八・四	一〇〇、三二二五	五一、〇二	三五、八九
〃	大深内村 梶清水	〃 六	一七七、九一一九	三二、二〇	五、六〇〇
〃	六戸村 今熊	二十・四	一一一、二五二〇	三一、六〇	一〇、八〇
〃	天間林村 松ヶ沢	十七・四	一〇五、四五二〇	二三、三四	九、五六二〇
三戸郡	五戸村 岡谷地	十四・三	一〇四、八六二一	三五	一八
上北郡	三本木村 下ノ平	十七・六	九二、八〇〇〇	七〇、二三二三	五、九五〇〇
〃	〃 里ノ作	〃	九二、六〇〇〇	二八、五〇〇〇	一〇、九
〃	〃 前谷地	〃	九一、四〇三二	九、一〇一四	一六、九三〇〇
〃	天間林村 森ノ上	〃	八八、二六二七	三五	一一、五八
〃	大深内村 梅家ノ上	十八・六	八六、七二〇八	二七、五〇〇〇	一五、九
〃	天間林村 夏間木	十七・六	八六、六二〇〇	三三、二〇〇〇	一二、五
〃	〃 金沢平	〃	八五、二六二〇	三二、八九〇〇	五、六
〃	〃 中野川目	〃	八三、四六二〇	三〇、〇〇〇〇	一五
〃	〃 稲吉	〃	六七、七三〇一	七、四五〇〇	一五、八五二〇

上北郡	天間林村	下平	十七・八	六七、七〇一九	二〇、五〇〇〇	一四、九五二〇
下北郡	大畑村	参地道	十六・五	五六、九三〇八	五〇〇〇	一四、九五
上北郡	三本木村	間遠地	十七・六	五六、一〇〇〇	二五、三二〇〇	一〇、九八
ク	大深内村	丙平	ク	五四、四三一四	三二、〇〇〇〇	一二、三
其	他			二〇〇、八八二五	三六二、九六二六	二〇〇、二二五
合	計			三二三、五一二九	九二七、三三〇三	四五三、八一二五

註 『明治二四年青森県農事調査書』より。本資料は、上野図書館蔵書の筆写資料を参考としたため、いく分不正確なところも存在する。

第七節 開墾事業をめぐる若干の問題

一 官有地開墾におけるいくつかの問題点

多くの開墾可能な土地が官有地とされた七戸地方では、したがって官有地の払下・貸付けを受けることにより、田畑等の開墾・拡大が進展した。しかしその間にあり、官有地開墾をめぐる幾つかの矛盾も存在した様である。

官有地拝借方仕候義ニ付上申

当七戸村地内官有地拝借連ニ出願之者有之候処、中ニハ名ヲ開墾ニ藉リ徒ラニ他人ノ野稼等ヲ妨害シ、一途ニ私利ヲ計リ候等ノ弊害相生シ、為ニ一般折合不申、依テ当村会議員中恨議ヲ尽シ、当村人民一般ノ公平ヲ量リ、官有地拝借ノ義一同申合ノ末出願仕度奉存候。依テ従来拝借地願置^江納得置相添差出候慣習ニ有之候間、追テ私共上申候迄暫クノ内拝借地願書^江納得置副申無之分ハ拝借御聞届不相成様仕度、意見上申仕候也

明治十三年十月十三日

上北郡七戸村 総代人 中嶋勝次郎（不在無印）

工藤 轍 郎 ⑩

盛田 広 精 ⑩

山田 改 一 ⑩

青森県上北郡長 藤田 重明 殿

（『七戸町役場収蔵文書』）

この文書では官有地拝借が自分勝手に行われているため、他人に迷惑をおよぼしているとしているが、その内容は勿論、詳らかではない。それに対して、次の資料は、官有地開墾許可が適切さを欠いたために、用水路破損^ハ農作業の困難を引き起こすという、極めて具体的事例を示している。

用水路妨害ニ付実地御検査之儀歎願

青森県陸奥国上北郡大浦村字川去端外数十ヶ所田反別付ハ五十有余歩ハ私共共有ニ係ル古来同村字大浦山老

番溜池四町三反七畝歩ノ用水ヲ使用耕作シ生活罷在候処、当郡七戸村平民漆戸半兵衛者右溜池ニ密接セルヤ寧口溜池反別ノ内ナランカ、同村字大浦六番原野反別九町八畝三步ノ内三町四反八畝拾六歩ヲ拝借願出、明治二十年七月十五日付ヲ以テ御指令相成候由ニテ水田開墾致候処、固ヨリ地盤ハ右溜池ト平面ナルヲ以テ溜池常ノ如ク用水ヲ滯水ナラシムルトキハ右漆戸半兵衛拝借地ハ全ク溜池ノ為メ埋没セラレ、到底開田ノ目的ヲ達スル能ハサルヲ以テ、然ランカ茲ニ溜池ノ埋裡、埋樋ヲ通慣シ溜池ノ用水ヲ排除シ拝借地ヲ開田ナラシメント欲シ五十有余町歩ニ使用スル溜池ノ滯水ヲ暴涸ナラン。私共固有之水田五十余有歩ハ明治二十一年ニ至テ全ク荒蕪ノ地ニ属シ去ラントス。私共数百人ノ農業者何ヲ以テ生活ヲ全フスルヲ得ン。又タ御国ノ為メ何ヲ以テ最モ重ンスヘキ租税ノ義務ヲ果ス事ヲ得ンヤ。実ニ上ハ国家ノ公益ヲ塞キ、下ハ私共ノ治路ヲ遮キリ、僅カ三町歩余ノ原野ヲ拝借シテ開田ヲナサンカ為メ古来耕作セル五十有余町歩ノ水田ヲ荒蕪地ニ歸セシメントス。私共国家ノ為メ慨歎苦慮ニ堪ヘサル所ニ御座候。依テ右開墾ニ関スル埋樋ヲ取毀シアラサレハ古来五十有余町ノ水田ハ到底耕作スル事態ハサルニ付御手数ヲ煩ワシ甚々龜縮之至リニ御座候得共、目下仕付ニ支問候間駛急実地御検査ノ上從來之通溜池ノ滯水ヲ得、数十町歩水田ヲ耕相成候様被成下度、連署ヲ以テ此段奉歎願候也

明治廿一年五月廿九日

上北郡七戸村

大田 庄右エ門

同 郡中岫村

田 嶋 孫右エ門

同 郡大浦村

田 嶋 喜 藤

㊤

㊤

青森県知事 鍋島 幹殿

同 郡七戸村 植西居完 印
同 郡野辺地村 野村治三郎 印

(以下大浦村在住八人)

(上北町『瀬川清見家文書』)

二 開墾事業をめぐる問題点

明治二七年(一八九四)と昭和一五年(一九四〇)の約五〇年間に本県の耕地は約三万町歩の増加をみるが、その大半は南部二郡(上北郡、三戸郡)においてなし遂げられたものであり、特に上北郡におけるそれは著しいものがあつた。先の第三一表でも県内の大規模開墾が旧南部領に集中しているのが確かめられる。

第三二表にみられる如く、上北郡の耕地の増大は明治以降において県全体の五割を占めているが、これは一つには明治末期からの耕地整理事業のためでもあり、二つには昭和一〇年より開始された三本木国営開墾事業の成果でもあるが、しかし今一つは、明治初年より行なわれてきたいくつもの開墾事業の成果にこそ他ならぬ。特にその場合、上北郡においては開田事業が主力であり、水路開設による畑地の水田への転換などが明治期においてもみられることは第三三表にも明らかである。上北地方、あるいはその中心地としての七戸の人々が、極めて積極的に開墾事業を進めた結果として、特に官有地払い下げに伴う開墾は、有力者によるものが多く、かかる開墾

第32表 耕地面積の推移

	明治27年	昭和15年	増加面積	県全体の増加面積に対する割合	
	町	町	町	%	
上北郡	水田	4,273.7	12,396.1	8,122.4	51.0
	畑	13,113.1	20,219.8	7,106.7	54.4
	計	17,386.8	32,615.9	15,229.1	52.5
三戸郡	水田	5,889.2	7,900.0	32,010.8	12.5
	畑	22,735.5	20,963.6	-1,771.9	-13.4
	計	28,624.7	28,863.6	238.9	0.8
南部二郡計	水田	10,162.9	20,296.0	10,133.1	63.5
	畑	35,848.6	41,183.4	5,334.8	40.5
	計	46,011.5	61,479.5	15,468.0	53.0
県	水田	57,400.9	73,347.9	15,949.0	100
	畑	52,710.1	65,865.1	13,155.0	100
	計	110,111.0	139,213.0	29,102.0	100

(『青森県農業の発展過程』)

第33表 耕地の増減

対比年次	上北郡			三戸郡		
	水田	畑	計	水田	畑	計
明治27→38	町 789	町 - 169	町 619	町 446	町 1,368	町 1,815
38→43	1,503	1,660	3,163	1,169	1,258	2,428
43→大正4	876	- 200	675	-1,160	- 994	-2,155
4→9	259	806	1,066	498	-1,118	- 620
9→14	771	279	1,050	148	- 218	- 70
14→昭和5	2,194	1,064	3,258	828	-1,914	-1,087
5→10	1,665	806	2,471	47	761	808
10→15	631	2,860	2,923	33	- 914	- 880
15→22	-2,515	-4,190	-6,705	- 843	-6,022	-6,866
22→25	1,246	2,367	3,613	309	1,048	1,357
計	7,419	5,283	12,133	1,475	-6,746	-5,270

(同上)

を通じての彼らへの土地の集中、あるいは大地主としての地位の確立を明治三〇年以降は急速に発展させる。

七戸村の開墾にあつては、明治一〇年代は村内、その後は周辺町村における開墾を七戸の有力者が行う場合が多かった。しかし、奥羽種馬牧場・青森種馬育成所などによる官有原野の占有が、同村（町）内にあつての開墾の量的拡大を不可能とし、大浦村、沢田村、洞内村などへの外延的拡大をとつたのである。

第八章 馬産政策・馬産事業と民衆生活

第一節 南部地方馬産事業の沿革

明治・大正期における南部地方上北郡、さらには七戸町の馬産事業の発展を見ることが本章の目的であるが、それに先立って南部地方における馬産事業の沿革を概観し、あわせて七戸町の本事業に占める役割を考えておこう。

今日に至るまで、本県にあつて南部地方は畜産の占める役割が極めて大きなものがあるのは周知の事実である。近年にあつては牛・豚・鶏などの飼育を中心とするものの、少なくとも明治期にあつては馬産が圧倒的比重を持っており、明治末より牛、大正期に入り豚、さらに昭和期に入り緬羊・乳牛・鶏などがこれに加わり、今日

見られるような多彩な畜産経営が形成されてきた。今日にあっては、益々牛・鶏などの比重が高くなってはいるが、しかし馬もまたその用途を軍馬・農耕馬から競争馬へと変化させつつもかなりの数の飼育が行われている。我々は、南部と言えば「南部駒」を連想し、また「南部曲家」・「南部小絵馬」を思い出すように、南部地方の歴史の一面は、この馬と人間との関係史であったとすら言いうる（本章第九節をも参照）。

南部地方は遠く平安時代から馬産地として知られている。数々の合戦における馬の活躍は、益々南部馬の名声を高めた。鎌倉時代、三戸に入った南部光行は、もともと甲斐の牧士であったので、その経験を生かして、いわゆる南部九牧をこの地方につくりあげた。南北朝時代、陸奥国司として奥州に下った北畠家も、南部の馬には強い関心を示していた。

南部藩は古牧の再興をはかり、いわゆる南部九牧をつくりあげた。

それらは住谷牧・相内牧・木崎牧・又重牧・三崎牧・北野牧・蟻渡牧・大間牧・奥戸牧であった。三崎・北野の二牧以外は全て現青森県南部地方に存在した。今より約二三〇年ほど前の宝暦年間、上北郡にあった各村の民戸と馬飼育頭数をあげたのが第三五表である。残念ながら七戸村の飼育頭数は不明であるが、全体として上北郡の民戸三五三〇戸に対して飼育頭数は四七四九頭となっており、一戸当たりの飼育頭数は一・三頭強である。

かくして南部藩はこの馬飼育にあたっては藩庁に御目付一人、牛馬改四人を置き、さらに各代官所の代官をして牛馬の籍を司しめ、さらに各地に牛馬改を、また下に大肝入、馬見、名子、牧場係百姓、木戸番を置くなどした（『七戸郷土誌料』大正一〇）。馬市も古くから開かれ、すでに元禄三年（一六九〇）に扱駒市奉行が任命さ

第八章 馬産政策・馬産事業と民衆生活

第34表 馬・牛・豚の飼育頭数（指数）

	家畜	明治34年	大正2年	大正14年	昭和10年	昭和22年 (豚25年)
青森県	馬	8,220 (100)	—	(75)	(66)	3,442 (42)
	牛	1,915 (100)	—	(132)	(147)	1,274 (79)
	豚	1,473 (100)	—	(607)	(1,060)	14,620 (990)
上北郡	馬	3,298 (100)	3,050 (92)	(73)	(62)	(44)
	牛	746 (100)	2,353 (300)	(193)	(187)	400 (61)
	豚	128 (100)	2,068 (1,600)	(1,620)	(2,100)	3,842 (3,000)
三戸郡	馬	2,328 (100)	—	(89)	(92)	(30)
	牛	544 (100)	—	(171)	(165)	561 (128)
	豚	646 (100)	—	(605)	(870)	5,294 (820)

(『青森県農業の発展過程』。但し大正2年は『青森県上北郡勢要覧』)

〔『南部の誉・柏葉城の馬』〕	第三五表 宝暦年間上北郡における民戸と飼育馬頭数														
	泊	二ッ	新	犬	下	奥	滝	切	横	馬	天	洞	大	伝	村
	村	森	館	落	田	瀬	沢	田	浜	門	間	内	坂	法	名
	村	村	村	瀬	村	村	村	村	村	村	館	村	村	寺	村
	五七	三九	四六	一六八	二一〇	一五九	一一五	一五四	一八七	七六	一五六	一一〇	一六六	一三五	民戸
	五六	三九		二五三	五八〇	三九三	一九三	四三三	二〇三	四八	一三六	二二六		一二三	馬頭数
		平	花	上	下	百	大	沢	米	有	野	七	三	藤	村
		沼	松	吉	吉	石	不	田	田	戸	辺	戸	本	島	名
		村	村	田	田	村	動	村	村	村	地	村	木	村	村
		村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
		三六	四	四二	一四	九四	六二	一九五	一九七	八二	四一〇	四八三	五四	八三	民戸
		一七	三八	八一	一九	一一二	一四七	四五七	四三四	一一九	三九八		八一	一五三	馬頭数

れ、五戸・六戸・七戸・野辺地・田名部やその他岩手県内における振駒役人の存在があげられる。その中で七戸・五戸の市場は最も盛んであったとされている（盛田稔『農民の生活史』）。

明治二年（一八六九）七戸藩が創設されるとともに藩の産業振興により馬産はさらに発展を見せる。この頃には三本木も馬産の一中心地として発展を見せてきていた。七戸藩はこれら馬産を牛馬改役、馬肝入を置いて管掌することにしたが、これには三浦庄七、野辺地弘志等が任命されている。明治三年九月には民部省養馬掛出張所が盛岡におかれ、三浦庄七は牛馬掛を任命されるに至り、総馬改めや旧南部藩内全体の産馬事務を分掌することになった。さらにまた明治四年四月には政府勸業寮より七戸藩へ西洋父馬二頭が配置されている。

七戸藩

今度当省牧畜掛官員洋馬洋牛ヲ率、其藩管下_正差遣試之為駄ガケ為致候条、支配中良牛馬有之村方_正其旨相達不都合無之様可取斗、此段相達候事

辛未二月

民部省

（『明治四辛未年 諸御用留』）

同十九日（明治四年四月：引用者註）晴。民部省牧馬係林良造西洋馬式頭持参廿日七戸着先触来る。

同廿一日晴。民部省牧場懸り林良造来る。西洋（馬）式疋手配向取合申候事。

このように明治初頭の混乱期にあっても七戸藩は馬産を重視し、さらには政府もこれにはテコ入れするなど、いかにこの上北地方が馬産上重要であったかの証拠である。

明治四年には青森県が誕生するが、同時に馬市の管理は県庁が行うことになる。特にこの頃より明治政府の士族授産を基幹とする牧畜奨励政策により、あるいはまた国内における交通制限の廃止、近代的軍隊の編成、文明開花の進展に伴う輸送馬、軍用馬、乗用馬、競争馬などの需要の増大などにより、本県の馬産事業は大きな飛躍をみせてゆくことになる。明治二〇年（一八八七）の本県における馬の使用別頭数は、運搬用二八四八頭、農耕用五万八五〇七頭、蕃殖用六三八二頭となっている（平野産研『明治前期に於ける本県の産馬』）。ちなみに言えば、本県において農耕に馬匹を使用するのは、江戸時代にあつては極めてまれであり、明治一三年時の県令山田秀典による馬耕奨励があつて以降急速に進展したものである。但し上北地方にあつては一部を除いては津軽地方に比べてその点ではかなりの遅れを見せていた。

第三六表は明治一〇〜二〇年の県内及び南部地方の馬数であるが、これを見ても南部地方の青森県における馬産上の地位、そして順調な伸長がわかるであろう。第三七表は南部三郡の明治七〜一九年の振駒数・価格、そしてそれとの比較上当時の米価を示したものである。当時は年平均三〇〇〇頭を越す馬が売却されていたわけであるが、しかしこの表にも見られる通り、価格は極めて変動があり、明治一四年に至るまでの圧倒的な騰貴は馬産事業の定着を思わせる反面、それ以降においては著しい下落があり、中小馬産家はこれにより大きな打撃をこう

（『明治四年日記』新渡戸大参事）

第36表 青森県及び南部地方の馬数

	南 部 地 方	青 森 県
明治10年	54,985	—
11	56,172	—
12	58,096	—
13	67,248	—
14	67,974	—
15	67,067	—
16	73,103	—
17	70,439	72,448
18	42,669	68,582
19	—	67,580
20	—	67,131
平 均	61,973	69,435

(『明治前期に於ける本県の産馬』)

第37表 南部地方に於ける振駒数・価格、米価

	振 駒 数	一頭平均 価 格	米 一 石 価 格
明治7年	3,311	円 6.64	円 4.68
8	3,186	12.20	5.68
9	3,398	11.05	4.13
10	3,305	13.37	3.00
11	3,220	19.29	5.00
12	2,990	32.24	7.83
13	3,471	44.36	5.85
14	3,606	47.41	8.55
15	3,872	23.10	6.02
16	3,021	9.11	4.57
17	3,559	6.20	4.08
18	2,855	8.91	3.75
19	3,274	12.09	4.20

(同 上)

むったことは想像に難くない。

南部馬の生産を刺激し発展させるにあたっては振市は重要であった。藩政時代から明治初めにかけては、取引価格の四〇五割を公納させ、これを産馬歩金といった。明治八年の税法改正でこれを産馬仕方金と改め、県の雑税として納められることになり、ここに南部地方の一大政治事件たる、いわゆる産馬騒擾事件がひきおこされる。そもそも県当局は、南部地方の殖産興業の資金を獲得するために、南部地方の原野からは何ら税納がない

代わりにこれを利用せる牛馬飼育者に課税することにしたのが、この産馬仕方金であった（小野久三『青森県政治史 明治前期編』）。しかしこの仕方金に対しては、一つには藩政時代の産馬歩金以上に重いものであったこと、さらには産馬課税が他の部面に流用されること、さらに種馬貸付制度を県当局が完全に支配することなどが馬産農家の反発を招くことになり、これが当時の自由民権運動の動きと一体化していったのである。反対運動が激しさを示す中で県当局は妥協の産物として、明治一三年（一八八〇）南部三郡の馬産家を以て産馬維持共会を設けることとし、これにより民間側に仕方金の収入権、貸下げ馬の選定、財産管理などの権限を与えることとした。南部三郡は七つの組（野辺地、七戸、三本木、田名部、五戸、三戸、八戸）に区分され、各組より選挙により委員二人、他に馬籍係一人がおかれた。七戸組の委員は二人とも七戸村選出である山田改一、工藤轍郎であり、馬籍係は同じく駒ヶ嶺正総であった（小野久三同上書）。

しかしこの改正は「産馬市場と組合財産を民間に譲るが如くして譲らぬ、巧妙な粉飾」（小野同上書）であったため、八戸、三本木、田名部三組は嚴重な抗議を繰り返し、ついに多くがこの共会より分離してゆき、県当局との対立が激化したのである。この運動は特に八戸の民権家を中心とする闘いとなったが、そうした中で明治一四年に南部三郡一七三カ村から七人の代表が県庁に出向、交渉したものの、県はこれらを拘留するなどの態度に出たため、従来は中立的な者まで県との対立を表面化せざるをえなくなった。明治一五年県令山田氏は病死し、次の郷田氏は一定の譲歩を行うものの、依然対立はつづき、ついに民間側は産馬維持共会とは別に組合規約と事務所を開き、民間独自の振市開設を断行したのである（小野氏同上書。『八戸の歴史下の一』）。

県は対抗上、銀行に預金してあつた糶駒代金を差し押え、また県貸与の種馬の返還を命じたが、この問題はついに法廷で争われることになり、その訴訟は結局民間側の勝利に終わり、彼らの主張が認められることになった。

こうして明治一七年四月になり新たな産馬組合が発足し、組合は組合員から選出される肝入により運営されることになった。県も一七年六月、「南部三郡取締規則」と「馬籍取締規則」を公布し、これによって産馬界の紛争は終止符を打つことになる。そして振駒区として七戸、五戸、三本木、野辺地、八戸、三戸、田名部の七組に区分され、牡馬をひそかに売買することは禁止され、二歳の秋に必ず振駒市で競売されることが定められた。この組合には肝入が二人選出されることになり、七戸の場合は中嶋勝次郎、高田則孝の二人が選出され、同年秋より糶市場が開かれ、場所は新川原町であつたという（『南部の誉 柏葉城の馬』。なお「産馬取締規則」全文は『青森県農業協同組合史』に収録されている）。ちなみにこの時の肝入選出の際に出された委任状をあげておこう。

委任状之事

今般産馬取締規則御発布相成候ニ付、二ツ森村盛田長作ヲ以テ代人ト定メ、拙者先ノ名儀ヲ以テ左ノ権限委任代理及度候事

- 一 産馬肝煎選挙ノ方法ヲ設ケル事
- 一 産馬肝煎選挙ノ事
- 一 産馬肝煎任期ヲ定ムル事

- 一 産馬取締上組合ノ利害得失ニ関シ意見アレハ組合ニ請願及司其件候以テ規則ヲ設ケル事
- 一 組合利害得失上ニ関シ会場ヨリ生スル意見又ハ自分ノ意見ヲ提出スル等從テ賛否ニ関スル事
右委任状仍テ如件

明治十七年八月廿九日

上北郡二ツ森村 二ツ森長右衛門 印

(天間林村二ツ森収集資料)

この規則は明治二二年(一八八九)改正となり、県令第八号「産馬取締規則」が公布され、産馬改良事業のより一層の前進が設けられる。明治二八年以後にあっては、産馬事業は全国的に一つの転機を迎える。それは中央段階にあって馬匹調査会が設けられ、軍馬育成を中心とする馬産改良政策が全国統一的に進められるからである。明治三五年本県では次の事項を決定している。

- 一、三戸・上北両郡は乗用種すなわち「サラブレッド」「アングロアラブ」種を主とし、もしくは「トロタター」種を以て改善すること。
- 一、下北郡は軽輓用種、すなわち「トロタター」種、「ハクニー」種および「アングロノルマン」種等を以て改善すること。

一、津軽五郡は輓用種を以て改善すること。但し当分その雑種を種牡馬に用いること。

この方針に基づき同年「牛馬改良補助規則」が公布され、産牛馬組合の購入する種畜に七分の補助を充てるこ

ととなり、各組合は海外より優秀馬を購入し、これにより産馬改良事業は大きく飛躍することになる。しかし、同時にこの産馬改良が極めて密接に軍馬改良と結びついていたことがその後の馬産事業に跛行的進展を与えることになったのは後述の通りである。なお、南部三郡の産馬組合は明治三八年までに購入した洋種牡馬は一七頭にのぼり、この他に国立機関による購入もあった。七戸産馬組合でも三頭の購入を見せている。勿論洋種牡馬の購入はこの時に始まったものでは決してないし、貸下げなどを入れるとかなりの数にのぼっていた。以下に主要なものを列举すると次のようになる。

- 明治 三 民部省より七戸藩へ洋種馬二頭貸下げ
- 〃 五 広沢牧場、英国産サラブレッドを輸入
- 〃 七 広沢牧場、内務省より洋種馬一頭の貸下を受ける
- 〃 一〇 県内務省より米国产トロッター種、ペルシユロン種の貸下を受ける
- 〃 一三 県、政府より英国産サラブレッド種牡馬を借受ける
- 〃 一三 七戸村、米国产農用種レーノルド・カリフォルニア産農用牝馬一頭を借受ける
- 〃 一六 県、ハンガリー種種馬六頭購入し、民間に貸与する
- 〃 一七 工藤轍郎、アルゼリー種二頭購入
- 〃 一九 県は洋馬貸下規則を制定
- 〃 二〇 県、アルゼリー種牝馬二頭購入

明治三十九年にはこの規則は廃止となり、代わって「種畜貸下規定」が設けられ、各組合に内外國産種牡馬が貸付けられた。日露戦争の経験は我國の軍馬の依然たる劣勢を認識させることとなり、三十九年に政府は馬政三〇年計画をたて、その一環として県内でも野辺地町に青森県種馬所が置かれることになる。明治四五年以降に海外からの馬匹輸入中止もあり、青森県内ではこの種馬所で飼育された種馬が各組合に貸与されていた。勿論この場合にも軍馬育成が中心であったのは言うまでもない。

軍馬を中心とする馬産事業はその後発展をみせるか、同時に牛・豚などの飼育も増大してゆく。大正年間になるとその比率もしだいに高くなってゆくのは先に見た通りである。昭和に入ってから益々この傾向は著しくなり、戦後にあつては馬産は一部を除いてはその使命を終えてゆく。

ところで、本県特に南部地方にあつて古来より畜産業、就中、馬産事業が発展してきた原因の一つは、何よりも広大な牧野の存在と飼料の豊かさにあつたとされるが、人口の増大、耕地面積の開墾による拡大、軍馬育成機関の開設とそれによる広大な用地の囲い込み、山林見込地の設定、あるいは共同開墾会社の設立、牛馬の商品化に伴う増大による濫牧の弊害などにより、すでに明治二六年当時においてすら牧野や牧草地の不足が訴えられている(後述)。こうしてしだいに馬産経営においても階層分化が進行してゆき、一方には多数の貧農による馬産、馬小作が現れ、他方では富裕な馬産家、家畜商が現れることになる。なお明治前期における士族授産型の大経営方式の民間牧場は、明治末期にはほとんどが経営不振となっている(以上特に断りのない限り『南部の誉 柏葉城の馬』・『十和田市史 下巻』・『青森県農地改革史』を参照)。

第二節 国立奥羽種馬牧場の創設と発展

明治二九年（一八九六）六月一二日、七戸村鶴児平の原野を中心として国立奥羽種馬牧場が創設され、以来八〇余年間、その間にあり昭和二年（一九四七）種畜牧場と改称したが、その間綿々として本県の産馬事業（あるいは戦後においては産牛その他において）に多大の貢献をなしてきた。

そもそも本牧場をはじめとして全国各地に存在した同種の牧場は、日本の軍事力強化の一環としての軍馬育成を主目的として設置されたものであった。馬に対する軍事的要請は、早くも明治六年に陸軍省が種馬の輸入とこれの貸付による優秀な軍馬の確保を企て、また直営にて牧場を行おうとしたことにはじまる。当時の我国の馬は外国馬に比べて極めて貧弱であったためであった。その後明治一二年牧畜が農商務省の所管となり、かくして畜産諮問会が開かれるに至り、更に明治一七年、「種馬取締規則」により種牡馬の設置は全て許可制とし、翌一八一年には軍馬育成所の開設が行われるまでに至る。三本木村にあった三本木軍馬育成所（後の軍馬補充部）はこの時に設けられたのである。

間もなく日清両国間に風雲急を告げるに及び、明治二八年には馬匹調査会が設置され、この会により我国の馬産事業の軍馬優先の方向が決定づけられてゆくことになる。本会の決定により産馬組合の設置、馬籍法の制定、去勢の実施、民間種馬の調査、産馬奨励のため奨励金下付、競馬の奨励、馬格の標準設定、そして国立種馬牧場

及び種馬所の設置等の運びになる。軍馬政策は当然民間の馬産事業に大きな影響を与えたのは蓋し当然のなりゆきであろう。しかし戦前の我国の馬産業は軍馬の育成が主体であり、それに民間に於ける馬産事業すら巻き込まれる状況では民需（農耕馬生産）が忘却されがちであったのも事実である。

ともかくも、馬匹調査会の決定に基づき、明治二十九年六月一二日農商務省告示第一四号により、全国まは二種馬牧場（奥羽・九州）と三種馬所（岩手・宮城・熊本）が設置されるに至る。奥羽種馬牧場は、用地区域としては七戸村と天間林村にまたがる総面積二二四〇町余に及ぶものであった。庁舎・厩舎その他の営施物は七戸村鶴児平に主として建設された。

ところでこの地に種馬牧場の設置が決定するまで、さらにはその後の用地買収はかなりの苦勞を要したらしい。以下その点に少々ふれておこう。

種馬牧場設置にあたっての用地の条件は、(一)用地平坦にして広潤なること、(二)緩急適度の山地を有すること、(三)水利の便のよいこと、(四)西北に山を負い東南に向かって展開したる平原を有すること、(五)交通便利なること、であり、これらすべての条件を満たすものとして七戸村鶴児平地区が撰択されたとされる（『日本馬政史 第四巻』）。そしてこの地方を視察した、後の奥羽種馬牧場の初代場長となる三浦清吉は、この地方を米國テキサス州と称し、牧場として最適との折り紙をつけたと言われる（天間林村中野 中嶋信談。なお三浦氏より中嶋氏の父中嶋勝次郎へあてた手紙もある）。かくすれば、七戸村はまことに約束された土地であったかのごとくであるが、しかし選定に至るまでには幾つかの曲折、特に他の候補地との間での激しい誘致合戦があったのである。すなわ

ち、種馬牧場設置地としては、当時七戸村と盛岡とが激しく争っていたのであり、盛岡の方が当時ははるかに有利な立場にあったのであり、盛岡には有名な馬産改良家がいたことと、交通の便が良いことがその理由であったとされる（盛田達三『奥羽種馬牧場営林調査』）。しかし、ともかくもこの牧場設置の報せが七戸にも伝わってきた時、町内の有力者、馬産家は一斉にその誘致に動き、その中より工藤轍郎、中嶋勝次郎、高田則孝、上崎光一郎、駒ヶ嶺正総の五人を上京させ強力に陳情、働きかけることになり、当時の七戸の有力者＝商人層、すなわち盛田喜平治、浜中幾治郎、盛田庄兵衛、小原平右衛門、米沢与助、山本勇吉、川村作兵衛、石田善兵衛がこれを全面的に支援、あらゆる援助を与えたと言われている。馬産家としても知られていた工藤氏を中心としてかなり根強く運動が進められ、ついに工藤氏が農商務大臣と直接交渉を行い、その結果七戸への誘致が決定したという（盛田達三同上書）。

こうして牧場の設置が決定したが、これにともない同年七月三日に場員一同は東京を出発し、一二日には七戸村内の上北郡役所内の一室に仮事務所を設け事務をとりはじめ、一月二七日には新築事務所に移転した（奥羽種馬牧場『明治二十九年事業成績書』）。牧場用地予定地においては、七戸村と農商務省との希望により無契約で家屋建築、道路開削、溝渠の穿通などを行ったが、しかし用地の全面的買収と土地交換へと向かうなかでかなりの困難が生じたのである。

牧場予定地は多くの人々（一七〇人余）により所有されており、そのため貸借の契約は進まず、明治二十九年一月一四日に至って七戸村、天間林村からそれぞれ二〇〇〇町と一〇〇〇町歩の借上げを行うことが確約されて

いる。その時の約束証をあげておこう。

地 所 貸 与 証

上北郡七戸村字鶴児平字銀南木

一、田反別 四反四畝七歩

米田弓太郎 外一名

同郡同村字鶴児平

一、畑反別 六町貳反五畝貳歩

右 同 人

同郡同村同字

一、同村宅地反別 貳反六畝拾貳歩

右 同 人

同郡同村左組字荒熊内

一、山林凡反別 四町四反歩

瀬川助四郎 外一名

同郡同村字向平

一、溜池付反別 貳反歩

高田則孝

同郡同村字左組字山館字鶴児平字銀南木字向平字倉岡字荒熊内

一、原野凡反別 千九百八拾八町四反四畝歩

川村作兵衛 外三百拾五名

小以合反別 貳千町歩

上北郡天間林村大字天間館字古和備字底田字越字市ノ渡字栗木沢字五番下

一、原野 反別千町歩

古内作兵衛 外六十七名

小以

合計付 反別參千町歩

右ハ今般政府ノ御企業ニ係ル奥羽種馬牧場使用地盤内ト相成候所、該牧場ハ国家須要ノ事業ニシテ又本村ノ為ニモ公益ト相認メ候ニ付、各地主ノ承諾ヲ得、前載ノ地所左ノ条項ニ依リ御請申シ候。依テ關係者有署ヲ以テ為後日証書差出置候也。

明治二十九年十二月一日

青森県上北郡七戸村	村長	高橋 熙 光
同 県同 郡天間林村	村長	井山 保太郎
同 県同 郡七戸村	七戸産馬組合長	上崎 光一郎
同 県同 郡七戸村	地主有志総代	工藤 轍 郎
同 県同 郡七戸村	同	中嶋 勝次郎
同 県同 郡七戸村	同	高田 則 孝
同 県同 郡七戸村	同	中野 太見人
同 県同 郡大深内村大字大沢田	同	佐藤 鼎 三

青森県知事 牧朴真 殿

第一条 地上貸上期限ハ明治廿九年五月ヨリ来明治三十二年二月迄トス。但シ政府ノ御都合ニ依リ何時御返付相成候トモ異議無之候事

第二条 地所貸上期限中一ケ年ノ借地料ハ壹反ニ付左ノ割合ニ依リ支弁セラレ度事

一等地(萱場地) 金貳拾五錢

二〃(乾草地) 金貳拾錢

三〃(放牧地) 金拾五錢

第三条 貸上地盤中相当価格ヲ以テ買収ヲ要セラルトキハ反別付一千町歩以内ハ御求ニ応シ候事

第四条 前条一千町歩ノ幾分及其他反別付貳千町歩ニ対シ相当ノ作地ヲ交付セラルトキハ貸上期間中ト雖モ異議ナク交換ニ応シ可申事

第五条 地所貸上期間中ト雖モ使用不相成地所ニ就テハ借地料御支弁ニ不及事。但シ此場合ニ於テハ其使用セラレサル部分ハ地主ニ於テ従来ノ通り使用シ妨ナキ事

第六条 貸上ノ当時ヨリ現ニ同地盤ニ存在スル樹木及自然生ノ樹木ニシテ牧場ニ於テ必要トセラル部分ハ相当価格ヲ以テ買ヒトラレ度事

第七条 前条樹木中牧場ニ於テ必要トセラレサル部分ニ対シテハ地主ニ於テ隨時伐採スルヲ妨ケサル事

第八条 地所貸上期間中該地所ヲ売買譲与致候場合ニ於テモ其買受人又ハ譲受人ヲシテ本証ノ各条項ヲ履行

セシムル事

第九条 貸上地所不用ニ属シ返付ノ場合ハ返付当時有形ノ儘返付相成候トモ異議無之事

第十条 貸上地所ハ政府ノ御都合ニ依リ継続貸ツクルモ異議ナク御求ニ応スル事

第十一条 貸上地盤内ニ現在建物移転料其他賠償ニ要スル費用及反別一千町歩以内ノ御使用ニ係ル地所ニ対スル第二条ノ借地料ハ明治三十一年三月末日迄ノ間ハ七戸産馬組合及七戸村ニ於テ支弁スル事

第十二条 明治三十二年十二月以後ニ於テ継続御使用相成候事必要ナルトキハ一千町歩以内ニ限り異議ナク継続貸上ニ可応、且此場合ニ於テハ同年ヨリ向七ヶ年間ハ一千町歩以内ニ限り第弐條ノ借地料等一切増減変更致ササル事。但時勢ノ変遷ニ依リ借地料ニ変更ヲ要スル時ハ双方協議ノ上相当ノ借地料ニ更定スル事ヲ得

第十三条 第十二条ノ期限經過後ニ於ケル借地料ハ時価ヲ標準トシ協議ノ上借地料申受度事

第十四条 貸上地ノ既ニ買収セラレルハ買上樹木ノ不用ニ属シタルモノニシテ他日之ヲ売却セラル、場合ニハ法律規則ノ許ス限りハ元所有者へ相当ノ価格ヲ以テ売却セラレ度事

(天間林村 『中嶋家所蔵文書』)

この契約にも見られるように、奥羽種馬牧場側にとっては極めて有利な形での取り決めであった。ともかく自分達で誘致したものであり、また国家的事業である事への協力を惜しまないという態度がここにはありありと伺われる。牧場予定地は、御料地、官有地、民有地からなっていたが、七戸村の有力者を中心として、民有地の貸上げを同牧場に対して斡旋したのである。

その後用地の取得手続中で最も困難であったのは土地交換であった。交換地としては七戸、天間林、浦野館、甲地の四カ村にあった御料地があてられ、その地所交換の比率は、七戸村内は牧場予定地一町歩に対し御料地一町歩、天間林・浦野館は二町二反歩、甲地村は三町歩であった（盛田達三前掲書）。交換に関しては農商務省と七戸村との間での合意はあったが、民有地主一七〇余人（奥羽種畜牧場前掲書。但し中嶋家文書では一六九人とある）のうち一七人はこの交換に反対し、ついに土地収用法の適用を受けている。交換地主は七戸村一三二人、天間林村二九人、甲地村四人、その他となっている（『中嶋家所蔵文書』）。ところで交換に応じなかった地主は、「国家若しくは公共事業又は地方の公益という觀念に乏し」（奥羽種畜牧場前掲書）かっただめとか、あるいは「（牧場設置推進者たる七戸村有力者への）私憤があった」（盛田達三前掲書）ためなどとされている。しかしたとえばそれが私憤から発したものであったとしても、その背景には自らが育成してきた農地、林地などを奪われることへの反発もあったことは事実である（盛田前掲書参照。また天間林村における事例は『天間林村史』参照）。人によっては精魂込めて開墾を始めたばかりの耕地を奪われたり、あるいは樹木の繁る林野を取られることになったのであり、このような人々を「公共性」や「公益性」の欠如と批判してもむだであろう。むしろこの牧場計画自体が、七戸村の有力者だけで内密裡に進められていたのであり（盛田達三前掲書）、地元民一般の理解すら得ようという配慮が全く欠如していたのである。一部有力者の「公益」觀念と一般民衆の意識の間にはかなりのズレもあったであろうと思われる。

ともかくも明治三二年（一八九九）九月より同四五年二月までに合計三〇六二町歩余の用地が取得された（第

三八表参照。

第三八表 年次別用地取得方法と規模

取得年月	所 得 先	取 得 数 量
明治 三二・九	青森大林区署から管理換	四町九反六畝〇〇歩
〃 四〇・七	〃	二八四六・〇・八・〇〇
(計)		二八五一・〇・四・〇〇
〃	青森県から受領	八・四・〇〇
〃 三二・一二		一一・六・七・二二
〃 三九・一〇	〃	一・四・二八
〃 四五・三	〃	一一・六・六・二〇
(計)		四・六・三・一〇
〃 四五・一	民有地買収	七・五・一八
〃	〃	五・三・八・二八
(計)		一九三・六・二・〇六
〃 三三・一一	収用	一九三・六・二・〇六
(計)		三〇六二・七・一・二四
合 計		

(『奥羽種畜牧場六〇年の回顧』)

創立と同時に初代場長として農商務技師三浦清吉らが着任、直ちに業務を開始している。体制は三つの係、すなわち庶務係（六人）、育成係（四人）、耕作係（二人）であったが、このうち兼任があるので職員は合計七人であった。明治二九年中の任務としては、牧場予定地測量、作田（明治三〇年二月完成）、事務所、官舎、倉庫、井戸、橋梁、土塁などの建設、八月から産馬地視察及び馬匹購入を行ったが、最大の事業は、建物建築のための土地整理、飼料栽培地の整地、障害物除去などで、これには延べ四〇〇〇人以上の人夫を雇傭している。しかしこれだけの人員を投入しても「本年ハ極メテ必要ノ箇所ニ限りテ整理シタルヲ以テ……広ク一般ノ牧地原野ニ手ヲ伸ハサザリシナリ」という状況であった（『明治二十九年事業成績書』）。

明治二九年九月より馬匹購入を開始したが、厩舎も未だ建築中のために売主あるいは産馬組合長にこれを依託して飼育させたが、翌年一月一二日に厩舎が完成、これにより明治三〇年末までには種牡馬九頭、繁殖雌馬八頭が入場している（前掲『奥羽種畜牧場六〇年の回顧』など）。なお種馬牧場の馬匹購入に伴い馬匹価格の昂騰が見られたともいわれる（前掲成績書）。こうして明治三〇年末までにはようやく軌道に乗り、以後は我国の馬産事業の進展、とくに軍馬育成政策との係わりの中で順調な進展を見せてゆくことになる。

我国の馬産事業一般も、先述の馬政調査会の諮問をうけて明治三二年に農商務省農務局内に牧馬課が設けられ、これにより馬産事業は円滑に軌道に乗り、三二年からは民間雌馬に対する余勢種付も実施、直接民間雌馬の改良にも着手することになった。またこの間にあっては専ら欧米種の輸入馬を主体とする繁殖を試みている。本牧場もこの例外ではなく、明治年間における入場種牡馬六〇頭中、九頭を除いては全て輸入馬である。なお明治三八

第39表 国有牝馬種付成績表

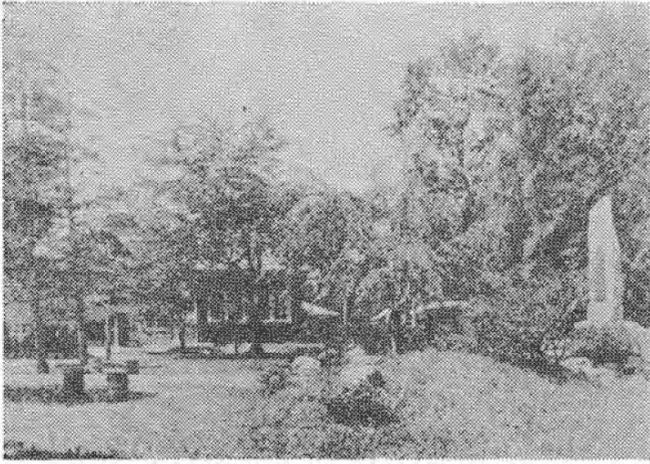
明治三〇年													年種付 次	事項		
四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二			三一	
八	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	九	三	種牡馬 (頭)	
一九三	一六四	一四四	一二二	一八二	一九四	二二八	二二四	二二九	一〇四	一〇七	九二	八五	八〇	五〇	牝種 (頭)馬付	
四〇	三五	四〇	三九	二八	三五	二八	二〇	一八	三一	二〇	二二	七	一三	五	繁殖用編入頭數	
三〇	三二	三〇	三四	三五	四二	二八	二四	一七	四二	一八	二七	九	一二	六		種牡馬
七〇	六八	七〇	七三	六三	七七	五六	四四	三五	七三	三八	四八	一六	二五	一一		牝繁殖 馬殖
																計
大正二 年													年種付 次	事項		
一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三			二	一
						九	八	七	七	七	七	六	七	八	九	種牡馬 (頭)
一三五	一三七	一五四	一七四	一六三	一三七	一三四	一四一	一四一	一三三	一二五	一二一	一四六	一六八	一七五	牝種 (頭)馬付	
					一八	三〇	一九	二九	二六	三六	二八	三四	三四	三五	繁殖用編入頭數	
					一四	二三	二〇	二八	二七	二〇	二〇	一九	三二	三三		種牡馬
					三二	五三	三九	五七	五三	五六	五七	五三	六六	六八		牝繁殖 馬殖
																計

(明治30年~大正10年『日本馬政史 第4巻』、)
(大正11年~大正15年『青森県総覧』)

第40表 民有牝馬種付成績表

明治三十二年													事項	
年種次付														
四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	九	種付牝馬種類頭数
九	八	九	一一	一二	一二	一二	一三	一四	一一	一一	一一	一〇	(頭)	
七八	八五	六四	八五	二九	二六	三四	二八	一五	一一	一〇	六	五	洋種	
四六	四八	三四	四五	二五	二八	二二	二四	二二	九〇	五一	三〇	一七	雜種	
二	六	四	七	四五	二六	三一	六六	六一	三九	二〇	一六	一二	牝種	
一二六	一三九	一〇二	一三七	五八八	四七五	五〇〇	二四三	一九九	一四一	八一	五二	三四	(計)	
七三	八四	五六	七四	三二九	二三四	二三九	一二九	九二	八五	四九	二六	一六	成産績駒(頭)	
大正二年													事項	
年種次付														
一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	七	種付牝馬種類頭数
				九	八	七	七	七	七	六	七	七	(頭)	
				八一五〇	七二二七	七三三四	七二二三	七二二三	八七	六一〇六	六九	七二	洋種	
				三八	二六	三七	三七	五二	二八	四〇	二六	四〇	雜種	
						一				一		一	牝種	
一四八	一五四	一四二	一三四	一二九	一八八	一五三	一七二	一六〇	一七五	一五	一四七	九五	(計)	
				一〇四	七二	九二	八六	一〇七	五〇	八三	五八	六四	成産績駒(頭)	

(明治30年~大正10年『日本馬政史 第4巻』、)
(大正11年~大正15年『青森県総覧』)



奥羽種馬牧場事務所

年本牧場産の種牡馬が宮城種馬所へ転出されることになり、優秀馬生産はここに一つの節目を迎えたといえよう（前掲六〇年の回顧参照）。ちなみに本牧場の明治〜大正期の種付業務は第三九表の通りである。

本牧場にあつて重要な事の一つは、防風林の植栽であろう。これについては詳しくは前掲盛田達三の研究に譲ることにはしたが、若干だけふれることにする。

「従来此ノ地ハ樹木ノ暴風ヲ防グベキモノナシ。因テ防風林ヲ造ルノ設計ヲ為」すというのが牧場の立地せる土地であり、さらに「四月二〇日西風強く土砂飛散し、野外の作業頗る困難を極め恰も燕麦の播種に忙わしき際なりしに抱らず同日午後よりは一層風力を増して烈風となり、夜に入りて益々其の勢を加えて土砂を飛ばすこと夥しく、耕地の損害に甚だしく……」

（『明治三十五年事業報告書』）とあるように、この地にあつて作物、放牧地の被害を少しでも減らすためには防風林の植栽こそが急務であつた。したがつて創立と同時に植林が開始され、当初は幹線道路沿いに、ついで明治三六年以降は各地区境界へと拡大されていった。植林されたものは、主として杉、赤松、カラ松であつたが、明治三四年に山桜四〇〇〇本、吉野桜二〇〇〇本が植えつけられている。この桜は今日に至るまで七戸の名所であり、しばしば観桜会が催しされているのは周知のところであろう。なお植林にあつた請負人は、七戸村の盛田盛であり、また桜植栽の発案者は創立事務所

第41表 奥羽種馬牧場にて使用せる大農器具(明治34年)

農 具 機 械	作 業 の 種 類	役畜の種類・頭数
ガ ン ク ・ プ ラ ウ	再 墾	牛 馬 6 頭
ソ ル キ ー プ ラ ウ	〃	馬 3
ダ ッ プ ル プ ラ ウ	新 墾	牛 馬 6 6
ソ ッ ド プ ラ ウ	〃	牛 馬 6 6
ツ ー ス ハ ロ ー	土 壤 細 碎 ・ 覆 土	馬 2
デ ィ ス ク ハ ロ ー	土 壤 粗 碎	牛 4
コ ー ル タ ー ハ ロ ー	〃	牛 2
ド リ ル	播 種	牛 馬 4
コ ー プ ラ ン タ ー	〃	馬 1
シ ョ ウ ベ ル プ ラ ウ	中 耕 培 土	馬 1
カ ル テ ベ ー タ ー	〃	
モ ー ア ー	刈 草	馬 1
リ ー パ ー	麦 刈	牛 4
脱 穀 機	脱 穀	馬 8
人 力 カ ヘ ー リ ン ク プ レ ス	牧 草 ・ 燕 麥 圧 搾	人 力 男 3 人

に勤めていた鷹山宇太郎であったという(盛田前掲書・『牧場八十年のあゆみ』)。かくして明治・大正と年々その防風林地を拡大され、植栽された樹木も成長するにつれてしだいにその効果を現し、昭和二年の『事業報告書』に「本場創始以来年々防風の目的を以て植樹を行い、且つ保護に努めたる結果多数の美林を形成し、完全に防風の目的を達しつつある」と認められるまでになったのである。

本牧場ではその馬匹飼料の栽培のために大農耕法を採用していたのは知られるところである。また同時に各種の試験畑をつくり、各種肥料の投入と作物栽培を実施している。例えば『明治三十四年業務成績報告』によると、「本場耕作事業ハ総テ大農組織ニシテ人力ハ可成之レヲ省減シ動物力ニヨリ農具機械ヲ使用シテ作業ノ大部ヲ遂行スルモノナル……」と

して、第四一表のような農器具があげられている。

肥料としては、堆肥・厩肥は勿論、大豆粕・過磷酸石灰・木灰・乾鱈などいわゆる金肥も当初から大量に使用しており、さらに幾つかの試験畑において各種の肥料投下実験を行なうなどしている。

このように、畜力利用による大農具使用と化学肥料の投下は、明治年間においては青森県内においてごく一部に限られており、本牧場でのかかる経営が人々に与えた影響は大きいものであったと思われる。しかし、その反面で大農経営への不慣れのため馬匹飼料がしばしば不足したりしたこともあった。また、飼料耕作等には臨時の業員を付近から雇い入れていたが、しかし、この人数も必ずしも十分に必要量を充足するまでには至っていない。その理由は、北海道出稼の方が賃金が高かったのでそちらに向かったこと、あるいは周辺に村落なく集めづらかったことなどがあげられている（業務成績各年次版）。

創立以降大正年間までの本牧場業務上主要なものを年次別にあげれば次のようである（『牧場八十年のあゆみ』）。

明治二九年——本場創立 三浦清吉初代場長となる。

〃 三〇年——外国産種雄馬入場。

〃 三一年——初めて候補種雄馬を岩手種馬所に配布。耕牛四頭入場。

〃 三二年——民有雌馬への種付開始。

〃 三三年——流産多発。

〃 三四年——二、三歳雌馬の混合繋養を廃止。

〃 三六年——腺疫大発生。

〃 三九年——安井淳之助場長となる。濠州産一二八頭入場、県下に種付所六カ所設ける。

〃 四〇年——アングロノルマン、ノーニユース、ノーススター、フリオゾー始めて入場。

〃 四二年——県下民間雌馬に対する種付業務を青森種馬所に移管する。

〃 四三年——ラシカッター、ヨルバン入場。

〃 四四年——南沢時義場長となる。

大正 二年——人工授精術の研究はじまる。

〃 七年——陸軍中佐市川一郎場長となる。

〃 一〇年——村田庚午郎場長となる。

〃 一一年——トリオンハント、サチネット入場。

〃 一二年——坂常三郎場長となる。

〃 一四年——上水道建設される。

本場は明治三四年（一九〇一）六月陸軍省の管轄に移るが、大正一二年（一九二三）には再度農商務省に移管され、同一四年には農林省の独立にともないその管轄になる。時代の移り変わる中でも軍馬を中心とする優良馬の生産、改良をめざしているが、戦後は勿論軍馬育成の使命はなく、昭和二一年（一九四六）には青森種畜牧場

と改称、さらに翌年には奥羽種畜牧場となり今日に至っている。この間にあって、用地の一部を民間に解放することを余儀なくされ、また昭和二二年には日本短角牛を繋養し、以後においては馬よりもむしろ牛をはじめとする各種家畜の改良にあたっている（『牧場の八十年のあゆみ』）。

本牧場は当時の七戸村の有力者により当地の産馬事業の振興を図るべく、その影響力を期待して誘致されたものであった。かかる企てはおそらくそれなりに直接、間接を問わずに当地の産馬事業への影響はあったものと思われる。さらに本牧場の大農経営は、当地農民への機械、肥料使用の偉力を様々と示すことにより、彼らの農業経営改善への志向を刺激した面もある。あるいは人夫としての雇傭は現金収入の途の少ない当地ではある意味では貴重であったかも知れない。しかし当地の多数を占める中小農、ましてや小作人にはそれほど関係のないことであつたらうし、また先述のようにその賃金の安さは期待うすのものであつたらう。さらには本牧場は広大な面積を占めたため、付近農民が牧場、飼料、燃料、あるいは新規開墾地を求めるべき地が極めて狭ばめられてしまった。すなわち農民の拡大生産の途がとざされたことも挙げられるのである（天間林村の一村民がこの牧場をいかに見つめていたか、それに関しては『天間林村史』を参照されたい）。

第三節 軍馬補充部七戸支部の開設と若干の問題

軍馬補充部七戸支部は、その名称は七戸支部であるが、その用地の大部分は隣村天間林村に存在し、七戸町に

係わる部分は極めて一部でしかない。にもかかわらず七戸支部と称されたのは、おそらく七戸が古来より産馬事業の盛んな地であったことからであろうと推察される。本補充部に関しては詳しくは『天間林村史』に譲るが、七戸町の人々もかなりこれには係わりを持っていた点から若干ふれておく。

先述の通り我国の馬産事業は軍馬育成政策と一体的に進められてきたが、純粋に軍馬補充をめざす機関としては全国に広く軍馬補充部が設けられていた。軍馬補充機関は官衙としては明治元年（一八六八）五月に大総督府の下に大総督府既が設けられたのを嚆矢とする。その後軍務官既、兵部省既と改称し、七年一月には新たに陸軍調馬既が置かれている。同三月には軍馬局と改称、一月には軍馬局条例が発布されるに及んでその制度の確立を見た。明治一七年一月に至り条例が改正となり、陸軍馬政は馬匹の保育・調教とその分配支給の二つとなり、繁殖は一切除外されることになった。

その後幾度かこの条例は改正となったが、明治二九年五月には軍備拡張の一環として軍馬補充部条例の公布となり、軍馬補充部本部といくつかの支部が設置され、軍馬の供給・育成・購買・資源調査を司るものとなった。本部は東京にあり、支部がその下にあり、さらに派出部、出張所がその下にあった（『日本馬政史 四巻』）。青森県内にあつては、明治一七年一二月に三本木に軍馬育成所が設けられ、翌一八年には軍馬局青森出張所として事務を開始し、同二九年軍馬補充部三本木支部と改称され、以来連綿として今次大戦が終結するまで軍馬育成の任についてきた。

さて軍馬補充部七戸支部の設置は明治四一年（一九〇八）一一月のことで、明治四〇年七月より土地収容事務

を開始している。その中心地は天間林村道の上に位置している。同四二年四月には乙供分厩庁が、ついで四四年四月には坪分厩庁が設けられている。このような分厩庁の設置により飼養馬数も増加していったため、飼養農地、放牧地の拡張と造成が進められたのであり、天間林村以外にも六ヶ所村・横浜町・東北町・野辺地町などには放牧地が求められた。支部用地の規模は、その時によりかなりの変動があったらしいが、大正元年（一九一二）現在では野辺地町・七戸町・甲地村・天間林村の二町二カ村において耕作地五七〇町歩、草刈地二四七三町余、放牧地九一二七町余となっている（『上北郡の栞』）。

配属された馬匹は支部時代に育成種七〇〇頭、その他農耕馬八〇頭、派出所時代（後述）には前者が四〇〇頭、後者は三〇頭平均であったとされる。創業以来の育成馬匹は明治四五年一月現在で四〇七三頭（『上北郡の栞』）、あるいは大正一四年現在で八五〇二頭（『上北郡新誌』）という数字があり、いずれにしても年間八〇〇頭〜一〇〇〇頭近い育成馬を有していたということになる。

第一次大戦後の軍縮時代を反映して軍馬育成も縮少傾向にあり、大正一五年一二月には七戸支部は軍馬補充部三本木支部七戸派出所とされ、乙供・坪の両分厩庁も廃止されている。

部員編成は、支部長が大佐級（派出所長は少佐クラス）、軍付は大尉級、育成係は曹長級であり、以上を軍人が占めており、以下農業係として農事技師、農事係があり、その他牧手五人、耕手六〇人が基幹職員であり、その他常用人夫と臨時人夫がおり、春の播種期や秋の収穫期には一日延べ六、七〇〇人が雇われていた。

肥料としては堆厩肥が主であったが、大正九年以降にあっては三〇馬力のトラクターが導入されるに及んできた。

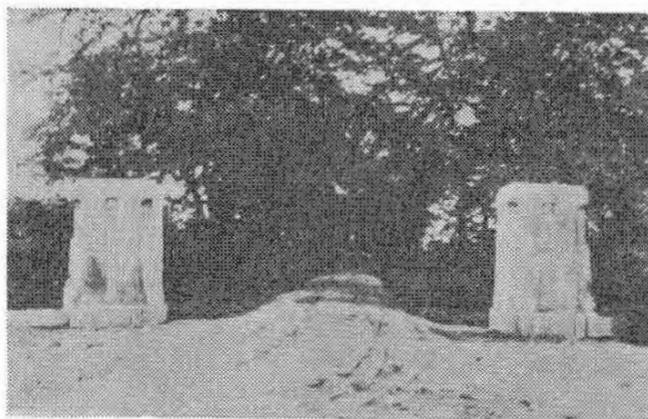
らは本格的な大農経営方式へと移った。

軍馬は、民間馬より平均して高く購入されるので、付近の馬産家にとっては軍馬として購入されることは大変うれしいものであったと言われる。ちなみに昭和初期の七戸産馬組合の軍馬・民間馬の販売価格を示そう。

第四二表 昭和初期軍馬・民間馬の価格表 (『南部の誉・柏葉城の馬』) 註 最高価格は誤ちか

年次	軍馬				民間馬			
	頭数	最高価格	最低価格	一頭平均価格	頭数	最高価格	最低価格	一頭平均価格
昭和二年	四九	五五〇円	二五〇	三一、四二八	一、一九九	六、〇〇〇	三〇	一八一、四九七
〃三	四八	一、五〇〇	二五〇	三七八、一二五	一、三五三	六、五〇〇	五〇	一七四、二五七
〃四	五九	七〇〇	二五〇	三三〇、六七八	一、三九五	五、一〇〇	二三	一五二、六一一
〃五	五〇	六〇〇	二二〇	三一四、六〇〇	一、一三〇	二、〇一〇	一一	一〇四、三一一
〃六	五一	一、五〇〇	一八〇	二八八、八二四	一、二三〇	三、一〇〇	一四	八二、九五七
〃七	五〇	七五〇	一八〇	二四八、〇〇〇	一、〇四七	二、五〇〇	一五	一〇二、二二六
〃八	六五	一、〇〇〇	一七〇	二七二、六一五	一、二六四	二、三〇〇	二〇	一一〇、五五一
〃九	六一	一、五〇〇	一七〇	二六五、七三八	一、二〇七	一、七〇〇	二〇	一一六、九六〇
〃一〇	六二	一、二〇〇	一八〇	二九八、二五四	九七三	二、八〇〇	三〇	一六〇、二〇八

さて軍馬補充部の設置にあたっては先の奥羽種馬牧場の時同様の用地問題が生じたのは蓋し当然の成り行きで



軍馬補充部七戸支部正門

あろう。軍馬補充部用地は、天間林村天間館地区の広大な原野を占拠するものであったため、七戸あるいは天間林村在住でこの地に開墾の企てを持っていた人々との矛盾は妨げられなかった。まさに「……軍用地（筆者註 軍馬補充地のこと）ノ為メ耕作面積大ニ狭メラレルニ至リ」（『天間館青年学校郷土調査』）という状況であった。次の資料はその一斑を示すものである。

御請書

青森県上北郡天間林村大字中野外九ヶ字 原野反別五百九拾六町六反五畝七歩ノ内

字中野字森ノ上 原野反別 参拾貳町五反歩

但 右反別ハ予約払下願出者ノ内 中嶋勝次郎ニ返地命令際払下ノ手続

キナスヘキ分

差引 残反別 五百六拾四町壹反五畝七歩

此返地賠償金 参万参千八百貳円参拾銭

但 該地上ニ於ケル築造物及樹木其他ノ物件共有ノ儘悉皆

右ハ予約払下出願中ノ処、今般官ノ御都合ニ依リ返地御命令相成候節ハ左記事項承諾ノ上御請申上ベク候也

一、返地ニ就テハ前記ノ賠償金額ヲ以テ何時ニシテモ異議申間敷候事

二、返地ノ際現ニ作付ノ耕作物ニシテ其年度内ニ收穫シ得ルモノハ予約払下出願者ノ所得トナスコト

但本項ノ期間内ニ耕作ノ除却ヲ命セラルトキハ該地現主管庁ヨリ其相当償価ヲ申受クルコト

明治四拾年七月二十日

青森県上北郡

予約払下出願人

鷹山 宇太郎 ①

佐野 みき ①

上崎 光一郎 ①

中嶋 勝次郎 ①

(その他六名略)

青森大林区署長

星野 政 敏 殿

(天間林村『中嶋家所蔵文書』)

一体、それでは奥羽種馬牧場あるいは軍馬補充部七戸支部の存在は、七戸を始めとするこの地方の人々にとっては何を意味したのであろうか。

両者ともその内容に若干の差異はあるものの、基本的には以上みてきた通り我国の軍馬の改良・育成事業の推進の中で創設され発展してきたものであった。その点では「〔軍馬に対する軍事的要請は〕むしろ資本主義の展開とともに、その基礎の弱さを軍事力によって補おうとした我国の資本主義においてははいよいよその要請を強めざるを得なかった」(『日本農業発達史 五』)という評価は全く妥当であろう。だからこそ、この軍馬育成とい



軍馬補充部の作業風景

う事業が我国の農業の実態に必ずしも適応せず、かえって矛盾をひきおこすことにもなった例はしばしば指摘されるところである（同上書）。

しかしこのような矛盾、問題は生じたものの、軍馬育成事業が我国の馬産史上にもたらした影響もまた大きなものがあり、ことにその品種改良の足跡は重要であり、民間馬産もこれにより発展への刺激を受けたという反論も当然あるだろう。にもかかわらず、結局は民需に基礎を置かぬ馬産政策は、軍需という特殊環境の盛衰が激しいために、いきおいこれにはんろうされることになるのであり、決して健全なる発展を順調に進むこととはならないのである。

奥羽種馬牧場の創設は、この地の人々に優良馬への関心を持たせ、軍馬補充部七戸支部の軍馬購入は高価な軍馬育成が現金収入を約束するものであった。あるいは前者による民間馬の余勢種付、両者による大農経営の優位性の顕示は、馬産家のみならず一般農家への刺激も与えたであろう。したがってまさにこれらの誘致が「七戸地方の経済の発展を図る」（盛田達三前掲書）ためであったといえるが、そのことにはある程度まで成功したと言いうるだろう。

しかし、果たしてこの経済的恩恵はいかなる階層の人々へのものであったのか。あるいは「国家的要請」によ

り耕地あるいは原野が奪われたことは結局は主穀栽培を主体とする農業の発展、また一般馬産農家による放牧地制限などをひきおこしたのではなかったか。「国道以東ハ地勢截然トシテ南北ニ分タレ、北西部ハ茫々タル草原ニシテ、水ヲ得バ万頃ノ良田ヲ得ベキ平野ナルモ、今ハ陸軍用地トシテ軍馬ノ蹂躪ニ委ス」（二ツ森尋常小『郷土誌』）という指摘がすでに早くから当地方の人によってなされていた。

第四節 青森県立種馬育成所の創立

現在、県立営農大学校が位置している七戸町大字大沢の地には、明治四五年（大正元年―一九一二年）、青森県立種馬育成所が設置された。本育成所の目的は、「県有種馬ヲ育成シ、併セテ産馬組合ノ依頼ニ応シ組合有種馬ヲ育成スルコト」（育成所規定第一条）であり、さらに県有種馬は、各産馬組合に貸付けを行うことであった。そもそも本種馬育成所設立は、政府の第一次馬政計画（明治三九年）を受け、産馬県として知られる本県において優秀馬の産出をねらって行われたものである。

本育成所設置をめぐることは、いつもの事ながら同様に八戸、野辺地との間で激しい誘致合戦がくり広げられ、一時は誘致があやうい状況であったものを、ついに七戸設置に決定させたのは、誘致運動のリーダー格であった盛田徳太郎の努力と、用地を盛田喜平治、小原平右衛門の両氏が無料にて提供することにしたことにあるとされている（小原第吉稿「七戸政界五十年」）。

ともかくも時の県知事武田千代三郎の实地調査のあと七戸町大沢に設置することが最終的に決定し、敷地として民有原野一〇〇町歩を二〇年間契約にて貸りうけ、明治四五（大正元）年八月より事務所、厩舎、官舎、牧夫舎、物置、釜場、治療所各一棟の建設にかかっている（『青森県種馬育成所事業報告 自大正四年至大正六年』）。これに対する県予算は、種馬育成所費として新規に一万〇四二五円計上されている（『青森県議会史 明治編』）。これらの建物は、大正二年一月頃にはほぼ落成をみ、これ以前より七戸産馬組合厩舎などに収容していた県有種馬一頭を育成所厩舎に収容することになり、本格的業務の開始への第一歩となった。大正二年五月には育成所規定が制定され、同時に所長事務取扱、専任技師各一人が任命され、兩人は県庁内に於て事務を執る。同七月・一〇月に夫々育成所処務規定、預託規定が制定・公布され、また一〇月、技手一、書記一も任命された。かくして七戸産馬組合事務所に仮事務所を設け、現地にて事務の執行を開始している。また大正二年中には、耕作地として荒地七町余を開墾し、さらに本育成所の立地せる土地が高所であることから防風林の設置には当初より力を入れ、この年ポプラ一万本、落葉松五〇〇〇本を植えている。所長、技師の任命も大正二年度に行われ、県有種馬一二頭、預託馬一〇頭、その他九頭を収容し、さらに耕作地約一〇町歩をこの年度に開墾している。かくして大正三年度には、第一回目の種馬貸下を実施している（前掲『業務報告』）。

本育成所の面積は次の通りである。

建物敷地

七町

耕作地

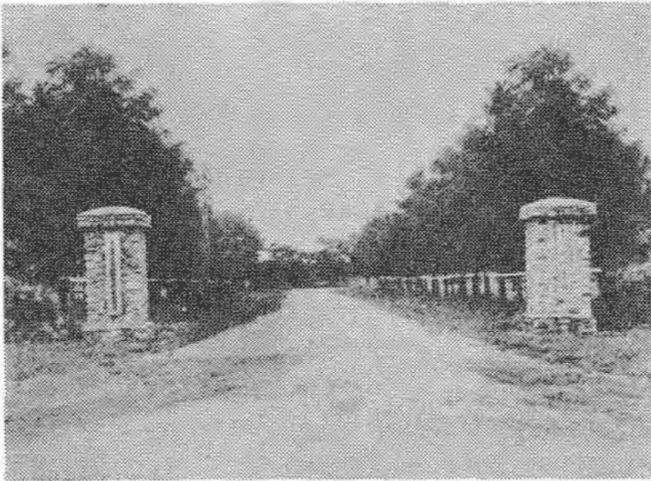
一七町二反六畝

耕作予定地 五町
 運動場 六町五反四畝
 道路 四反
 植林地 五町一反
 放牧地 五八町七反
 合計 一〇〇町歩

本育成所の育成馬匹をみると、内国産洋種が圧倒的に多く、大正元年一一頭中五頭、二年二三頭中一五頭、三年二六頭中二二頭、四年二九頭中二四頭、五年三一頭中二二頭、六年三九頭中二七頭と、多い時で八四パーセント、少ない年で四六パーセントを占めている。次いでサラブレッド雑種、アングロアラブ雑種が若干ある。貸下種馬類は、大正四年一〇頭（うち七戸産馬組合一頭）、五年一二頭（同一頭）、六年三頭（同なし）となっており、七戸産馬組合の二頭はいずれも内国産洋種である（同上）。

なお当時にあって本育成所が育成馬に与えた飼料は、馬齢および季節により変化している（同上）。

燕 麦	飼料		馬 齢
	月	月	
四升	十一月	十二月	二歳
四升	一月	五月	秋～三歳
四升	六月	一〇月	秋
五升	十一月	十二月	三歳
六升	一月	五月	秋～四歳
六升	六月	十二月	以上



青森県立種馬育成所正門

育成所のスタッフは、所長・技師・技手・書記各一人の他に、牧夫七人、小使一人であるが、その他に臨時雇いの牧夫が多数あり、大正四年二四三九人、大正五年二五七七人を数えている(同上)。なお、大正一五年までに育成せる種馬は一五〇頭余であった(『東奥日報』大正一五年五月三一日付)。

ところで本育成所は、大正一三年より青森県種畜場と改称し、その業務も従来の種馬育成のみから牛・豚の飼育に拡大された。大正一五年には種牛三頭、豚四頭が飼育されている。さらに昭和三年現在では、種牛五頭となっている(『青森県総覧』)。以後は特に牛・豚などの改良育成に力を加えてゆき、あるいは養鶏を試みるなどして、この地方の各種農民に役立ってゆくこととなる。しかし、昭和一一年になると、野辺地町に種畜試験場が開設さ

大	牧	乾	ワ	食
豆	草	草	ラ	塩
八合	五〇〇匁	一升	一貫五〇〇匁	二貫
五勺	五〇〇匁	一升	一貫五〇〇匁	二貫
五合	五〇〇匁	五合	一貫五〇〇匁	一貫
五勺	五〇〇匁	一升	一貫五〇〇匁	二貫
七合	五〇〇匁	一升	一貫五〇〇匁	二貫
七合	五〇〇匁	一升	一貫五〇〇匁	二貫
五合	五〇〇匁	一升	一貫五〇〇匁	二貫
五勺	五〇〇匁	一升	一貫五〇〇匁	二貫

れ、試験・研究部門は全てそちらの方へ移転し、七戸町にあっては、青森県役馬利用指導者養成所が開設され、各種農業従事者の指導・養成が中心となってゆく。

なお、大正一四年度からは養豚部、昭和七年度から緬羊部、昭和一二年度からは種兔部、種狸部、昭和一四年度からは養蜂部を増設している（『昭和二八年度種畜場業務工程』）。

第五節 七戸産馬組合の成立と発展

上北地方の民間馬産の発展にとって七戸産馬組合の果たした役割は極めて大きなものがあつたのは言うまでもない。本組合は先述の如く明治一七年六月に県が「南部三郡取締規則」「馬籍取締規則」を公布したのを受けて発足したのであり、七戸村・大深内村・浦野館村・天間林村・甲地村・六ヶ所村を以て組織されたものであつた。初代の組合長（当時は肝入）には中嶋勝次郎、高田則孝の両氏が選出されたが、ついで明治二二年（一八八九）二月七日の県令第八号による規則改正以後においては、組合長としては初代高田則孝、二代駒ヶ嶺正総、三代上崎光一郎、四代佐藤鼎三、五代盛田喜平治、六代上崎光一郎、七代小島英吾、八代西田寛治、九代盛田庄兵衛、一〇代盛田喜平治、一一代小原平右衛門と続く（『南部の誉 柏葉城の馬』）。これら組合長の大多数は独り四代佐藤氏を例外として七戸の有力者である。その他の役員としては副組合長、評議員、書記などが置かれていた。もっとも佐藤氏も大深内村在住であるものの、七戸有力者と関係ある人物である。

本組合は、「組合定款、組合業務施行細則、組合役員及議員選挙ニ関スル規程、組合会計ニ関スル規定、組合給与ニ関スル規定、組合会議ニ関スル規程」を持ち（明治三七年現在）、組合の運営に関しては極めて細かく規定されていた。組合の馬産方針は「政府の産馬方針に基づき重軽乗馬、輓馬及小格輓馬の国防上産業上必要なる体幅骨量に富み且肢蹄堅牢の有能馬匹の生産を期す」というものであった（同上書）。したがって特に優良なる牡馬の導入及びそれによる種付には細心の注意を払ったわけであり、各地において嚴重なる規定の下に種牡馬組合がつくられたのは後述する通りであり、また、この種牡馬の購入、あるいは貸与は極めて早くから実施されたのであった。

優秀種牡馬の導入は、組合独自の購入、あるいは県有馬の貸与方式、さらに一時期にあっては前述の如く奥羽種馬牧馬所有馬による余勢種付などがあった。組合としては明治二六年頃より種牡馬の購入及び貸与を行っていたが、それ以前においても洋種牡馬が国・県より貸付けられ、これが七戸地方の馬産家に割り当てられたりしている。ただ洋種馬は当初は「元より珍奇なものにして猟奇的観念より出発したものなるが故に、将来如何に之を改善すべきや、などの具体的方針なかりしは勿論なりとする」（同上書）という状況であり、したがってこの洋種馬の本格的見直しが行われたのは明治二九年以降の奥羽種馬牧場による余勢種付の実施と、明治三五年（一九〇二）の県当局の産馬方針の確定以降だとされている。特に県当局はこの方針に基づき牛馬改良補助規則を公布し、一定割の補助金（七戸産馬組合にあっては一頭の代金四〇〇〇円以上の洋種にはその代金の七割補助。但し三五〇〇円を上限とする）を出すこととなり、このため各地の産馬組合は競って洋種牡馬を購入したのであり、

七戸の場合にあっては、明治三八年までにアングロアラブ一頭、サラブレッド二頭を購入している。かくしてここに一時期は「洋種馬の黄金時代を現出」（同上書）することとなった。

明治四一年には県立青森種馬所の設立があったが、これ以後にあってはしだいに中間種の種牡馬の供用が多くなり、同時に県有種牡馬の貸与もしだいにこれに準ずる方向にあり、このため七戸地方にあっては軽輓馬種の産出が多くなり、この結果として「一種の七戸型の馬匹」を多量に産出するようになったという（同上書）。

七戸産馬組合と、そこに結集せる人々の努力の結果として、七戸産馬はとみに名声を受け、いくたの名馬を輩出せることになる。今ここに七戸馬に対する評価の幾つかをあげよう。

七戸馬は青森県産馬中最重の馬なり。故に本邦に於ける最重の馬匹と称するを得べし。体型は頭長大、頸短厚、頸礎低く、直肩を呈し、尻短く且つ傾斜、躯幹長く四肢太く、蹄大なり。性質安静にして軽輓馬として第一位にあり。

（今井博士）（『日本馬政史』）

七戸は夙に青毛を以て名を博し、産馬は概して質健持久温順沈勇にして物に動することなく厩舎にありて静粛にして、使役上彼の特徴は力に富み終日劇勞してよく苦役に耐え、驚怖の癖なきを以て器具を破損するの憂なく、群馬に伍して実に長者の風あり。

（丹下博士）（同書）

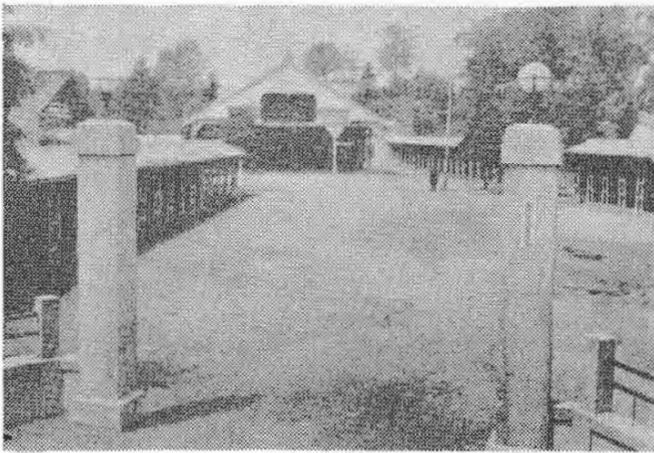
組合は、明治四二年（一九〇九）の県立種馬所設置以降にあっては、各地に種付所を設け、従来の方式に代わってこれにより種付を実施してゆくことになる。明治四二年に七戸町、翌四三年甲地村、大正八年（一九一九）

浦野館、昭和九年（一九三四）六ヶ所村、同一二年天間林村にそれぞれ設置し、これらには組合より種馬を派遣して業務にあたった。また、「（馬の）飼養育成に付き相互に品評し合ふは（その）改善上尤も緊要なるもの」（同上書）との考えにより、組合としての二歳馬品評会を大正六年に始めて行っている。さらに、二歳保留牝馬奨励制を独自に設け、大正一二年以降にあっては、二歳馬品評会出品馬中より一〇頭前後の優良牝馬を選び、これに奨励金を与えて組合外への販売を一〇年間禁止して優秀馬の育成に努めている。

また馬匹の衛生管理のためには、組合獣医制度及補助獣医制度を設け、専任の獣医と組合域内の獣医に委託する形で組合員の所有馬匹の衛生状況の把握につとめている。

かかる幾多の努力の成果として、七戸産馬組合の馬は宮中に献上すること、明治期にあって三頭（明治三、同一四、同四一年いずれも浜中幾治郎所有馬）、また各種の博覧会、共進会での受賞馬は明治年間において七四頭、大正期は九二頭を数えるに至ったのである（以上、断りのない限りは前掲『南部の誉 柏葉城の馬』による）。

本組合は大正元年現在において厩舎二棟、事務所一、驛市場一、馬検場一を有し、組合及び組合員所有になる種牡馬は五二頭、また合計馬匹は五八四〇頭余、年間生産馬数は八六〇頭となっている（『上北郡の栗』）。大正一四年現在では組合員数一七五〇人、総馬数六〇〇〇頭、生産馬一三〇〇頭前



七戸産馬組合

廿一番 田中五兵衛 廿二番 甲地徳蔵

合 六名

主任曰ク 廿四年度産馬通常会開キマス

議長曰ク 廿三年度産馬事務取扱支出○等報告ニ対シ質問アラバアリタシ

廿四番曰ク 一項日宛事質問アルヨウニ致シタシ左ナクバ前後混乱ノ憂アラントス

十七番曰ク 是ハ報告ニ止ルモノト信ス何ソ審議争論スヘキモノニ非ス思ナリ

議長曰ク 別段質問ナキト認ム依テ確定開議ニイタシテ如何、十六番 四番 異議ナシ

議長曰ク 質問ナキト認ム且ツ十六番四番モ異議ナキ旨述ラレ他ニ異存ナキト見認各員御承認アリタシ

十六番曰ク 支出費等報告書異議ナシ

議長曰ク 事務取扱費支出費等報告ニ対シ異議ナキ者ハ起立アリタシ

起立 惣員

議長曰ク 惣員ノ起立各員承知アリタシ 続テ収支決算報告書ニ取懸リマス依テ質問アラハアリタシ

廿三番曰ク 漸次休憩アリタシ

議長曰ク 漸次休憩アレ

五番曰ク 自参出場

議長曰ク 前会ニ引続キ質問アリタシ

廿三番曰ク 償却金七百四円トアッテ五百余円ノ償却トアル玆ニ颯ト式百余円ノ差異アルハ如何

番外曰ク 式百余円ノ未償却アルハ本会ノ議案ニ顕出セリ之レニテ相訳リマス

十六番曰ク 支出案ニ異議ナシ

議長曰ク 本案ニ対シ異議ナキ者起立アレ

起立 惣員

議長曰ク 惣員ノ起立依テ原案ニ可決ス旨ヲ陳告ス 亦タ日支出相スミタルニ付尚廿三年度ノ収支案ニ取

懸リマス

廿三番曰ク 精神勞レタリ漸次休憩ヲタマバリタシ

議長曰ク 漸次休憩アレ

五番 遅参出場

議長曰ク 前会ニ引続キ質問アリタシ

十六番曰ク 廿二年度ヨリ式才牡馬代金ノ未納ヲ今日マテ差置キハ甚々不都合将来ニ差響ヲ来ス次第ニテ組合長ニ於テ深く注意アリタシ且ツ金三十円ハ何等次第アッテ仮払ニセシヤ 亦タ百四円六拾銭本年ノ仮払方ハ如何ナラン

番外曰ク 金三拾円ハ博覧会へ出品出京ノ砌リ組合長ニ於テ仮受取り其後決算シタル処如何不足シタル全

員ニシテ未タ復サザル分ニ之レアリ 本年ノ報酬金ヲ受ケ差引スルノ見込ニシテ差置シナリ百

四円六拾錢ノ内六拾円ハ他組へ繰替金ナリ

廿二番曰ク 他組へノ繰替金今日マテ差置クハ甚不都合ナリ

十六番曰ク 他組へ繰替金六拾円ハ組合長ノ専断ニシテ此ノ報告ハ受クヘキモノニアラス

主任曰ク 他組へ一時貸渡タル六拾円ハ最モ議決シタルモノニアラス去ナカラ一独身へ貸シタルト違ヒ各

組合へ立替シタルモノニシテ詰リ出金ナラザル事ナシ依テハ私ニテ引受テモ何レニテモ宜シ

五番曰ク 組合ナラハマタスラ他組へ貸シ渡スナリトハ此組合ノ大不幸ト云ヘシ余リ勝手ノ斗ナリ

主任曰ク 直接ニ貸シ渡タルモノニアラス七組ヨリ委員出張ノ際費用分カラス去^{（て）}迎テ出張ノ折ナレハ不得

止一時其費用ヲ支払タルモノニシテ其ノ金額分リ屢々督促ニ及ヒ置キタリ然レトモ会議ヲ経タルモノニアラサレハ私ノ負担ニナルノモ不得止ナリ

廿四番曰ク 十六番ニハ金六拾円ノミニ不拘此ノ三項金モ組入レテ可ナラン

十二番曰ク 遅参着席

廿三番曰ク 前説ヲ取消ス

二番曰ク 此ノ張札ヲ取ツテ報告ヲ受ケルモノトス

十二番曰ク 此ノ未納既ニ四ケ年ニモ涉リ之レハ取ルヘキヤマタ取ラレサルヤ其ノ手續主任ノ御見込如何

主任曰ク 昨今納ムル考モアリ亦タ夫々取運タル事モアレハ本年ノ糶マテニハ取立済ニナル見込ナリ

十二番曰ク 主任ノ今マ述レタルニ付本員ハ別段意存ナシ

廿三番曰ク 十六番ノ六拾円ノ削除説ニ賛成ス

十二番曰ク 悪マテ本案ヲ不トス 聞ク処ニ寄レハ他組ヘ立替スルハ差支ナシ左モナクシテコトニ寄レハ監

督官庁ノ取分ヲ受ル場合モ生トス依テ原案ト決シテ差支ナシ

十七番曰ク 本県ハ十六番ノ削除説尽シタルト信ス依テ十六番ニ賛成ス

議長曰ク 十六番ノ説ニ賛成者ハ起立アレ

不起立 二番 十二番 廿四番

議長曰ク 十六番六拾円ヲ削除説ニ過半数起立ニ付十六番ノ説ニ決ス各員承知アリタシ

議長曰ク 産馬規則ノ改正諮問案ノ質問会ヲ開キマス各員質問アリタシ

十二番曰ク 此ノ諮問案ハ跡廻シニイタシタシ

廿四番曰ク 十六番ニ賛成ス

議長曰ク 十六番ノ跡廻シニ賛成者アルニ付後ト廻シニイタス 本日ハ之レニテ閉開ス^(ママ)

九月四日午後二時開会 議長工藤轍郎

出場議員 拾八名

議長曰ク 組合長ノ日当規則ヲ改正諮問案ニ取懸リマス質問アル方ハ質問アリタシ

十六番曰ク 此ノ改正ハ何ニ等ノ点ヨリ生シタルヤ

番外曰ク 此ノ規則ハ有給ノ砌定メタル者ニシテ今日ハ名誉職ニシテ其当ヲ得サル者ナレバ増額セシモノ

ナリ

十二番曰ク 議案ニ先タチ議案外ノ事ニ涉リ如何シキコトナレトモ風説ニ組合長ハ辞スルヤノ由聞及ヘリ弥

左様ノ事ナルヤ

主任曰ク 十二番ノ述ベタル通り疾クニ辞ヘキト思ヘトモ通常会ニ間近ケレハ此際辞スルトキ自然事務上

ニ差掛リ不都合モ生ヘキ廉アラント思慮セルヨリ此会議決了ノ上ハ速ニ辞スル精神ナリ

(不決ス) 明治廿四年度七戸組産馬事務取扱経費収入予算議按

一金 壹萬六千八百貳拾円 内国種才牡馬八百四拾壹頭

是レハ壹頭平均金貳拾円ノ見積リナリ

一金五百八拾八円 雜種才牡馬拾壹頭

是レハ壹頭平均金貳拾八円ノ見積ナリ

合計 金壹萬七千四百八円

内

金壹萬四千八百五拾五円六拾錢 民益金

金貳千五百五拾貳円四拾錢 仕法金

内

金貳千五百貳拾三円

老歩五厘収入金

金貳拾九円四拾銭

五厘収入金

金貳拾円四拾銭

百分ノ老金

是レハ三才以上牡馬糶売代金老頭平均金拾七円 老回三拾頭ツヽ四回頭数

百貳拾頭代金貳千四拾円ノ百分ノ一金ナリ

合計金 貳千五百七拾貳円拾銭 収入歩金高

(不決ス) 諮 問 按

一金 貳百円

是レハ相当ノ利子ヲ付シ借入ルモノトス

(盛田稔家所蔵文書。同文は『南部の誉 柏葉城の馬』にも引用されている)。

第六節 七戸地方における民間経営牧場と企業家的馬産

一 民間経営牧場の形態とその経営のあり方

前節までにおいては南部馬産の沿革と、国立牧場を中心とする馬産をとりあげて来たが、以下においては、民間における馬産業をとりあげる。本節では主として民間大牧場経営のいくつかを、次節においては主として小農的馬産経営の実態を取りあげる。

ところで馬産をめぐるても、田畑耕作と同様な階層分化があり、それに伴う経営形態の差異が見られた。ただこの点を示す資料は極めて乏しいと言われる中であって、次の如き経営諸形態に分類することが可能だとされている（『青森県農業の発展過程』）。

1 企業の経営——いわゆる民間牧場。多くは一〇頭以上の飼育。

2 農民的経営——企業の経営を除いたほとんど大部分。さらにその飼養規模により。

(1) 零細経営 一〜二、三頭飼養

(2) 中規模経営 三〜七、八頭飼養

3 地主的経営——直接馬の生産を営むというよりは馬小作に重点がおかれる。

(1) 手作地主的経営 小作馬を出すと同時に自らの圃場でも馬生産を行う。規模は三〜七頭。

(2) 寄生地主的経営 馬小作を行う。自ら圃場を営まずに、厩舎ないし運動場の設備の上に馬飼養生産を行う場合もある。規模は中規模。

4 家畜商その他商人など非農家による経営——委託、馬小作を主とする。多くはない。

ただし私見によるならば、こうした類型は単純ではなく、いくつかの性格を兼ね備えた如き馬産経営も存在す

るのは後述の通りである。ここでは以下においては第一の類型にあげられている企業家的経営の具体例として七戸町における工藤轍郎経営の牧場（萩ノ沢牧場）と、盛田喜平治の盛田農場、浜中幾治郎の浜中牧場、さらに東北牧場の四者を取りあげる。これら四者に共通するのは企業家的経営（民間牧場）であるが、工藤牧場と、浜中・盛田牧場、そして東北牧場の間には多少の性格的差異が存在する。すなわち、かかる企業家的経営にあってその系譜をたどるならば、次の三種に細分化されうるとされる（同書）。

(a) 士族の手によるもの……創設は最も古く明治初年。その典型は広沢安任により始められた三沢の広沢牧場。

(b) 寄生的大（中）地主の手によるもの……明治中期以降大正初期にかけて創設。盛田牧場が典型。

(c) 外来者の手によるもの……最も新しく大正中期中以降創設。東北牧場が典型。

(a)の形は、いわゆる「士族授産」型と呼んでもよいと思われるが、明治時代に支配的なものであり、いずれも官有地払い下げをうけての牧場経営であった。これらは明治中期以降にあっては解体分割の傾向があり、消滅するものも存在した。このように(a)の系譜のものが衰退してゆくのと反対に、新たに出現し発展していったのが(b)の系譜のものである。盛田牧場は明治二〇年、浜中牧場は明治三六年の創設であるとされる。しかし明治末期より大正期にかけて牧場経営は不振となり、多くの牧場が消滅を余儀なくされたりするが、大正末期より昭和にかけて、サラブレッド種の需要増大に伴う回復があり、こうした時に(c)の系譜が、すなわち例えば大正一二年須藤牧場、大正一四年東北牧場などの出現となる（同書）。

工藤氏の萩ノ沢牧場は(a)の形態に属することは明白であり（但し前掲書では、工藤轍郎が士族に準ずる御用商

第43表 青森県民間牧場一覧（明治16年）

牧場名	所 有 者 名	所 在 地 (郡)	創 立 年	反 別	牛	馬
萩沢牧場	工藤 藤 轍 郎	上 北	明治 3	613
谷地頭	工 広 結	上 北	5	2,390	177	40
小国		三 戸	11	533	216	—
雲雀		上 北	11	3,296	352	—
表館		上 北	11	702	10	—
戸来		三 戸	11	1,321	243	—
淋代		三 上 北	11	3,899	234	—
大宅		下 北	11	3,781	62	—
斐川		上 北	11	250	159	—
大平		上 北	12	940	199	—
日砂		下 北	13	307	61	—
協聚社		中 津 軽	14	329
常盤野		中 津 軽	15	727
宮地		上 北	15	98
高真木		上 北	16	261

(『青森県農地改革史』)

人であったという誤認から、あえてこの形態より除外している)、盛田・浜中の二牧場は(b)の形態そのものであった。ちなみに、(c)の形態に属するものの中でも代表的な大牧場は、東北牧場は現上北町(浦野館村)、須藤牧場は天間林村、羽陽牧場は現東北町(甲地村)のように上北地方に集中していた。

(a)の系譜の牧場は先述の如く明治初年においては圧倒的であり、その数は一五を数えている(第四三表参照)。これらの牧場は一般的には牛を主体としつつ馬を飼養せるものであったが、(但し工藤牧場のそれは逆であったらう)、牛価格の低落が大きな打撃を与えたと言われ、当初における資本主義的企業経営の放棄、また家畜小作制の並用へと進み、あるいは馬の飼養と馬小作に転換していったと言われる(同書)。但し工藤氏の萩ノ沢

牧場に関しては後述の如く、馬主体飼養のためにこそ蒙むる影響が見られたのである。

(b)の系譜に関しては、盛田喜平治、浜中幾治郎という七戸町の商業資本家―地主の経営の牧場であり、かかる経営は、牧場そのものはかなり近代的経営を行っていたという指摘がある。但し後述の如く、盛田・浜中両氏ともに馬小作も大規模に行っていたことは重要であろう。牧場そのものは(a)の系譜のものに比して遙かに小規模であったが、その施設はかなり良く完備され、経営も堅実であった。(c)の系譜のものは、当初より甚だ企業的であり、サラブレッド飼育が目的であったが、経営規模・内容は(b)と同様だとされている(同書)。

二 工藤轍郎による萩ノ沢牧場の経営

上北地方、青森県にあって、新渡戸伝、広沢安任と並んで「開墾王」の名をほしきままにする人物に、七戸出身の工藤轍郎その人がいるのは余りにも有名な話である。本巻にあっては氏の名前は他の幾多のところでは触れられている通り、氏は七戸地方にあっては、政治・経済・文化史上にあって極めて重要な役割をなした人物であり、氏を呼ぶのに「翁」なる尊号をつけるのを一般とするのはそのためである。氏がいかに重要な人物であったかは、例えば盛田達三編「工藤轍郎略歴」(『工藤農場開拓とその解放』)を見れば一目明らかである。特に氏の開墾事業は、荒屋平の開墾を以てその頂点とするが、この「開墾王」たる氏が明治初年に切り拓いた萩ノ沢の地にあつては、その立地条件からして牧場経営を当初は目指していたのである。氏はこれを「第一萩沢耕牧場」と命名している通り、この牧場経営は単一的牧場経営ではなく、同時に田畑開墾、経営をも併用したものであつ

た。この萩ノ沢牧場以外にあって、荒屋平においても「第二荒屋平耕牧場」と呼ばれる如く、牧場経営ニ牛馬飼育を併用している。これは多分に、これらの開墾地が極めて田・畑経営上においては不安定なものがあつたこと（地味・気象条件などから）、あるいは田・畑開墾、経営にあって馬耕などを重視する立場から自らが馬産を併用すべき事を重視したこと、そして七戸地方という古来からの馬産地であることなどに規定されたものだと思われる。

以下においては、特に萩ノ沢牧場の展開について記述するが、まずは轍郎その人が述べるに従つて、萩ノ沢牧場の経営と、馬産（若干の牛飼育を含む）事業について紹介しておこう。

不肖轍郎、今ヲ距ル十数年前ヨリ聊カ畜産事業ニ貢献セシ。今日ニ至ル迄閱歴セシ日記中ヨリ予テ抜萃シ置キタル其二三ノ梗概ヲ摘記スルコト左ニ。

抑亡父隆太、曾テ在世中農牧事業ニ拮据執掌セシ端緒ノ事由ヲ温ヌルニ、遠ク元治ノ年中旧南部落（盛岡藩庁）ニ於テ管内士民ニ布告シテ曰ク、土地開拓ハ勿論、海陸総テ国益トナルベキ物産開発ニ志アル者ハ、其起業実践ノ行為ニ因リ永ク応分ノ賞典ヲ賜ハルベキ旨ヲ諭達シ、以テ殖産興業ノ挙ヲ促カサレタリ。於茲乎、当時亡父隆太、奮然其ノ意ヲ躰シ、陸奥国上北郡七戸町字萩沢ノ地ヲシテ地方ノ特産タル牛馬牧畜及土地開墾ヲ企画センコトヲ請へ、其許可ヲ得テ乃チ慶応元年該事業ヲ経営シ、着々進行ノ歩武ヲ勉メタリキ。

尔来幾年ナラスシテ戊辰ノ大革命ニ際会シ、尋イテ又己巳ノ凶歉ニ遭遇セリ。之レカタメ銳意既画ノ事業

モ殆ント廃絶ノ不幸ニ瀕シ、所謂一頓挫ノ悲惨ヲ感スルニ至レリ。加之、維新ノ制度ハ吾人事業創始ノ方針ト往々相反スルニ至ルヤ頗ル遺憾ナリトス。如斯ソレ天災、人害、交々侵襲シ如何トモ施策ノ針路壅塞シ、数年ノ間其逆境ニ彷徨沈淪、痛ク歎慨ヲ極メタリキ。

是ノ秋ニ膺リ、不肖轍郎百方刻苦、亡父ノ意思ヲ襲キ、之レカ維持方法ニ努メ、好機ノ到来ヲ望ムヤ肝寛モ奮ナラサリシニ、恰モ好シ明治四、五年ノ交勸業寮ニテ洋馬巡回交尾ノ挙アルト。同時ニ本県庁ニ於テモ馬牛繁殖ノ方法ヲ講セラル、ノ機会トナレリ。是ヲ以テ明治十年ニ至リ萩沢ノ既画地ニ接続セル和田川官山ヲ更ラニ牧場地トシテ拝借許可ヲ得、輒チ萩沢ニ合シテ耕牧場ノ拡張ヲ計リ、從テ之レニ要スル種牛馬ヲ得ント欲シ、明治十一年中種牛牝頭本県庁ヨリ拝借シ、外ニ北海道庁七重種畜場へ洋馬種付ヲ出願シ、其允許ヲ受ケ牝馬二頭ヲ渡海送遣シタルニ、幸イニ種馬（グラント号）ノ仔馬牝牝頭ヲ得タリ。而シテ又明治十二年ヨリ同十五年ニ至ル前後ニ於テ、英国種牡馬（レーノルド号、エグランド号、アマトル号）ノ三頭及ヒ米國種牡馬（トウデー号）ヲ本県庁ヨリ借用シ、共ニ萩沢ニ畜養シ、次イテ明治十七年ヨリ十九年ノ間、進ンテ専心斯業ノ隆運ニ狂奔シ、且ツ一ノ組合会ヲ設ケ、匂加利亞種牡馬旭光号、及竜飛号、牝馬浅瀬号ノ三頭、前後二回ニ借用シ大イニ雜種繁殖ノ開進ヲ図リタリキ。

然ルニ是ノ時ニ際シ欲フベキ乎、將タ悲シムベキ歟、雜種ノ価額日ヲ逐テ騰貴ノ一方ニ傾クノ変潮ヲ呈シ来ルヲ以テ好機逸スベカラズトナシ、明治二十年ニ至リ奮進七戸一村ノ有志者ヲ勧誘糾合シ、致々トシテ洋種牡馬組合ヲ訂結シ、陸軍省ノ紹介ニ係ルアルゼリー種牡魁号及ヒ八甲号ノ二頭ヲ購入シ、組合員ト共ニ相

提携シ、東西奔勞各村落ノ牝馬ニ配合シ、雜種統出ノ算画ヲ勉メタルヤ日モ亦足ラサリシ。

夫レ然リ、而シテ予ガ産馬狂ノ甚シキヤ、去ル明治十四年福島県相馬中村神社ハ古来牛馬ノ守護神トシテ毎歳祭事ノ都度乗馬執行ノ慣例アリト聞キ、之レガ弊ニ恻、当時ノ神職少講義畠山義章氏ニ議カリ、殊更ニ遠ク該神明ノ分靈ヲ奉遷下地ヲ萩沢ノ高所ニ撰シ、社殿ヲ新築崇建シ、而シテ傍ラ又一埒ノ馬場ヲ設定シ祭事ヲ挙行スル毎ニ番ニ近村壯丁ヲシテ乗馬ヲ執行セシメタルノミナラス、又十五年、自費ヲ以テ七戸小学校分校ヲ萩沢ニ設立シ、常ニ学生等ヲシテ馬疋ノ飼養ヲ日撃セシメ、其ノ改良思想ノ感化發達ヲ注入慇懃スルノ指導ニ供シタリ。蓋シ是レ此、或ハ迷信ノ嘲笑ヲ免レサルモ、予カ馬産狂ヲ熱誠ナル毀譽褒貶ヲ忍ヒ、深ク該神靈ニ祈リ駿良産馬ノ隆運ヲ翹期スルニアルノミ。

爾後星移リ年換ハリ、明治廿五六年ノ交ニ至リ俄然雜種ノ價格暴落シ、甚シキ中ニハ千里ノ駿馬タルモ問ハス、雜種タル名称ノ下ニ於テ一人ノ顧客ナキ迄ノ悲境ニ呻吟セリ。茲ニ至リ時勢既ニ如斯何ソゾ夫レ吾徒微力ノ能ク支ヘ得ベケンヤ。アヽ十数年来苦心慘憺經營セシ事業モ、一朝ニシテ水泡ニ属スル此ノ打撃ヲ如何セン。然ルニ何ゾ凶ラム、其反応ノ變態トシテ在來種ノ馬額、日ヲ逐テ月ヲ重ネ頻リニ増進ノ勢ヒヲ示シ、乃チ二者ノ影響終イニ益々洋馬ニ及ホシ、和種洋種ソノ地ヲ換ルニ至レリ。這ノ故ニ予テ拝借ニ係ルモノハ返還シ、就中米国種（トウデー号）ノ如キノ仔馬牝二歳共無償ノ返納ヲ断タルノ止ムヲ得サル場合トナレリ。尤モ又各自私有ニ係ルモノト雖モ持テ余シノ悲運ヲ喫シ、終イニ荷馬車或ハ農用ニ充ルノ困境ニ陥リタリ。

是ニ憑テ之レヲ沈思潜考セン乎、斯ク馬額ノ激変ヲ来シタル所以ハ、直接ニハ明治十八年三本木ニ於テ軍馬育成所ヲ設置セラルト、又間接ニハ彼ノ乗馬飼条例発布アリタルハ最モノノ主ナル原因ニアラサルナキ欺。且ツ其ノ弛緩ヲ招キタルヤ世論雜種濫造ノ結果ナルベシ。今試ミニソノ当時ノ有様ヲ列举セン乎。概シテ生産者ニ縁近キ農家ヨリモ其縁遠キ市街ノ大中商売反ヒ遊手素餐ノ徒驚眼早ク、其ノ利アルヲ見、多々雜種ノ生産ニ心配泥着シ、而シテ又甚シキハ行商ソノ他小売人（鍛冶屋、五十集屋、豆腐屋）ノ輩ニ至ルマテ、本業ヲ中止シキソツテ馬疋ノ購入ヲ事トシ、雜種ノ生産ヲ以テ一擢僥利ヲ射ランコトヲ利望セリ。ソレカタメ結果脆弱ノ雜種ヲ胎生シタルハ無他惡弊自然ノ余勢ナルベシ。痛歎ス。

茲ニ至リテ輩馬匹ニ関スル消長沿革ノ実歴ハ前段既説ノ如クナルモ、重ネテ目下事業ノ被害蹉跌ノ困況ヲ一言セサルヲ得ズ。何ソヤ現時予輩ノ飼養ニ係ルモノハ在来種ノ外売リ惜ミノ残留タル各種ノ雜種ヲ以テ僅カニ産馬事業ノ命脈ヲ持続スルニ過キサノミ。可憐、茲ニ名状スベカラズ。

然ル処、今ヤ天運循環、上馬政局、下ハ奥羽種馬牧場ノ設置ヲ視ルノ好時機ニ際会シ、前述ノ痛歎、茲ニ至ツテ积然タルヲ覚フ。随テ予輩飼畜ノ利便、豈前年ノ覆轍ト日ヲ同ジクシテ語ルベケンヤ。

コノ時回顧セバ昨明治三十九年農商務省大臣ヨリ濠州牝馬春川号指定御貸附ノ恩典ニ浴シ外、又種馬牧場ノ余勢交尾及ヒ当七戸産馬組合事務所ヨリ委託ノ牝馬丸都号ノアルアリテ感謝ニ耐ヘサルナリ。曩キニ不肖轍郎斯業企画ノ宿志始メテ空シカラサルヲ信ズ。

於茲乎、轍郎不敏ナリト雖モ、豈国家ニ対シ猷芹一片ノ義膽ナカルベケンヤ。依之^(マヤ)最爾^(マヤ)慚^(マヤ)^(マヤ)^(マヤ)板ノ至ナルモ、

馬政局新設ノ盛挙ヲ歡迎シ、曾テ予カ所有ニ係ル奥羽種馬牧場ニ隣接セル畑地外若干ノ原埜ヲ該局ニ献納シ、聊該牧場ノ用地ニ加へ、以テ聊カ予カ積年来斯業勃興ニ対スル微衷ヲ表セント欲ス。望ムラクハ産馬刷新ノ前途長大策進ノ良菓ヲ奏セラレンコトヲ。

因ナミニ予テ御貸附ヲ拝セシ春川号、産馬事務所ヨリ委託ニ係ル丸都号二頭ハ幸ハイニ何レモ牝牡ノ二駒ヲ産出シ、共ニ成育健全愛撫至ラサルナシ。之レニ拠リテ向後昔日ノ如キ否運ヲ視ニアラサレバ、徐々本事業ノ回復ヲ達シ、以テ其恩典ニ報ズルヤ。敢テ遠キニアラサルベキ乎。是乃チ予カ忽チ日用坐右ノ備忘中ニカカル杜撰略叙ノ概要ナリトス矣。

明治四十一年一月

(工藤轍郎稿『畜産書類』—工藤家文書)

ここに見られるように、萩ノ沢の地の開墾は氏の父、隆太により着手されたものであり、それを轍郎が再建・継承した形を取っている。当初よりこの地にあつては「牛馬牧畜及土地開墾ヲ企画」したとあり、複合的經營をめぐすものであつたらしい。本格的牧場經營に乗り出すのは、明治政府およびそれを受けての本県での馬牛産奨励策の出現を契機としており、「是ヲ以テ明治十年ニ……和田川官山ヲ更ラニ牧場地トシテ拝借……萩ノ沢ニ合シテ耕牧場ノ拡張ヲ計」っている。以後、特に洋種牡馬の導入とそれによる種付繁殖を図り、雑種繁殖の本格的推進を図ってゆく。明治一四年には牛馬の神社として知られる福島県相馬の中村神社の分霊を招来し萩ノ沢神社を建立して移住農民ともどもその精神的団結と発揚を図っている。かかる子弟の教育のために七戸小学校分校を自費にて建設する(明治一五年)ことと併せて、氏がいかに農民教育を重視したかの現れでもあろう。

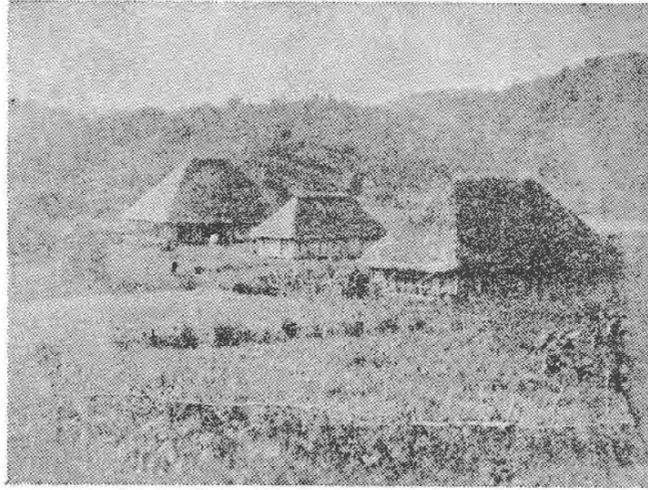


萩ノ沢耕牧場の開墾にあたった人々

しかし明治二五年（一八九二）に至り、比較的順調に思われた馬産経営も一頓挫の憂目に遭遇する。「明治二五、六年ノ交ニ至リ、俄然雑種ノ価格暴落」せしことが直接の原因であった。洋種牡馬による雑種繁殖を主体とする氏の馬産経営は全くの破端を来たことになる。かかる雑種の価格暴落の原因はこの地方の民衆が馬産の有利なることに注目、一勢に馬産に乗り出したためだと思われる。ここには氏の如き大経営馬産家と中小馬産家との矛盾が見られるのであり、同時に価格暴落は一般中小馬産家にとってはより大きな問題であったことは言うまでもない。

しかし幸いにしてその後における政府の馬産政策の新たな進展もあり、氏の馬産は再度の好転を迎えることになる。明治三六年（一九〇三）現在にあって、萩ノ沢耕牧場の経営規模は次の如くであった。

反別 六一三町



萩ノ沢農牧場の住居

資本金	五、〇〇〇円
役員	二五三人
牛	六頭
馬	五八頭

(『青森県農地改革史』)

先の盛田達三稿の略歴では「明治二六年 萩沢牧場閉鎖の止むなきに至る」とあるが、以上みたように明治二六年に氏が牧場経営を全面的に放棄したのでは決してないと思われる。

それどころか、明治三年には、牧場地として「和田川官山の継続借用願」を提出しており、そこでは「自今ハ純洋牝牡馬共牧養羅在良種年々繁殖永続ノ見込相立候」(『明治三一年二月牧場地継続拝借ノ儀ニ付願』—工藤家文書) というまでに至っている。なおここで見られる如く、雑種より純洋種への転換がこの頃にあったようである。

ところで、氏の経営せる萩ノ沢牧場の経営形態は、一体どのようなものであったのだろうか。先述の如く民間の企業的大経営であり、かつ士族の手による牧場経営であることは以上の叙述で明らかであるが、その内容・具体的経営実態についてはどうか、残念ながらこれらを明らかにしうる資料は乏しい。しかし先述のように経営面積、資本金、役夫数、牛馬飼養数ともに当時の民間牧場と比較して決して見劣りのするものではない(第四四表参照)。

第44表 明治36年青森県民間牧場

		創立年	反別	資本金	役夫	牛	馬	内貸付
		年	町	円	人	頭	頭	
萩	沢 牧 場	明治 3	613	5,000	253	6	58	—
広	沢 ヲ	〃 5	2,392	26,063	102	115	168	233
表	館 ヲ	〃 11	225	4,604	2,010	99	—	55
淋	代 ヲ	〃 11	213	10,028	10	320	—	317
石	上 ヲ	〃 11	185	9,066	1,261	104	—	104
大	室 ヲ	〃 11	557	5,244	1	38	—	—
日	砂 ヲ	〃 11	82	181	1	67	119	—
相	内 ヲ	〃 14	549	1,000	2	13	—	—
岩	木産馬共同	〃 15	215	5,925	100	1	152	—
高	真 木 ヲ	〃 16	261	6,000	2,700	11	10	—
石	沢 ヲ	〃 23	172	…	…	38	344	—
地	蔵 平 ヲ	〃 25	106	240	184	—	179	—
白	山 ヲ	〃 26	51	…	2	—	181	—

(『青森県農地改革史』)

さらに「明治一七年一月……先ツ地面ノ区域ヲ定メ、西洋馬耕新墾器械ヲ用ヒテ原野ヲ耕シ」（工藤轍郎稿「第二荒屋平耕牧場」『開墾書類其一』—工藤家文書）とあり、これは直接には荒屋平に関することであるが、同様なことは萩ノ沢牧場でも行われていたと推定しうる。あるいは耕作地には大豆・小豆・穀類などが生産されている（同上資料）など、こうした点からして洋式経営の典型（『青森県農業の発展過程』）とされる広沢牧場と、規模・資金額は違うものの同様な性格のものであったと見てよからう。

工藤氏による萩ノ沢牧場経営はその後長くは続かなかつたようである。氏の関心は全力をあげて取り組んだ荒屋平開墾地へと集中化してゆく。だからと言って産馬事業一般、あるいは当地方の産馬振興にかけた情熱は全く衰えることを知らなかった。ちなみに萩ノ沢牧場関係以外の産馬関係での氏の事蹟をあげておこう。

明治二八年 馬匹調査会委員を内閣より任命される。

明治二九年 右委員として日本馬政計画に参与。

奥羽種馬牧場の七戸誘致にほん走する。

三〇年 東北六県連合物産共進会牛馬審査委員。

三一年 産馬事業調査を政府より囑託される。青森県より種馬検査委員を任命される。

三五年 牛馬匹改良協議会員を囑託される。

(盛田達三前掲書)

三 盛田牧場の創設と発展

盛田牧場は、浜中牧場と並んで七戸町、青森県を代表する牧場であり、今日に於ても競争馬生産を中心とする牧場経営が行われている。

本牧場は、明治一七年(一八八四)——一説には明治二〇年——に盛田喜平治により創設されたものである。盛田家はいわゆる商業資本(酒屋、呉服屋)の巨大地主化した典型であり、上北地方第一の大土地所有者として、農地改革以前においては、上北郡・三戸郡を中心として田畑約一〇〇〇町歩、山林数百町歩を有していた。したがって本牧場は、明治以降開設された寄生的大地主の経営牧場の一つの典型である(『青森県農業の発展過程』)。

牧場が位置せるところは、七戸町膝森であり、この地は官有地であったものを明治四年に払い下げを受けて開墾し、それ以降は果樹栽培を試みたり、あるいはその失敗後は植林し養蚕のための桑畑とも一部はなつたとされ

ている。『明治一九年十一月 式才牝馬帳』（盛田喜平治関係資料）によれば、天間館村には、二三人へ二六頭の馬を、深持村では三人五頭、大沢田村六人八頭、榎林村一人二頭、中岫村一人二頭、大浦村二人二頭、立崎村一人一頭、新館村一人一頭、甲地村四人四頭がそれぞれ馬小作として貸付けられているのが判明する。したがってこの時の貸付馬は、少なくとも五〇頭はあったと推定されよう。牧場の規模は、創設当時は小さかったらしく、当初はアメリカよりアングロアラブ種の繁殖牝馬を輸入し、これらを貸付けてゆく方法をとっていたと言われる。したがって牧場そのものの本格的開設は明治四〇年以降である。当時の牧場面積は約六町歩（内飼料畑若干）であり、繁殖牝馬を三頭飼養し、林間放牧を主としていた。これ以外にも貸付馬は相当数あったといわれている。

民間の大牧場経営は、明治末期より大正中期にかけては極めて不振であり、上北地方の牧場も閉鎖あるいは縮小を余儀なくされたと言われるが、盛田牧場もかなり厳しい状況下にあったと思われる。しかし、大正中期以降にかけて、特にサラブレッドの需要の増大に伴ってようやく回復傾向へと向かったのであった。こうした経営の悪い時などは特に、またそうでない時であっても、牧場経営からの収入のみでは牧場経営の維持は困難だったと言われており、民間大牧場経営者の多くは小作料収入や山林収入でそれを補ってきたとされ、広沢牧場の広沢安任の「俺の牧場の馬は土を食っている」とか、二代目の広沢弁二の「牧場の馬は木を食っている」という言葉は、かかる状況を指しているものとされ、盛田牧場においても状況は全く同様であったという（『青森県農業の発展過程』）。このような経営上における不安定性が、大規模な民間牧場経営をしてすら資本家的経営を採るに致らせ



十代 盛田喜平治

ないか、あるいはかりに採ったとしても失敗に終わらせた理由だとされて
いる（『本県産馬業の歴史と現状』）。この点では盛田牧場も全く同様であ
ったと考えられる。

盛田牧場の歴史的発展を検討しうるだけの資料を全く入手出来ない状
況では、これ以上の検討は不可能であるが、最後に『盛田牧場概況』（昭

和一二）（但しここでは『青森県農業の発展過程』より）により、昭和一二年（一九三七）当時の様子を示して
おこう。これによっても、明治末〜大正中期の危機を乗り越え、大正中期以降昭和期へと発展を見せてきた本牧
場の存在が推測されよう。そして同時に、馬小作が相変わらず多く、本牧場での直接育成はサラブレッド種な
ど競技用が中心であり、施設も多くこれに傾斜していることが読みとれよう。

。牧場面積 約一五〇町歩

内 牧草地 約三〇町歩

放牧地 約一〇数町歩（造成中）

。調教場（三）

内 半哩馬場 七〇〇米の平坦地馬場、繁殖牝馬用

芝生 〃 八〇〇米の平坦馬場で、当才、二才馬の追い運動場

二哩 〃 三二〇〇米の大不整地を有する馬場で騎乗運動場



七代
浜中幾治郎

四 浜中牧場の創設

。厩舎 三棟（二八〇坪） 馬房（二九室）

第一厩舎 繁殖用

第二〃 預託馬及使役馬用

第三〃 育成馬及幼駒用

。牝馬 一〇頭

サラブレッド 七頭

アングロアラブ 三頭

。農家への予託馬 約一〇〇頭

。付帯山林 約一〇〇町歩

前述の盛田牧場と並んで、今日にあっても上北地方を代表する牧場として浜中牧場がある。

本牧場は、明治三六年（一九〇三）八月に七戸町鶴児平に開墾されたものであり、開設当初は面積約七〇町歩、飼育頭数二〇頭で、主としてサラブレッド系良馬が飼育された。

しかし浜中家は、それ以前より馬の飼育をしており、四代目浜中幾治郎は、二〇〇頭余の馬を所有していたとされ、多額の費用をかけて馬産改良に努めている。彼は、明治七年には前年産の青毛牡馬を天皇に献上している。さらにまた、明治一四年の天皇東北巡幸にあたっては、その所有馬三頭を天覧に供し、うち一頭を再び献上した。この馬が墨染号である。明治一九年に四代目は死去、その後子息友次郎がこれを継ぐが同年に死去し、友次郎の子吉次郎（六代目幾治郎）は、祖父の遺志をついで六ヶ所村に官有原野数千町歩を借りて牧場を開き、洋馬育成を図ろうとしたが、彼も不幸にして明治二一年、その志をはたせぬまま死去した。六代目幾治郎の弟が七代目幾治郎を継ぎ、祖父、あるいは父、兄の遺業を完成させるために開いたのが、この浜中牧場であった。

浜中牧場はその後産馬改良につとめ、明治三八年には牧場の中に水田三町歩、畑一三町歩を開き、これらの田畑では機械作業を導入、省力化につとめた。その後馬匹増加にあたって、採草場、放牧地の拡大に努力した。また、六ヶ所村御料地を借りうけて放牧（夏期）をおこなっている。七戸町内の浜中牧場面積は、昭和九年現在で、一四〇町歩となっている。浜中家は、その他馬小作などでも広く馬匹飼育を行っている（『浜中家産馬事績来歴』）。

五 東北牧場の創設と特殊性

民間牧場の第三の系譜としてあげられるのが、この東北牧場あるいは須藤牧場であろう。これらの牧場はいずれも大正末期に創設されており、前述の如くサラブレッドの需要拡大に伴っての馬産の経営が上向きになってき

た時期に設けられたものである。またこれらは域外資本による牧場であり、株式組織として創設されたところの一つの特色を持っている。

東北牧場は関西の土建業者小林長兵衛の発起により株式組織として大正一四年（一九二五）に創設されている。当初は七戸町向平に開設されたが、昭和四年（一九二九）四月米国よりサラブレッド種牡馬五頭、さらに同八月英国よりサラブレッド種牡馬一頭を輸入し、同時に浦野館村（現在上北町）八幡に牧場を開き、七戸町向平を分場とした。分場は七〇町歩あり、繁殖を主とし、一方本場は一〇〇余町歩で育成調教を主としている。昭和一三年当時の施設をあげると次の如くである（『青森県農業の発展過程』）。

。牧場面積	一七〇町歩
内 牧草地	七〇町歩
野草地	二〇町歩
。調教場	二（一哩馬場、半哩馬場）
。厩舎、住宅その他	二〇余棟
。種牡馬	三頭
。繁殖牝馬	二〇頭
。使役場	一〇頭

この数字には雇傭人数などはないが、昭和二七年当時、すなわち農地改革により規模縮小を余儀なくされた時

でも、職員二人、常備二〇人、臨時雇三五〇〇人となっており（同書）、これと変わらぬか、それ以上の数の雇傭人がいたものと見て間違いなからう。

東北牧場は一貫してサラブレッドの生産・育成を行ってきたのであり、その販路は京阪・東京・北海道に及んでおり、販売代金は組内全管内の驪売総額に匹敵したといわれている。極めて企業性の強い民間牧場であったようである（同書）。

第七節 農民的馬産経営に関するいくつかの問題

一 農民的馬産経営について

前節においては、企業的馬産経営のいくつかの類型を検討したが、本節ではかかる牧場経営ではなくいわば副業的現金収入を求めて馬産を行っていた階層をとりあげる。言うまでもなくかかる層がもっとも多かったのであるが、またこの層も均質ではなかった。この点について次の統計表を見よう。この表は極めて新しい時期のものであるが、ここにも、(一)一頭のみ飼養農家、(二)二頭以上三、四頭飼養農家、(三)五頭以上飼養農家の三つのグループを見ることが出来る。

このうち(三)のグループは前節でとりあげた企業的経営、ないしはそれに準ずる経営であり、ここでは、(一)、(二)のグループについて検討することになる。

第45表 南部地方と七戸町の馬飼養戸数

		1 頭	2 頭	3～4 頭	5 頭以上	計
昭和	5	6,924	3,858	1,916	493	13,191
	10	8,084	4,348	1,807	425	14,664
	22	11,024	2,430	911	94	14,499
	24	12,946	2,264	675	41	15,926
七戸町		363	99	24	2	488

(『青森県農業の発展過程』より)
(但し、七戸町は昭和24年度のみ)

(一)、(二)のグループの違いは何かと言えば、(一)のグループは小農・小作農業経営階層における馬の飼育であり、(二)は手作り地主層と、中規模自作農層を中心とする階層によるものと考えられよう。この(一)のグループこそ圧倒的に多数を占めていることに一つの特色を見出しうる。ところで、これらグループの馬産経営の実体についての資料は皆無に近い状況にあるが、天間林村と上北町において、明治二〇年代にはどの程度の飼養馬を所有していたかを示す資料があるのでそれをあげよう(第四六表)。

昭和期では、一頭飼養戸数が圧倒的に多かった。それに対し断定出来ぬが、明治二〇年代には一、二頭飼養戸数は多いものの、三頭以上の飼養者もかなり居るのがわかる。上北町の場合が最も階層分化しているが、天間林村、特に李沢の場合にはむしろ四頭以上飼養者が多くなっている。天間林村の事例の場合、多数飼養者は、それぞれの地区の有力者(手作り地主層)であると思われる。上北町の六頭飼養者もその地の有力者である。したがって、当時においては、手作り地主を中心とする有力農家の飼育馬が多く、一般農家が一、二頭であったと思われる。しかし未だ上北町を除けば明確な階層分化は見られない。おそらく馬匹飼育上の階層分化も、田畑所有をめぐる階級分化(地主制の発展)に伴って出現するのではないかと推定されうるが、それを確かめうる資料はない。

第46表 農家の馬飼育頭数

(3) 上北町才市田 (明治28年)

飼育者名	頭数
森川与八	4 頭
阿部万徳	5
阿部又助	1
米内山 宇之松	2
米内山 佐太郎	3
阿部市右エ門	6
阿部多理	1
阿部兼松	1
阿部市郎才衛門	4
米内山 与八郎	1
米内山 鶴松	1
阿部市助	1
阿部長吉	1
森川与市	2
森川幸助	3
飼育者合計 15人	飼育頭数 36

(『上北町・瀬川家文集』)

(1) 天間林村ニツ森 (明治26年)

飼養者名	頭数
ニツ森 長吉	1
ニツ森 仁太	1
附田 和助	1 + 1 (小作)
ニツ森 福助	3
ニツ森 駒吉	4 + 1 (小作)
ニツ森 菊松	1
ニツ森 子之助	1
森田 長作	4
ニツ森 松助	2
ニツ森 赤松	2
森田 由蔵	2
ニツ森 酉松	2
ニツ森 万太	3
ニツ森 久之助	(小作) 2
ニツ森 助松	(〃) 1
飼育者合計 15人	飼育頭数 32 (内小作5)

(『天間林村史』)

第47表 飼育頭数別農家数

	天間林 ニツ森	天間林 李沢	上北町 才市田	計
1 頭	5	1	7	13
2 頭	6	2	2	10
3 頭	2	0	2	4
4 頭	1	2	2	5
5 頭	1	2	1	4
6 頭			1	1

註 第46表(1)(2)(3)より作製
但し、(2)の盛田・小原は除く。小
作馬も飼育頭数に加算。

(2) 天間林村李沢 (明治24年)

飼養者名	頭数
木村 与之助	2
木村 吉太郎	4
木村 卯之松	1
李沢 長松	5
李沢 長助	4
木村 三治	2
伊賀 由蔵	5
(盛田 喜平治)	(4)
(小原 甚兵衛)	(3)
飼養者合計 7人 + 2人	合計頭数 30 (内小作9)

註 () 内人名は、七戸町地主であり
李沢の農家に馬小作に出したもの。
それが何名により飼養されたかは不
明。(『天間林村・木村家文集』)

七戸町における事例は、残念ながら資料不足のため全く確認出来えない。おそらく、七戸町における地主制の発展は、周辺町村以上に早くかつ重大であったことからするに、階層分化は極めて早くより起ったと思われ、多数の一头のみを飼育せる小農・小作層が存在したであろう。

さて、次に知りたいのは、これら小農経営上に占める馬産の地位であり、経営の基礎的条件（耕地、家族員数と労働力、放牧地・採草地等の規模など）であるが、これについても全く資料がない。したがって具体的な検討は不可能であるが、『青森県農業の発展過程』において四和村の事例が検討されているので、結論的には差したる違いもないと思われるので、極くかいつまんで記しておこう。

- (1) 経営方式は雑穀・豆類・麦類が多く、商品作物が少ない。
- (2) 労働力は家族成員のみで占められる。
- (3) 馬産の資本としては馬以外はほとんど投資されない貧弱なもの。
- (4) 採草地は若干の私有があるが、放牧地は共同体的所有である。
- (5) 飼料の給与はきわめて原始的であり、かつ労働力の多くの部分をこれに当てている。
- (6) 馬産農家全体としての農家経済の貧弱さ。
- (7) 馬産の収支経済は、馬産があくまでも副業的地位であり、馬産所得は極めて低い。

かかる性格からして、同書は「明らかに農民的馬産および馬産農家の非近代性を示す」ものであり、その「見かけの華やかさ、例えば馬品種のめざましい改良……或は定期市場の盛況等にも拘わらず、窮迫販売的色彩が

よく、極端に言つて『養畜生産』の性格をもつ」と、この農民的馬産経営を規定している。そしてこうした性格は、単に(一)のグループのみでなく、(二)のグループにも該当するとしている(同書の分析に使用した資料は昭和一三年のものである。明治・大正期においては、こうした前近代性がより一層強かつたと思われる)。

盛田達三は「七戸地方は馬の施設では全国一であつたが、その利用は一部地主に限定された観がある。地方が地方の施設を大衆が利用出来なかつた処に七戸の大なる『ミス』があつた」(『七戸町産業一つの資料』)と述べているが、とすれば、農民的馬産経営は益々劣悪な状況にあり、「華やかさ」は地主達のものでしかなかつたということになる。さらに放牧地としての山林、原野が官(国)有地に編入され、あるいは奥羽種馬牧場、軍馬補充部の用地として広大な土地が占められることになり、七戸の人々もまた遠く、例えば六ヶ所村へと放牧地を求めなければならず、馬産上における大きな障害ともなつたであらう。

二 種牡馬組合とその機能

「七戸産馬組合業務施行細則」第一章は、種牡馬に関する規定がなされている。

それによると、七戸組合地区内は、町村単位で第一区から第七区に分けられ、さらに字ないしは幾つかの字の連合体を以て種牡馬組合が設けられ、かかる種牡馬組合には産馬組合から種牡馬が決められた頭数だけ貸付けられる仕組みになっていた。以下行論上必要な部分と七戸町に関する部分を列挙しておこう。

一頭 城内 山根 袋小路 新町 新地 一頭 横町 本町 浦町 袋町

〃 下町 南町 新川原 川原町 〃 小川町 川向町

〃 大池 膝森 荒熊内 〃 向町

〃 治部袋 倉岡 銀南木 〃 作山 左組

二頭 和田 高屋敷 八ヶ田 山屋 上ミ田 山館 西野 萩沢

一頭 八栗平 別曾 道地 一頭 荒屋 見町 中村

二頭 沼ノ沢 野左掛 長久保 寺下

第二区 甲地村 二一頭

(種牡馬配置は省略)

第三区 天問林村 一九頭

一頭 二ツ森

一頭 貝塚 李沢 甲田 (その他省略)

第四区 浦野館村 一七頭

三頭 徳万才 中岫平 大洞 才一田 界ノ沢 (その他省略)

第五区 大深内村 一九頭

(省略)

第六区 六ヶ所村 八頭

(省略)

これによると、七戸町は一四頭の種牡馬が配置され、一二組の種牡馬組合があったかの如くであるが、実際には複数の種牡馬が配置されていたところでは複数の同組合があった可能性もある。しかし目下は資料的にはこれに関しては断定し難い。

ところで、この種牡馬組合の存在は、すでに旧藩時代からのものであったらしいが、かつては父馬組合と呼ばれたものであり、明治二二年二月の県令第八号「産馬取締規則」により種牡馬組合と呼ばれるようになった。一般には三歳以上の牝馬三〇〜四〇頭を所有せるものを一組合とすることになっていた。ただし、この頭数は、一応の目安であり、組合組織上においては、従来からの集落が単位とされたの言うまでもない。

一般農家の産馬事業は、牝馬を育成しており、優秀な牡馬の貸付を受けて繁殖を図るものであったことは言うまでもない。まれには種牡馬を個人ないしは組合にて購入することはあったとしても、基本的には産馬組合からの貸付を受けることが多かったであろう。彼らは貸付を受けた種牡馬を十分に利用することで利益をあげようとしたのである。

種牡馬組合は、取締人を置き、その組合員内部においても厳しい規則を設けることにより、優秀馬生産に努力したのである。以下では七戸産馬組合あての種牡馬貸付願いと、その種馬との交尾に関する規約をあげておこう。但し七戸町内の資料は見出しえないので、天間林村において見出し出した資料である。

種牡馬貸与願

私共組合ノ父馬トシテ飼養罷有候種牡馬之義ハ本年五月中斃死致シ候。以来父馬無之繁殖上甚タ差支候条
本年糶場ニ於テ適當ノ牡馬ヲ撰シ、御貸付被成下度、別紙配合牡馬調、及放牧場所調相添、此段相願候也。

明治廿四年九月廿五日

上北郡天間林村榎林字李沢

種牡馬取締人

木村 吉太郎 ㊦

七戸産馬組合長 高田 則孝 殿

(以下 配合牝馬とその所有者名)

(天間林村『木村家文書』)

同様な種牡馬交換ないし貸与願いが、二ツ森組合あるいは才市田組合名にて提出されている。これらを先の「細則」と照応すれば、二ツ森は一組合を、李沢の場合は貝塚・甲田とともに一組合、また才市田は徳万才・中岫平・大洞・界ノ沢とで三頭与えられることから、おそらく才市田・界ノ沢で一組合を組織していたと思われる。そして何よりも注目すべき点は、これら種牝馬組合は、旧来からの地縁的・血縁的「共同体」を基本としていると思われることである。そして各組合の中心人物は旧来からの各地区の有力者がなっていると想像される。ところで産馬組合より種牡馬の貸与をうけたり、あるいは自らの力でそれを購入したりした場合、馬生産すなわち交尾には極めて厳しい規則を自らの組合の内に設けていた。

種牡馬規約証

上北郡天間林村大字榎林字李沢村種牡馬規約書左ノ条項ニ依リ遵守スルモノトス

- 第一条 配交牝馬拾六頭内トス（所有者名省略）
- 第二条 右ノ馬匹ノ外種係ヲ禁ズ
- 第三条 各自加入馬匹ノ外交換スルコトヲ禁ズ
- 第四条 各自加入馬匹死亡及売却シタル時ハ交換ヲ許ス
- 第五条 各自加入馬匹ノ外種馬セシコト見留タルトキハ違約金（ママ）とシテ金式拾円規約者へ出金スルモノトス
- 第六条 若シ前記ノ各項ニ依リ違約出金致ササル者ハ例へ加入者ト雖モ今後種付スルコト禁ズ
- 第七条 種付馬匹ハ四拾一年三月種係當時之ヲ定メ
- 第八条 種付相定メ馬匹ニ種付シタル上ハ翌年ト雖モ交換ヲ許サズ
- 第九条 前条ニ違約シタルモノハ都テ種付ヲ禁ズルモノトス
- 第十条 右規約書三通トス
- 第十一条 規約証ハ責任者三名ニテ保持ス
- 右ノ通相規約ス 故障致ササルコトト相定メ候事如件

明治四拾年十二月式拾三日

責任者 木村 吉太郎 ①

（以下 責任者二人、規約者三人 略）

（天間林村『木村家文書』）

種牡馬組合自体は、県令により定められ、また各産馬組合の規定もあった。しかしながらそれ以上に、馬産農家にとっては種牡馬の管理・飼育と、交尾は最も重要なものであり、ここに引用した如く、内部においてそれを厳しく律していたのである。馬産に生きる農民の姿を示すものであろう。

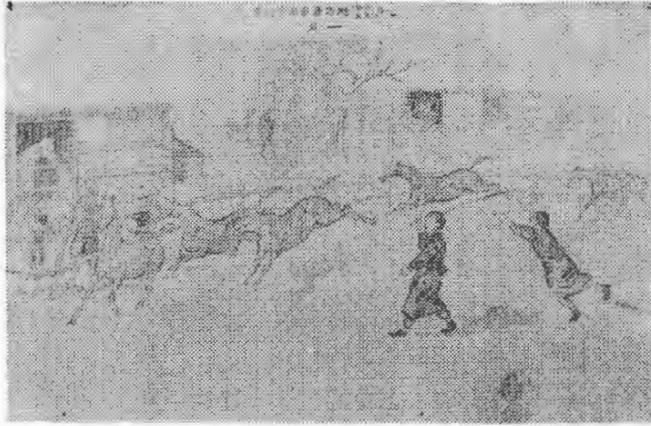
以上、七戸町内からは、かかる種牡馬組合に関する資料は発掘されえなかつたので、同じ産馬組合に属し、かつ七戸町に隣接せる二つの町村の資料をあげておいた。おそらく七戸町内に存在したと思われる一二ないしは一四の組合も、これと同様な運営がされていたであろうことは想像に難くはない。

三 馬の飼育の方法について

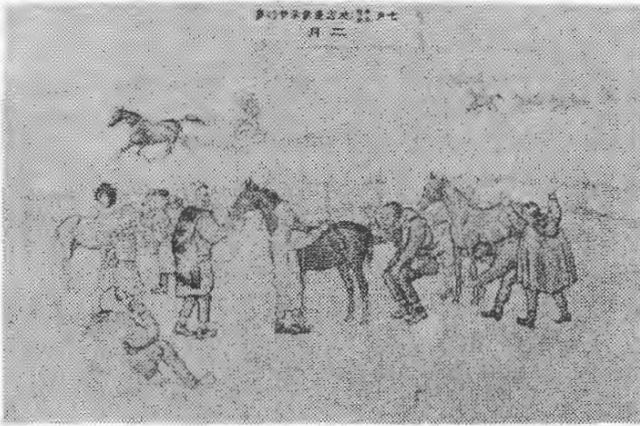
一般に馬の飼育は、完全放牧（冬期間も放牧）、夏季放牧・冬季舎飼、舎飼の三形態がある（『青森県農業の発展過程』）。ここ七戸地方においては夏季放牧（五月～十一月）・冬季舎飼が支配的であった。しかし放牧地などの制限から平坦部の役繁兼用地帯では舎飼が支配的になる。後述するが、南部曲屋・南部直屋の発達は、冬季における舎飼上から発達したものであった。

ところで、馬産農家は一年間のそれぞれをどのような馬産に当てていたのであるか。それを知るべき一つの資料として、現在七戸畜産組合に所蔵されている「馬産絵暦」は極めてユニークなものである。我々はこの「絵暦」により、直接目で馬産の一端を知ることが出来よう。以下、同畜産組合の御好意により撮影した写真をのせ、若干の解説を付記しよう（なお、この「絵暦」については前掲『青森県農業の発展過程』もふれている）。

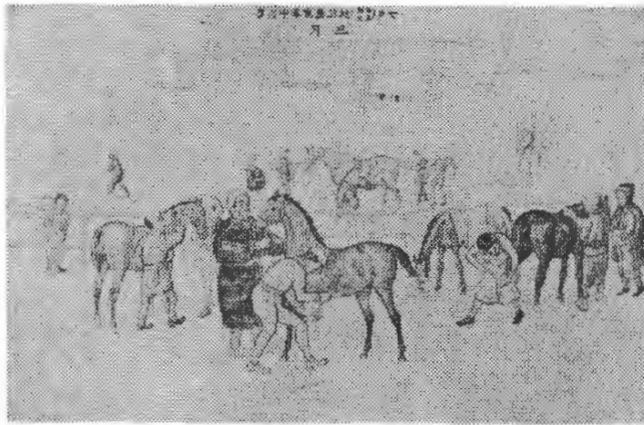
一月 二歳馬の追い運動



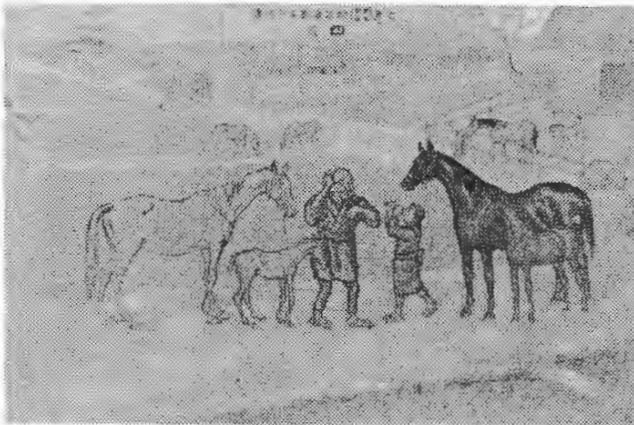
二月 明二歳馬の一斉検査



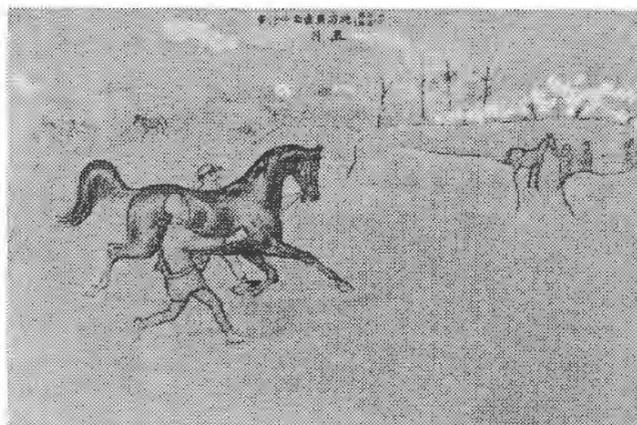
三月 削蹄風景



四月 出産

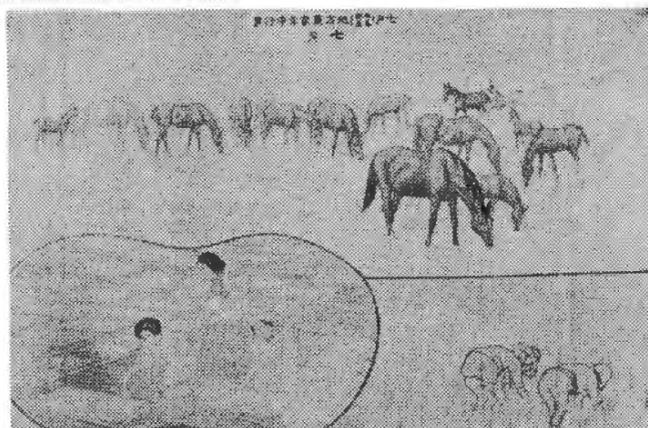


五月
種付シーズン



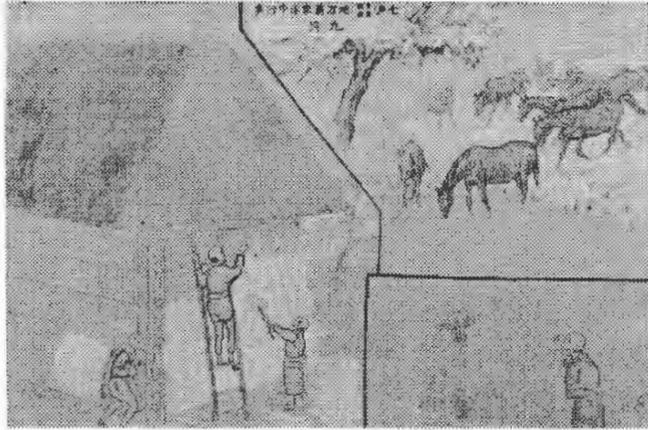
六月
放牧地への馬ひき。
田植え時の「ふませ」
作業を行わせる

七月
放牧地

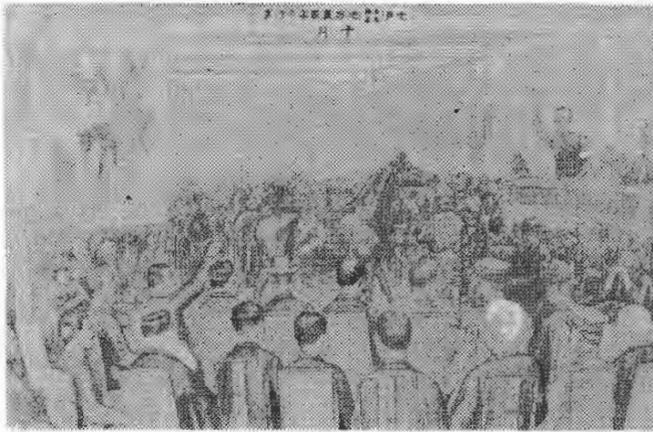


八月
放牧地の管理と冬の
エサづくり

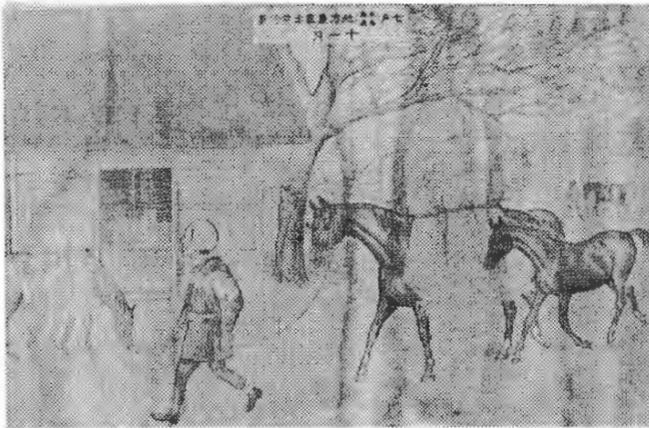
九月
秋 放牧地風景と黄金の



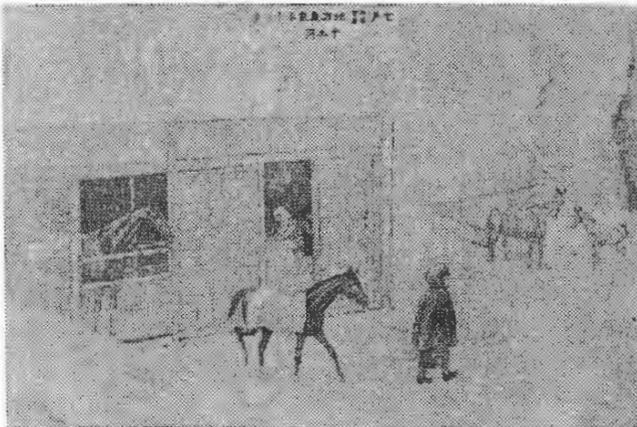
十月
せり風景



十一月
秋の取り入れ作業
と馬の使役



十二月
仔馬の離乳。一頭
曳き運動



- 一月 雪中運動（部落共有の臨時馬場で行う）。
- 二月 雪中運動。馬の測定。
- 三月 雪中運動。牝馬の妊娠の確認とツメ切り。
- 四月 出産。バドック（厩舎の附属簡易運動場）での運動。
- 五月 種付け
- 六月 あるいは農耕に使用するものもある。田植えが終了後放牧地に放す。
- 七月 完全放牧。この頃農家では、田の手入れと副業のまゆ生産が盛ん。
- 八月 放牧地見回り（塩と馬糧を持参）。普通乾草刈り。
- 九月 放牧。飼料用乾草作り。この頃田は稔りを迎えている。
- 一〇月 放牧地よりつれ帰る。共同市場で糶にかける。
- 十一月 帰舎。あるいは田畑の収穫に使用するものもある。
- 十二月 舎飼。子馬を母馬から離す。

四 馬飼育の労働と飼料について

馬の飼育管理に用する労働力は、飼育の形態により若干異なるが、七戸地方のように夏季放牧、冬季舎飼の場合、採草労働が減少し、同時に飼養管理労働もそれほど増加しないとされる（同書）。労働力も雇傭労働力

はほとんどなく、家族労働力で十分に補っている。ただ放牧の折に、移動あるいは管理に時として雇傭労働力に依存する場合があったと思われる。上北郡六ヶ所村には、七戸地方からの放牧馬が多く連れてこられたが、そのためその見回りなどは六ヶ所村民にとって現金収入を得る重要な機会であったとされている（『むつ小川原地区民俗資料緊急調査報告書』）。

投下される労働時間は季節により異なるが、七戸地方では年間一五〇〇時間前後はかかっていたであろうと思われる。季節的には九〜一〇月の冬期舎飼準備期が圧倒的に労働を必要とする（『青森県農業の発展過程』）。次に飼料について若干ふれておこう。

飼料は、種牡馬と牝馬、あるいは種付期などにより、与える種類と割合が違っていた。『青森県農業の発展過程』では季節による違いが示していないが、それでは決して十分ではなからう。種牡馬にいかなる飼料が与えられたか、一つの資料を示そう。

明治三十三年十月廿日

種馬飼料割合扣帳

一、大豆 四石八斗

一、玄米 八斗

右者馬数貳拾五頭割

但壹頭ニ付大豆 壹斗九升貳合

老頭ニ付玄米 三升弐合 (以下省略)

(天間林村『木村家文書』)

種馬の飼料として、大豆と玄米が与えられることがこれで判るが、玄米は交尾直前だけに与えられるのが普通であり、しかし本資料は一〇月期であつて種付期でなく、不明な部分が多い。

『青森県農事調査書』(明治二四)によると、南部三郡における繁殖馬の冬期間一日の飼料は、乾草一しめ五〇〇、大豆一升(あるいは大麦二升、あるいは米糠三升)とされている。

その他に飼料としては、稗・燕麦があげられる。その他勿論、青草・乾草なども与えられる。

七戸町に近い大深内村牛鍵(現十和田市)における馬一頭の飼料をあげておこう(『上北農業経営の実態』)。

濃厚飼料——大豆 一六四升 稗 四五〇升 米糠 六四升 大豆 二一升

粗飼料——青草 一六七四貫 牧草 七六九貫 乾野草 一三貫 乾牧草 七五貫

稲ワラ 二八一貫 稗稈 九一貫

こうした飼料のほとんどは自給自足されるのが大部分であった。

第八節 馬小作について

前節において、天間林村ニツ森あるいは同李沢において、馬の所有者として七戸町の盛田喜平治、小原甚兵衛

などの名が出ていたが、これは彼らの所有馬をニッ森・李沢の農民が飼育していたものであり、馬小作と呼ばれるものである。

一体どのくらいの馬が小作に出されていたか、その全体を明らかにすることは不可能であるが、盛田達三によると、大正四年には盛田喜平治二四四頭、盛田庄兵衛一六七頭、松本祐治一三六頭、石田政吉一二九頭、石田善兵衛一一九頭、小原平右衛門一二二頭など、七戸に住むこれら地主に約二〇〇〇頭の馬籍が集中しており、七戸産馬組合に属する馬の四割が七戸に馬籍があったという（『七戸町産業資料』『七戸評論』）。これらの馬のすべてが馬小作ではないにしても、かなりの数が小作に出されていたことは否定出来えないだろう。以下においては、南部地方における馬小作について簡単にふれておこう。

馬小作は東北地方、就中旧南部藩領であった岩手県・青森県に古くから広まっていたといわれ、広義には使役馬の賃貸も含むが、狭義には馬そのものから収益をあげることが目的とする繁殖牝馬・育成馬の賃貸をさすものである。全国的には、北海道・青森・岩手に多く、青森県内においては特に上北・三戸両郡に集中的に見られるものである。第四八表と第四九表は、比較的新しい時代の統計ではあるが、傾向を知る上では参考となろう。

馬小作は、地主制のところでは特殊小作制である刈分小作が分布しているところに同様に分布していることも確認されており、したがって馬小作も農業生産力の低い、かつ商品経済の浸透の遅い地方に多く見られるものだとされよう。

馬小作は明治中期以降、大正・昭和にかけて盛んに行われた。しかし昭和一〇年（一九三五）以降にあって

第49表(1) 青森県内郡別小作馬数

	* 総馬数	小作馬数	総馬に対 する小作 馬の割合
	頭	頭	%
弘前市	87	—	—
青森市	277	—	—
八戸市	936	68	7.3
東津軽郡	3,779	234	6.4
西津軽郡	4,404	330	7.5
中津軽郡	2,673	—	—
南津軽郡	4,063	—	—
北津軽郡	3,761	30	0.8
下北郡	1,177	142	12.1
上北郡	10,645	2,641	23.1
三戸郡	7,716	1,680	21.8
合計	39,518	4,945	12.5

註1) 昭和13年6月現在県畜産課調査による。

2) * 総馬数は当才及び2才を除いた。

第49表(2) 郡別馬小作戸数

	馬飼養	馬小作	馬飼養 者戸数 に対する 小作馬 の割合	小作者 1戸当 小作馬 頭数
	者戸数	者戸数	%	頭
八戸市	1,409	20	1.4	—
東津軽郡	3,965	21	0.5	—
下北郡	1,662	57	3.4	—
上北郡	12,874	1,688	13.1	1.4
三戸郡	9,738	640	6.4	2.6
合計	29,648	2,426	8.1	2.3

註1) 県畜産課調査、昭和18年9月現在。

2) 小作者一戸当小作馬頭数は、仮に前表の小作馬頭数を用いて算出した。

第48表 昭和10年、馬小作・共有貸借状況

	小作馬	共有馬	賃借 貸馬
北海道	1,761	370	2,301
青森	4,048	513	645
岩手	4,553	726	—
宮城	—	—	—
秋田	1,303	315	22,244
山形	30	250	840
福島	1,681	112	1,356
茨城	195	—	—
栃木	—	50	1,000
群馬	—	—	348
埼玉	1,009	175	12,929
千葉	—	20	500
東神奈川	120	10	900
西神奈川	—	50	290
新潟	121	1,215	858
富山	100	3,700	7,300
石川	10	80	4,400
福山	—	—	2,610
山梨	—	—	580
長野	2,398	80	1,650
岐阜	385	1,050	913
静岡	—	400	500
愛知	73	—	125
三重	—	10	51
滋京大	—	85	65
阪府	—	—	65
兵庫	—	110	900
奈良	—	—	—
和歌山	—	—	—
鳥取	—	—	10
島根	30	—	50
山口	42	39	411
徳島	9	72	224
香愛高	30	115	170
福佐	10	15	160
佐長	—	—	—
熊大	—	—	251
宮鹿	—	—	—
児島	—	120	55
本分	—	—	—
崎島	—	—	720
計	18,863	9,604	65,421

(『第八次馬政統計』)

は、自作農創設政策の中で、刈分小作が減少・消滅していったのと同様に、小作馬の自作化運動が進展する中でしだいに減少していったと言われる。

馬小作の形態は、その発生過程からすれば次のようになる。

(1) 土地小作を伴うもの——地主の小作料確保の一方法として馬小作を行わせるもの

土地の深耕、厩肥施用による土地生産力の維持増進を計り、小作料の収入を確保するとともに産駒の売却代を折半して利益を得るものである。

(2) 金銭債務に伴うもの

(イ) 農村の商人（しばしば地主・高利貸でもある）が、酒代・肥料代の貸金の代わりに貧農の馬を自己所有として馬小作をする。古い型ではない。

(ロ) 商人・金貸が貸金取り立てのため馬を農民に預託し、産駒売却代より貸金を回収する。多く用いられた方法。

(ハ) 家畜商によるもの——馬を農家に貸与し、または馬購入費の半分を前貸し、売却代より購入代を控除した利益を分配する方法

(3) 独立した馬小作——土地小作・金銭債務を伴わないもの。産駒代金を目的とするもの

(4) その他「冬預り」という冬季のみ育成馬を預り賃をもって舎飼せしむるもの

七戸地方における馬小作の発生形態として多かったと思われるものは、(1)・(2)の合体した形であったと思われる

る。先にあげた盛田喜平治は、地主・酒造業・商人・牧場主であり、上北郡に広大な田畑を所有していたのであり、彼の所有田・畑の小作人がまた馬小作をしていた場合はかなりの数にのぼると思われる。盛田庄兵衛もほぼ同様であり、また石田善兵衛は地主であり、かつ金融業（金貸し）であったことからして、同じく小作人に馬小作をさせたものが多いと推定される。

さて、次に馬小作の具体的契約条件をあげてみよう。

(イ) 契約方法 口頭契約が大部分（これは田畑小作もそうである）。

(ロ) 契約期間 繁殖牝馬は一代、育成馬は売却時まで。

(ハ) 費用の負担 諸税公課金は馬主、事故発生の場合も馬主負担。小作人は管理費・種付料・診療費の負担。

但し優良馬の種付料は馬主負担の場合もある。

(ニ) 利益の分配 産駒の売上代金から歩合金を控除した残額を馬主と小作人が折半するのが普通。

南部地方は、田畑の小作においてもその契約は時代を遡るほど口頭契約が多かったが、馬小作もまた同様であったと思われる。その他の条件においても田畑小作と極めて類似した構造を持っている。

馬小作は古く、藩政時代に始まるものとされ、したがって明治以降においては封建的遺制として残存してきたとも規定しうるのであるが、しかしこの地方における農業をめぐる特殊慣行は、必ずしも遺制とのみ片付けてしまふわけにはゆくまい。むしろ土地私有制の確立と貨幣経済の発展が、寄生地主Ⅱ商業資本Ⅱ高利貸資本の三身一体的存在を可能とし、その対極に貧困なる多量の小作人を創出してきたのである。地租改正、林野の官有区分

などにより、あるいは山林地主の巨大化は、より一層農民をして自立的馬産経営を営むことを制限してきたのであり、あるいは明治中期以降の開墾の発展も馬産の条件を制限するものであった。

また同時に、南部地方にあっては、低位な農業生産力に甘んじており、このことが馬産を営利の対象とするよりも、むしろ遅れた自給的農業を辛うじて支えてゆくための手段として利用されたのであり、かかる条件下にあっては、馬小作は単に一般小作人の問題に止まるものではなく、それよりも豊かな存在である農民、自作農・自作農にも普及してゆくものであった。

馬小作はしたがって、農業経営の全構造中において考えられなければならない問題でもある。この点は別のところでふれることにしたい（第一〇章参照）。

第九節 馬産と民衆生活

馬産農家には他の一般農家とは異なる生活様式があったし、馬産地帯には他の地方とは異なる民俗・風習が存在した。

古来より南部曲屋、南部直屋は馬産地帯の住居として有名であるが、かかる住居構造は冬の舎飼のために発達してきたものであった。曲屋にしても直屋にしても、第一にまや、すなわち馬舎が内廐であること、第二にそのまやが、馬二、三頭あるいはそれ以上を飼育する空間を持っており、家屋の三分の一を占めていること、そして

第三にまやの位置が例外はあろうが、一般には東南の方向を占めていることである。

かかる特色は、例えば津軽地方の馬産農家と比べると明らか如く、いかに馬産が重要視されているかの証拠である。津軽地方はまやは広くはなく、内厩も余り見られないという（草野和夫『青森県の民家』）。生産Ⅱ生活構造に占める馬産の比重の差異である。

「家ノ構造ハ馬ト同居シ、厩ハ口当ヨキ東南ノ方面ニトリ、人ハ西北ノ寒キニ居ル、加フルニ此地歳ノ半バ、寒氣ニ犯カサレアルヲ以テ、朝夕焚ク火ノ暖氣ヲ夜遅クマデ、朝早ク受クル便アリ」（『七戸郷土誌』草稿）と言われ、それは「馬ヲ愛スル觀念ノ深キ」（同書）ためとされている。勿論馬を「愛スル觀念」の存在は決して否定出来えない。しかし同時に我が身を犠牲にしてまでの「馬への愛」は、農民の生活を防衛するためのぎりぎりの条件であったことを忘れてはならぬであろう。

住居構造が「人馬一体」であるとすれば、馬の飼養にても「人馬一体」のエピソードが多数存在している。自分の妻の出産以上に牧場の馬の出産を心配した人、放牧中にも足しげく、遠く六ヶ所村にかよった人など、馬産にかける人々の姿が紹介されている（『南部の誉 柏葉城の馬』）。勿論こうした人々以外にも多数の農民の馬との愛情物語があったのは言うまでもない。

この地方の風俗・習慣、特に祭礼などにも馬産と関わるものが多く見られる。

いくつかの蒼前神社は、当然馬産との関係があり、馬頭観世音堂もまた同様である。あるいは天間林村花松の花松神社も、この地方の馬産家の信仰を集めたところであった。単に信仰の対象となっただけではなく、花松神



馬にゆられての嫁入り



流 鎔 馬

お嫁入りもまた「馬にゆられて」ということもしばしばあり、あるいは新館神社では毎年五月一九日には流鎔馬が行われた。

産馬又は馬の売買の場合には親戚・故旧を招いて宴が催されるが、これを蒼前祝と呼び、馬喰の人々も蒼前様と呼ばれて、御祝の席では上座を与えられたともいわれている（『七戸郷土誌』草稿）。あるいはまた、一つのすぐれた芸術作品ともなった南部小絵馬も、もとはと言えば馬産農家の人々の祈りの産物であり、生活・生産活動から出発したものだ（神社、信仰に関しては『七戸町史 1』、絵馬については『南部小絵馬』を参照）。

社の境内は、馬の品評会の場にもなったという。それは、この神社を参拝する時には馬産家は自分の飼養せる優秀な馬を連れて行くようになったためだという。一説には後の「産馬共進会」の起源だともされている（同書）。さらにまた、馬の品評会だけではなく、祭礼を通して多数の男女が集まり、そこは一つの社交場でもあり、「ヨメ選び」・「ムコ選び」の場でもあった（『天間林村史』）。

さらにまた、この地方の民謡あるいは芸能にあっても産馬にまつわるものが多い。七戸町そのものには残存していないが、その周辺に残る駒踊、あるいは御野馬狩の詞などはその代表である（『七戸町史 1』参照）。

第九章 明治以降における商品作物栽培の発展と

農林漁業の展開

第一節 明治以降の商品作物栽培の発展

一 「明治三年産業興隆令」について

明治二年（一八六九）に成立した七戸藩は、その財政的基盤の確立のためにも、支配下の諸村における産業振興を図ろうとした。その場合特に注目すべき事は、当時の諸藩の改革が、商業振興（各種会社創設など）や工業振興へと向かいがちであったのに対し、七戸藩のそれは、今日で言う第一次産業、すなわち農林漁業・鉱山業に力点を置いたものであった事である。領地内の自然的特性を知った上での産業振興政策であった。次に引用せる資料は、明治三年二月に南部信民が各村々へ発したものであるが、ここには米作のみならず、広く畑作・畜産・林業の奨励に及ぶものである。

一、米作ハ大ニ利アルト云トモ、当地ハ寒氣強ク其上広野多ク、樹木少ク風アラクシテ度々不作アリ、ヂャガ薯、赤蕪ハ土中ニ生ズルモノニテ時候ニ負ルト云フコト稀ナル故不作ト云フコト少シ、又大麦小麦ハ冬作ニテ四五月ミノルモノ故是亦不作稀也、右故専ラ此四種ノ植付ニ年々骨折、年々フェル様ニイタスベキ事

一、米作ハ利ノアルモノナレバ地低ニシテ風アテ少ク水利アル所ハ何分田作ヲ心懸、骨折申スベキ事、但三本木ハ新渡戸伝数年ノ大切ニテ今ハ水利ヲ得タルコト故是ハ何分田作ニ心懸ケベキ事

一、当地ハ多ク高台ニテ広野ナル故、烈風ヲ防グ為且材木薪ノ用ニ備ル為、土地ノ都合ニヨリ所々ニ松・杉・或ハ檜・クスギ・雑木等農風ノ隙アル節山野ヨリ若木ヲ取集メ植付申スベキ事、但畑ヲ作り実ヲ蒔キ育テルモ宜シキ事

一、桑木ノ木・漆ノ木モ志之アル者ハ申合植付申スベキ事、紫根或ハ紅花・藍・煙草・諸藥草等モ見込アル者ハ骨折植立申スベキ事

一、凡ソ蚕・漆・臘・紫根・藥草・牛馬等ノ類ハ、専ラ他国エ出スノ品ナレバ、追々生ズルニ從ヒ他国エ出スノ法ヲ立ベシ、去ナガラ多ク生ズルトキハ必ず他国ヨリ買入ニ来ルモノナレバ、只盛ニ多ク生ズル様ニ骨折ルコト第一肝要也、右ノ外畑作物諸植付、漁獵・鶏・豚飼付等・或ハ金銀銅鉄錫鉛・石炭・薪炭等、或ハ水車・蒸氣機等ノ利甚ダ多キモノアルベシ、然レドモ当地ハ不毛ノ広原多キ故、第一田畑諸植付ヲ骨折ルコト專要也、且右ニ云所ノモノニ限ラズ、何也共銘々見込次第広ク植付スルトキハ、必ず国家ノタメ

益アル也、又銘々ノ為ニモナルベキ也、若シアル者アラバ、我等自ラ相談イタシ、元種物ハ勿論ノコト其
 他国エ出スノ法則迄尽力周旋世話イタシ中スベキ也、今呈聞開拓第一ノ折柄当地ノ如キ不毛ノ地多クシテ
 ハ実ニ済ザルコトナレバ、能々心懸ケ怠ラズ日々出精尽力イタシ、子供ノ有ル者ハ年頃ニ至ラバ田畑ヲ分
 ケ別家ニイタシ、何分子々孫々多ク土地盛ンニ開拓ニ至ル精々心ガケ申スベキ事。

村々肝入共え

二月

信 民

(『明治三年知藩庁日記』・『甲地村史』)

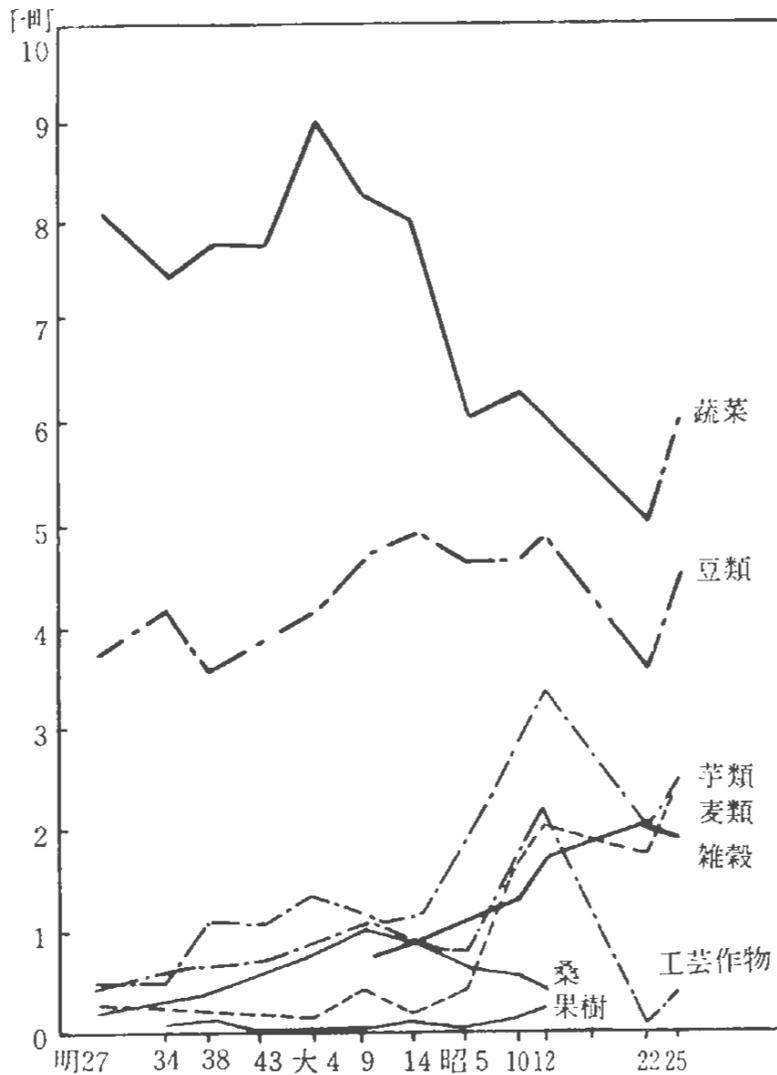
かかる「達し」がどのように村民へ伝えられ、また村民はどのようにそれを実行したかは不明である。そしてこの「達し」を発した七戸藩自体がこれよりほどなく消滅している。したがって「達し」自体の実行性は勿論疑わしいものである。しかしながら、その後の七戸地方の農業の展開を見ると、ここに述べられている作物が栽培され、ここに述べられている家畜がやがて普及している。そうした点において、「これらすべて、農民の心を心とし、その生活の向上発展につくそうとする心の現われであった。…：明治・大正時代を通じて、この地方が前記諸産業の中心地となりえたのは、実にこの信民・信方父子によって播かれたもの」(盛田稔『明治三年七戸通百姓一揆について』)という評価は妥当性を有しえよう。また工藤轍郎は、明治二年凶作を経験する中で七戸藩がその対策として考えたものであり、特に馬鈴薯の植付けはそうであったとしている(『七戸郷土誌』草稿)。

二 七戸地方における商品作物栽培の変遷

明治以降における我国の資本主義の発展は農業にも影響を与え、地租改正による金納の強制とあいまって、農業においては一般に商品・換金作物栽培の形をとって現れた。南部地方・七戸地方は、かかる影響が最も緩やかな形で展開したところであり、農業における資本主義化の未発達が逆に寄生地主制を發展させることにもなったところであった。しかしそれでも明治中期以降においては、畑作を中心として、あるいはこれに馬産事業が併せられた形で、従来の自給自足的作物栽培からしだいに商品性の高い作物の栽培へと転換する傾向が見られた。かかる傾向は交通条件の変化、北海道開発に伴う市場の拡大などにより一層強まったと考えられる。しかしながら大正末から昭和初期にかけての農業恐慌までは、この地方は主として稲作拡充の時代であり、後節でふれる養蚕を別とすれば、その他の畑作には著しい変化は見られなかった。農業技術の進歩も専ら稲作中心に進められたのであり、畑作を制約する自然条件を改善してゆくだけの努力は試みられることはなかった。面積から言えば「畑主水田従」でありながら、畑作立地を改善すべき技術の発達は遅れたのである。

南部地方における畑作がかなりの伸びを示すのは先述の如く、昭和五、六年を境とする米作をめぐる危機（米価の暴落と凶作）と、同時期に見られた養蚕の縮小が条件として働いた時であった。水田面積の拡大も限界に達し、開発はしだいに畑地拡張に移行し、当時の経済更生運動も畑作強化を指向した。その結果として小麦、馬鈴薯などのより集約的作物の作付が急激に増大し、技術の進歩もこれを補ったのである。

南部地方の畑作は古い歴史を持つものの、近代的畑作経営ではむしろ新しいものであった。



第4図 畑作商品作物の年次別変遷
(『青森県農業の発展過程』)

明治初年の「勸農政策」に基づいて我が南部地方でもかなりの畑作物の導入があり、即ち西洋果樹一二種、蔬菜品種一〇数種を数えたらしいが、これらは当時の技術水準と、さらには市場条件の未整備などにより一般に普及することはなかった。

七戸地方では特に旧士族層を中心に幾種もの畑作が試みられ、挫折し、姿を消している。盛田左登美、中嶋勝

次郎はそれぞれ蒼前、天間林村中野に茶園をつくり失敗している。

あるいは盛田広精は、明治二二、三年頃にりんご栽培を試みるが、同時に桃・梨・ブドウなどの苗木を取り寄せて合計一三四本植付けている。これらはすべて数年のうちには失敗に終わっており、産地形成には至らなかったものであり、当時の畑作は江戸時代よりこの地方の特産物であった雑穀・就中大豆・ひえ・あわなどであった。これ

における畑作物作付面積の推移

(単位：町)

大正 4	9	14	昭和 5	10	12	22	25
		12	199	7	—	3	6
1,353 (8.7)	1,225 (6.9)	888 (5.3)	814 (5.0)	1,763 (8.9)	2,083 (9.8)	1,765 (11.7)	2,435 (13.1)
953 (5.7)	1,144 (6.4)	1,137 (6.7)	2,017 (12.5)	3,064 (15.5)	3,418 (16.0)	2,040 (13.6)	2,546 (13.7)
4,233 (25.0)	4,783 (27.0)	4,954 (29.2)	4,648 (28.6)	4,721 (23.8)	4,992 (23.4)	3,583 (23.8)	4,587 (24.6)
9,122 (54.2)	8,281 (46.8)	7,792 (46.4)	6,109 (39.4)	6,429 (32.4)	6,128 (29.0)	5,073 (27.3)	6,196 (33.8)
790 (4.7)	1,015 (5.7)	908 (5.4)	1,152 (7.1)	1,411 (7.1)	1,745 (8.2)	2,095 (13.9)	1,973 (10.6)
182 (1.1)	421 (2.4)	186 (1.1)	401 (2.5)	1,757 (8.8)	2,234 (10.5)	116 (7.8)	401 (2.1)
48 (0.3)					38 (0.1)		
59 (0.3)	72 (0.4)	106 (0.6)	92 (0.6)	175 (0.9)	224 (1.0)	265 (1.7)	369 (2.0)
不 明	782 (4.4)	905 (5.3)	694 (4.3)	522 (2.6)	425 (2.0)	33 (0.2)	16 (0.1)
16,740 (100)	17,723 (100)	16,876 (100)	15,927 (100)	19,842 (100)	21,287 (100)	14,970 (100)	18,523 (100)
116	117	110	98	114	116	94	101

(『青森県農業の発展過程』)

らの作物が未だ自給性の強い粗放作物（但し大豆は小作料）として栽培されていたのである（盛田達三『七戸町産業一つの資料』）。

明治三〇年代以降にあっては全国的には稲作と養蚕に集中してゆく傾向と、これに伴っていも類・蔬菜・工芸作物の集約的作物への転換が見られる時であった。しかし南部地方の基本はほとんど変化なかった。七戸地方においてもりんご栽培の失敗から一部既に行われている養蚕への転換も行われたがその比重は極めて小さいものであった。

明治末期より大正年代にかけては、全国的傾向としては、麦・雑穀・綿の著しい減少、甘藷・馬鈴薯・玉ネギの増加（但し大

第50表 上北郡

		明治27	34	38	43
陸	稲類	487 (3.4)	509 (3.8)	1,084 (7.7)	1,077 (7.4)
麦	類	489 (3.7)	636 (4.8)	670 (4.8)	775 (5.3)
諸	類	3,753 (28.1)	4,250 (33.0)	3,596 (25.8)	3,916 (27.0)
豆	類	8,117 (61.0)	7,509 (54.5)	7,874 (56.5)	7,818 (54.0)
雑	穀	242 (1.8)	不明	385 (2.8)	620 (4.3)
蔬	菜	246 (1.9)	291 (2.2)	213 (1.5)	209 (1.5)
工	芸作物				
緑	肥作物				
果	樹	8 (0)	102 (1.3)	119 (0.9)	75 (0.5)
	桑	19 (0.1)	48 (0.4)	不明	不明
合	計	13,361 (100)	13,345 (100)	13,941 (100)	14,490 (100)
	畑利用率(%)	102	不明	107	99.5

の増大が目立つ。と同時に地域的特化もはっきりと現れ始める（以上、第五〇表及び第四図参照。また本項に關しては特に断りのない限り『青森県農業の発展過程』に依拠している）。

七戸地方における雑穀・豆類の栽培は、大正一三年（一九二四）当時は、大豆四二五町歩、粟三一五町歩、稗九二町歩、蕎麥一七七町歩であった（盛田達三前掲稿）。大正年期において上北地方で「特用作物」として奨励されたのは、大麻と菜種であった。大麻については後述するが、菜種について記しておこう。菜種は大正はじめに

正八年以降減少）、タバコ・蔬菜・除虫菊・薄荷の増加、桑・蔬菜の絶対的比重の高まりが見られたが、上北郡の場合には大豆などの豆類、いも類がそのまま増加しており、雑穀・豆類が作物の八〇パーセントを占めている。全国に比して粗放畑作が強いことを示している。この地方は水田に主眼を置きつつ、畑作を補助とする経営が益々強まっていたのである。

先述の如く、ようやく昭和期に入つてはじめてこの地方でも商品作物・集約的作物

第51表 七戸町の畑作物

		明治41年	大正3年
大豆	別高 反獲 作付 収	3,260反 2,244石	3,443反 2,445石
小豆	別高 反獲 作付 収	130反 56石	129反 58石
粟	別高 反獲 作付 収	3,225反 1,425石	3,806反 4,187石
蕎麦	別高 反獲 作付 収	265反 84石	1,829反 915石
大麦	別高 反獲 作付 収	400反 293石	522反 618石
小麦	別高 反獲 作付 収	9反 4石	53反 53石
燕麦	別高 反獲 作付 収	100反 80石	1,013反 7,294石
稗	別高 反獲 作付 収	121反 371石	812反 731石
馬鈴薯	別高 反獲 作付 収	312反 47,736石	713反 92,690石
玉ネギ	別高 反獲 作付 収	30反 18石	
菜種	別高 反獲 作付 収	11反 5石	

註 明治41年分『七戸町勢一斑』
大正3年分『七戸町統計一斑』
但し大正3年統計には玉ネギ、菜種が
記載されていない。

における畑作物は、商品作物としての地位は低く、むしろ旧来からの粗放的雑穀栽培が特に水田米作の許容しうる範囲内でのみ行われてきたと言えよう。そうした中で明治期の一時期に於いて、試植されたりんご、また大

中原秀太郎、盛田七百二らが中心となって栽培にかかったものであり、それは「菜種町長」の異名をとった野辺地俊夫町長が大いに奨励した結果として普及したものであった。大正末期には一カ年の取引高は、七戸産だけで五七〇〇俵であったとされている(同上)。
ちなみに、七戸町における明治四一年(一九〇八)、大正三年(一九一四)の畑作物状況を示す数値をあげておこう。

七戸町の畑作物を示す総計資料は、残念ながら左記の二年分でしかない。したがって断定的な事は言えぬのが現状であるが、南部地方・上北地方の一般的傾向からはずれれることは決してないはずである。したがって、七戸町

麻、そして養蚕は、例外的なものであったと言いうる。以下の節においては、これら三種の作物に関して記述しておく。

第二節 養蚕業の発展と衰退

我国における養蚕業の発達は、主として明治以降における海外貿易の進展に伴うものであり、したがってその衰退はまた養蚕業そのものの衰退となり、あるいは農村社会の矛盾を激化させた。養蚕業は昭和三年（一九二八）頃を絶頂としてその後衰退してゆき、太平洋戦争の中ではまったくの壊滅状態へと陥るのである。養蚕の北限地と言われる青森県、特に上北郡においても明治以降順調な発展を見せ、他の畑作を圧倒してゆく。例えばりんご栽培の不成功はこの養蚕業の発展によるものであるとされる（次節参照）。

ところで、上北地方、特に七戸地方における養蚕業は、すでに天然自生の桑を利用する形では江戸末期より見られていたようである。したがって七戸藩としても明治初年には藩財政の確立の一環としてこの養蚕の奨励策を講じている。この頃はすでに諸外国が我国の特産品の貿易品として絹・生糸を求めて我が国に來航しており、七戸地方もかかる動向とも結合させられた、いわゆる商品作物として極めて未熟ではあるが一定の発展を示し始めたといえよう。七戸藩内における養蚕の実体を示す資料と、またかかる養蚕業およびその製品に対し、当時の我国政府が唯一の外貨収入の手段としていかに重視していたか、したがって極めて厳しい規制下にこれを置こう

としたことを示す資料をあげておこう。

七戸藩支配所、自生の桑山間谷川々の兩岸などに繁茂之有り、三四尺廻りの大木より以下一二年の若木まで夥しく之有候の風土に御座候えは、別段桑畑植立までにも及び申さざる次第に御座候。然るに養蚕執り行ひ候者一円之無く、歎かはしく、色々教え諭せども頑愚の土民不馴のわざをせざる風にて、残念に罷り在り候故、文久元年陸中の国気仙郡の男女十人相雇ひ、本郡五十枚の種紙、養蚕の所業、近村の男女雇入れ、日々教諭仕候所、相応の利潤あるところを見聞仕候より、追々少々宛成養ひ候様に相成り、去る辰の年初めて肥州長崎の者越前屋慶之助、蚕卵種紙を仕立て、八百枚程生糸ともに持参申し候、巳の年は武州横浜のもの兼次郎、蚕卵種仕立て千枚余持参申し候、尚午の年に至り、養蚕の者相増し候間、支配所三本木稲生町の藤次郎、東京通商司に於て御鑑札頂戴仕り罷り下り候えども、入費行き届かざるにも候や横浜商人鈴木安兵エ代道次郎、同所高嶋屋嘉右エ門代源十、東京人美津惣助、右等藤次郎合併の儀申出で候、其外岩代国伊達郡茂右エ門など入込み、種紙仕立て持参の事に候、支配所者、蚕卵種紙仕立て候ものは両三人、右種は多分自用の品にし、他出は聊かなることに御座候

一繭の品、善悪も弁へがたく候、生糸取立て候えは、蛹一升より十一二匁より七八匁程出来に御座候由、蝶の出生極く宜しき事申され候、当年諸国蝶出分方、三分四分これあるの処、七戸産は九分十分の由申さる。

此段愚考するに、四五月頃大霜降り、桑の萌出を枯し、再生の桑にて相養ひ候ことにもこれあるべくや、当支配所の桑は、前頭申上候通り、谷川、川々の辺に相育ち候故川霧にて霜を除く故枯るゝことなく持前の萌

出にて相育ち候ゆえにもあるべくや、右様の次第なれば、是れまではひたすら物産相増し候様に教諭し、税金も一切取立て候もの御座なく候、養蚕の種紙仕立ての者もいまだ試し同様の所置にて、熟練と申す者もなく、毎年初めて養蚕の者も増し、見聞書き等の外、自得の業にて執り行うことにて、自得を相伝へ候とも不行届にも至り銘々自得の様申出し、世話方相立て候とも御規則の次第論達仕るべく候、熟練の事には至り申さず、積年しなれし場所とは相違して、事柄不行届のところ聞きおき下されたく願ひ奉り候

一 種紙漉方職人の儀御布告御座候、御支配所に紙漉の者、楮共なく候、岩代国福嶋県より買入れ相用い申候事

一 当年の出産の品、横浜に於て鑑定評論に七戸産のことは未だ養蚕未熟、養ひ方不案内、殊に桑生も柔葉を用ふる故下品の事に申され候よし、前頭のごとく試し同様の事にて馴れざるわざ不行届は、よんどころなき事に御座候

(『明治三年知藩庁日記』、但し『甲地村史』より引用)

一、外国人ト密商之儀ハ追々御蔽令之趣モ有之候処、三陸海岸之地方一昨年紛擾之折柄窃ニ外国人を引寄、土地生産之生糸其外等密売買いたし候儀習僻ト相成、其後も同様之及職業浦々之者共御国禁を犯し候類も相聞、先般猶亦蔽重相達候儀之処浦々ニ寄今以不取締之儀モ相聞、以之外之儀ニ付早々手配急度取締官員時々巡按可有候。且浦々取締左之文案之趣を以蔽重申渡、高札場或ハ所役人生糸蚕卵紙売買之儀従来取締

遍々ニテ自然抜荷或ハ不開港ニ於テ外国人ト密商致候類も相聞、先般不開港場規則も相達候得共、右品売元并買人共取締之ため仙台表^江改所取設ケ、出張通商司ニ於テ改方いたし、右許元之証トシテ当処ニおいテ買人共通状^江印章押渡候間、若印証所持無之者^江ハ売渡候儀一切不相成候。右勘合之ため印鑑三拾枚相廻候之条、管内右生産之場所^江至急相渡、別紙規則書早々布告いたし其処検断肝入等ニテ屹度相心得不取締之儀無之様取斗可有之、且右印鑑過不足并相渡候名前書等巨細申越尤税則等之儀ハ追テ相達可申候也。

庚午 六月

石巻出張

民 部 省 印

七 戸 藩

(『盛田稔家所蔵文書』)

七戸藩より許可を受けてこの地の生糸・蚕種紙の取引に従事した人物として確認出来る人に、三本木村の藤次郎、そして七戸村の盛田喜平治がいる。特に後者は、上州(現群馬県)、武州(現埼玉県)、信州(現長野県)の同様商人とともに蚕種規則定書をつくり(明治四年)、自らの利益の保護にあたっている(『盛田稔家所蔵文書』)。

我国の養蚕業は、特に蚕種の外国輸出の好調に支えられて伸びたのが明治二〇年(一八八七)までであった。

第52表 青森県の養蚕状況

	桑園		飼養戸数	収量	
	反別	株数		数量	価額
明治25年	町 61.4	株 114,874	戸 1,239	石 868	円 16,068
〳 26年	60.3	152,172	1,441	1,215	28,000
〳 27年	86.6	253,904	1,598	1,308	25,610
〳 28年	106.1	342,481	1,784	1,488	38,250
〳 29年	110.7	372,146	2,001	1,941	53,465
〳 30年	119.0	347,736	1,790	1,313	35,209
〳 31年	119.0	347,736	1,827	1,168	31,433
〳 32年	125.6	420,763	1,649	1,449	54,206
〳 33年	127.6	448,805	2,152	2,433	87,004
〳 34年	154.0	568,046	2,404	3,907	99,266
〳 35年	178.2	693,709	3,910	3,378	116,780
〳 36年	239.5	869,045	3,910	3,120	114,989
〳 37年	314.7	1,241,797	4,191	3,731	120,629
〳 38年	376.2	1,291,182	3,971	3,395	126,438
〳 39年	497.7	1,776,034	4,188	3,677	156,021
〳 40年	700.1	1,988,551	4,643	5,090	274,926
〳 41年	838.5	2,541,294	4,600	4,569	178,670
〳 42年	1,079.0	3,111,654	—	3,232	166,021
〳 43年	1,065.4	3,232,625	4,640	5,104	185,534
〳 44年	1,083.0	3,464,316	5,002	5,143	206,041

(『青森県農地改革史』)

この蚕種に病原菌のあるのが発見されたことにより一時は全く不振になるが、養蚕業は生糸の製造・輸出へと方向を転換しつつ、明治二六年以降における綿花産業の解体に伴って再び大きな飛躍を示しはじめる。本県においては明治二〇年頃より本格化する。明治二一年には養蚕戸数二二七八戸、蚕種掃立枚数三三一二枚、まゆ産額一九〇七石、製糸業戸数三三七戸、製糸釜数三三七、生糸産額八七五貫となっている(『青森県農事調査書』)。以後、本県にあっても各種の奨励策がとられ(『青森県農地改革史』参照)、また日清・日露戦役により疲弊した農村経済の救済を目的とする副業奨励策もあり、順調な発展を示した(第五二～五四表参照)。

ところでこの養蚕経営は、桑園の仕立・蚕室・蚕具等にかなり多額の資金を要し、かつ労力においても飼育の多忙期に賃労働者を備わなければならぬなどの条件のため、主として富農層および中農層を中心として

第53表 青森県のまゆ産額（明治20—大正14年）

	養 戸	蚕 数	掃 枚	立 数	ま 産	ゆ 額	右 価 額
	戸			枚	石		円
明治20年	1,478			—	1,133		—
25年	1,247		1,408		871		16,068
30年	1,790		2,228		1,314		35,255
35年	2,425		5,543		3,378		116,780
40年	4,643		6,602		5,091		276,926
大正1年	4,267		5,080		4,482		166,462
2年	4,664		6,097		5,391		233,826
3年	6,982		8,132		7,652		321,716
4年	5,284		6,189		5,983		206,768
5年	6,392		7,763		7,767		356,720
6年	4,677		7,911		9,156		593,096
7年	5,030		7,530		9,052		631,495
8年	4,689		6,013		9,358		989,506
9年	4,725		5,822		9,166		463,199
10年	3,831		16,756		70,076	貫	442,393
11年	4,749		21,927		102,825		898,125
12年	5,769		26,169		128,529		1,075,052
13年	5,706		27,384		106,870		819,390

（『青森県農地改革史』）

経営されており、貧農層はむしろかかる経営に労働力として雇傭されたのである。かかる条件を有せる経営は、特に南部地方において顕著であったとされる（『青森県農地改革史』）。

大正期に入ってから、国際的商品としての地位は高く、米国その他へ輸出され、養蚕・製糸業ともに大いに隆盛を見せる。大正三年（一九一四）の第一次大戦勃発による糸価の大暴落があり大きな痛手をこうむることもあったが、しかし貨幣経済の農村への浸透

により現金収入を求める農民は、益々この養蚕に活路を見い出そうともしたのである。さらに凶作により打撃をうけるといよいよもって副業としての地位は高まり、県当局の奨励も盛んとなった。前掲表に見られる如き大正年間の著しい伸びの主要な要因はここにあった。特にこの頃の養蚕は、本県では圧倒的に旧南部地方、上北部・三戸郡を中心とするものであり、大正年間の増加の八割まではこの二郡のものであった。

次に南部地方の養蚕の伸長を示しておこう（第五六表、第五七表参照）。

第54表 桑園状況（明治30—大正14年）

	反	別	見積別	計
		町	町	町
明治30年	83.8		41.8	125.6
〃 35年	115.5		62.7	178.2
〃 40年	533.1		167.0	700.1
大正1年	797.3		352.9	1,150.2
〃 2年	722.5		318.4	1,040.9
〃 3年	748.4		375.4	1,123.8
〃 4年	792.1		357.2	1,149.3
〃 5年	880.8		412.5	1,293.3
〃 6年	1,033.5		420.6	1,454.1
〃 7年	1,081.3		360.0	1,441.3
〃 8年	1,149.5		363.3	1,512.8
〃 9年	1,237.3		391.1	1,624.8
〃 10年	1,276.7		376.7	1,653.5
〃 11年	1,162.7		333.2	1,493.9
〃 12年	1,217.7		338.5	1,556.2
〃 13年	1,263.0		348.9	1,611.9
〃 14年	1,411.0		367.3	1,778.5

（『青森県農地改革史』）

蚕の発展であった。青森県当局も、養蚕中心地たる七戸地方に対しては、明治三二年、弘前・五所川原・三戸と並んで蚕種検査所を設置、明治三八年には蚕病予防法に基づき青森、弘前と七戸、三戸に事務所を、大正七年には原蚕種製造所を開所（大正一一年蚕業試験場に吸収）、大正一四年には高等蚕糸講習会開催などを行っている。今七戸町における養蚕の発展を数量的に示す資料は乏しいが、わかる範囲内でそれを示そう。

ところで先の『蚕業五十年』の筆者は、「養蚕は（七戸）町内全域に普及し、桑葉の自給自足的養蚕と共に、土地所有者は広大な耕地に桑樹を栽培して小農商家の行う養蚕に対する桑葉の供給源となっていわゆる小作養蚕を形造り、又一部にはまゆ何百貫採り養蚕と称して大蚕室を建て多くの労働を他より求めての投機的養蚕も行な

ところで七戸地方であるが、明治年間については資料なく不明であるが、明治三〇年（一八九七）頃にあつて年産三、四〇〇〇貫のまゆを製産していたと推定され、また絶頂期にあたる昭和三年（一九二八）頃には桑園反別一八〇町歩、養蚕戸数三五〇戸、年間産まゆ一万貫余だと言われる（榎良太郎『蚕業五十年』）。このように本県における養蚕の順調な伸びと歩みを一にして、否むしろそれを支えたのが七戸地方の養

第55表 七戸町における養蚕の推移

	飼養戸数	春まゆ	夏まゆ	秋まゆ	掃立枚数
明治41年	?	石 151.881	石 92.40	石 0.110	?
44	100				枚 900
大正3年	?	460.	206.	3.1	812
14	341		9,658貫		2,113

明治41年 『七戸町勢一斑』
 〳 44〳 『奥南新報』明治44年5月19日付
 大正3年 『七戸町統計一斑』
 〳 14〳 『七戸町勢大要』

第56表 南部地方の養蚕戸数・繭産額・桑園面積

	養蚕戸数	掃立枚数	まゆ産額	桑園反別	見積反別	計
明治30年	1,790 ^戸	2,228 ^枚	1,314 ^石	8,383 ^町	41.8 ^町	125.6 ^町
40	4,643	6,602	5,091	533.1	167.0	700.1
大正1年	4,267	5,080	4,482	797.3	352.9	1,150.2
5	6,932	7,763	7,767	880.8	412.5	1,293.3
10	3,831	16,756	70,075 ^貫	1,276.7	376.7	1,653.5
13	5,706	27,384	106,870 ^貫	1,263.0	348.9	1,611.9

(『青森県農地改革史』)

第57表 養蚕戸数と収繭高

	養蚕戸数			収繭高		
	春蚕	夏秋蚕	計	春蚕	夏秋蚕	計
大正14年	戸	戸	戸	貫	貫	貫
{ 上北郡	2,169	2,108	4,277	44,238	22,873	67,111
{ 三戸郡	2,418	2,377	4,795	42,258	24,410	66,668
昭和10年						
{ 上北郡	1,371	979	2,350	22,151	11,424	33,575
{ 三戸郡	1,567	1,171	2,738	27,933	9,089	37,022
昭和15年						
{ 上北郡	869	769	1,638	17,699	8,723	26,422
{ 三戸郡	734	503	1,237	18,131	5,648	23,779
昭和22年						
{ 上北郡	670	556	1,226	1,845	1,171	3,016
{ 三戸郡	415	136	551	3,059	427	3,486

(『青森県農業の発展過程』)

われた」と述べている。

ここに見られるように、七戸町の養蚕は明らかに町内の大商人、大地主など土地・資本を有せるものを行うものと、小農の行うものとに階層分化した形で行われている。さらには桑園経営者は、桑葉を小農に供給することのできる一種の支配形態をつくり出しているようである。

七戸町の養蚕は、したがって大商人層も極めて熱心であり、明治三十一年県蚕糸組合が結成されるのを受けて同年八月一〇日に七戸蚕糸組合を結成し、これらの役員には初代小原平右衛門会長を始めとして、町内の有力者が顔を並べるのを常とした。当組合は大正一二年（一九二三）四月には養蚕組合と改称している。本会の事業としては毎年春夏の二回まゆのせり市を開催したのを始め、七戸を中心とする当地方の品種の普及改良にあたった。特に会員に対しては資金貸付を行うことは、同業者にとっては極めて利便あるものであった（『上北郡の桑』）。

なお桑園として有名なものに、工藤家桑園があった。これは工藤轍郎の開墾せる七戸町見町平に位置する三〇町歩余の桑園であり、一年間に二万貫以上の桑を生産・販売したという（『七戸町勢大要』）。工藤桑園に関する資料としては、大正元年（一九一三）の夏まゆ販売実績を示したものであるのでこれを整理・紹介しよう。

次に養蚕に関わる機関として、青森県養蚕試験場についてふれておこう。

本試験場は大正五年一二月の県議会において原蚕種製造所の新設が決定され、大正六年九月七戸町字館野に面積二町九反歩余をもって工事に着手、同七年四月に完成したものを前身とする。この年から原蚕種の製造と配付

第58表 工藤桑園の大正元年販売実績一覧

申込者	申込数	販売葉桑		販売魯葉		販売スグリ葉	
		数量	価格	数量	価格	数量	価格
中西	500	390	46.94.4	19	1.58.4	32	3.27.0
太田	100	合計 85貫 10円26銭					
藤島	150	129	15.55.2	14	1.18.4	14	94.0
秋本	150	?	?	24	?	39	?
中島	100	39	?	10	?	?	?
鷹山	100	50	?	?	?	12	?
辻村	50	36	4.39.2	5	45.6	12	1.20.0
橋本	100	60	?	5	?	18	?
浜中	?	100	12.72.0	—	—	?	5.49.0
浜善	?	96	?	—	—	—	—
小原	?	200	?	—	—	—	—
諏訪	?	27	?	—	—	25	?
山田	?	20	2.30.4	21	1.73.6	—	—
瑞竜寺	30	7	?	—	—	10	?
田中	50	15	1.77.6	12	94.4	—	—
三浦	30	10	1.18.8	5	(無代)	—	—
小原	150	21	4.60.8	17	—	—	—
石田	?	38	?	—	—	15	?
浜中	?	28	3.38.4	—	—	—	—
平尾	?	62	7.41.6	—	—	—	—
戸館	?	16	1.93.2	—	—	—	—
佐藤	?	5	62.4	21	1.68.8	—	—

註 この他にも合計6件ほど不明なものがある。

(『大正元年8月15日夏蚕桑総計帳』工藤家所蔵文書)

および各種の事業を行い、同八年より蚕業実習生の養成を行っている。原蚕種は一化性春蚕九種、二化性夏秋蚕二種を飼育して、これを毎年養蚕製造業者四〇余人へ配付して優良原蚕種の普及を図っている。桑園は二町五反余であり、試験田合計八反六畝歩ではこの地方に適する桑の発見に努めている。本製造所は大正十一年一二月、県令第七六号を以て青森県蚕業試験場とされて一層の発展をみせることになり、「さきに設けられた蚕業取締所（七戸支所）の活動と相まって、幾多の貢献を地方にもたらした」（榎良太郎前掲稿）とされる。

明治四四年頃の七戸町の養蚕業の有様について『奥南新報』は次のような記事を載せている。

蚕種は共同購入・共同貯蔵・共同催青を行なう。町内を四区に分け、一区毎に稚蚕共同飼育所を設ける。共同飼育した稚蚕を各戸に分配し、各区教師が巡回指導す。（五月一九日付）

なお五月一〇日には郡役所より四人の養蚕教師へ辞令が交付されている（同上）。

このように、蚕糸会の指導あり、郡役所の指導ありで、明治～大正期にあって七戸町の養蚕は順調に発展をとげていったのである。しかし同時に、かかる大隆盛とは裏腹に、商業ルートにいかに乗せるか、すなわち販路の開拓にあっては未だ未熟な点も指摘されている。

……唯惜むなくは彼等養蚕業家……農民と等しく商業的手腕なきため、又商才ある適任の指導者を得ざるため種々の統一を来たし、或は辛苦をなめて生産せし良繭を以てして収支償はざる結果をもたらす如きことある様に候。現に本年の夏蚕に於て盛岡下りのまゆ商人のため散々に蹂躪弄せられたる如きは、尤より生糸製造等の手工業発達せざる弱味に乗せられたる。これもまた商業的智略に乏しき結果なり……」（同上、

明治四四年一月一六日付)

七戸地方の養蚕にとっては、その品質向上もさることながら、流通機構の整備もまた重要な使命であった。

養蚕はその後においては、南部地方の農業が商品経済への不適應性を示す状況下では馬産に次ぐ現金収入源として一般農家の副業として主力を占める。寄生地主制の拡大と、水田耕作の拡充の下にあって畑作規模が相対的に縮小化してゆく中では、土地節約手段としての養蚕が重視された。明治期より大正期にかけての養蚕の拡大はかかる畑作経営からも条件付けられていた。

しかし、昭和初期の恐慌による繭価の暴落以後は衰退の一途を辿った。第五七表はそれを示す。桑園面積をとって見れば、大正末の一六〇〇町歩から昭和一二年には八〇〇町歩を半減し、終戦後には一〇〇町歩足らずとなっている。

第三節 りんご栽培の開始とその衰退

本県におけるりんご栽培は、周知の如く津軽地方を中心として旧弘前藩士らの手により開始されたものであり、明治二一年(一八八八)頃になりようやくその努力が結実し、これによりりんご栽培熱は広く一般農家をも刺激し、津軽地方各地に大小無数のりんご園が形成・出現するようになった。明治二四年の東北本線の開通は、りんごを大量に東北各地あるいは東京方面の市場へ出荷することを可能とし、これによりりんごの商品的経済価

値が一層高められたのである。その後病害虫の発生などにより一時期は大きな被害をこうむり、若干の後退はあったものの、その後における各種の技術改良（袋掛法、剪定法など）などによりこの難局を克服することに成功し、明治四〇年頃にはほぼ商品の地位を確立するに至る。かくしてかかるりんご栽培に従事せる本県農民もまた商品生産者としての地位を確立し、自然経済的領域から資本主義的商品経済領域へと踏み出したのである（『青森りんご百年史』・『弘前市史 下』）。

このようにりんご栽培は津軽地方を中心として進められてきたのであるが、元来このりんご栽培は、明治初期に政府の勸業寮の試植苗配布を受けて全国的に行われたものであり、本県にあっても津軽地方のみならず南部地方にあってもかなりの規模で実施されたようである。上北地方にあっても明治二〇年前後には試みられている。しかるに、南部地方では独り三戸地方だけが産地形成に成功し、その他の地方では明治末までにはほぼ壊滅的状況となったのである。三戸地方のみが南部地方にあって産地形成に成功した理由は、他の地方、八戸・五戸・下北、そして上北地方にあっては栽培者の多くが地主・商人層であったのに対し、三戸地方のみ自作農的兼農経営が行われたからだとされる（『青森りんご史資料第二七集』）。

七戸地方におけるりんご栽培は、明治初年において七戸藩が各種の果樹を取り寄せた時にみられる（盛田達三稿『七戸町産業一つの資料』）が、明治二〇年頃、おそらく津軽地方におけるりんご栽培の成功を知った七戸の当時の指導者がりんご栽培に着目したらしく、明治二二、三年にかなりの規模でりんご園が開かれていく。これらりんご栽培者は、旧七戸藩士族あるいは大商人、地主階級が中心である。明治二〇年代における七戸地方の主

要なるりんご栽培とその規模を示したのが第五九表である。

このように急速にりんご栽培者が増加したため、上北地方におけるりんご栽培面積は、明治二四年（一八九一）を一〇〇とすれば明治三四年には三八〇と、急速な伸びを示している（第六〇表、第五図参照）。

このような七戸地方のりんご栽培の推進にあつて重要な役割を果たしたのが盛田広精であつた。盛田氏は果樹栽培としてはりんご以外にも、桃・梨・ブドウなども試みている。盛田氏は、りんご苗木を各種ルート、すなわち個人としては五戸の金沢金三郎、盛岡の小野良謙・向井田安三郎、弘前の菊池楯衛など各地のりんご栽培者、また県庁、上北郡役所など公的機関を通じてりんご苗木を無償・有償にて入手し、これを七戸地方の栽培者に配布するなど、この地方の指導的立場にあつた。盛田氏の日記によると、彼から苗木の配布を受けた人物は、盛田左登見、西田嘉十郎、工藤隆太、盛田喜平治、河島直矢、町屋賢治、工藤市郎、米内山勘三郎、三浦定静の九人に及び、その配布苗木は四七九本となっている（『青森県りんご史資料』）。かくして明治二四年の「東奥日報」は、七戸村のこととして、「当村に苹果栽培家十二、三人あり、遠きは四、五年前より、近きは昨年より栽培せしが、また当年は早々総計数千本の苗木を植付くるならん」とつたえている（『青森県りんご百年史』）。なお盛田氏が現地の指導者とするならば、明治二九年天間林村長下内りんご園を開き、以後三カ年のうちに六五〇〇本の苗木を栽植した菊池楯衛は、元弘前藩士族であり、津軽地方におけるりんご栽培の成功にとって重要な人物であつた人であり、彼が上北地方においてもりんご栽培を実施した事は、当地の栽培者にとっては重要な指導・手本を示したであろうと思われる。彼もまた「苗木を同地方人に分与し、且つ斯業の利益を認め同郡内亦栽培者

第九章 明治以降における商品作物栽培の発展と農林漁業の展開

第59表 七戸付近の主要なりんご栽培者

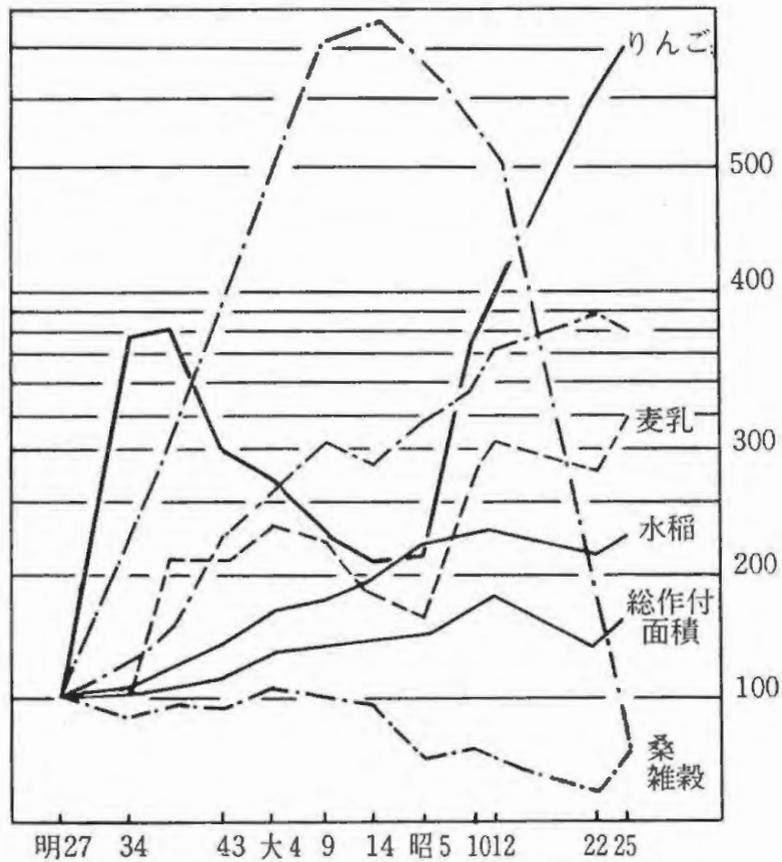
姓 名	身 分 職 業	住 所	園 地	栽 培 年 次	栽植反別
七 戸 町					
盛 田 広 精	士 族	七 戸 町	宅地・十三森平	明治22年	1.0~4.0町
米 内 山 勘 三 郎	大 肝 入	〃	[荒屋平、野つづき]	22	2.0~4.0
盛 田 喜 平 治	商 人	〃	七 戸 町 膝 森	23	1.0~3.0
町 屋 賢 治	士 族	〃	七戸町川向槻ノ木	23	1.0
諏 訪 藤 太	会津士族	〃	七 戸 町 蒼 前	23	2.0
戸 館 善 十 郎	呉 服 商	〃	七 戸 町 影 津 内	22	0.8
西 田 嘉 十 郎	士 族	〃	宅 地	22	0.9
三 浦 定 静	〃	〃	七 戸 町 の 南 部		
河 島 直 矢	〃	〃	天間林村長下内		
佐 藤 克 定	農 業	〃	〃		
成 田 村 太	〃	〃	宅 地	29	0.5
山 本 勇 吉	[商 人]	〃	七 戸 城 跡	25	18本
工 藤 市 郎	[士 族]	[〃]	[七 戸 町 川 去]	23	1.0
浦 野 館 村					
藤 島 常 太 郎	農 業	八 幡 村		22	0.2
八 森 卯 之 松	〃	大 浦 村		27	20本
天 間 林 村					
疍 崎 熊 吉	地 主	十 枝 内	天間林村長下内	30	20本
高 松 轍 三	〃	野 崎		23	30本
町 屋 勝 太 郎	農 業	中 野		23	少量
安 藤 義 衛	会津士族	榎 林	榎 林	23	
花 松 福 太 郎	農 業	〃	〃	23	
高 田 孫 右 門	〃	〃	〃	23	
菊 池 楯 衡	弘前士族	弘 前	天間林村長下内	29	6,500本
大 深 内 村					
佐 藤 鼎 三	農 業	大 深 内 村	天 間 林 村	30	1.0

(『青森県りんご百年史』但し〔 〕内は、盛田達三前掲稿による。)

第60表 上北郡における主要農産物作付割合の推移

		明治27年 (A)	大正9年	昭和10年	昭和25年 (B)	B - A
水	稲類	24.5	29.9	36.1	37.4	+12.9
		2.8	4.8	5.7	8.2	+ 5.4
麦	雑穀	46.0	32.7	20.7	20.9	-25.1
		1.4	4.0	4.5	6.7	+ 4.3
蔬	菜	0.04	0.05	0.2	1.1	+ 1.1
		0.1	3.1	1.3	0.1	-

(『青森県農業発展過程』)



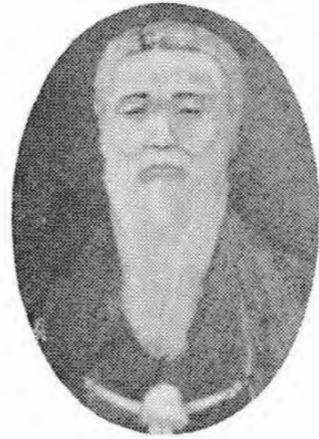
第5図 上北郡における作付面積の推移

(明治27年=100)

(『青森県農業の発展過程』)

漸く増加せる」状況をつくり出したのである（『青森県りんご史資料』）。

明治二〇年代、特に日清・日露戦争前後は、りんご栽植の第一期興隆期であり、津軽地方同様、南部地方、そして七戸地方においても燎原の火の如く栽培熱は拡大していったことは想像に難くはない。しかしながら七戸地方の



七戸地方のりんご栽培と林業の貢献者
盛田 広 精

りんご栽培は技術の劣り、不慣れなどにより、当初から必ずしも順調とは言い難かったようである。明治三九年を境として以後急速に衰退している（第六〇表参照）。

一体、七戸地方のりんご栽培の急速な衰退はいかなる理由、背景が存在するのであろうか。この点に関して盛田達三は、(一)土地がやせていたにもかかわらず肥料が不十分であったこと、(二)綿虫の発生が激甚であったのに薬剤散布もなかったこと、(三)技術に不慣れであり、剪定なども行われなかったこと、(四)中心になった旧士族が資金を十分に持っていないこと、(五)品種が雑多であり、経済性に乏しかったこと（第六一表参照）、(六)明治末から大正期にかけて養蚕が盛んとなり、多くが桑園へと移ったことを挙げている（『青森県りんご百年史』）。特にこの第六の理由は決定的であったと思われる。何故なら、七戸地方のりんご栽培者は先述の如く士族・商人・地主層であり、当初より比較的規模の大きい商品経済的経営をめざしており、その結果としてより有利な商品経済経営たる養蚕の導入は、将来性のないりんご栽培を放棄させるのに十分であったであろう。盛田広精の場合は、明治四〇年（一九〇七）——すなわち津軽地方でようやくりんご栽培が確立した頃——には桑園に転換しているし、米内山勘三郎は同三八九年にかけて、盛田喜平治も明治三九年に桑園に転換している。この間にあっての収穫も決して十分なものではなく、ほとんど成績不良という有様であり、例えば戸館善十郎の場合、菊池楯衛の説明では一樹から五箱のりんごが収穫出来るとされたのに対し、わずかに一箱でしかなかったと言う（『青森県りんご史資料』）。

第61表 七戸 盛田広精りんご園のりんご品種
(明治25年)

三田番号	本数	津 軽 名 称	本数	盛 田 名 称	本数
1	1	菊池早世	6	甘 香	1
3	1	大導寺早世	10	晚 香 紋	1
6	3	大導寺中世	13	尖 円 満 紅	5
17	1	金 時	10	日 の 出	3
19	1	オートレー	6	黄 楢 成	5
21	1	蔓 長	5	晚 柳	30
30	1	松 井	20		25
31	1	猩 々	8		
33	1	千 成	10		
41	1	葉 縮	1		
47	1	芹 川	15		
56	2	雲 ノ 下	10		
57	1	岡 本	5		
59	3	楡 悖 型	3		
62	1	小 錦	2		
71	1				
89	2				
97	1				
99	2				
106	2				
(計)	28	(計)	124	(計)	70
その他品種不明					178
合 計					400

註 三田番号とは、東京の三田種苗所の育苗による品種番号である。この番号がどの品種を指すかは、『青森県りんご発達史 第1巻』124～128ページを参照せよ。

(『青森県りんご百年史』)

大正一三年(一九二四)の七戸町統計では果樹栽培はゼロとなっているとされ(『七戸町産業の一つの資料』参照)、この頃にはりんごは全く壊滅したようである。このようなりんご栽培を復活させたのは、この前後に七戸町のりんご小売商人の盛田貞三が藤崎村からりんご苗木一〇本を購入し、他の三人とともに植付けたことに始まるとされる(同上)。昭和に入ってから盛田達三の所有畑地に青森県のりんご試作園がつくられ、さらに渋川伝

次郎、淡谷悠蔵、水木濠一らの指導もあって若干の増加をみせるようになっていったという（同上）。これも一つには、かつてりんご栽培を壊滅に追いやった養蚕が、大正末期より逆に大きな打撃を蒙り衰退していったことと関係あるうと思われる。

第四節 山林所有の状況と林業

青森県下、とりわけ旧南部藩であった下北郡・上北郡は国有林野の多いことで知られている。いわば「軒下まで国有林」的状況が周く広がっている。かかる状況は基本的には七戸にあっても妥当しよう。ただ、七戸の場合は、後にふれるように地元有力者が明治以降民有林野を拡大してきたこともあって、国有林野が絶対的である状況は多少はうすらいでいる。

そもそも国有林野が圧倒的である状況はどうして生じたのであろうか。藩政時代にあつて南部藩はその山林行政に大きな比重を置いていたのは周知のところであり、「御山」などと称される藩有林が広範に存在していた。その一方で「見守山」「取分林」などのいわゆる部分林、すなわち地上権は地元の民衆に属する山林、あるいは若干の民有林も存在していた。「見守山」などは一種の部落有林であり、その管理は農民にゆだねられており、個々人ではなく集団としての村落・部落にその使用权（用益権）が属しており、ここにいわゆる「入会権」が存在していたのである。これら「入会権」が、農業生産力の低いこの地方にあつて、生活資材の確保、あるいは牛

馬の放牧などの形態をとりつつ農民の日常生活を支える基盤を形成していた。

しかしながら、明治時代になって、明治政府による一連の近代化政策の一環としての近代的私的所有権の確定ないしは私的所有者への徴税を確立する手段として地租改正が実施されたが、この事業の中で山林の官民区分が実施され、これにより青森県内の林野の多くは国有地（官地）とされてしまう場合が多かった。

青森県における林野の官民区分は明治九、一〇年において実施されたが、この場合、青森県下の旧南部藩領は特に明確な形での私有林野が少ないところであり、官有区分が当初は民間に証拠のある場合は勿論、証書等がない場合でも事実に従って私有かを確定することになっていたが、やがては確証あるものだけを私有とする方針へと変化し、さらには部落・村落共有地が新たに地租の対象となることを恐れ、さらに官有地編入後であっても従来慣行、すなわち用益権は保障されうるだろうとの地元の期待もあり、極めて多くの林野が官有地として登録・編入されるに至った。

行政当局が一般にはいかに私有地を少なくし、官有林の増大を図ろうとしたかは、明治九年（一八七六）一月の「山林原野等官有区分処分」に明らかである。それには次のように規定されていた。

(1) 公簿に村持との記載があるか、あるいは比隣郡村で入会慣行ないしは村持を証明しうるものは、私有地第一種とする。ただしいったん官没したものは、その限りでない。

(2) 村山・持山と称し、自然伐採だけでなく、育成管理してきたものは、簿冊の有無によらず私有地とする。

(3) たとえ貢租を納入していても、単に「自然生ノ草木ヲ採伐シ来ルノミナルモノハ基地盤ヲ所有セシモノニ

非ズ、故ニ右等ハ官有地ト定ムヘシ」。

(4)藩や幕府の紛争威許によって、村持が確定したのも、他に民有の証のない場合は、(2)(3)に準じて官民有の別をたてる。

(5)遠山深沢で伐木売買を業とするものがあっても育成管理の労をとった証拠のない場合は、(3)に準じ官有とする。

(6)その他はすべて伺いのうえ処分する。

(竹内利美編『下北の村落社会』(未来社)一四一ページ)

かかる方針にしたがって地方庁は官民区分を行うことになったのであるが、津軽藩と南部藩の旧慣の相異などもあり、各地に多くの「官有未定山」を残したのはよく知られたところである。青森県では先にのべた如く、明治七、八年に調査が行われたが、八年二月、県当局は、各大区長あて次の如き指示を出している。

今般別紙個所書之通、更ニ存置官林ニ相定候条、追テ相違候迄ハ、地元村々ニ於テ、保護心得相違無之様可致候、自分立木払下ヲ要スルモノハ、可成右存置官林ヨリ払下願出候様可致、此旨毎戸無洩可徇示モノ也、但シ官林中ニ取分木ト唱、自費植付ケ所有シ向ハ、追テ相違候マデ、従前ノ通タルヘキコト

(竹内編前掲書一四二ページ)

こうして従来は用益権を主張できた、例えば試植林なども官有地に編入されたため、その伐採には許可願いを

出さざるを得なくなった。

旧南部藩領においては特に「取分山」「試植林」の類には不分明のところが多かったと言われ、さらに明治九年にも再び区分調査がなされ、翌一〇年には、官林（本省直轄）と地方庁管轄の山林原野の区分、さらに明治一年三月の「部分木仕付条例」制定へとつらなってゆく。明治一四年以降も未定山の調査はつづけられるが、大勢としては明治三〇年頃にはほぼ確定するようである。

こうして青森県では、明治二六年（一八九三）一月三日現在において御料林を含めて、一〇五万五二三〇町の官有林野に対し、民有林野はわずかに一四万〇三二五町歩にしかすぎず、林野全体の八八パーセントを官有で占め、残り一二パーセントが民有であるという状況であった。七戸村の場合ではこの比率差はさらに広がり、官有林野対民有林野は、実に九六パーセント対四パーセントという数字が明治一〇年頃のものとしてえられるのである。

このことは明治以降の村民にとってその生活、生産基盤の確立を極めて困難にさせてゆく一因となったことは想像に難しくなからう。部落有林や共有地入会の目的は、株・刈敷・薪・用材・蕨・栗・独活・葛根・薬草等の採取にあり、それも主として下層農民の利用が多かったため、これを失ったり、減少させられることは農家経済を極度に圧迫したのである（五戸町史刊行委員会『五戸町誌 下』参照）。

七戸における官有区分はどうであつたらうか。

明治一〇年頃における山林・原野の官民区分を地区呼称、面積別に示せば次の通りである（『陸奥国上北郡大

邑誌 式』。

官有森林

八幡嶽	六二二〇町八反
矢立林	六畝二〇歩
荒熊内	三町六反
大池林	六町 六畝二〇歩
膝森	三町三反三畝一〇歩
薬師	四町八反
八幡	一一町
丹内山	三町六反
長根山	一町五反

民有森林

狷花	三反 四歩
立野頭	一町九反七畝一八歩
大池林	九畝 七歩

道地山 一四町四反

家ノ後山 一町八反

八栗平山 二八町八反

別曾後山 二町四反

堂ノ上山 五町

神明平山 二町四反

野左掛後山 九町

長久保山 三三町六反

官有森山 一七カ所 六四五二町一反二〇歩

倉越 二畝 八歩

影津内 三反八畝 一歩

寺浦 一反 一歩

後川原	上ノ山	左込	倉岡	八幡下	白岩	放森	鍛冶	貝ノ口	天王	上町野	野田林	天神林	蒼前	東槻木	笹田
四反九畝一四歩	一反二畝二七歩	六反一畝四歩	一反一畝一〇歩	二畝一五歩	五反二畝一五歩	一反一畝一歩	一反九畝二二歩	五反七畝二五歩	四反五畝一六歩	一畝一四歩	一畝一七歩	一反二畝一歩	二畝一歩	七畝一九歩	八歩

有田沢	道地	沼沢	中村林	見町	清水頭	別曾	八栗平	都平	西槻木	山屋	八ヶ田	高屋敷	和田	和田下	矢倉
一反 一三歩	一畝二〇歩	一反六畝一四歩	三反六畝二〇歩	三町六反一畝二九歩	二町三反八畝二一歩	六反二畝二〇歩	七反二畝	二反九畝 一歩	一町八反三畝一二歩	四町五反一畝 二歩	二反二畝一六歩	一町五反一畝一三歩	一反	二町四反八畝二〇歩	二反八畝 七歩

下見町	一町二反 二三歩	寺下	九反八畝二五歩
荒屋	三町六反一畝一九歩	民有森林	四二カ所 三一町八反八畝二九歩
賽ノ神	三反六畝一九歩		

官有山林六四二町一反二〇歩、民有山林三一町八反八畝二九歩であり、その比率は九九・五パーセント対〇・五パーセントであり、明治一〇年当時は森林は全てが官有地ともいいうる有様であり、民有林は極めて小規模なものが各地に散在しているという状況であった。

先にもふれた如く「軒下まで国有林」的状況が今日に至るまでつづく青森県にあって、その端緒は以上の如き様々な矛盾を生じせしめながらつくられてきたものであり、これはまた村民の生活を圧迫し、あるいは生活の転換（資本主義的方向への）を強制しつつ実行されたものであったと言いえよう。

しかるにこの山林制度に対する不平・不満は全国的なものとなり、ついに政府は明治三二年（一八九九）に「森林法」の公布とともに、一定の期限・一定の条件のもとに官没された林野の下戻を行う「国有土地森林原野下戻法」を發布することになった。しかしこの「下戻法」のいかに不備であったかは、時の本県選出代議士工藤行幹の陳述をみれば明らかであろう。

地租改正のときはどういふことをしたかと申せば、敢えて是は証拠ばかりに依ったものではない。或は隣保の保証によって其の人民の私有であったことが証明された場合は私有になったのであります。然るに今此所で下戻案に唯だ此の証あるのみを掲げて成績慣行なるものを認めないならば全く人民の所有であったに相

違ない成績慣行があっても証拠とする物件が不備なるがためにこれは下戻にならぬというような不備を被るものでありますから、之はどうしても成績慣行上民有と認めるべきものということを茲に入れなくては人民の幸福を完うすることが出来ない。

其の山の主なるものが、桧、杉の木なり、杉の木を官では最も優秀な部分を取って其の末木の如きものは皆麓の人民に呉れる。或は枯枝は何程之を取っても宜い。況んや其の他の雑木の如きに至っては各藩の仕来りに依って、或は現場の十分の一を人民が勝手にすることが出来る。其の他の副産物の如きものは人民が自由に取りることが出来たのでございます。それに依って人民はその村落に於ける生計が立派に立って居たのでございます。然るに官山ということになってからはそれに這入って柴一本取ることが出来ない。枯枝一本伐ることが出来ないことになりましたので、山に近い村落の人々が日々の薪炭に差支えるのでございますから、知らず識らず規則に触れて遂にるいせつの苦を受けているものが往々ある。現に我が青森県の如きは一箇年に五百人以上の人民が此の山林に関する犯罪者となったことがございます。

(『青森県市町村合併誌』)

工藤氏の地租改正時の査定に関する評価は問題だとしても、それ以下とされた「下戻法」だが、しかし青森県ではこの法をよりどころに合計二九一〇件という全国一の訴願が出された(『青森県農地改革史』)というから、いかに県民が当時の林制に不都合を強いられていたかがわかるであろう。大正・昭和期に入り不要存置林野の処

分が進み、部分林も増加し、また軍馬育成策との関連で林野の整理も進んだが、しかし大勢としては大きく変わることなく戦後を迎えることになった。

明治一〇年代以降においては、かかる官有地の払い下げを受けながら、いわゆる試植山の形をとりつつ植林を行なう人々が、特に士族・商人などの有力者を中心にあらわれる。明治二〇年頃には、このような試植山が七戸村内に合計四九町二反八畝二〇歩、一八カ所以上がみられうる（『山林原野地価取調上帳』より。但し全四冊中一冊（第二号）が欠けているので、実際はこれより多いであろう）。これらの中には、膝森での盛田喜平治による三町三反三畝一〇歩、同じく野辺地弘志の六町六反六畝二〇歩、そして最大のものとしては八栗平での小栗助八他による二八町歩のものがある。しかしこの当時であっても山林を中心として官有地は圧倒的に多いのである。前掲資料によっても、その第一号簿では民有地一六四町五反八畝一〇歩（うち山林七町三反二一歩）に対して官有地三七八町四反四畝二五歩（山林四七町六反六畝二〇歩）、第三号簿では官有地三五町二反六畝一〇歩（山林一町九反七畝一四歩）、官有地一八八町五反四畝、第四号簿では民有地一〇五町七反二畝三歩（一六町九反三畝六歩）、官有地三三八八町二反二畝九歩（山林三一六一町四反）となっている。第四号簿にとくに官有山林が多いのはそれが七戸の西側地区の台帳であるためである。

ところでかかる状況下でありつつも、七戸の有志の中には森林の重要性を認め、その保護・育成につとめる人物もあらわれた。官有山野の払い下げを求め、そこに植林をなし、やがては美林をつくろうとする動きは、明治三〇年頃より顕著になってきたように思える。そうした人物の一人が盛田広精その人であった。

盛田広精は七戸給人の生まれであり、知行五五石、七戸藩成立の時、無禄士族の中にあつて実力を認められ、七戸藩に仕える。七戸県時代には検田方、駅逓方を勤めた。明治三年の百姓一揆にあつては百姓の慰撫のために活躍し、明治九年四月には地租改正再調を求めて運動した（第四章参照）。明治維新以後の窮乏生活の中にありながら地方の産業発展につとめ、果樹（りんごなど）栽培、林業振興などに努力した人物である（『青森県人名大辞典』。なお、りんご栽培については本章第三節参照）。

盛田広精の林業への思い込み、努力は、自らが残した『子孫樹を植えるべきの書』（明治十一年）（盛田稔家所蔵資料）によくあらわれている。以下この書をまず紹介しよう。

子孫木ヲ可植ノ書置

吾家南部家ニ仕テ禄ヲ喰ミ、世々衣食ノ貧キコトヲ知ラス。是賢公ノ厚恩ニ依ル処ナリ。然ルニ戊辰ノ変ニ際遭シ、凶ラザルモ君公方向ヲ誤リ、一旦朝敵ノ名ヲ得、盛岡城ヲ召上ラレ、白石城ニ於テ十三万石ヲ賜リ、已ニ半額ノ減禄ニ相成リ藩士一同給与ノ目途立サルニ付、止ヲ得ズ盛岡住居ヲ除クノ外家士残ラズ暇ヲ賜リ、恐懼悲歎ニ堪ヘズ罷在候処御末家南部雄磨公七戸城老万石ヲ賜リ、元家来ドモ七戸江移リ、開田附属スベキノ内命アリ、因之御来家へ附属スト雖ドモ、心瘖々数年経居候処、道府県三治ノ制仰出サレ、続テ郡県ノ制トナリ、版籍奉還、三戸郡ヨリ北郡マデ青森県ニ属シ、無禄ノ貫属ニテ士族ノ名ハ帯ビ居候トモ、貧苦ニ迫リ、活斗ノ目途無ク、野ニ出テ耕ンコトヲ欲スレドモ風雨ニ逢テハ病ミ、災天ニ遭テハ苦ミニ堪ヘズ、又商ヲ欲スレドモ素ヨリ資本ナケレバ成スコト能ハズ。日ニ月ニ次第ニ困窮シ、耳順ニ余ル双親ヲ初メ十五

才以内ノ五女幼稚ノ一男漸クロニ糊スルト雖ドモ自ラ存スル能ハズ、数年ヲ俟タス凍餒ヲ免カレザルニ立至ラントス。是如何セント深く焦心憂慮スル処忝ケナクモ親族ノ内莫大ノ大金ヲ貸与シ、右金ヲ相廻シ利子ノ内幾分手数料ヲ領受ス、夫ヲ以テ生活イタシ兩親嬰子ヲ相育ミ細煙ヲ立年月ヲ経過シ来タル処、時勢殆ド相換リ、文学算数工芸物産等ノ教師ヲ他ニ呼ビ教導ヲ施シ、市街村落ニ至ルマデ小学校ヲ設ケ、毎戸子弟ヲシテ学ニ従事セシム、又才能アルモノハ官ニ用イラレ、金土アルモノハ農商ニ勉励シ、各自適宜ノ業ニ安ジ、実ニ前代未聞ノ隆盛時ト云フベキナリ。

然ルニ当七戸ニ於ケルヤ空々タル曠野ノミニシテ耕地ハ万分ノ一ニ充タス、而シテ聊カ牛馬ヲ産スルノミナレドモ後來必ズナス所アラントス。余或ル日司馬遷ノ貨殖伝一章ヲ讀ミ感ズル所アリテ、樹木ノ志發起シ因リテ明治十年丑ノ九月ヲ初度トシ、字「立ノ頭」私有ノ秣場ニ、風除ケニ栗胡桃ノ種二万粒程植付、同十一年ニハ杉苗、桐苗、楮苗等ヲ仕立、斯ク年々才々絶ヘズ各種樹ニ付仕候節ハ子孫ニ至リ大林ヲ成スベシ、譬ヘバ一ヶ年杉千本ツツ樹ル時ハ、五十年ニシテ五万本ノ杉ヲ得ベシ、初年ノ千本伐木シ価一本壹円ト見做ストキハ千円ノ金ヲ得ベシ、順次才々伐木ノ利益広大ナリ、桐ハ十五年ニシテ壹本壹円ノ価トナリ伐リ跡ヨリ芽ヲ自生シ十年ニシテ最初ノ桐ト同ジク成木ス、是則無尽木ナリ、楮ハ三ヶ年ニシテ用ヲナスベシ。

其ノ仕様法概略左ニ陳述ス。

一、杉ノ実能ク熟シテ鞘ノ口開キ「コボレン」トスルヲ度トシ取ルベシ、旧ノ九月末頃ナリ、取リテ後雨ニ不当様注意シ干上ゲ「ホロキ」貯置クベシ。

一、春土用前後ニ草根ナキ様土拵、其ノ上ヲ能ク踏堅メ、其ノ上へ壁ヲトカシ流シテ、薄キ「トウシ」ニテ土ヲ五分斗リ振り懸ケ、上エ菰ヲ覆フベシ、二十日斗リ隔候へバ芽ヲ出スヲ度トシ菰ヲ取ルベシ。右苗江雨
中薄肥ヲ草箒ニテ張り懸レバ成長早シ、中一年置き三年日ノ春床替植置、其内ヨリ漸々勝レヲ掘リ山^江植付
ベシ。

一、山^江杉植ルニハ春ハ、雪消ルヤ否哉、五月ハ田植濟ヨリ土用迄、秋ハ旧八月末ヨリ九月中、冬ハ初雪ノ降ル迄、何レモ雨際ヲ好時節トス。

一、春秋ハ野火ノ過チナキ様注意シ、聊ノ入費ヲ吝ミ大損ヲ醸スコトナカレ。

一、桐ノ実播付ハ杉苗ト同ジ、壁ハ用ユルニ及バズ、土ハ三分斗リ覆ヒ、小石ヲ上グベシ。

一、桐ノ細根ヲ木鋏ニテ五、六寸位ニ切り、土ヲ能ク拵へ馬糞ヲ底^江入土一寸許リ覆ヒ其上へ、苗木ヲ斜ニ埋メ、六七分斗リ土ヨリ出シ、日照リニハ水肥ヲカケテ培養スベシ。

一、楮ハ同断、翌年ハ他^江移シ植ル時又根ヲ取り、前ノ通苗ヲ仕立ベシ。

右何レモ篤志ノ者^江附テ研窮スベシ。

前条ノ艱難ヲ顧ミ、家内ノ奢侈ヲ試メ、節檢ヲ堅ク相守リ、子孫吾志ヲ続ギ、此ノ三木ヲ家産トシテ樹立止マザル時ハ、後世必ず大業成スベシ。若吾言ニ背キ、樹木ニ怠惰ナルモノハ、家ヲ破リ老後ニハ必ず道路ニ餓死シ、其子孫人ニ役セラレテ奴僕トナルベシ、務メテ忘却スルコトナカレ。

明治十一年寅年四月

盛田 広精

子孫^Ⅱ之書置

この書についてはすでに広精の孫にあたる盛田達三が解説している。氏によれば、この書の特徴的な点は、
(一)明治維新は広精ら士族を社会的・経済的に没落させる契機であったにもかかわらず、広精はこの変革を大いに賛美していること。

(二) (一)のことと関連して、新しい時代への洞察と計画と実践をたくましくし、幾多の実践の中から植林へとたどりついたこと。

(三) その植林において、短・中・長伐期林木を適切に選びぬいていること、すなわち短伐期木として楮、中伐期木として桐、長伐期木として杉を推めている。

(四) 防風林の設置を奨励していること。この考えはかの新渡戸伝から学んだらしい。

(五) 研究改良の推めと実践

の五点であるといわれている（『子孫木を植うべきの書』―「山林」昭和四一年七月）。

私にはこれに付記すべきことはない。思うに、その後広精の思想はその子孫は勿論、七戸地方の山林へ関心ある者の一つの共通の遺産として実践されていったことだろう。そしてまた、開墾事業といい、植林といい、七戸地方にあっては無禄士族の苦闘と努力、忍耐こそが知れるところである。

第五節 畜産業の発展

一 七戸産牛組合と産牛事業の発展

本節では馬産を除く各種の畜産業について記述する事とするが、まずは産牛業について述べておこう。

七戸町における牛の飼養は、馬に比べて目立つものではなかったが、明治以降着実な進展をみせてきたと思われる。すでに明治初年において、前述の如く工藤轍郎は萩ノ沢牧場で馬と同時に牛の飼養を始めるなど、むしろ一時期は上北郡全体でみれば牛の飼養が上位を占めていた。牛の飼育がこのように盛んであったのは、一つには当時の我国の欧化政策の現れであったが、しかしこの欧化主義思想も予想した如くには食肉需要の増大をもたらず、一方で軍馬需要が次第に開けてゆく中で、明治二〇年（一八八七）前後には産牛から産馬への転換が行われ、牛の飼育は上北郡などではさして目立つ存在ではなくなって行ったのである（『青森県農地改革史』）。しかしながら、馬産の停滞（明治末～大正中期）にあっては再び盛んとなり、かなりの進歩を示している。昭和に入るとやや停滞から下降へと移る。

ところで、七戸町においてどの位の牛が飼養されていたかを明らかにすべき資料は特に明治期のものが乏しいが、ここでは大正期を中心として記述しておこう。

明治初年

牡牛 七五頭

牝牛 一二五頭

（『陸奥国上北郡大邑誌』）

大正三年 六〇二頭 (『七戸町統計一斑』)

大正四年 三才以上 三九九頭 生産数 七九頭

五 三六三 六三

六 三一六 九四

七 三一四 九二

八 三二六 一一三

九 三三九 一二九

一〇 三八一 一二二

一一 三六〇 一〇五

一二 四二四 一五四

一三 三三六 一〇九

(以上『盛田喜平治関係資料』)

大正三年(一九一四)の六〇二頭はやや多すぎるとも思われるが、大正年間にはほぼ四、五〇〇頭の牛が飼育されており、馬の飼育が明治初年の二〇〇〇頭前後から大正三年もほぼ同数でしかなかったことからすれば、牛飼育が大正期になって発展期に入り、この期間はかなり安定していたと考えてよからう。

これらの牛の多くは肉牛だったらしく(明治四二年の資料では七戸町内の搾乳頭数はわずかに二頭である)、毎

年六月に糶市が開催されている。市は、後述せる七戸産牛畜産組合内では七戸町と六ヶ所村尾駈の二カ所で開催された。糶価格は、一頭平均で大正九年一三六円、一〇年六八円、一一年七〇円、一二年五七円、一三年七五円、一四年六〇円、一五年六二円前後であり、価格上ではやや安定性を欠いていた。

牛の飼育農家数はほとんど不明であるが、大正一四年頃の牝牛飼育者数は判明している。大深内村五五人、浦野館村四九人、六ヶ所村一五二人（一五四頭）、そして七戸町は極めて少なく、蒼前二人、向町一人、左組一人、膝森一人の合計五人となっている（前出『盛田喜平治関係資料』）。膝森の一人は盛田喜平治その人であろう。

ところどころかかる牛の飼養にあたって大きく貢献したのは、他ならぬ七戸産牛畜産組合の存在であった。同組合は明治三五年（一九〇二）一〇月七日創立され、その範囲は七戸町・大深内村・浦野館村・六ヶ所村の一町三村であった。事務所を七戸産馬組合内に置いており、組合員数は一五〇〇人（大正一四年頃）となっている（『七戸郷土誌』稿）。初代の組合長は米内山勘三郎であった。大正一四年頃は浜中幾治郎がこれを勤めた。

産馬もそうであるが産牛においても優秀牛の生産のためには種牝牛の選定こそ重大であろう。しかし大正末に至るまで、この点では明確な方針がなかったらしく、ようやくこの時になり方針の提起が始まっている。大正一五年（一九二六）より一〇カ年計画を以て畜牛改良増殖第一期計画を開始しようというものである。

畜牛改良増殖第一期計画

大正十五年ヨリ向フ十ヶ年ヲ第一期トシテ左記各号ヲ遂行セントス

一、畜牛改良方針ヲ樹立シ直ニ実行

- 二、改良方針ニ基キ資質ノ改良ヲ行フ
- 三、種牡牛ノ資質ヲ向上セシムルコト（但シ後抹消されている）
- 四、優良牡牛保留策ヲ講ズルコト
- 五、功勞者表彰ノコト
- 六、講話会ヲ各部落ニ開催スルコト
- 七、乳牛ヲ奨励スルコト
- 八、老癯牛ヲ肥盈シ共同ノ売販ヲ奨励スルコト
- 九、生産率ヲ増加セシムル方法ヲ講ズルコト
- 一〇、組合員ヲシテ先進地ヲ視察セシムルコト
- 一一、種牡牛及牝牛ノ品評会ヲ開催スルコト
- 一二、種牡牛ニ対シテ臨時検査ヲ施行スルコト
- 一三、販路拡張ヲ計ルコト、但シ調査ヲ行フコト
- 一四、組合有ノ牝牛ヲ講入スルコト
- 一五、衛生施設ヲ改善シ畜牛ノ損癯率ヲ減スルコト
- 一六、共同放牧地ノ設置ヲ奨励スルコト
- 一七、牝牛ハ去勢ヲ奨励スルコト及牝当才ハ其ノ年ノ秋ニ売却セシムルコト

（『畜産関係参考書』盛田喜平治関係資料）

七戸町の場合は、特にホルスタイン種の純血種を配合することにより改良すべき旨の一般方針が提起されており、かくして七戸ホルスタイン改良組合の結成が呼びかけられ、同組合同規約案も存在する（前出盛田喜平治関係資料中に草案がみられる）が、改良計画がどのように進展していったのか、またかかる組合が結成されるに至ったか、などは不明であり、今後の研究に俟ちたい。

今日においても、七戸地方は畜産の本場であり、牛の飼育も盛んである。その基礎はすでに大正期に確立していたと見てよからうかと思う。

二 その他の畜産業の発展

馬産・牛産の他には、養豚・養鶏が七戸町における主要な畜産であった。

上北郡全体では、豚の飼育頭数は明治三八年（一九〇五）一二八頭から大正一四年（一九二五）には二〇〇〇頭以上となっている。七戸町については、明治四一年の豚の屠殺数一九頭、大正三年飼育数一七頭、大正一四年販売数一四〇〇円などの断片的数値しか得られず、発展過程を辿るのは容易ではない。ただ言いうることは、大正末になって七戸町にある青森県立種畜場で豚の飼育を始めたこと、あるいは七戸養豚組合が存在することなどからして、この頃には一定程度軌道に乗ったと判断されよう。

養鶏もまた本格的には大正末からであろう。大正三年の七戸町における飼育数は三〇九一羽、大正一四年の販

売数七六九五円の数值が得られる。おそらく養鶏は大正末頃より一般農家へ推奨されたと思われるが、この頃七戸家禽組合も結成されている。

第六節 明治期における大麻栽培について

衣料品の原料としての大麻栽培は、明治中期には上北地方において極めて奨励されている。すでに早くよりこの地方は栃木県都賀郡・鹿沼郡と並んで大麻の名産地であった。明治二七年（一八九四）京都で開かれた内国勸業博覧会において、七戸の小田百江・中嶋勝次郎は二等賞、工藤轍郎は三等賞に入賞している。

そうした中で、青森県ではこの地方の大麻栽培の改良と普及をはかるべく、明治二五年に栃木県より大麻改良教師として新堀清三郎を聘し、彼を七戸村に在駐せしめている。当時上北郡全域では大麻栽培反別は二一七町六反歩あり、さらに増加する傾向にあった。明治三三年には上北郡には新堀清三郎のほか、郡費で雇った栃木県の河島なみ、本県の大友権太郎・大友なか・中野渡四五兵衛が助手として新堀氏の指導の下に大麻の改良普及につとめている。

新堀清三郎は、七戸における試験畑（『青森県議会史』では明治三〇年より模範畑と呼んだとあるが、新堀氏自身は明治三三年に至っても試験畑と記している）においては、それを第一区より第五区までにわけ、植えつけ日時をづらすなどの実験を行っている。肥料もその種類と量目をかえるなどの実験を行っている（『明治三十三

年 雇人日記帳 新堀清三郎 工藤正六家所蔵。

工藤轍郎は、荒屋平開墾にあたって、小作人らの衣料を保証するためにこの新堀氏を招き、畑に大麻を植えつけたといわれている（『工藤農場の解放』）。

第七節 七戸町における漁業

七戸町には現在二つの漁業組合が存在する。勿論これらの組合の活動も決して活発なものではない。七戸町の漁業は当然のことながら内水面漁業であり、特に七戸川を中心とする漁業に限定される。

漁業に関する資料は、それが規模が小さいか、あるいはほとんど無視されうる程のものであったこともあり、ほとんど見当たらない。わずかに大正三年（一九一四）の七戸川における漁業について、その漁種と漁獲数量が知りうる（『七戸町統計一斑』）。

第六二表 大正三年七戸川における漁業

種目	数量	単価	価格	河川名
鱒 蛙	八三 六	四〇 八〇銭	三三 五円	七戸川上流

石 嘉	程 鰯	魚 魚	(計)
二五	二	三	一一九
二四	一円〇〇	一円五〇	一
六	二	五	五一
〃	〃	〃	〃

ところで、七戸川における漁業については、江戸時代より行われていたらしく、明治四年（一八七一）当時の漁業慣習に関する資料が残っているので挙げておこう。

遺 証 文

一、七戸川御町前築留漁運上左之通り

一前川上ハ和田川作田川落合ヨリ下ハ柴立迄御礼金三兩二歩二朱

一和田川上ハ八幡嶽下タヨリ下ハ前川落合迄御礼金三朱

一作田川上ハ八幡嶽下ヨリ下ハ前川落合迄御礼金貳朱

一大林川上ハ八幡嶽下ヨリ下ハ前川落合迄御礼金壹朱

右之通当年ヨリ酉年迄三ヶ年中願出望ノ通申付候条御礼金合四兩年々五月十月兩度ニ屹度上納可申候。

漁中田畑川除等へ相障不申様可仕候。不依何儀差支筋於有之者年数ノ内成共証文可取立候也。

明治四年未年正月

何 某 殿

民 事 局 印

(『青森県勸業要報』第四二号)

この資料より知りうる事實は、漁場の優劣により支払うべき礼金が違っていること、また漁は田畑作業などの妨げになってはならないことの二点であろう。第二の点は漁業は差したる重要性を有していないことの証拠でもあろう。

江戸時代より細々とつづけられていた漁業も、時には全く省みられることがなかったのである。

第八節 七戸地方における士族授産

明治初年においては全国各地に、いわゆる士族授産が大規模に実施されていた。

廃藩置県により士分としての経済基盤を失い、徴兵制により士たる特権もまた消滅してしまった士族階級に対し、明治六年(一八七三)一二月にはその不満を和らげる政策として家禄、賞典禄に代えて希望者に現金ないし公債を下付し、さらに明治九年八月金禄公債と引き替えに家禄を廃止したが、これにより士族層は多くが商工業に手を出したが、俗にいう「士族の商法」により失敗する者が多く、失業士族が増大してゆくことが時として明治一〇年前後の士族反乱となったり、あるいは時の自由民権運動と結びつくなどしたため、この当時のもっとも

重大な政治・社会問題化したのである。したがって士族の不平を押え、これらを救済することは時の政府にとっては重要な政策であり、緊急性の要する問題であった。かくして政府は、当時の殖産興業政策との絡みで、これら士族に優先的に多くの保護を与えながら、近代的諸産業に彼らが就くことを援助することになる。これがいわゆる士族授産である。

士族授産は、士族の帰農、帰商を奨励する中で、彼らによる大規模開墾事業に便益を与え、これを奨励したり、あるいは国立銀行条例改正による金禄公債の銀行資本化の奨励でさらには起業公債条例による起業基金の貸付などが実施されたのである。就中、帰農には最も力を入れたのであり、全国の荒蕪地を調査し、これを開墾させたり、あるいは大規模な北海道移住Ⅱ開墾、さらには官有地の安価な払い下げを行ったのである。しかし一般的にみて、士族による事業のほとんどが失敗に終わったのも事実である（我妻東策『士族授産史』、吉川秀造『士族授産の研究』参照）。

ところで青森県における士族授産として名高いものとしては弘前藩士による現青森銀行の前身たる国立第五十九銀行の設立、開牧社・農牧社などの近代的洋式牧場の経営、また斗南藩士によるものとしては三本木開拓事業の進展、あるいは同藩参事であった広沢安任による上北郡谷地頭での洋式牧場の経営が知られている。また養蚕と製糸を目的とする盛蚕社、あるいは漆器製造を目的とする漆器樹産会社の設立（いずれも弘前藩士）も有名であろう。

七戸藩の場合にはどうであったか。先述の如く七戸藩の場合、藩廃止となった時点において本来の意味での

士分の者はいわゆる「江戸士族」のみであり、「無禄士族」はすでに帰農しており、また金禄公債の下付の対象者とはなりうるものでなかった。明治一五年七月現在で七戸村在住士族で、旧七戸藩関係者中金禄公債証書金四〇〇円所有者は二人、二五〇円五人（但し一人は奉還）で、一二六人の者はすでに買い取られていた（第五組戸長役場調『上北郡七戸村士族名簿』）。「七戸藩ハ土着無禄ノ者多キヲ以テ下付禄券高甚少ク」（『明治十五・十六年地方巡察使復命書』）とあるのは、かかる状況を指したものである。しかしながらこれら無禄士族が他の士族に比して全くの保護を受けなかったかと言えば、決してそうではない。一般庶民に比べれば官有地払い下げなどにおいてはそれなりの便益を与えられてはいる。例えば工藤轍郎による萩ノ沢開墾、中嶋勝次郎による天間林村中野の開墾などにそれはみられる。しかしながら、彼ら無禄士族は決して公債を受けることもなく、したがって起業のための資金は自らが用意すべきものでしかなかった。工藤・中嶋氏らの開墾をして「廃ハン後の無禄士族は其の立場と智識を応用利用して水田開墾に協力勤め……」（『七戸近世史』）とされるように、立場はともかくとして、彼らの知識と努力は並大抵のことではなかったと思われる。勿論、彼ら旧七戸藩士族に対する資金貸付が全くなかったかと言えはそうではない。江戸士族であろうと無禄士族であろうと、彼らに対する（個人へではなく、集団へと思われるが）貸付もあった。その一つの事例が、おそらく明治二一年（一八八八）頃の設立と思われる「製糸・産馬改良組合」である。

本組合は、一万二〇〇〇円を貸付けられ、うち六〇〇〇円を産馬事業、四〇〇〇円を製糸場設立などの蚕養事業にあて、残りは予備金として発足させられている。組合事務所を三本木村に置き、分組合所を七戸村に置き、

「産馬改良」と「製糸業ノ改良及養蚕ノ拡張ヲ以テ目的ト」したものである。組合員は「資金拝借士族ヲ以テ組織シ其他何人タリト雖モ組合員トナルヲ許ス」というものである。組織体としては組合長一人、馬匹委員四人、製糸委員四人、書記一人がおかれている。最高の決定機関は全組合員による総会である。組合長・委員は無報酬であり、書記のみ専従らしく年間一五円が支払われることになっていた。

この組合は、したがって当時すでに七戸地方において盛んであった産馬事業と養蚕業にすでに従事していた旧七戸藩士族を以て組織されたものであり、彼らの事業の改善を図り、利益をあげる事を目的としたものであった。

組合員はおそらく一六人であったと思われるが、彼らが目論んでいた組合経営はおよそ次のようなものであった。

。製糸場経営関係

初年度 資本金 四千円

支出 養蚕資金貸付 五七〇円

製糸場経営 三、四三〇円

(建設費、製糸器機購入費、取人・管理人雇傭費、まゆ購入費)

収入 生糸売却収入 三、五八八円

二年目 前年よりの繰越金 三、五八八円

支出	養蚕資金貸付	五二五円
	製糸場経営	三、〇六三円
収入	生糸売却	三、五八八円
	内 士族への配当金	五二五円
	翌年への繰越	三、〇六三円

以後同様な経営をくりかえし、三一年日には貸付資金返済と器械売却による収入を士族に配当して終了。

。産馬事業関係

初年度	資本金	六、〇〇〇円
	内	四、九三五円支出

内訳

二〇〇〇円	津軽牡馬二頭	三四〇〇円	母馬六〇頭	九五円	牡馬飼育既舎建築
二四〇円	種馬飼育費	その他			
三一年目	九、六七五円	が純益となる。			

こうしてみると、組合は養蚕事業では組合員士族に資金を貸付け、組合として購入したまゆを分配し、これを飼養させて、成長したものを組合経営の製糸場にて生糸製産するものであり、一方産馬事業では、組合購入の母

馬を分配、組合購入飼育の種牡馬を順次貸付けて繁殖を図るというものであった。組合士族の努力と、組合による援助、特に品質・品種向上の点からのまゆの一括購入と、種牡馬の組合飼育は、それなりに注目し値するものである。この組合が、果たして目論見通りに経営されたか否かなどは、資料不明のため明らかでないのが残念である。

士族授産に関しては、七戸地方ではこの他に旧斗南藩士によるものもあった。その代表的なものが三本木平の開拓である。これについては『十和田市史』に詳しいのでそれに譲りたい。

第九節 農業技術の改良・発展と農業経営規模の推移

他所において、七戸における開墾・農民の実体をみたが、ここでは主として明治期における農業技術の発展について概観し、あわせて農業経営規模について概観しよう。

一 馬耕の普及とその結果

七戸町を含め上北郡一帯は、古来よりの有数な馬産地であったことは第八章に詳述した通りであるが、青森県内においてこの馬を農作業に使用することはごく一部、すなわち津軽地方においては、幕末よりおこなわれていたという報告がある（『日本農業発展史 巻1』四〇八ページ）ものの、他地方では殆どなかったのである。こ

第63表 牛馬耕面積の推移

		明治43年	大正9年	大正14年	昭和4年
上北郡	田	260	1,854	3,315	3,863
	畑	1,337	3,432	4,343	4,586
三戸郡	田	551	675	1,496	1,664
	畑	415	1,666	2,572	2,827
北津軽郡	田	6,748	7,877	8,669	9,101
	畑	1,674	1,551	1,662	1,613
県	田	21,309	29,633	34,741	37,044
	畑	5,780	9,395	12,045	13,587

(『青森県農業の発展過程』)

第64表 牛馬耕による収穫高の増加(青森県)

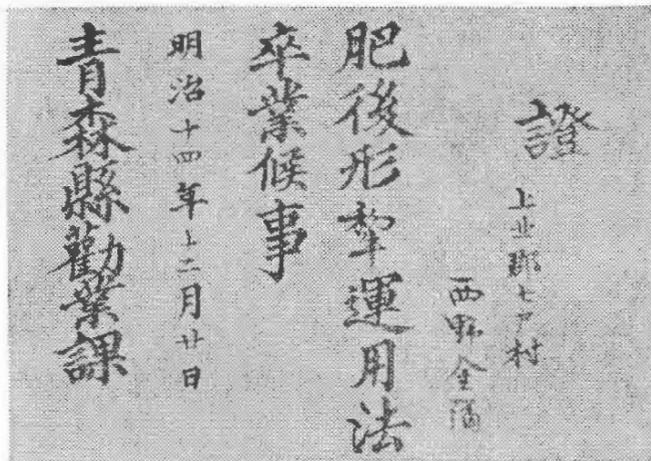
馬耕実験者数	人耕せし時と 獲同じきもの	人耕せし時より 劣取せしもの	多収のもの	一反歩につき平 均増収額
119人	7人	6人	106人	斗6.6438
149	4	4	138	8.1456

(『日本農業発達史 巻1』)

のことは単に上北郡に限らず青森県全般、さらには上北郡同様かつては南部藩の支配下にあった岩手県に於いても同様であった(森嘉兵衛『明治前期岩手県農業発達史』昭二八年参照)。

しかるに明治一三年(一八八〇)、時の青森県令山田秀典が、馬耕の優秀さに注目、熊本県より馬耕熟者八人を招請し、本県民にその技術を伝習せしめたことにより馬耕は普及をみせたのである(なお、この当時、全国的にみても、馬耕教師は熊本、福岡から招かれたものが多かった『日本農業発達史 巻1』参照)。

しかしその普及度は、明治期においては北津軽郡を別とすれば本県においてはさして日立ったものではなかったようである。明治二



馬耕講習修了証

四年の『青森県農事調査書』には

田を耕起するに馬を用ふるのは北津軽郡のみにして其割合人耕八分馬耕二分なり。田の肥耕には北津軽郡は大概馬耕とす。其他は上北郡東津軽郡にして、西津軽郡中津軽郡南津軽郡は僅かに馬耕を用ふる処あり。其他下北三戸郡等至りては甚だ稀に馬耕を見るも概して人耕なりとある。

上北郡一般では、馬耕が急速に発展するのは明治末期より大正にかけてであり、それは開田ブームと耕地整理の進行と連動したものであろう（『青森県農業の発展過程』三七一ページ）。

ところで七戸においてはどうかであったか。一般農家は勿論で馬耕を導入するのは先述の通りかなり遅れて明治末以降であらう。それに対し、この馬耕の偉力を十分に熟知してそれを開墾作業に逸早く導入した人物がいた。他ならぬ工藤徹郎その人である。

工藤は先にもふれた如く（第八章）、明治一四年にその開墾地たる萩ノ沢耕牧場に二人の馬耕教師、すなわち一人は肥後型馬耕教師住本久五郎、もう一人は西洋型馬耕教師三浦源内を招き、これにより馬耕伝習所を開いて萩ノ沢の移住民、特にその青年層にこれを習得させている。工藤氏の場合にはさらにこれより早く明治九年にあつて、明治天皇の東北巡幸に際して、この萩



馬 耕 の 絵 (工藤正六家所有)

ノ沢耕牧場において彼の飼育せる西洋馬を使用して三浦源内が馬耕を行っている。三浦氏は新潟県出身であるという。したがってこの明治九年の天覧馬耕は、おそらくは青森県内においては、三沢に西洋式大牧場を開設、その耕作にあたっては西洋式プラウを用いた馬耕を行った広沢安任に次ぐものであり、ともに先駆的な試みである。なお広沢氏は明治五年に開牧しており、この年にはすでに馬耕を行っている（広沢安任『開牧五年記事』）。工藤氏が馬耕を、特に開墾作業において使用することの有利さに十二分に注目していたことの現れであろう。工藤氏においても、明治一七年に始まる荒屋平開墾においてはこの馬耕をいかなく使用、十分な成果をあげたのは先述の通りである。

工藤氏に代表されるような大規模開墾においては、明治二〇年頃にすでに馬を役使し、さらにこれに「西洋型プラウ」を装着していたことは、他にも天間林村中野の開墾にあたった中嶋勝次郎の例でも明らかである。このように、七戸地方における先駆的な人士による馬耕の導入と自らの実践とは別に、青森県当局も広く馬耕を普及せしめるべく馬耕教師を県内各地に巡回せしめたのであるが、上北郡にも明治一七年頃までにはこれが行わ

れたらしいことは次の資料から推定しうるであろう。

馬 耕 生 徒 志 願

右 志願ニ付肥後型馬耕運用法伝習受度候間、御聞届被成下度此段奉願候也

上北郡榎林村

木 村 三 治 ④

明治十七年三月二十五日

上北郡 第三組戸長 鷹山宇太郎 殿

(天間林村 『木村家文書』)

これは直接七戸村のものではないが、隣村天間林村に馬耕教師が巡回してくることを示していることからすれば、当然七戸にも巡回して来たものとみるのが妥当であろう。

このようにして、県当局による馬耕普及指導も、上北郡においては明治一〇年代末より行われつつあった。しかしその本格的普及は先述のように極めて遅かったのであるが、その理由はなんだろうか。一つには、馬そのものが極めて貴重な財産であり、上北地方の農家にとってはこの生産(馬産)こそが彼らの生活を支える手段であった。したがってこれを自分達の耕作に使用することには一種のためらいがあったとみられる。馬耕により、労働力の配分上からも農作業は有力となり、更に深耕が可能となったため多肥性の品種の導入も容易となり、生産力を高める事が出来た。そしてこの時期は日本の資本主義の上昇期であり、都市、工業への労働力吸収がた

かまる中で、労働力の不足をこの馬耕により補うことにもなったのである（『青森県農業の発展過程』三七一ページ参照）。しかし、牛馬耕の普及にもかかわらず、本県における牛馬頭数は減少をみせているが（『青森県総覧』四三二ページ）、これは農家の階層分化のあらわれでもある。

馬耕の普及に伴って水田では正条植が大正末より普及で除草機の導入もこの頃よりしだに行われる。天間林村の事例ではあるが、和田純二の研究では、中嶋農場における年々の坪当たり株数の差異が小さくなってきた事はこの結果であるとされている（和田『明治二十四年以降における中島農場の坪刈成績について』）。

しかし一般農家、特に小作人層において馬耕が一般的になるのはやはり昭和初年のこととみてよからう（十和田地区農業改良普及所『むかしのくらし』）。

二 農業機械・器具の進歩

我国においては、農業における機械は極めて最近のことに属しており、農業は人手のみに頼るものとされてきた。しかしそうした中であっても、明治以降にあってそれなりの技術的發展がみられてきた。それは一つには西洋からの器具の導入と使用であり、もう一つは自らの力による改良である。

前者の場合、特に大型農具に代表されるが、こうしたものは、一つは大規模開墾の際、もう一つは大農経営を実施する場合にみられる。大農経営は七戸地方にあっては奥羽種馬牧場で軍馬補充部七戸支部など官営のものに限定されるが、そこでの大型機械使用については別に述べた通りである。こうした官営馬産事業における大型農

具の使用が、たしかにこの地方の人々に影響を与えたであろうが、現実には仲々それを利用するようには至らなかったであろう。勿論、例外的には、広沢安任のように、その牧場で二頭曳きの西洋プラウを用いた人はいらぬ（広沢安任前掲書）。数少ない有力者・大牧場経営者に限定されたとみられる。一方大規模開墾においては西洋式農具は使用される場合が多かった。勿論全てが全てそうだと断言するのはない。明治三十一年（一八九八）における官有原野開墾願に添付されている事業方法をみても、開墾の方法は大多数が、鋤・鍬・モッタなどの使用しか述べてはいない。しかし少なくとも先駆的な人々によっては実施されていたとだけ言いうる。

三 肥料の改善と普及

耕作法の進歩にともない肥料を合理的に使用するようになり、県においても技術員の設置や、あるいは農事試験場などの諸機関による施肥の研究・指導もあり、その結果で人糞尿・厩肥・堆肥などでは十分でなかったり、あるいは満足出来なくなり、しだいにいわゆる金肥の使用が増大してゆくことになる。あるいは堆肥などは、入会権の喪失により作りづらくなった面もあろう。

しかしそうは言っても一般農家にとっては金肥使用はかなり難しいものがあつた。このことは、農家経済が極めて貧しく、また本格的な商品経済にはまき込まれておらず、したがって現金収入の乏しいなかでは金肥購入は困難であつたことによる。こうした中では自家生産のできる肥料が重要であり、その一つとして人糞もあげられる。この地方の一般農家では、その家屋上の構造が、外便所がかつ一坪ほどもあるものが多いことは肥料として

長く人糞が使用されてきたことによる。次にあげる資料は人糞が肥料確保上いかに重大であったかを示すものである。

謹テ書ヲ七戸村々長高橋熙光貴下ニ呈ス。余熟ニ考フルニ肥料ハ農家生産ノ最大根本ニシテ、若シ肥料ニシテ不十分ナラバ、如何ニ耕作ニ手ヲ尽クスト雖モ、逆モ充分成功ハ覚束ナキナリ。否、不結果ヲ得ル必然ナラン。一体農業ノ進歩ト肥料ノ需要トハ実ニ親密ノ関係アルモノニシテ、農業愈々進歩スルニ從ヒ、肥料ノ需要ハ益々多キヲ来タシ、肥料ノ需要益々多キヲ来タスニ從テ、漸々欠乏ヲ生スルハ自然ノ理ナリ。貴下モ知ルラン、余ハ我国現今農産物ノ万分ノ一ヲモ増加セシメント思ヒ、東京ヨリ帰郷後自ラ鋤鋤ヲ取テ生産ノ所ニ奔走シ、資力ノ有ラン限り労働ノ許ス限り、充分盛大ナル混同農業ヲ起サント思ヒトモ、生産ノ根本タル肥料欠乏ヲ慮リ、実ニ憂慮置ク能ハサリシ。然ルニ或ル人ヨリ聞クニ、小学校ノ人糞溺ハ日給ヲ与ヘテ取り去ラシメ、又ハ小学校ノ傍ニ居ル鈴木氏ノ自由ニマカセ居リシ由。故ニ今後小学校新築落成後ハ余ニ向フ滿十年間、金貳拾五円ヲ以テ人糞溺払下ノ事ヲ村會議員ニ計リ、御許可ノ程懇願致候。然ルトキハ、一ハ幾分ニモセヨ本村ノ収入ニ相成リ、一ハ國ノ為メ又余ノ為メ生産社会ノ産物ヲ増加スル故、実ニ一挙兩得ノ事ニ御座候。此段御願上候。

払下代金八年ニ分納可願候也

明治二十四年四月十七日

上北郡七戸村

盛田 大太郎 印

七戸村々長 高橋 熙光 殿

(『七戸村々議会録綴』明治二三〜二七年)

ところで、上北地方は県内のどの地方よりも早く過磷酸石灰の使用が行われた。その原因は特に上北地方の地味が著しく酸性土壌であり、特に開墾地ではそうであったことである。したがって過磷酸石灰の使用は新たに開かれた田畑において専ら使用されてゆくのだが、例えば工藤轍郎の荒屋平開墾地における使用は有名である。工藤氏は明治二四年に荒屋平の自作田においてそれを使用している。その後工藤氏は荒屋平における小作人にもその使用を広め、少なくとも明治二八年には荒屋平およびその周辺の農民たちに貸付けを行っている(『明治廿八年磷酸肥料貸付』)。この当時この肥料は一俵二円二〇銭であったことがわかる。工藤氏同様に中嶋勝次郎も明治二五年にはすでに同肥料をその開墾地で使用している(『中嶋家坪刈表』)。

このような先駆的な使用が他にも大きな影響を与えており、明治三〇年頃になると七戸地方における開墾田畑の多くで同肥料が使用されていたことは当時の『官有地払下願』にある事業方法より明らかである。すでに明治二七年にあって、当時上北郡内では過磷酸石灰一五〇〇貫が使用されていたという。このことは県内他地方ではみられないことであった(『青森県農業の発展過程』)。

しかし、金肥の使用は一面では多収穫を約束するものの、反面においてその購入は農家の現金収入の必要を増大せしめる。したがって一般農家、特に小作人層にまで周く金肥使用が拡大したとみるのは無理があろう。金肥の中でも魚肥・大豆粕など安くて入手しやすいものは比較的早くから使用されたいが、化学肥料となると昭

第六五表 大正一四年生産肥料使用量

種類	数量 (貫)
人糞	一五〇、〇〇〇
厩肥	二、六三五、〇〇〇
家禽糞	三〇〇
緑肥	七九、〇〇〇
草木灰	五五、〇〇〇
その他	
計	二、九四二、〇〇〇

(『上北郡新誌』)

和期に入ってからだとも言われている。

ちなみに、大正一四年の七戸町における生産肥料の使用量は上表の如くである。

金肥使用量は不明なのが残念であるが、それにしても生産肥料の使用量がかくも多いことは、その反面として金肥使用がそれほどではないことを物語っているとも言える。ちなみに隣村天間林村における昭和一〇年の生産肥料と金肥の使用量は第六六表の通りである。

昭和一〇年であっても金肥使用が著しく少ないのは、ある

いはこの当時の凶作による影響かとも考えられなくはないが、それにしても余りにも大きな差である。七戸町でもやはり同様な傾向であったと言いえよう。

金肥、特に化学肥料は確かに農業を大きく進展させるものであった。しかしその使用となると一部に限られないこともなく、一般小作人の使用はやはり難しいものがあったと言いえよう。なお大正はじめて魚粕三俵と炭を車で三台とが交換されたという(前掲『むかしのくらし』)。

第九章 明治以降における商品作物栽培の発展と農林漁業の展開

生産肥/金肥	金 肥					生 産 肥 料							種 類	数 量	価 格	単 価						
	合 計	調 合 肥 料	石 灰 チ ッ ソ ン	硫 酸 ア ン モ ニ ア	大 谷 粕	磷 酸 肥 料	魚 肥	合 計	そ の 他	糠 類	藁 稈	草 木 灰					緑 肥	蚕 蛹 糞	家 畜 糞	堆 肥		
一四/一	二六一、七〇〇	五〇〇〇	四五〇〇	二、五〇〇	一二五、〇〇〇	七九、五〇〇	四、七〇〇貫	三、八四九、七〇〇	七三、〇〇〇	三、〇〇〇	二六、〇〇〇	五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇貫	五二、〇〇〇	四八一、五一〇	三五〇	一七	三〇銭	
九/一	五二、〇〇〇	一、六〇〇	九、四五〇	一、〇七五	二五、〇〇〇	一三、五一五	一、四一〇円	二五、五五〇	三〇〇	四、四二〇	一、二五〇	二、四五〇	七四〇	二、八〇〇	四四四、〇〇〇円	五二、〇〇〇	二五、五五〇	三〇〇	一七	二〇	七〇	一二銭

第六六表 生産肥料、金肥の消費量（昭和一〇年頃）（天間林村）

（『郷土調査』）

四 土地改良の発展と水利事業

土地改良の歴史は我国においても古い歴史を有するが、それが本格化するのは明治以降のことであり、特に灌漑排水事業を主体として展開する。明治三二年の「耕地整理法」（旧）の成立は、近代土地改良の第一歩であったとされている（詳しくは、今村奈良臣著『土地改良百年史』昭五二を参照）。

ところで本県においても明治以降土地改良が進展して行くのであるが、その場合津軽地方においては主として既耕地の耕地改良を中心としたのに対し、南部地方は狭義の耕地改良ではなく、常に開墾を主体とし、むしろ開墾に付随するものであることが特徴的であったとされる（『青森県農業の発展過程』三六ページ）。したがって第七章第四節にて詳述したように、南部地方でも主として上北郡を中心にしてこの事業は推進されてきたのである。それは耕地改良と、耕地の外延的拡大という二側面、すなわち耕地に対する質的、量的改良を意味したのである。そしてまたこれらの事業の主体は、主として地主層を中心としていた事は言うまでもない。

七戸においても工藤轍郎に代表される田畑開墾事業はまさにこれに該当するのであり、その場合彼らの開墾は極めて早い時期に土地改良のために過燐酸石灰に代表される化学肥料を用いたことは先述の通りであった。

水利事業については、南部地方においても小規模な用排水事業は河川を中心として古くから行われてきている。明治期に入ってから、溜池の設置、灌漑用水路の設置は、特に大規模な開墾事業の進行とともに行われてきている。工藤轍郎の萩ノ沢・荒屋平の両開墾においてもそれぞれ当初から大規模な上水計画と水路設置が行われており、特に荒屋平のそれについては第七章第五節に詳しく述べておいた通りである。

溜池は、今日においてこそ水利灌漑技術の進歩によりその意義を急速に減少せしめているものの、大正期以前においては極めて重要であった。したがって七戸村の各地に大小いくつもの溜池が存在していたわけだが、例えば明治二二年頃には、おおよそ反別にして五町六畝三步以上（というのは、溜池の反別を示している『山林・原野地価取調書上帳』―七戸町収蔵―は、全部で四冊から成っていると思われるが、うち一冊（第二号）が欠けている。したがって、他の三冊の合計が五町六畝三步であるので、それ以上とした）があり、所在箇所として三〇カ所以上が確認されている。これら溜池の所在は、おおよそ当時の集落の一つは存在する形をとっている。勿論その場合、田畑面積が大きいところほど規模・反別、あるいは数が多いのは当然であろう。これらのうち最大規模のものは、膝森にある野辺地弘志らの所有せる一町七反歩のものである。最小のものはわずか九歩のものもあるが、おおむね一反歩前後である。

ところで明治期における水利事業が主として個人による開墾に伴うものであったのに対し、大正末よりの水利事業はより大規模に、したがって国あるいは県営事業として施行され、それにより恩恵を蒙る範囲も著しいものであったところに特色がある。こうしたものの事例としては昭和七年より一〇年にかけて実施された七戸川流域の改修工事があり、これにより七戸町をはじめとして一町三村一五〇〇町歩の田畑が水害の害より守られることになった。

耕地改良は水利事業と結びつけられて進められたが、南部地方は全般的にみて津軽地方より耕地状態は必ずしもよくなく、したがって改良事業の進展によっても依然として排水不良地がかなりあったといわれている。極め

第67表 昭和初年における耕地整理地績

年次	上北郡	青森県
大正14年	83町	1,360町
昭和1	4,213	10,870
2	842	2,088
3	513	535
4	421	800
5	340	423
6	804	1,200
7	566	1,380
8	214	999
9	65	1,143
10	231	248
11	29	359
12	498	822

(『東奥年鑑』各年次版)

後のことだが昭和三〇年(一九五五)頃においても上北郡では排水不良耕地は二〇パーセントを占めていたとされる(同上)。これからすれば明治・大正期にあっては、湿田・過湿田等の排水不良地はかなり多かったことは容易に想像しうることである。七戸にあっては天間林村の榎林地区などと接する、いわゆる北川目地区にそれが多かったようである。榎林地区では明治二〇年(一八八七)頃にはいわゆる「ダルマ船」を使用しており、七戸もこれに類する手段が講じられたことであろう。

耕地整理事業は、田畑を問わずこれまた大正年間以降急速に進展するものであった。ちなみに昭和期の耕地整理実績をあげておこう。

ところで、この耕地整理事業の推進にあたり、逸早くその必要性を認識して積極的にその実行を訴えた人物として、七戸の浜中末吉がいた。

浜中氏は明治三年七戸村の生まれであり、若い時より政治的活動を盛んにやり、明治三年の郡役所移転問題の時には移転阻止運動急先鋒であり、七戸の青年層の首領格として活躍している。あるいは明治三五年凶作のあの地租減免運動にあたっては工藤轍郎、盛田徳太郎らとともにその成功に尽力している。村会議員、郡会議員、七戸産馬畜産組合議員なども勤め、明治四〇年県会

議員となり三期その職をつとめている。政治家としての彼は工藤轍郎のよき指導をえて成長し、七戸にあっては七人給人層と商人層の橋渡し役も果たしていたという（『青森県人名大事典』）。

かかる政治的活動以上に彼を全国的にも有名にしたのが耕地整理事業への貢献であった。明治三三年耕地整理法が実施されたが、これにより上北郡さらには七戸においても工藤轍郎、盛田喜平治らの事業があったが、一般には徹底するまでにはいたらなかったが、かかる状況を顧みて浜中氏は明治四二年に県知事武田千代三郎を動かす、県耕地技師川原新次と協力して、耕地整理法の適用耕地面積を三〇町歩から一〇町歩に引き下げることを農商務大臣に献策せしめ、ついに法律改正に成功したと言われている。適用範囲の拡大は耕地整理事業の促進をもたらし、疑いもなかった。ついで大正七年川村竹治知事に献策して耕地整理事業に対し事業費の三分の一を県費補助することを決定せしめている。

かかる耕地整理事業の制度的整備への献策とは別に、自らがその施行代表者として活躍したものに大正一〇年（一九二一）に開始された七戸町大林、川去地区耕地整理がある。あるいはまた、先述の七戸川改修事業も、時の七戸町長藤島藹と協力して計画、県に実行させたものであった。このような耕地整理事業の推進にあたっての多面的貢献に対して、昭和一四年（一九三九）帝国耕地協会長より表彰されている（以上、和田『浜中末吉功績調査書』）。

浜中氏の活躍もあり、あるいは農民らの耕地整理事業への理解と実施により、大正末より上北地方においては急速に耕地整理が進行せしめられたのであった。

第68表 七戸における田畑面積の推移と農業戸数

年次	田面積		畑面積		農家戸
	町	反	町	反	
明治 10	200.7		954.4		415
〃 41	550		?		?
大正 3	583.8		1,224.5		?
〃 15	558.9		1,127.9		694

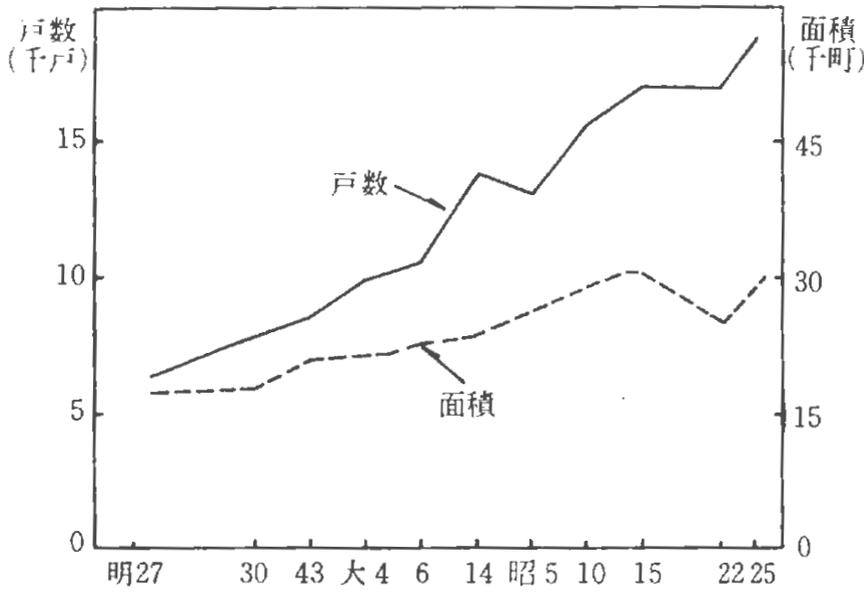
註 明治10年は『上北郡村誌』、明治41年は『七戸町勢一斑』、大正3年は『七戸町統計一斑』、大正15年は『七戸町勢大要』より。

耕地整理は、先にも述べた如く耕地の量的拡大と質的向上の両側面を有するものである。しかし大正年間以降の耕地整理事業は主として耕地の量的拡大を中心とし、それも田を中心とする拡大であり、同様に田への他地目からの転換も多く実施されてきた。この事は、我国の資本主義発展過程での食糧問題と密接な関連をもって行われてきたのであり、さらに畑地の軽視を生むことにもなり、今日に至るまでの日本農業の悲劇にも通じるものであると言いうる。

耕地整理事業の推進主体は、主として稲作技術の改良に強い関心をよせる耕作地主層であったとされ、これに対し不在地主、商人地主はさほど興味を示さなかったとされる（『土地改良百年史』）が、それは自らの田畑に生命をかけるものと、小作料収集にのみ興味・関心を持つ者との違いであろう。工藤轍郎などは大規模な小作地を持つものの、自らの手作り地を常に一貫して所有、経営もしており、そうした点からもこの事業への関心を一貫して有していたのである。

五 農業経営規模の推移と七戸町の状況

まず七戸町における田、畑の面積の推移を知りうる限りあげたのが第六八表である。残念ながらわずかに四カ年分しか判明しえぬ。



第6図 上北郡における農家戸数と耕地面積の推移

(『青森県農業の発展過程』)

この表にあって、大正三年に比べて大正一五年の田・畑面積がともに減少しているが、これはおそらく統計上の誤ちと考えるべきであろう。

ところで、この表をみても明治一〇年代より四〇年代においては、田（おそらくは畑も若干は）が急速に増加している。これは第七章において述べた通り、開墾事業の成功によるものである。そしてさらに、明治末より大正期にかけての若干の増加は、耕地整理事業におけるものと思われる。しかし七戸町の場合、その行政区画が東側にしか平坦地を有せず、あるいは官営牧場などが原野を占めたことにより、大正期に入るやそれ以上の量的拡大は町内においては望みえなかった。それが七戸町在住の有力者による周辺町村への外延的拡大を必然化したのである。

田の増加に比べれば畑の増加は極めて鈍い。これは明治と大正にかけては田中心の開墾であり、さらに畑の水田化が進行したためである。このような傾向は他の上北郡内、あるいは三戸郡内町村と全く同様であり、畑地開発が問題とされるのが遙かに遅れているのはこの地方の後進性を端的に示すものであらうとされる。

第69表 自作地・小作地の割合
(上北郡、三戸郡)

		水田		畑		計	
		自作	小作	自作	小作	自作	小作
三戸郡	明治27年	63.0	37.0	73.0	27.0	71.0	29.0
	大正 4	59.0	41.0	66.0	34.0	64.5	35.0
	14	59.0	41.0	70.0	30.0	67.5	32.5
	昭和10	58.0	42.0	69.0	31.0	66.5	33.5
	25	85.0	15.0	91.0	9.0	89.0	11.0
上北郡	明治27年	59.0	41.0	68.0	32.0	65.6	34.4
	大正 4	50.5	49.5	60.0	40.0	57.0	43.0
	14	49.0	51.0	48.5	51.5	48.6	51.4
	昭和10	48.0	52.0	55.7	44.3	53.0	47.0
	25	87.5	12.5	89.6	11.4	88.2	11.8
県	明治27年	60.0	40.0	71.0	29.0	65.0	35.0
	大正 4	52.5	47.5	64.5	35.5	58.0	42.0
	14	48.0	52.0	63.0	37.0	54.0	46.0
	昭和10	45.0	55.0	63.0	37.0	53.0	47.0
	25	87.8	12.2	91.0	9.0	89.2	10.8

(『青森県農業の発展過程』)

(『青森県農業の発展過程』)。
耕地面積の増加にともなって農家戸数も増加して来る。上北郡全域では第六図の如き増加を示している。七戸
に關しては残念ながら明治一〇年と大正一五年分しかわからぬ。しかしこれでもおよそ一・五倍の増をみせてお
り、上北郡の一般的傾向と同じであらう。

このように、明治以降耕地面積・農家戸
数ともに増加をしてきたが、第六九表にみ
られる通り、上北郡では農家戸数の増加率
が耕地の増加率を上回っており、農家経営
規模の縮少へと連らなっていると思われ
る。しかし七戸町の場合は、目下判明する
数字からすればそうではない。但し例外的
存在とまで断定するには余りにも資料不
足でしかない。

一般には農家一戸あたりの経営規模の縮
少は、農民層の分解、すなわち小作人の増
大を示すものである。しかし七戸町に關し

ては、にわかには断定しがたい。さらに、一般論としては、一般に小作地の増加は農村への商品経済の浸透に伴う農民階層の分解として把握されるが、これは七戸町にも妥当性を有するであろう。しかし、同時に『青森県農業の発展過程』で指摘される通り、「南部のそれは、耕地の開発に深い関係のあることが特徴」なのである。明治以降の水田化事業の促進は、直接耕作農の手によるものよりも、資力ある地主・商人等により行われて来たのであり、そのことが小作地増加をもたらしたと言える。七戸町に於ても同様のことが進行してきたであろう。と同時に、今一つは、第一〇章第六節に於てみるように相次ぐ凶作が自作層、あるいは自小作層を小作人へと転落させても行ったのである。

七戸町における地主、小作地の数量的把握が目下は全く不可能なのが極めて残念であり、この点については後日さらに新資料が発見された時に追求してゆくことにしたい。

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第一節 相次ぐ凶作と疲弊する農村社会——その原因と背景——

古来本県は凶作常習地帯として有名であった。凶作に伴う飢饉、またそれにまつわる多くの哀話が絶えること

なく語りつがれてきた。今明治以降における凶作・不作とその原因を列举すれば次のようになる（青森県経済部『郷倉経済指針』）。すなわち、

明治	二年	天候不良	大凶作	明治三一年	風水害	反当	一石一斗六升
〃	六年	大旱洪水	大凶作	〃 三二年	同	〃	一石三斗六升
〃	七年	九月二五日暴風雨、	其後も屢あり	〃 三三年	同	〃	一石二斗四升
〃	九年	大旱洪水		〃 三五年	同	〃	六斗二升
〃	一七年	風水害		〃 三六年	同	〃	一石三斗八升
〃	一九年	風水害	虫害	〃 三八年	同	〃	九斗六升
〃	二〇年	同		〃 三九年	同	〃	八斗
〃	二一年	風水害	凶作	大正 二年	同	〃	三斗
〃	二二年	同	反当	昭和 六年	同	〃	九斗七升
〃	二四年	同	〃	〃 七年	同	〃	一石五斗
〃	二六年	同	〃	〃 九年	冷害	〃	八斗四升
〃	三〇年	同	〃	〃 一〇年	水害冷害	〃	七斗八升

となり、これに昭和一六、二〇年の凶作が加えられ、あるいは戦後においても昭和二八年の大冷害、二九年の霜害があり、最近では昭和五五年以来の三カ年あるいは四カ年続きの冷害凶作は我々の耳目に新しいところであ

る。

近年の凶作は冷害によるものであり、その冷害の原因は主としてヤマセに求められている。ヤマセは全くの自然条件であり、この自然条件を克服することこそが凶作の克服の途であるとされる。しかるに、戦前までの凶作を、より一層重大な社会問題へと拡大し、各種の哀話・悲劇を生み出し、それをしだいに一つの「風習」にしてしまったのは、他ならぬこの地方の社会・経済的条件であった。「文明社会に生存しながら封建社会の凶作時と少しも変わらないような惨苦……（が）一つの風習」となっている（『東奥年鑑昭和七年版』）その背景こそ、我々が正しく把握しなければならぬものなのである。

凶作が単に、自然的条件のみからでは説明出来ぬものであることは、さすがに昭和期に入ると時の為政者にも認識されていたらしい。昭和九年の大凶作に際して時の農務大臣は「従来殆んど宿命的に考えられていた同地方（東北地方）の冷害は何等不可避的なものでなく、本年の凶作も大部分は農民の稲作技術が誤っていた為に災害が大きくなったもの……」（井上晴丸『日本経済の構造と農業』）と発言している。凶作を宿命的なものとし、自然・環境の劣悪さにだけ原因を求める姿勢は確かにここにはない。しかし、凶作の主要原因が稲作技術の誤ちのみに求められてよいのであろうか。

本県におけるこのところの凶作の一因を、農民の農作業に対する姿勢Ⅱ技術に求める意見がある。すなわち化学肥料への依存、苗付の機械化などによる農民の農業への情熱の欠如が大きな原因だとする。しかしそれが決定的原因であらうか。この意見も先の農務大臣発言と同根の誤ちを持っていると思われる。

一体、農民が稲作技術において誤っているのは何故なのか、農民が機械に頼り、化学肥料に依拠するのは何故なのか、我々はこれをこそ問わなければならないであろう。農民はすぐれた技術を採用したい、あるいは失敗を招くかも知れぬものに頼り切りたくはないのである。しかしそれを採用出来ぬ条件、あるいは依拠せざるをえない条件こそが、彼ら農民の努力を時として無にする大きな原因であり、悲劇を拡大する要因であった。

農民、農村を犠牲にする根本的矛盾は、戦前においても、また戦後においても、日本における資本主義の発展とその工業化偏重政策によるものである。農業、農民は常に工業により搾取・収奪の対象であった。東北地方はまさにその最大の被害地でこそあった。

日本資本主義の発展のために安価な労働力（「インド以下的」と形容されるような）の供給地として、また国内市場の一貫として、さらには食糧供給地として東北地方は位置付けられた。半封建的と形容される地主・小作関係が東北地方に与えられた道であった。あるいはこの関係が強制されていったとも言いうる。農民は苦しみ、あえぐ。そしてこれら農民への同情と熱意を持つ多くの篤農家・農業技術者も存在し、彼らは農民の救済のために大いなる努力を捧げた。しかしこれらの努力も時として空しくされることがあったのも当然であろう。

東北地方、青森県、上北地方そして七戸町を襲った凶作は、独りこれらの問題では決してなかった。昭和九年の凶作に際して、「軍隊構成の基礎を自作農および中農層に恃む」政治が、今や決定的に崩壊しつつあったこれらの農民層の維持のために東北振興調査会を設置したが、これに対しては「（この会が行う）いかなる気象の測定も土壌の検定も現在のみじめな半封建的生産関係の上では一切無駄である」（井上前掲書）との批判もあるが、

それは余りにも正当であったと言えよう。

以下においては、七戸町を襲った幾つかの凶作を取りあげ、被害の規模、結果、影響について叙述してゆく。

第二節 明治期の凶作

一 明治二年の凶作

明治二年（一八六九）と言えば七戸藩の成立した年である。創設間もない七戸藩は、大凶作と翌明治三年の大規模な百姓一揆の洗礼を受けることになった。

明治二年の年は夏の気候が冷涼で悪天候がつづいた。県内全体がそうであったが、特に南部地方は悪かった。時の八戸藩の民部省への報告では八月初旬から中旬まで昼夜雨降り風吹きという悪天候であり、さらに追い打ちをかけるように下旬には度々降霜をみるに至り、「稀ニ出穂アル場所モ実入り之レ無ク、田作皆無、畑作モ皆同様」という凶作を招いたのである。

ところで七戸藩は、八戸藩以上に深刻な凶作を蒙ったとされる。七戸藩は端境期を越すことすら困難とみられたので凶荒救済金一万両を政府から貸下げられるよう再三申請し、翌三年四月になってようやく二〇〇〇両だけ貸下許可が出た。しかしこれでは余りにも不足であり、当時藩内人口の五分の一にあたる三〇〇〇〇人程度が飢餓的状态にあり、これを救済するには九六〇〇余両が必要とされ、「一人ニテモ餓孚等御座候テハ拝借仕候詮モ

之レ無ク……最初願上之通一万両拝借……」したいと訴えている。この窮状をみた政府は五月七日に至って秋田米一〇五〇石を回漕し、石当たり六両で払い下げることを通達したので、ようやく七戸藩も安堵したのである。しかしこの間にあり、七戸藩の領民は、「或は牛馬を食し葛蕨を掘って」ようやく飢えをしのいだとされる。

この凶作の影響は、明治三年に重大な政治問題となった。すなわちこの年閏一〇月、七戸地方の農民二〇〇〇余が参加した百姓一揆となったのである。この一揆に関しては盛田稔による詳しい研究（第二章）があるのでそれに全面的に譲るが、ともかくこの一揆の直接的きっかけは前年の凶作にあったことは疑いえない（以上『青森県農地改革史』参照）。

二 明治一七年凶作と地主制の発展

明治二年の凶作以後も幾度か凶作・不作を経験するが、明治一七年の凶作は前年の不作につづいての二年連続の打撃を農村社会に与えたものであった。この年は夏期の冷害と水害により四割五分の減収となり、さらに上北地方では、主作である大豆の不作、馬の価格の激落もあり、二重三重の打撃であった。

明治一八年三月に内務省より窮状を視察するため本県に派遣された梅若誠太郎は次のように報告している（小野武夫『農村史』）。

県下窮状の遠因は一般の不景気（当時は西南戦争などによる軍費増、士族に対する金禄公債交付などにより国債の急増などによりインフレーション的状况であった……引用者註）と米価格の暴落によるものである

が、近因は明治十六年の凶作にあり元来青森県は農業と牧畜を主要な産業とする地方であるが、米と馬の価格が下落しているところへさらに凶作に襲われては手の施すべき方法がなく、ことに西津軽郡と上北郡では土地を有しない者はもちろんのこと、少しく土地を有する者も十七年の凶作のために打撃をうけようやく種粃を得るに過ぎず、なかには収穫皆無の所もあった。もっとも上北郡の如きは大豆を第一の農産物とするのであるが、大豆の収穫も平年作以下であった。のみならず馬産地方にあっては馬の価格が激落し、明治十四年に一頭四十円余であった馬が十七年には四円以下に下落したことも大きな痛手であったが、住民の生活は極度に惨めな様相を呈し県下農民のなかには夜著蒲団を持たず、藁を被って寝に就くもの多く、東津軽郡では常食としてそばを皮のまま摺り砕いたものを練って用い、上北郡ではひえを皮のまま炊いて食用に供する有様であったが、これさえ四、五月に至れば尽きんとする状態であった。こうして青森県下の住民は「概して殆んど牛馬と同様な生活を送るもの十中七八」にして「其状況を目撃すれば驚愕の外なく」「現に自活の力なく、親族隣保の補助を受くるもの亦少からず、人民炉辺に寒を凌ぎ互に窮を歎ずるの状は実に見るに忍びざるものあり」という有様であったから、地租徴収の成績の如きも芳しくないのは当然であって、納税期限内に地租を納めることの出来ない者の数は極めて多く、不納者に対する公売掲示を見て初めて上納する者あり、たまたま納入する者があってもそれは借り入れによるものであった。従って土地を質入、書入し、または捨売をするものさえ多く百方苦心して、やっと地租を納入する者が少くない。

この一文を以ても凶作の激しさが思い浮かぶ。

ところでこの引用文の最後の部分に注目しなければなるまい。すなわち地租不納者が続出していること、したがって彼らの土地が公売に付されていること、あるいは地租を納めた農民も彼らの土地を取り上げられ、公売に付されることを恐れていること、また、地租納税金は全て借金であり、その借金は土地を担保とする借り入れであり、それを返しうる可能性もまた乏しいものであること、が述べられている。地租不納→公売にしても、地租のための借金→土地の質入れ、書入れ、捨売りにしても、これらの土地の多くは結局は誰の手中へと集められてゆくのか。勿論それはその地方の地主層であり、あるいは商人、金貸しである者へである。ここにいわゆる農民層の分解、すなわち自作農の小作人化、あるいは自小作への転化と、富農、地主、商人層の土地集中と大地主（さらには寄生地主化）が急速に進行してゆく。明治以降の農民層分解の進行の中で、最初にしてかつ極めて激しく進行したのが、他ならぬこの明治一七年の凶作の前後であった。

当時七戸町あるいはその周辺においてどの位の土地の集中・集積が行われたかは明らかではない。またこの時期の農民層分解は、特に津軽地方において激しかったとされている。しかし、例えば野辺地の野村治三郎、五戸の三浦重吉らと並んで七戸の盛田喜平治は土地の兼併を手広く行っていたと思われるし、盛田喜平治同様に、山本勇吉、盛田庄兵衛らが七戸町や周辺の村々、特に天間林村、大浦村（現上北町）、大深内村（現十和田市）などどかなりの土地を集めはじめていたのは後述するところである。

ところでたまたま収集した山本勇吉家資料中に『明治四十年一月土地買受綴』と『買受綴』とだけ書かれた資料があり、これには未整理のままに山本勇吉家が明治より昭和にかけて購入した土地の面積、所在地、地目、元

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第70表 (1) 天間林村における山本勇吉家の土地買収状況

年	地目	田	畑	宅地	その他 (林・その他)
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
明	14	—	—	—	—
	15	—	—	—	—
	16	—	—	—	—
	17	2.1.8.0	4.5.6.25	1.4.15	—
	18	8.29	—	—	—
	19	1.3.3.17	2.1.20	—	—
	20	—	—	—	7.4.0
	21	—	—	—	—
	22	—	—	—	—

第70表 (2) 浦野館村における山本勇吉家の土地買収状況

年	地目	田	畑	宅地	その他 (林・その他)
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
明	14	—	—	—	—
	15	—	—	—	—
	16	1.3.26	—	—	—
	17	—	—	—	—
	18	—	3.0.26	—	—
	19	4.9.24	—	—	—
	20	9.0.22	—	—	—
	21	—	—	—	—
	22	—	—	—	—

第70表 (3) 七戸町における山本勇吉家の土地買収状況

年	地目	田	畑	宅地	その他 (林・その他)
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
明	14	5.24	9.6.21	6.12	—
	15	—	—	—	—
	16	3.6	—	—	—
	17	—	—	8.1	1.1.1
	18	1.2.4.1	1.6.8.12	—	—
	19	—	7.5.3	2.0.28	—
	20	—	—	—	2.6.14
	21	—	—	—	—
	22	—	8.5.25	1.16	—

第70表 (4) 山本勇吉家の土地買収状況 (上記三町村をのぞく)

年	地目	田	畑	宅地	所在地
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	
明	17	—	1.2.7.25	1.3.20	深 持
	18	1.1.9.19	—	—	伝 法 寺

第71表 山本勇吉家による明治14~22年の土地集積

年次	地目			
	田	畑	宅地	その他
明治 14年	町反畝歩 5.24	町反畝歩 9.6.21	町反畝歩 6.12	町反畝歩 —
15	—	—	—	—
16	1.7.2	—	—	—
17	2.1.8.0	5.8.4.20	3.6.6	1.1.1
18	2.5.2.19	1.9.9.8	—	—
19	1.8.3.11	9.6.23	2.0.28	—
20	9.0.22	—	—	1.0.0.14
21	—	—	—	—
22	—	8.5.25	1.16	—
(合計)	7.6.7.18	10.6.3.7	6.5.2	1.1.1.15

所有者そして買入れ年が書き込まれており、これによりこの明治一七年前後の山本勇吉家の土地兼併状況の一斑が判明しよう。以下この資料の明治一〇年代より二〇年代にかけての山本家の兼併状況を整理して示そう。

第七一表より判明するように、山本勇吉家の明治中期における土地買収状況は、やはり明治一七〜一八年を最大とするものである。但し、第七〇表に示したように、地域別でみれば土地の買収年次に若干のズレがあることがわかる。すなわち天間林村では明治一七年に最大を示しているが、七戸町では一八年、浦野館村では一九年にそれを示す。かかる差異が何を意味するか不明であるが、山本勇吉家以上の大地主、大商人であった盛田喜平治、盛田庄兵衛などによる土地買収も同様に進んでいたであろうから、山本勇吉家の買収がたまたま各地域で若干の差異を示しただけであろうと言いうるだろう。

いずれにしてもこれらの土地の元所有者の多くはこれにより小作人化されていたのであり、明治一七年凶作は、山本勇吉家にとって

も大地主への発展の一つの契機であったと思われる。

山本勇吉もそうであるが、前掲の盛田喜平治、盛田庄兵衛など七戸の大商人層による土地の兼併はこれ以降において益々増大の一途を辿ってゆくのであり、これに伴って地主―小作関係は一層深刻化し、「農村の窮迫は、……封建時代に劣らぬ苦悶となった」のであり（『青森県農地改革史』）、そしてたまたま土地の手離しまでは至らなかった農民にしても、翌年に植付けるべき種籾にすら窮する有様であり、まさに農民の「十中七八」は困窮の極にいたのである。天間林村農民の願書をあげておこう。

種籾代料御救与願

一、田反別 三反三畝五歩

此種籾 三斗九升八合 但耆反ニ付耆斗二升

右ハ本年八月二十四日ヨリ霖雨大洪水ニテ種籾ト可成程実入ナキ勿論皆無ナル凶荒ニ罹リ困難至極ニ存候、然ルニ私素ヨリ極窮シテ種籾購入スル資力無之候得ハ、来春耕作スルノ道無之候間、何卒特別御憫察ヲ以テ備荒蓄救助御規則第拾条ニヨリ種籾代料御救与被成下度此段奉願候也

明治十七年十二月

上北郡榎林村

木村 丑松 ㊦

青森県令 福島 九成 殿

（天間林村『木村家文書』）

三 明治三五年凶作と地租減免問題

明治三〇年代に入ると毎年のように不作が続いたが、特に明治三五年の凶作は著しかった。もっとも弘前市と南津軽郡、中津軽郡は平年作から七分作くらいであったが、下北郡は甚大な被害を蒙り皆無作、また上北、三戸両郡もほぼ皆無に近いものであった。作付反別、収穫高、一反歩実収高を郡別で示すと次の通りである。

第七二表 明治三五年凶作時の収穫

郡市	作付反別	収穫高	一反歩実収
東津軽郡	七、九五八町四	三三石四〇〇	四一九 <small>合</small>
西津軽郡	九、六九二・六	四五・八三三	四七二
中津軽郡	五、九七六・七	六一・二四三	一、〇二四
南津軽郡	一、三〇四・七	一三四・二〇九	一、〇一〇
北津軽郡	九、六四三・七	六八・〇〇八	七〇五
上北郡	四、七二八・一	二九六	六
下北郡	四四三・一		
三戸郡	五、九六三・三	三・二六六	五四
弘前市	一五・八	一九五	一、二三四
青森市	一六二・八	一・五三三	九四一
計	五五、八八九・二	三四七・九八三	六二二

(『青森県総覧』)

戸両郡もほぼ皆無に近いものであった。作付反別、収穫高、一反歩実収高を郡別で示すと次の通りである。

明治三五年は春以来気候が不順であった。真夏でも冷気が強く、県農事試験場では不作予防対策として、草取りを早目に切りあげ、水切りを早くするよう指導していた。ところが二百十日を迎えると気温は急に上昇し、八月二九日は三〇度五分、三〇日二九度一分、九月一日二八度二分、二日二八度四分となり稲草が急に若返った。ところが三日からは二六度に下り、さらに

三日間にわたり大風が吹き、二百二十日までには風雨さえ交じえた悪天候となった。かくして凶作が襲うことになり、この凶作は、明治二年、あるいは大正二年のそれと比較するとやや軽いとは言え、青森県創起以来の大凶作であった。

上北郡の農民の惨状はまたかつての凶作の際における状況と同様であった。この時は県当局もかなり早くから救済対策を取りあげていたが、しかし

先きに上北、三戸両郡下の窮民を視察して、之れが実況を報ずること二〇余日、其間恨むらくは当局者に依りて施されし救済の現況としては、即ち一も報ずる所ありざりき。敢て之を報道する。不必要を認めたに非ず、実は当局者に依りて施されたる救済としては、何事の報ずべきもなかりしに因るなり。……自県窮民に對する措置として、既に第一步を誤れる県当局は必ず体面の恢復を期し、更に其責任を明らかにせざるべからざるは当然の義務なり。即ち既往は是れを如何ともすべからざれば、今後此の義務を尽す上に於て、当局はよく窮民の実情を審にして、救済の範圍と方針を確立し、昨の失態を再びせざるに勉めざるべからざるなり。（『東奥日報』明治三三年四月、但しここでは『青森県議会議史 明治編』より）
と比判される如き有様であつたらしい。

凶作の甚大さと、県当局などの対策の甘さが二重に農民を惨状へと追いやったのである。

県当局などが取った対策とは別に、慈善家による救済もあった。このような義捐はいつの時にもあろうが、この時は格段に行われたらしい。七戸町においても大商人層を中心とする活動があった。すなわち明治三六年二月

一日、盛田喜平治、浜中幾治郎、盛田庄兵衛、米沢与助、小原平右エ門、山本勇吉、石田善兵衛、川村作兵衛の八人が、極負者救済のために合計一二五円を町当局に差し出している（『明治三十五年凶作救済ニ関スル書類綴——盛田店』盛喜関係資料）。この時盛喜は最高の五〇円を提出しているが、その他、七戸町、浦野館村、大深内村、甲地村に対して稗を合計三〇俵提供している（同書）。盛田喜平治以外でも先にあげた七戸町の有力者は天間林村などに義捐金を送っている。

官民の救済対策とは別に、この凶作の時には地租減免運動がおこっている。明治三六年になり、七戸町より工藤轍郎・盛田徳太郎・浜中末吉は、野辺地町代表の野村新八郎らと伴に上京し、政府に冷害の実情を訴え、これにより地租の減免が可能となった。すなわち明治三六年二月二日に地租延納に関する勅令が発せられている（小原第吉「政界五十年」。なお勅令は『青森県議会議史 明治編』に収録されている）。

第三節 大正二年大凶作と七戸町

一 大正二年凶作の一般的状況

明治以降百余年において、青森県、否東北地方を襲った数多くの凶作の中で最大のものは、大正二年（一九一三）大凶作であったことは間違いない。凶作常習地帯たる上北郡もまた甚大なる被害を蒙るのであった。まずその被害状況を示そう。

第七三表 大正二年稲作作付面積と収量

郡市	反		別	収		量
	平年	大正二年		平年	大正二年	
東津軽郡	八、〇五・六 _反	八、〇七〇・〇 _反	一八・四 _反	一〇一、八元 _石	一四、四二 _石	△ 八七、三六八 _石
西津軽郡	一〇、〇四・三	一〇、一〇五・一	一六〇・八	一七〇、四三二	三三、三六九	△ 一〇三、七六二
中津軽郡	六、六七・一	六、〇八〇・三	五九・八	一三三、三三	二九、七七八	△ 一〇三、五五三
南津軽郡	二、三五八・七	二、一五七・七	七〇	三三、三六〇	五、二二	△ 一七三、五五九
北津軽郡	九、八四〇・三	一〇、〇〇〇・九	一六〇・六	一四一、二〇九	二九、二五四	△ 一三三、〇五五
上北郡	五、九六六・三	六、九六九・九	九五三・六	六三、三六四	九、四八八	△ 五三、一四六
下北郡	四八九・三	六三六・一	一四八・八	四、三〇四	四八	△ 三、八五六
三戸郡	六、四七三・六	六、七七一・八	九八・二	八三、五九	八、二〇五	△ 七五、四三三
弘前市	一五・九	一六・二	〇・三	三〇二	一五	△ 一四
青森市	一七八・〇	一七三・六	四・四	三、二四八	五七〇	△ 二、五七八
合計	五、四二・一	六、〇四六・六	一、五四・五	八五、二八一	一八三、六九二	△ 七〇、三九九

(△は減)

特に上北郡は、米作作付面積が一〇〇町歩も増加しているのにその収量は五万石以上も減っている。稲作の被害状況を作況指数別に示そう。

第七四表 大正二年の作況

郡市別	三分作以下	三分作と五分作	五分作と七分作	七分作以上	合計
東津軽郡	七、〇九〇・五反	六八〇・四反	三三二・三反	一反	八、一〇三・二反
西津軽郡	五、六三九・七	三、〇二二・三	九〇二・三	五九二・四	一〇、一五六・七
中津軽郡	二、〇四九・八	二、八二〇・八	一、一五一・七	三四・二	六、〇五六・五
南津軽郡	七、八四二・七	三、二五六・一	二三〇・八	五七・二	一一、三八七・八
北津軽郡	七、三九八・二	二、六九二・一	一四七・〇	一	一〇、〇九〇・七
上北郡	五、二〇九・四	一、〇五三・二	一四七・〇	一	六、四〇九・六
下北郡	六一九・六	一	一	一	六一九・六
三戸郡	四、一六六・六	六九〇・四	一九〇・四	一・五	五、〇六二・四
弘前市	三・〇	四・六	二・九	五・七	一六・二
青森市	一二九・七	四三・九	一	一	一七三・六
合計	四〇、一四九・二	一四、二五六・二	二、九五七・四	七〇四・五	五八、〇七六・三

三分作以下が県内全域平均では七〇パーセントの田に及んでおり、特に下北郡、上北郡、東津軽郡、三戸郡にこの比率は高く、いわゆるヤマセの常襲地帯の被害が大きい。

この凶作の被害は米作にのみあてはまる現象ではなく、畑作一般についても同様である。以下、主要畑作

物の被害状況を、前年との比較であげておこう。

第七五表 主要畑作物被害状況

郡市	大豆			小豆		
	作付	反別	増減	作付	反別	増減
東津軽郡	四三・一 _反	四一九・五 _反	△二二・六 _反	九三・三 _反	九三・三 _反	△
西津軽郡	五八・六	五七〇・六	△二二・〇	八九・九	九四・二	△四・三
中津軽郡	七三・〇	七五・六	△七・四	一四九・五	一五〇・一	△一・六
南津軽郡	一、〇四・三	一、〇三・八	△一八・五	一一七・一	一〇八・九	△八・二
北津軽郡	一、〇四・一	一、〇三・八	△九・一	一一八・五	一〇四・六	△一三・九
上北郡	三、五三・九	三、六八・三	△一四・四	二、二九・四	二六七・五	△三三・九
下北郡	七二・五	七四六・一	△一六・四	二二八・二	二二五・五	△二・七
三戸郡	五、三三・七	五、四〇・七	△一五・〇	四四五・三	三九八・〇	△四七・三
弘前市	六・五	六・五	△	七二	七二	△
青森市	一	一	△	一	一	△
合計	一三、四八・五	一三、五三・九	△六七・四	一、五二・二	一、五二・八	△一九・六
	八六、七四八	四九、七三三	△三六、九八五	九、七九一	五、三九九	△四、四七三

(△は減)

郡市	麦			馬			鈴薯		
	元大正	二年大正	増比減較	元大正	二年大正	増比減較	元大正	二年大正	増比減較
東津軽郡	八二・一 _反	八三・三 _反	一・二 _反	五五九・四 _反	七五三・六 _反	一九三・二 _反	一、〇九〇、九五 _貫	一、三五五、二〇 _貫	二六三、二〇五 _貫
西津軽郡	二・八	二・六	〇・二	三五・九	五八・一	二二・二	一、五八一、六六〇	一、四四〇、八四〇	一七六、八〇〇
中津軽郡	〇・九	三・三	二・三	二七・四	三四〇・五	△六六・一	七八四、八九〇 _石	九六六、三三〇 _石	一四一、四四〇 _石
南津軽郡	三・九	三・二	△〇・八	八八・五	七七三・三	△三三・九	三、〇四七、七〇 _石	一、五八一、九七〇 _石	△一、四八五、八〇〇 _石
北津軽郡	一八〇	一六九	△一一	五二・一	四八八・二	△五五・四	一、一五九、五三〇	一、〇九六、三七〇	△六三、二三三
上北郡	一、〇八・五	一、一四七・五	二九・〇	八七三・二	八六八	△四・六	一、三六一、六六一	一、〇六八、九四〇	△二九三、〇七
下北郡	一七八	一四八	△三〇	六〇〇・〇	六四一・六	△三三・三	一、六〇八、九四〇	一、〇九二、四六三	△五一五、九三
三戸郡	三、九四六・一	四、〇八三・二	一三七・〇	五九三・四	六四一・七	△四八・三	一、〇九二、四六三	一、一四八、二二〇	△五五、七四七
弘前市				四・五	四・五		三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	
青森市				一六・五	一六・五		四、二五〇	六二、〇五〇	一九、八〇〇
合計	五、〇九二・二	五、三三三・四	二六四・三	四八、八八〇	六六、一八三	一七、三〇三	四、八四九、五〇〇	五、〇〇〇、九〇〇	二、八八五、〇八〇
							二、二八五、〇八〇	二、五二、四九九	△二、六三三、五八一

これら作物の生産額減少、及びその減収価格は第七六表の通りである。

大正二年大凶作は、明治三五年、明治三九年の凶作、不作により疲弊し、また日露戦争による財政圧迫と重なって本県農民ならず一般市民生活にも重大な影響を与えたのであり、経済の停滞は益々重大なものとなった。こ

第七六表 作物の生産減少・価格減収

種類	大正元年収量	大正二年収量	差引減	減収の価格	一石価格
米	八八、五一八一 ^石	一九、三二二四 ^石	六九、二〇三九 ^石	一三二五、〇六四一 ^円	一九〇〇
米(ママ)		一九、三一四二	品質不良の結果一 石ニ付四円減価	七七、三五六八	四〇〇
粟	七、二九一五	四、一六〇〇	三、一三一五	二五、〇五二〇	八〇〇
稗	七、九二九七	四、二〇〇〇	三、七二九七	一三、〇五三九	三五〇
蕎麦	三、二六六七	二、三六四六	九〇二一	三、九六一五	五五〇
馬鈴薯	一一八〇、五〇八〇 ^貫	一〇六二、四五七二	一一八、〇五〇八	五、九〇二五	一貫 五五 五
大豆	八、五七四八 ^石	五、九〇〇四	二、六七〇四	三四、〇二三六	九〇〇
小豆	九七九一	四八八六	四八八六	四八八六	一〇〇
其他農作物				五〇、〇〇〇〇	
合計				一九六五、八一三〇	

の凶作の直接的原因は、主として温度の低下に原因しているが、これに加うるに六月下旬の水害があり、また八月下旬の暴風が加わった事による。しかしさらに栽培上の欠点もいくつか指摘されており、凶作は単に自然的条件にのみ帰せられるものではなく、人災的原因もあることが指摘されている。この人災的側面、すなわち栽培技術上の欠点としては、(1)稲の種類選択上の問題 (2)苗の育成法 (3)除草の時期 (4)田の灌水・排水の方法の欠点

——一つは習慣上、一つは設備上の不完全さ—— (5) 施肥の不適当などがあげられている。勿論、かかる凶作の被害——農村、農民社会の解体——をこそ大きく拡大していく条件は第一節に指摘した通りである。

凶作の被害が最も甚大であったのは、先述の如く南部地方の三郡と東津軽郡とであったが、これらの地方では収穫皆無、あるいは翌年の種籾さえもない町村も数多くあった。かかる被害がこれらの地方を中心として社会的に重大な影響を与えたのは当然である。それをまず地租延納・免除申請戸数でみると次の通りである。

第七七表 皆無作反別及地租延納免除一覽表

区分	地目	皆無作のもの		地租延納免除申請高		延納申請高の内	
		反別	所有者数	反別地価	申請者数	反別地価	申請者数
順の不順のもの	畑田	四、〇九三町	四、八八八人	三、七三町	三、八三三人	三、七四町	三、二一人
不順のもの	畑田	一九三	二九五	一六八	二五〇	二八	二〇四
天候に因るもの	畑田	四、二八五	四、一五三	三、九二二	四、〇六三	三、八五	三、四六五
にの順のもの	畑田	三、〇三〇	三、一八九	二、五二	二、七七一	二、二七二	二、二七五
にの害も	畑田	一六七	四〇六	一五三	三四二	二六	三〇五
にの害も	畑田	三、一九七	三、五九五	二、八三三	三、〇五三	二、二九八	二、五八〇
水に因るもの	畑田	三、一七	三、五九五	二、八三三	三、〇五三	二、二九八	二、五八〇
計	畑田	四七、二三三	四九、〇四七	四三、〇三三	四二、五三四	三五、九〇〇	三七、五三六
合計	畑田	三七、四八二	四九、七四八	四三、七四	四三、一六	三五、一五二	三七、〇四五

註 天候不順に因るものは延納、水害に因るものは免除。

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

さらに当時の県内戸数は一一万四九〇〇戸余であったが、このうち三分の一は窮民戸とされており、さらにその三分の一は日々の食糧すら欠乏している状況であった（第七八表、第七九表参照）。

第七八表 窮民戸数調

郡市別	農 業		其 他		計
	農 業	其 他	農 業	其 他	
東 津 軽 郡	三、二三八	八五八	四、〇九六		
西 津 軽 郡	三、七一九	一、七六六	五、四八二		
中 津 軽 郡	一、九五九	七二三	二、六七二		
南 津 軽 郡	五、八二二	一、一三七	六、九五九		
北 津 軽 郡	三、七二〇	一、四七六	五、一九六		
上 北 郡	五、一四三	一、二一四	六、三五七		
下 北 郡	二、三〇〇	七 八	三〇八		
三 戸 郡	四、三八二	一、二一一	五、五九三		
弘 前 市		二一五	二一五		
青 森 市		七二七	七二八		
合 計	二、八二一	九、三八五	三七、五九六		

第七九表 窮民戸数とその被害状況

区分	第一期ニ属スル者				第二期ニ属スル者				第三期ニ属スル者				計				
	戸数	人員			戸数	人員			戸数	人員			戸数	人員			
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計	
(ア) 食糧ヲ給スル外ナキモノ	農業	二,三三三	五,七九	五,八三三	二,三三三	三,三三三	九,七二	九,七二	九,七二	三,三三三	八,八八	九,九九	六,六六	四,四四	二,二二	二,二二	三,三三
	其他	二,〇三三	四,三三七	四,三三六	八,六六五	二,五五五	五,三三〇	五,三三一	一〇,四四一	二,三三三	五,五五五	五,二二二	一〇,四四四	二,三三三	六,二二二	六,三三〇	三,三三三
	計	四,三六六	一〇,〇二六	一〇,一六九	一〇,三三三	五,九三〇	一四,六六〇	一四,九七三	二〇,一六二	五,九二二	一三,七四四	一四,七二一	一六,一〇八	五,七七七	八,五四二	八,六六〇	六,六六六
(イ) 如シキ労働ノ者トシテ生活ヲ得ル者	農業	二,三三三	六,五五	六,五五	三,三三三	三,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	三,三三三	七,三三三	四,四四	九,〇〇	三,三三三	三,三三三	三,三三三	一四,八八〇
	其他	一,四四四	二,九九九	三,三三三	六,二二二	二,〇〇〇	四,五五七	四,五五七	九,四四九	二,〇〇〇	四,四四四	四,四四一	九,三三三	二,三三三	五,三三三	五,四四四	一〇,六六四
	計	三,七八七	九,五五五	九,八八八	九,五五五	四,〇〇〇	九,〇〇〇	一四,八八二	一九,七八二	四,〇〇〇	一二,七八二	八,八八五	一八,三三三	四,六六六	八,六六六	八,七七五	二五,五四四
(ロ) 労働ノ者トシテ生活ヲ得ル者	農業	四,四四四	三,〇〇	三,四四四	五,五五五	七,七七	三,三三三	二,二二	四,四四	八,八八	八,八八	四,四四	五,五五	一〇,〇〇	一〇,〇〇	二,二二	五,五五
	其他	一,七九九	四,四四	四,〇〇	八,四四	二,二二	七,七七	七,七七	五,五五	三,三三	八,八八	八,二二	六,六六	三,三三	九,九九	九,〇〇	一,一
	計	六,二四三	七,四四	七,四四	一三,八八	九,九九	一四,四四	一〇,〇〇	一〇,〇〇	一四,四四	一二,二二	一二,二二	一〇,〇〇	一三,三三	一九,九九	一九,〇〇	三,三三
(ハ) 田畑ノ耕作ニサシテ生活ヲ得ル者	農業	一,二二二	三,三三	三,三三	六,七七	五,五五	五,五五	六,〇〇	三,〇〇	七,七七	三,三三	三,三三	四,四四	八,八八	八,八八	四,四四	四,四四
	其他	五	七	三	一	二	二	二	四	三	三	三	六	三	三	三	七
	計	一,二二七	三,四〇	三,三六	六,七八	五,五七	五,五七	六,〇〇	三,〇四	七,八〇	六,六六	六,六六	四,五〇	八,二一	八,二一	八,四八	四,五一
合計	農業	一〇,三三三	二,九二	二,九二	五,三三	一〇,三三	七,七	七,七	一五,七九	一五,七九	一四,四	一五,八八	一三,三三	二,九二	二,九二	五,五	一五,八八
	其他	五,三三三	二,七	二,七	三,三	七,八	七,九	七,九	一五,八	五,八	六,五	五,八	七,一〇	九,二	二,九	二,九	四,三
	計	五,六六六	五,六九	五,六九	八,六六	一八,一	一四,六	一四,六	三一,六六	二一,六六	二〇,九	二一,六六	二〇,四四	一二,二二	五,八二	五,八二	二〇,二二

食べられるものとはかく何でも食せざるを得ない状況であり、稗から粉、檜の実、松皮餅、藁木根かゆ、あも、粟糠、芽屑かゆ、花草餅、干草かゆ、藁コーセン、落の皮、箒の実、蕨の根など食糧として利用された。しかしこれすら十分ではなく、一日二食あるいは一食しか食べられない人々も多かった。さらにこれらでさえ、大正三年一、二月頃には事欠く有様であったといわれる。この年は樺太・北海道方面への出稼ぎ・移住者の数は急激に増大しているし、また女子の出稼（この場合は紡績工など）としての出稼は東京・関西方面、その他は北海道・樺太方面）も増大している。

中流以上に属する土地所有者、あるいは地主も同様に、被害をうけたといわれる。すなわち前者は平年に於ては収穫米の一部および大部分を食糧に供し、残りを売却して租税や一般生計費に充用しているが、この年の如き皆無作に近き状況では食糧すら他に求めざるをえないのであり、後者においても小作料の収納が殆んど皆無となり、にもかかわらず社会上の地位体面を維持するための経費はかかるという具合であった。特に銀行を始めとする金融業が一切の貸出を停止した状態であり深刻にならざるを得なかった。

甚大な被害をもたらした大正二年凶作に対しては、政府および県当局は真剣にその対策を図らなければならなかった。県では産業資金百万円の県債を起し、又政府より七六万円の提供を受けて、合せて(1)農業改良指導、(2)各種副業の奨励、(3)産業組合の普及発達、(4)救済土木事業の着手などにかかった。

またこの大正二年大凶作は、一人青森県にとどまらず東北全域に及んだことは、「東北を救え」の大合唱となつて全国から様々な形で援助の手がさしのべられている。また、岩手県出身の原敬のイニシヤチブの下、渋沢栄

一、益田孝らの財界人が中心となり、「東北振興会」が設立されたのもこの時であった。但しこの「東北振興会」はその後何らのみるべき活動もなく終わってしまっている（以上、『大正二年凶作誌』により叙述した）。

二 七戸町における状況と対策

前項においては、大正二年大凶作の青森県全体の状況と影響をのべた。この有様はほぼ同様な形で七戸町にも合致するものであるのは言うまでもなからう。以下においては七戸町に関する内容を紹介しておこう（なお以下の叙述は主として『凶作誌資料 上北郡』（米内山一郎家收藏）中の七戸町の部によるものである）。

まず大正二年凶作の被害状況についてであるが、大正二年時の米・大豆・藪の生産高を通常年と比較すると次の如くであった。

第八〇表 大正二年凶作状況

品目	年次		通常年		大正二年／通常年	
	大正二年	通常年	数量	価格	数量	価格
米	六八四石	三、四八五石	二〇%	一六六円	二〇%	二〇%
	二八五石	二、〇八七石	一四%	三三八円	一五%	一五%
大豆	四七七石	三〇〇石八斗	一六〇%	八、六九七円	二六四%	二六四%
	二二、九八五円	六九、一六六円				

米は平年の二〇パーセント、大豆は一五パーセント程度の収穫量であり、大豆が当時にあつては畑作の中心作物であつたことからして、米作・畑作ともに平年作の二分作以下でしかなく、ほぼ壊滅的状况であつたといふ。それに対して繭が平年作以上の順調な伸びを示しており、このことが七戸町（あるいは同様に上北郡の他町村）においては大正二年凶作の打撃をやや和らげる働きをなしたのであり、不幸中の幸いであつた。窮民戸数は九五戸五二九人であり、当時の七戸町総戸数一二六一戸七九九八人の約七パーセント程度である。この数値は県全体、あるいは上北郡のそれと比べてはるかに低いものである。おそらくこれは、先述の繭の好況と、もう一つには七戸町の社会的・経済的状况に由来せることであらう。すなわち七戸町はその職業的分布をみれば農業五、商業四、その他一とされるように、商業従事者および彼らが兼ねる地主の町であり、凶作の影響を直ちに、かつ直接的には蒙むらない条件があつたことによる。勿論、被害の影響は農民にだけ止まるのではなく、しだいに地主層、商人層その他にまで及ぶのではあるが、少なくとも直接的な影響はすぐには出現してはいない。

七戸町における凶作の影響を、前掲資料の調査者は六項目あげている。

- 一、冠婚葬祭費の節約
- 二、個人建物の中止
- 三、無尽の停止
- 四、取引の渋滞（商業上ハ勿論、其ノ他ニ関スルコトモ都テ渋滞ノ極ミナリシ）
- 五、貸借停滞（金融機関ノ側ニアリテモ容易ニ貸出ヲ為サ、ル傾向ニシテ一般ニ金銭貸借ハ停滞ノ姿ナリ）

六、其ノ他

ここにあげられている凶作の影響は、いかにも七戸町におけるそれと思わせるものである。すなわち農村社会、農民生活における被害の影響よりも、商業・金融上における停滞を中心としてあげられている。五番目の貸借停滞は、いわゆる一般庶民への影響であるに止まらず、農民に与える影響も大きく、これにより土地を手放す農民が増大することは言うまでもない。

本凶作に対する町当局の救済策としては、「方針トシテ良按明策ナキ」状況であり、したがって他町村と差して変化のないものであった。

- 一、一般的救済ノ目的則チ負担軽減ノ為メ種々ノ起債ヲ為ス
- 二、同上ノ為メ町才入出上ニ出来得限リ節約ヲ加フ
- 三、町住ノ窮民救済ノ為メ外来購入原価販売ヲ為ス
- 四、雑業窮民同上ノ為メ家庭副業資金ノ貸付ヲ為ス
- 五、専農窮民同上ノ為メ畑作（来年ニ於ケル收穫速成ノモノ）ニ要スル種子ノ購入貸付ヲ為ス
- 六、山元窮民同上ノ為メ薪炭用材特別低価払下ヲ為ス

副業・畑作の奨励、薪炭用立木の売却などの対策は、いずれも県当局としても方針として出しているものであり、窮民の直接的救済（外米購入・配給）、町財政の節約と再建策もいずれの町村でも行われたものである。ちなみに県当局が上北郡に対する対策として立案したものをあげておこう。

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

- 一、麦作の奨励
- 二、馬鈴薯の作付奨励
- 三、育種試験
- 四、肥料の改良
- 五、農業に関する知識の普及
- 六、農業改良機関の組織奨励
- 七、副業の奨励
- 八、種粃の給与
- 九、立木の売却
- 一〇、救済土木工事
- 一一、教育への各種補助対策
- 一二、衛生上の諸対策

凶作の被害者に対する救済は極めて重大なことである。しかしこれらの対策がつねに一時的、場当たり的なものでしかなければ、再度凶作による被害は現れうる。大正二年凶作とその対策はその事を雄弁に物語っている。

(『大正二年青森県凶作救済誌』)

第四節 明治・大正期における小作慣行の実態

一 明治一八年の小作慣行調査の紹介

我国においては、明治一八年における全国的な小作慣行調査をはじめとして、戦前においてはしばしば、特にいわゆる特殊小作慣行を中心とする調査が行われている。本県も、かかる調査にあっては岩手県と並んで特殊小作慣行の存在する地方としてとりあげられており、中でも旧南部地方はしばしば登場している。しかし、その多くは、郡単位までの記述であり、各町村段階となると正確なところは不明であるのが一般的である。したがって以下において紹介するいくつかの小作慣行調査も、七戸地方そのものをとりあげたものでは勿論なく、七戸町をも含む、上北郡としての記述を中心として抜粋・紹介してゆくこととする。

まずは、明治一八年頃の小作慣行を記述してある『明治一八年 青森県小作慣行調査書』より上北地方のそれを紹介しよう。

。小作の種類 上北郡：本郡は直小作、名田小作、入小作、別小作の五種あり^(マ)

。小作の期限 上北郡：本郡は小作期限は二、三ヶ年より、二三十ヶ年間の者ありと雖も契約書を交換せず大抵無期限の者多し。

。小作米金の割合 上北郡：本郡は収穫物の五歩宛地主と小作人に分配し、或は地主に四歩、小作人六歩

なるもあり之を毛別と称する。其新墾に係るものは、地主二、三步、小作人七、八歩を分け取るを通例とす。又金円は一反歩につき二円五十銭より三十八銭位の間を以て地所を小作人に貸付く。又は斗代にして一反歩六、七斗の小作米を地主に納めしむるものあり、畑は大豆二斗内外なり。

○小作米金納付の期限　上北郡：毛別の類は収穫後直に納め、小作米、大豆、金銭は十一、十二両月に納む。

○豊凶により小作米金を増減する事及び天災の為潰れ地となりしときの所方　上北郡：豊凶共に増減せず、潰地は全免たり。

○小作米金怠納者の所方　上北郡：怠納する者あるときは、翌年へ廻し取立つるものあり、稀には貸金となし他日納めしむるものあれども久しく不納なるときは期限中に拘らず小作を解く。

○夫食種類等の貸否　上北郡：貸付する事稀なり。

○小作地に係る費用の負担　上北郡：小作地による費用は一切小作人の負担とす。然れども収穫不充分の地所は稀には地主が負担す。

○小作解約の処分　上北郡：年期限のときは小作人に通知するに止まり又耕耘方法宜しからず、田圃の肥瘠に関する時は地主その小作を解く。

○田圃を質入書入になせし時は地主小作人と金主との関係　上北郡：書入質入なすも小作人に通知せず。但し流質となるか又は書入の地所を金主に渡すときは之を小作人に通知するに止む、依って小作人と金主との談合を以て小作を継続し又は廃す。

。田圃を売買せしとき新旧地主との関係 上北郡：売買の後は小作人と新地主と相談の上其統否を決す。

。耕作法、作物、肥料等に就き小作人の制限 上北郡：制限なし。

。小作証書の種類有無 上北郡：一定せずその要領を挙げれば何ヶ年小作致し一ヶ年米（金）何程相可納

申万一小作米（金）怠納又は田（畑）荒し置く節は小作人取換候とも苦情不申候云々。

上北郡にみられる小作形態として四種あげられているが、これらについて若干説明しておく。

直小作とは、質入れされた田畑を、その所有者に小作させる形態である。したがって小作年期は質地年期と一致することになる。上北郡、特に七戸町のような商人 \parallel 高利貸が力を持っていた地方では、しばしばこの形態の小作がみられうる。なおこの小作形態も、いわゆる「質流れ」、すなわち所有権の移転の後は、次の名田小作と形を変えてゆく。

名田小作は、地主所有地を数カ年にわたり小作するものである。

入小作とは、他村の者が小作する形であり、したがって前記の名田小作でありかつ入小作と呼ばれるものが存在することになる。

別小作とは質に入られた土地を、その所有者に拘わらずに他人に小作に出すものである。

こうしてみると、ここにあげられた小作形態の分類は、必ずしも一定の基準に基づく分類ではないことがわかるであろう。また、直小作 \rightarrow 別小作 \rightarrow 名田小作という順序で小作地が変換してゆくこと、あるいはそれに伴って、小作人の権利が弱体化してゆくであろうとも考えられる。入小作は、これら三者とは全く別の範囲から把

えられるべきものであり、明治一八年頃になると農民の移動もかなり生じて来ている証拠とはなる。

なお、この明治一八年の調査にあっては、後にしばしば取り上げられる特殊小作慣行についての記述は全くない。このことは存在しなかったからでは全くなく、逆に調査者の視点がそこに向けられなかったことによる。またこの頃にあつては、権利義務関係は不明確な状況による場合が多く、契約は口約束が圧倒的に多かったといわれる。証書をとり交わすものは、大正一〇年頃ですら上北郡では一割程度であつたとされている（『青森県農地改革史』）。なお、この小作形態およびその内容については異論があり、とくに盛田稔は、青森県内、主として南部地方の小作形態を研究する中で、直小作・別小作の分類は、全く必要ないことを述べている。極めて傾聴すべきものであり、是非とも氏の『近世青森県——農民の生活史』（昭和四七年）を参照していただきたい。

二 大正一年における小作慣行調査

大正元年六月、青森県では県当局が小作慣行を調査している。その内容は『大正二年青森県凶作救済誌』に収録されている。但し本調査は、明治一八年の調査に比較して、県全域を一括して叙述していることから県内の各地区の特殊性、相違性は明らかに出来ないうらみがある。したがって、上北郡に関して唯一はっきりしているのは、明治一八年調査では欠如していた特殊小作慣行のみである。明治一八年との比較上から小作契約、小作料に關する事項を列挙しておこう。

。小作契約の期限

一、期限 期限を定めないので多い。証書を交わす場合は一〜五年期限が多い。但しこの期間内でも地主入用の場合は返還する。証書のないのは相互の全くの信用によるとされる。

二、期限内における解約 小作人の契約違反、地主入用の時であり、さらに小作人の側からの解約もあるがこの場合は何らの保証なし。

三、期限後の小作継続 期限後において両者ともに何等の通告なき時はそのまま継続する。解約は一カ月前に通知するのを原則とする。

。小作料 これは次表の通りである。

第八一表 青森県における大正元年小作料

種別	契約上の小作料		最近五ヶ年平均実収小作料		最近五ヶ年平均実収小作料		実収小作料の生産高に対する割合
	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
一毛作田 上田 中田 下田 畑 上畑 中畑 下畑	米	一、〇六七合	米	九七五合	米	一、九五九合	五〇%
	大豆	八五八	大豆	八〇四	大豆	一、五四八	五二
	大豆	五八一	大豆	五三七	大豆	一、〇四六	五一
	大豆	四三八	大豆	二九九	大豆	一、〇六八	三七
	大豆	三二六	大豆	二九二	大豆	八三七	三五
	大豆	二二四	大豆	二〇一	大豆	六七一	三〇

畑			畑		
下畑	中畑	上畑	下畑	中畑	上畑
〃	〃	米	〃	〃	金
二二六	三一五	三九九 合	三、六八七	四、四二三	六、四六六 圓
〃	〃	米	〃	〃	金
二一五	三〇五	三八一 合	三、六八七	四、四二二	六、四六六 圓
〃	〃	米	〃	〃	金
五六二	七〇六	八七二 合	九、七四〇	一三、六六九	一九、三八〇 圓
三八	四三	四四	三八	三二	三三

一、豊凶とその他による小作料増減・免除 増徴することは一般にない。同様に免除もないが、収穫皆無の時には小作料の免除もある。この減免は地主単独あるいは地区の地主間の協議上で決まる場合、あるいは地主・小作人の協議・坪刈の結果などによる。

二、小作奨励 一般にはないが、近時大地主が小作人の成績優良者に奨励品を与えることもある。

。小作料納入の方法

一、納期 一般には十一月〜一二月末まで

二、納入場所 地主住宅ないしは小作管理人住宅・あるいは地主指摘の倉庫

三、納入に係わる負担 小作人の負担利一般的である。

。小作料の怠納の処分

若干の怠納は利子つきで延期を認める。二年以上全部未納は小作地引き上げ。証書ある場合は保証人に弁償

させる。

。小作地に対する制限 転賃は認められず、また小作権の売買も認められない。利用上においては地質の変更などは地主の許可を必要とする。小作地に係る負担は一般には地主側が負担する。

。永小作地

田 全小作地面積 二八、二四九町六反 内、永小作地 一、一四〇町五反 (4%)

畑 // 一五、八二〇町三反 // 一、一三〇町八反 (7%)

。特殊小作慣行

「上北郡野辺地町及七戸町附近には『納子』なるものありて或る地主に専属し家屋及耕牛馬の貸與其他の物件を地主より受け耕し其報酬として地主の農事繁忙の時手伝する慣例あり。」

この調査はかなり厳密さを欠いているものと思われ、例えば特殊慣行に関しては、あたかも「刈分小作」が北津軽郡にしか存在しないかの如く書かれているが、これは勿論後述の如く、上北郡に広くみられたものであり、正確ではないのである。それにしても、大正期に入っても、明治一八年当時と基本的には変化のない地主・小作関係が維持されていたようであることは明らかである。なお上北郡の特殊小作「納子」(名子)制は、一般には封建的遺制とされるものであるが、一方には生産力の低い段階において、分家が本家筋の庇護の下に生計を立てる手段としても存続しえたともされるものである(有賀喜左衛門の諸研究を参照)。

三 大正一〇年小作慣行調査

大正一〇年には全国的に小作慣行調査が実施されている。これはこの当時全国的に発生し、しだいにその質・量ともに発展の度合を強くしてきた小作争議を背景としつつ行なわれたものである。青森県に關してもかなりの調査が実施されたと思われるが、残念ながらその全貌は不明であり、ここでは『東北地方農村に關する調査』に収録されている部分のみの紹介にとどめる。

。小作料 全県的なものであるが、田、畑それぞれについての一般的なものが示されている。

第八二表(1) 青森県における水稻小作料(大正一〇年)

種別	契約上の小作料		最近五ヶ年平均実収小作料		最近五ヶ年平均実収高		実収小作料の生産高に對する割合
	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
水田	玄米	一、一〇〇合	玄米	一、一〇〇合	玄米	二、三〇〇合	四八%
		九〇〇		九〇〇		二、〇〇〇	
		六〇〇		六〇〇		一、五〇〇	
上田	〳	二、七〇〇	〳	二、七〇〇	〳	四、六〇〇	六〇%
		一、七〇〇		一、〇三〇		三、二〇〇	
		〳		〳		四、六〇〇	
中田	〳	一、〇三〇	〳	一、〇三〇	〳	三、二〇〇	四五%
		〳		〳		二、三〇〇	
		〳		〳		四、六〇〇	
下田	〳	一、一四三	〳	一、一四三	〳	二、二〇〇	六五%
		〳		〳		二、二〇〇	
		〳		〳		二、二〇〇	
上田	〳	一、一四三	〳	一、一四三	〳	二、二〇〇	六五%
		〳		〳		二、二〇〇	
		〳		〳		二、二〇〇	
中田	〳	一、一四三	〳	一、一四三	〳	二、二〇〇	六五%
		〳		〳		二、二〇〇	
		〳		〳		二、二〇〇	
下田	〳	一、一四三	〳	一、一四三	〳	二、二〇〇	六五%
		〳		〳		二、二〇〇	
		〳		〳		二、二〇〇	

第八二表(2) 青森県における畑小作料(中畑程度のもの)(大正一〇年)

種別	契約上の小作料			最近五ヶ年平均小作料			最近五ヶ年平均收穫高		
	種類	数量	見込金額	数量	見込金額	数量	見込金額	数量	金額
畑	大豆	三斗	四円五〇	三斗	四円五〇	一石	一五円六〇	三〇%	三〇%

。特殊小作 本調査の一つの特色は、この特殊小作について詳細であることである。上北郡に関しては刈分小作に関する説明がある。

刈分小作(地方的名称 分作・毛分)

刈分小作の行われている場所

北津軽郡 (三ヶ村)

上北郡 野辺地町、横浜町、天間林村、甲地村、七戸町、浦野館村、大深内村、三本木町、法奥沢村

藤坂村、四和村、六戸村、下田村、三沢村、六ヶ所村

下北郡 (六ヶ町村)

三戸郡 (二九ヶ町村)

原因及び沿革

原因

- 一、耕地中一定の収穫を認め難き場合若くは小作料の甚しく低額なるを要する場合を分作とす。
- 二、古来地味豊穰ならず耕地広く口寡小なりしが故に之を普通の小作としては開墾耕作する者なかりしを以て一面奨励の意味に於て小作人に有利に耕作せしめたるは今日の分作の始めなり。
- 三、旧来より凶作又は悪作に見舞はれること屢なりき其の都度小作料を減免せざるべからざる煩を避けんがため分作をなすに至れり。

沿革

- 一、旧幕時代配地（知行）の百姓に小作せしめたるより始まり代々連続的に小作し今日に至れり。
- 二、稲作を始めて栽培せし当初其栽培法は殆んど原始的にして耕作法に熟達せざるため秋季に至るも収穫の自信なき故其の小作料を定むる能はず依って秋季刈取の際地主の出張を煩し、刈りたる毛作を地主及び小作人にて等分に分配したるに始り、以来之が慣行となりて今日に至れり。
- 三、新開墾地にして収穫多からざる土地は小作料を定むるに困難なるを以て地主小作協議の上刈分小作を為すに至れり。

地主と小作人数（青森県全体で）

地主 一、三七三人 小作人 一一、五〇〇人

刈分小作地反別（青森県全体で）五五、〇二八町歩

なおこの刈分小作は、昭和期に入っても依然として根強くつづいており、戦時体制下において、本小作制度が

耕作者の生産意欲を損うものとして、ようやく廃止されるべき行政指導が行われる。昭和一四、五年において上北郡内の町村はその指定を受けている。昭和一〇年の調査でもこの刈分小作が極めて根強く残っていたことが証明されている。ちなみに次にあげておこう。

。郡市別の刈分小作地

下北郡	水田面積	二、〇〇〇町歩中	約五〇〇町歩
上北郡	〃	一〇、〇〇〇町歩中	約四、〇〇〇町歩
三戸郡	〃	七、〇〇〇町歩中	三、〇〇〇町歩
八戸市	〃	四〇〇町歩中	一五〇町歩
計	〃	一九、四〇〇町歩中	七、六五〇町歩

。分作付の歩合

上北郡七戸町の場合

	地主取分	小作取分	運搬者	調製者	夫役
上田	五分	五分	小作者	双方にて	なし
中田	四分	六分	〃	〃	〃
下田	三分	七分	〃	〃	〃

さらに昭和一〇年に至るも、夫役小作が、三戸郡と上北郡に残存しており、上北郡では藤坂村・四和村・三本

木町・七戸町付近とされている（以上、『東北・北海道農山漁村職業紹介の問題』より）。

また昭和一五年の調査では、七戸町における刈分小作について、小作反別四五四六町一反、畑七二九町四反中それぞれ一〇〇パーセントが刈分小作だとされている（青森県『南部地方に於ける小作慣行』、本調査は昭和一〇年調査と同一部分が多い）。

四 七戸町付近における小作慣行について

以上、明治・大正期における小作慣行調査の若干を紹介してきたが、これより我々は何を知りうるであろうか。小作慣行調査自体が精疎あり、また視点・調査対象に相違ありで、仲々一貫した整理が出来えないのであるが、ともかく判断するところをあげておこう。

まず第一にわかることは、いわゆる「封建遺制」とされた古い形態の慣行が七戸町付近にも比較的最近まで存在していたことである。大正元年の調査においても依然として「納子」制の存在が確認されているのがそれである。「納子」制は、古くは日本全国にみられたが、明治以降においては有賀喜右衛門の研究などによれば、旧南部藩領の、特に畑作地帯に相変わらずみられ、それ自体としては「古い」とは片付けられない、すなわちその地域の特性、条件の中で考えられなければならぬものだと思われる。したがって本制度の存在自体のみで、その地域を旧体制下にあるとは断言出来るものでないであろう。しかし言いうることは、かかる制度はかなり古い時代より一貫して存在してきたのであり、またそれは一般には資本主義的商品経済下になく、生産力の低い地域にみら

れたことである。とすれば、七戸町付近における本制度の存在も、七戸地方における生産力の低位、商品経済の未発展などを指摘することになるであろう。

第二に、刈分小作の多く存在することである。刈分小作とは収穫時において、地主と小作人とが予め決められた率に従って収穫物を分配する方法であり、したがって毎年の小作料はその年の出来高により若干の変化、差異を生じるものである。この刈分小作は青森県にはかなり広くみられており、その他岩手県あるいは中国地方における存在も指摘されている。青森県においては南部地方に圧倒的に多く存在しており、先述の如く本制度下では小作人の収納部分は必ずしもその努力を反映することがないために、昭和期に入り、特に戦時体制下における徴兵・徴用の増大が小作人の数を急速に減少させるという条件下で、小作人の生産意欲増大 \parallel 生産力増大を図る目的でしだいに廃止の方向へと指導されたものである（『天間林村史』などを参照）。つまり、この制度は昭和一〇年代に至るも一貫して存続しており、それも極めて多いものであった。刈分小作が何故にかくも広汎に、かつ根強く存在したかの理由としては、やはり生産力の低位にあることが第一に指摘されるべきであろう。そして凶作常習地帯である七戸地方では、小作料の絶対量・額の決定はむしろ小作人の負担増になる場合もあり、小作人としても収穫時における分配（ \parallel 小作料決定）であるこの刈分方式を歓迎したかとも思われる。

第三に指摘されることは、小作権の確立のなさであろう。青森県においては小作契約は口頭による契約が多く書類を交わすことは時代を遡るほど少なくなっている。特に南部地方はその傾向が著しい。契約書を取り交わさないということは、権利・義務関係の不明さ、したがって小作権（ \parallel 耕作権）の未確立としてみられてよからう。

しかし、その反面にあって、小作人の多くが地主側から小作を拒否されるようなこともなかったことから、口頭契約で十分事足りていたとも言いうる面もある。なお聞き取りによれば、中小地主、特に在村地主と、大地主でありかつ村外居住地主とは、小作料の取り立てに於て明らかな差異があったという。すなわち、中小の在村地主は、その小作料取り立てでは厳しいものがあり、大地主は寛容であったという。これは生産力が低く、かつ小作に出している田畑も規模の小さい中小地主は、取り得る限りの小作料を取ろうとしたためであろう。

第五節 地主制の発展と地主・小作関係

一 地主制発展の一般的経緯と青森県の状況

前節にて小作慣行について検討してきたが、そもそもかかる慣行は、地主制、あるいはその対極としての小作制の存在あるいはその発展を前提とする。本節においては、地主・小作制の発展を検討するが、さしあたり、青森県におけるその検討から始めよう。

一体、地主制とは、すでに幕藩体制の解体過程であらわれてきたものであり、明治期における資本主義の発展とそれに伴う政治・経済・社会的変革の中で急激に拡大してきたものである。

我国資本主義発展の一つの特徴としては、資本主義的工業の発展のために、政府は農業から収奪した高額地租を国家資本として使用していったことがあげられるのは周知のところであるが、かかる地租徴収のために明治八

第83表 自、小作面積の変遷
(明治20~44年)

	自作地	小作地
	%	%
明治20年	69.6	30.4
〳 25年	65.0	35.0
〳 30年	—	—
〳 31年	—	—
〳 32年	—	—
〳 33年	—	—
〳 34年	65.1	34.4
〳 35年	64.8	35.8
〳 36年	41.3	58.7
〳 37年	60.5	38.5
〳 38年	60.1	39.9
〳 39年	60.8	39.2
〳 40年	59.2	40.8
〳 41年	55.6	44.4
〳 42年	58.8	41.2
〳 43年	58.3	41.7
〳 44年	58.3	41.7

(『青森県農地改革史』)

年地租改正事業を行ったのであり、かくしてこれ以降において地主階級層、特に大地主層に対する保護政策が一貫して実施されていく。この地租改正事業は従来の小作慣行の否定でもあったが、この点はさらに明治三〇年の民法制定にあたっては厳格に実行される事となった。かかる地主層はまた政治上・社会上においても幾多の特権を与えられたのである。

大地主層の本源的な蓄積が始まったのは明治一〇年代からであった。特に明治一七、八年における我国の幣制改革期にあたっては米価が大いに下落して農村金融の道は閉塞、農家は負債の返済が不可能となり、ついに所有地を売却して次々と小作農に転落してきたといわれている。そうした土地はより大きな地主、あるいは資本家により購買されていった。青森県における大地主の発生はこの時期にみいだしうると言われる。

物価の変動もまた大地主に利益をあたえた。明治二〇年代に入つての資本主義的恐慌の到来と、農村における凶作とにより物価の上昇をみ、また逆に大豊作にみまわれた場合における米価の低落は、中小農民への一大打撃となつてあらわれた。かかる階層はさらに地価額、戸数割の諸税負担にも苦しめられつづけた。

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第84表 (1) 農村負債状況 (明治35~37年)

	明治35年		明治36年		明治37年	
	年末現在 負債額	一戸当 負債額	年末現在 負債額	一戸当 負債額	年末現在 負債額	一戸当 負債額
東 津 軽 郡	3,524,914	206	3,770,272	217	3,919,282	223
西 津 軽 郡	895,846	87	968,809	92	999,237	95
中 津 軽 郡	765,593	52	741,717	50	738,495	50
南 津 軽 郡	1,158,436	80	1,308,949	90	1,486,066	101
北 津 軽 郡	645,272	60	695,051	64	651,560	58
上 北 郡	407,056	40	408,189	49	403,351	39
下 北 郡	54,952	12	156,053	35	127,130	28
三 戸 郡	1,055,830	59	1,418,290	79	1,478,551	82
計 又 は 平 均	8,504,618	85	8,944,755	89	9,008,209	89

(『青森県農地改革史』)

第84表 (2) 農家の階層的分化 (明治20~40年)

	自作農	自小作農	小作農	計
	%	%	%	%
明治20年	37.27	41.45	21.28	100
明治30年	37.48	40.41	22.11	100
明治40年	33.69	32.38	33.93	100

(同上)

こうして明治二五、六年頃からは、地主はさらに高利貸、商人らの手により土地の兼併・集中化が進行させられ、大量の小作人を誕生させてゆくことになる。

かかる点は、第八三表より数量的に把握されよう(『青森県農地改革史』参照)。

明治三〇年代にはほぼ確立した地主制は、その後においても一層の発展をとげることになる。特に基本的には資本主義的商品経済の只中に投げ込まれた零細農は、農村販売物の低価傾向と、購買品物価の高騰によるシェーレ状価格差により益々窮乏化し、また前述の如きほぼ五年に一度づつ周期的に起る劣作、ことに大正二年の大凶作、あるいは第一次大戦に

第84表 (3) 自作、自小作、小作農家戸数の変遷
(明治30~41年)

	自作	自小作	小作	合計
	%	%	%	%
明治30年	100	100	100	100
〳 31年	100.8	95.3	98.6	98.1
〳 32年	106.5	101.6	113.3	107.8
〳 33年	111.5	105.1	107.8	108.1
〳 34年	105.6	105.1	117.9	108.1
〳 35年	110.6	104.0	120.8	110.2
〳 36年	106.8	114.5	117.7	112.4
〳 37年	105.6	116.0	126.2	114.4
〳 38年	104.6	112.6	130.5	113.6
〳 39年	102.1	118.2	137.5	116.4
〳 40年	105.3	93.9	179.9	117.2
〳 41年	105.9	92.8	186.9	118.5
〳 42年	104.4	100.6	180.2	119.6
〳 43年	100.8	110.8	173.5	120.9
〳 44年	103.6	113.3	169.1	122.0

(『青森県農地改革史』)

よる工鉱業の飛躍的發展とは対照的な農村経済の遅滞は、両者のアンバランスを一層激化し、かくして農村経済の矛盾の深刻化と階層分化を助長していったのである(『青森県農地改革史』・第八四表(2)参照)。

農民の階層分化の進行とともに、農村賃労働者の創出等があった反面において巨大な土地所有者も出現して行く。かかる巨大地主、特に五〇町歩以上を所有せる地主は、大正一三年の調査においては、本県において一〇三

人を数えている。これは全農家戸数八万〇七一三戸に対してはわずか〇・一三パーセントにすぎぬが、逆にその所有面積は一万一八七四町歩で、全耕地七万九四六〇町歩の一五パーセントを占めるものであった。これら地主の手作り(自作)地はわずかに一六八町歩であり、残りは全て小作地として貸与されており、その小作人は一万六九三一戸であったという(『青森県農地改革史』)。この点を本県各郡別に示したのが第八四表(1)である。

さらに、正年間の耕地所有面積別農家戸数の変化は第八四表(3)の如くである。

これら大地主は、所有面積が広大であったた

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

戸農家数			計 畑 田							
計	自小作	自作	計	小作地	自作地	小作地	自作地	計	小作地	自作地
	大正二年	二六、四三三		二二、九五六	大正二年	四九、五七五	六六、六八六		一九、六〇六	三四、九一〇
大正七年	二九、四二一	二三、七八八	大正七年	五一、五〇三	六九、九二〇	二〇、三二三	三七、二三一	大正七年	三一、一七九	三三、六八九
大正一四年	三七、七一九	二四、三六五	大正一四年	五六、七九一	六七、六二四	二一、九三八	三六、三八五	大正一四年	三四、八五三	三一、二三八

第八五表 (2) 農家構造の変化

第八五表 (1) 農地所有構造の変化

(『青森県農地改革史』)

第86表 青森県の自小作農家数の変遷 (大正1~14年)

	自作農		小作農		自小作農		計	
	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数	戸数	指数
大正 1年	23,289	100.0	22,012	100.0	27,692	100.0	72,993	100.0
〃 2年	22,956	98.6	23,463	106.6	26,453	95.5	72,872	99.8
〃 3年	22,853	98.1	23,690	107.6	27,810	100.3	74,353	101.9
〃 4年	22,696	97.4	22,736	103.3	27,437	99.0	72,869	99.8
〃 5年	22,482	96.5	23,324	105.5	28,214	101.9	74,122	101.5
〃 6年	24,114	103.5	24,400	110.8	30,132	108.8	78,646	107.7
〃 7年	23,788	102.1	23,115	105.0	29,421	106.2	76,324	104.6
〃 8年	—	—	—	—	—	—	—	—
〃 9年	23,490	100.9	22,913	104.1	30,503	110.2	79,906	109.5
〃 10年	23,241	99.8	23,234	105.6	31,112	112.4	77,587	106.3
〃 11年	23,247	99.8	23,203	105.4	31,257	112.9	77,707	106.4
〃 12年	23,034	98.9	22,888	104.0	31,850	115.0	77,772	106.5
〃 13年	23,611	101.4	23,070	104.8	32,788	118.4	79,469	108.9
〃 14年	23,569	101.2	24,365	110.7	32,779	118.4	80,713	110.6

(『青森県農地改革史』)

大正15年における50町歩以上地主所有地調査

所有耕地反別総数			耕地1地主当平均別			自作反別		小作戸数	
田	畑	計	田	畑	計	自作反別総数	1地主当平均	小作総数	1地主当平均
町 54.0	町 4.0	町 58.0	町 54.0	町 4.0	町 58.0	町 3.0	町 3.0	戸 75	戸 75
1,532.8	87.2	1,620.0	117.7	6.7	124.6	1.4	1.0	1,786	137
276.0	20.7	296.7	690.0	5.2	74.2	13.3	3.3	505	126
1,311.3	192.6	1,503.9	71.1	11.3	88.4	30.9	1.8	2,435	143
2,603.9	281.2	2,885.1	137.0	14.8	151.8	34.9	1.8	3,445	128
1,340.5	1,166.7	2,507.2	74.4	64.8	139.3	56.0	3.1	4,457	247
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
815.6	1,239.4	2,054.9	37.1	56.3	93.4	29.2	1.3	2,759	125
243.1	8.5	251.6	81.0	2.8	83.9	—	—	465	155
642.2	55.3	697.5	80.3	6.9	87.2	—	—	1,004	125
8,819.3	3,055.6	11,874.9	84.0	29.1	113.0	168.7	1.6	16,931	161

(『青森県農地改革史』)

め、ほとんどが不在地主化するものであり、かつ農業よりの収益を農外経営へ投資する、いわば寄生地主化するものも多かったのである。そしてかかる傾向は、昭和一〇年前後における自作農創設政策あるいは戦時体制下での自作農増加を別とすれば、基本的には戦後における農地改革による寄生地主制の解体||小作人の解放まで継続していたとみられるのである。

二 七戸町における地主制

七戸町は戦前まで地主の町といわれてきた。青森県でも有数の巨大地主であった盛田喜平治を始めとして、盛田庄兵衛、浜中幾治郎、石田善兵衛、米沢与助、あるいはこれらとはやや性格を差にするが工藤轍郎など、数多くの大地主が居住しており、彼らは七戸町はもとより、現在の天間林

第87表

		地主数
東	郡	1
津	郡	13
西	郡	4
中	郡	17
南	郡	19
北	郡	18
上	郡	—
下	郡	22
三	市	3
弘	市	8
青	計	105

第八八表 青森県における大正年間所有別農家戸数

年次	五反歩未満	五反〜一町	一町〜三町	三町〜五町	五町〜一〇町	一〇町〜五〇町	五〇町以上
大正元	二四、四〇九	一七、〇一一	一六、九三一	四、八一七	二、二四四	七〇五	五五
四	二四、六四三	一七、七三三	一五、九四四	五、〇九六	二、一九二	八二九	七一
七	二五、六六八	一六、八三七	一五、九三〇	五、〇五六	二、一七二	八二六	六八
一〇	二六、二八一	一六、七二五	一六、七〇八	五、二五七	二、四二七	九四六	八一
一三	二六、八五四	一六、四五五	一六、六六六	五、一三五	二、五二四	九〇五	八五

(『青森県農地改革史』)

野辺地町六件(個人五人、合名会社一)、法奥沢村一人、百石村一人、四和村一人、浦野館村一件(区有地)であるから、いかに七戸町の比重が高いかがわかる。七戸町の地主と所有耕地反別、所有郡名とその町村数、小作人戸数をあげると次の通りである。

村、上北町、十和田市、六ヶ所村など上北郡内の多くの町村さらには三戸郡にもその地所を所有していた。先にあげた第八七表にみられる通り上北郡では五〇町歩以上所有地主は一八人であったが、このうち八人は七戸町居住者であり、残りは

第八九表 七戸町在住の五〇町歩以上所有地主（大正一五年）

人名	所有地			所在郡名と 村名と 数	小作人数(人)
	田	畑	合 計		
盛田 喜平治	三二七・三 ^町	三一三・四	六四〇・九	上北郡 三	一、一〇四
工藤 轍郎	二二七・四	九八・一	三二五・五	上北郡 三	五五〇
盛田 庄兵衛	四四・九	六三・一	一〇八・〇	〃 四	二三四
浜中 幾治郎	四六・四	四七・六	九四・〇	〃 四	二一〇
米沢 与助	三三・三	二八・七	六四・二	〃 七	一二四
石田 善兵エ	三二・五	三〇・六	六三・一	〃 四	二〇九
松本 祐治	一六・九	三九・九	五六・八	〃 四	七六
川村 作兵エ	一三・二	三五・三	五〇・七	〃 四	一四五

（『大正一五年勸業銀行調査』）

特に盛田喜平治に至っては、この時には青森県内では五所川原の布嘉こと佐々木嘉太郎と比肩する県内一、二の大地主である。佐々木氏の所有規模は田六〇九町、畑三八町三反の合計六四七町三反、その小作人八九四人であり、所有規模でこそ佐々木氏がやや大きいものの、小作人数では盛田氏がはるかに多い。所有耕地にあって佐々木氏は田が圧倒的に多く、これに対比盛田氏は田畑ほぼ同数であり、これは津軽地方と南部地方との差異のあらわれである。

これら八人の、地主が昭和二年に納税した戸数割、所得税、家屋税は次の通りである。

第九〇表 七戸町大地主の納税額（昭和二年）

人名	税目	戸数割	所得税	家屋税	合計
盛田喜平治		二・二〇九 ^円	三、一〇五・五二〇 ^円	二四八・六二〇 ^円	二、四五六・三四九 ^円
工藤轍郎		四八〇	一、八〇八・一八〇	?	一、八〇八・六六〇
盛田庄兵衛		三〇一	九八八・四三〇	一一七・七二〇	一、一〇六・一五一
浜中幾治郎		一八八	五三三・一六〇	一七七・六五〇	七二〇・九九八
米沢与助		三六六	一、五六六・一八〇	九四・八二〇	一、六六一・三六六
石田善兵衛		一六九	四六一・〇四〇	七〇・〇三〇	五三一・二五九
松本祐治		?	?	?	?
川村作兵衛		二一七	四六六・二〇〇	一〇四・三一〇	五七〇・七二七

註 工藤轍郎は昭和二年には息子の不二夫に地所を譲渡しているの、所得税は不二夫名義になっている。（『青森県総覧』）

これらの大地主がどのような手段を通じて土地を集中・集積していったのか。一般には開墾、譲渡、寄付、売買、抵当流れ等が考えられるが、開墾による土地の集積（国有地払下げ）は工藤轍郎を例外として、その他は極めて少ないであろう。彼らは主として一般農民がその所有せる田畑等を何らかの理由で書入れ、すなわち抵当に入れ、返済不能となったものを抵当流れの形で集めていったものと考えられる。左に地所書入れ証書の事例を挙

げておこう。

地 所 書 入 之 証

一 借用金 八円也 来ル明治十二年十二月返済期限

書入地所 六反八畝拾四歩

此地価 金四拾三円五錢九厘

内訳

字鶴沢向三拾八番 北郡大浦村地内

一 反別 壹反三畝二歩 畑生地

此地価 金六円拾三錢四厘

字中渡四拾七番 北郡大浦村地内

一 反別 貳反六畝七歩 畑生地

此地価 金拾八円九拾九錢貳厘

字中岫九十七番地 北郡大浦村地内

一 反別 壹反四畝五歩 畑生地

此地価 金八円九拾貳錢壹厘

字同所百番

一 反別 壹反四畝貳拾步 畑生地

此地価 金九円壹錢貳厘

右書面之通明治十年二月より同十二年十二月迄之間、地所書入金子借用候所相違無之候。周テ地租諸役ニ及ビ作値共一切拙者ニ於テ受持、共御許^江者利金トシテ壹ヶ月貳拾錢ツ、相付年々十二月中相渡可申候。若シ期限ニ至元利共萬一返弁不行景之節者証人引受金子返弁致共右地所引渡共其御許之好次第取斗可申候也。

借主

明治十年二月

青森県第七大区三小区陸奥国大浦村

瀬川 元 助

証人

瀬川 孫 助

貸主

青森^ノ商

第七大区三小区七戸町 盛 田 庄 兵 衛 殿

(上北町 『瀬川家文書』)

所 書 入 之 証

一 用金 貳拾貳円也 来ル明治十二年十二月返済期限

書入地所

反別 九反三步

此地価 金百四拾三円貳拾五銭

内訳

字大開拾九番

北郡大浦村地内

一 反別 壹反五畝拾七歩 田生地

此地価 金四拾壹円七拾三銭八厘

字下居合四十二番 同

一 反別 壹反壹畝拾四歩 田生地

此地価 金貳拾五円七拾八銭六厘

字同所六拾壹番

一 反別 壹反貳畝拾壹歩 田生地

此地価 金貳拾八円五拾四銭八厘

字中渡り貳番

一 反別 壹反六畝廿八歩 畑生地

此地価 金拾八円四拾壹銭七厘

字同所六拾番 同

一 反別 壹反七畝拾歩 畑生地

此地価 金拾八円八拾五錢六厘

字大長根百拾五番 同

一 反別 壹反六畝三步 畑生地

此地価 金九円九拾錢五厘

右書面之通当明治十年三月より同十二年十二月迄之間地所書入金子借用仕候所相違無之候。依テ地租諸役ニ及ビ作値共一切拙者ニ於テ請受、其御許_江者利金トシテ一ヶ月ニ付金六拾六錢宛相付壹ヶ年限利金計算年々十二月中ニ相渡ス可申候ノ者期限ニ至リ元利共方一返弁不行届候節者証人引請金子返弁致候共、右地所引渡候共其御許之好次第取斗可申候也。

借主

青森県農 第七大区三小区陸奥国北郡大浦村 瀬川 孫七 ⑩

証人 同 区同国同郡同村 瀬川 孫助 ⑩

貸主 青森県商 第七大区三小区陸奥国北郡七戸町

米 沢 與 助 殿

(上北町『瀬川家文書』)

この地所がその後どうなったかは不明だが、一般農民は、七戸町在住者に限らずその付近農民も七戸町の有力

者（地主・商人・実業家・金貸しなど。そして同一人物がこれらすべてを兼ねる場合が多い）に土地を抵当として期限付きで借金したのである（そしてその期間中は小作人として田畑を耕やす）。借金が運よく返済出来るだけの条件を一般農民・小作人は果たして持ちえたであろうか。抵当は結局は売買と同様であったと考えた方がよさそうである。

三 地主による土地買収の事例——地主制の形成過程

先にあげた大地主も、当初から何十町歩という地所を所有していたわけでは勿論ない。別章（第七章）に紹介した如く、明治一〇年前後にあっては、盛田喜平治の所有地は田五町一反八畝三步、畑八町一反七畝一步、その他若干の合計一三町三反五畝四歩、工藤隆太（轍郎父）は畑二反六畝一四歩、盛田庄兵衛は田二町二反八畝六歩、畑四町二反九歩、合計六町四反八畝一五歩など、決して規模の大きなものではなかった。工藤氏の場合はその後における轍郎の開墾事業とその成功により、そして両盛田氏の場合は主として抵当流れ、買収等により土地を集中してゆく。

以下において、盛田喜平治家、盛田庄兵衛家、石田善兵衛家および山本勇吉家、および米沢与助家の土地集中の状況を事例的に検討したい。但し、盛田喜平治家に関しては、甚だ残念ながら同家の七戸町における土地取得のみであり、盛田庄兵衛家については、七戸町における分と、大正二年と昭和六年に関する他町村分、石田善兵衛家については、七戸町における状況と明治三五年より四二年までの他町村分、山本勇吉家については七戸町

分と明治一四年より昭和一〇年までの他町村分、米沢与助家は昭和一〇年代の他町村における土地集積である。

(五家の七戸町における土地取得に関しては、盛田稔の整理による『土地得喪状況調査台帳 七戸町』、盛庄家の他町村分については『大正二年九月以降土地買入帳』―盛田庄兵衛家所蔵資料、石田善兵衛家の他町村分は『明治三五年一月土地売買証綴』―石田善兵衛家所蔵資料、山本勇吉家他町村分は『明治四十年一月土地買受綴 山勇』、『買受綴 勇』―山本勇吉家所蔵資料、米沢家による土地所有状況は、『昭和拾五年年貢帳』による)

(一) 盛田喜平治家における土地集積―七戸町の場合―

盛田喜平治家の明治二三年以降昭和一〇年頃までの年次別・地目別土地集積状況は次表のようになる。但しこれには、大正一〇年以降における合名会社盛田牧場の分は含まれない。

第91表 (1) 盛田喜平治家の七戸町における土地集積(明22~昭12)

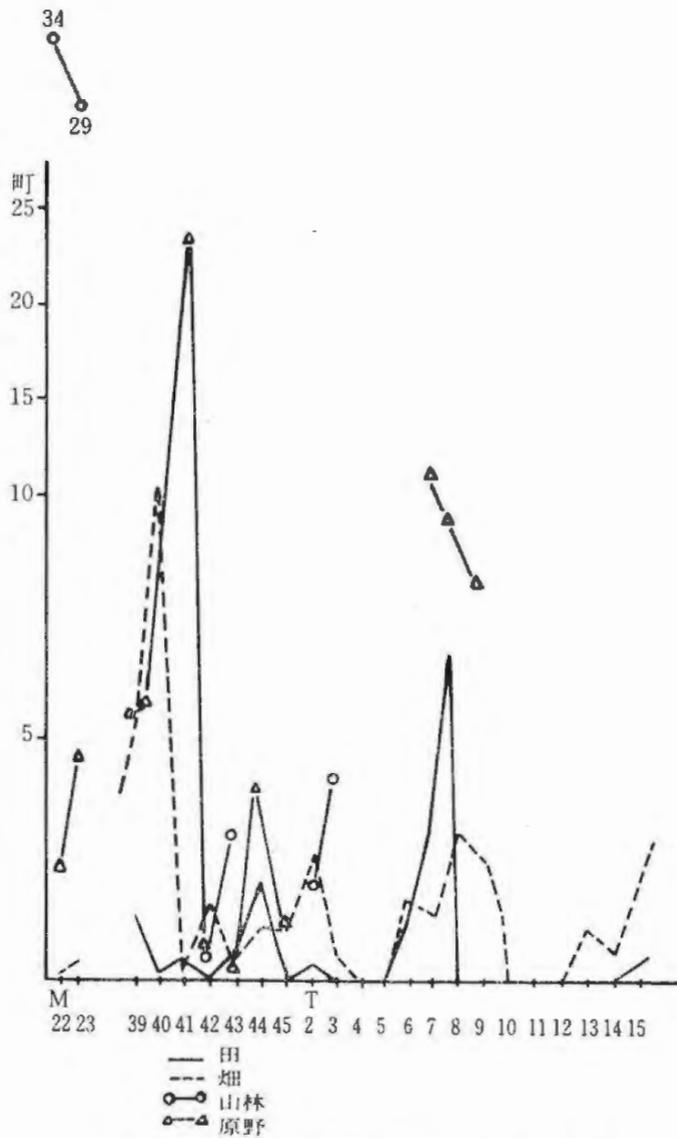
年	田		畑		宅地		山林		原野		その他		合計		
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝
明治22				1.6.13			3.22	34.3.3.10			2.4.8.20				37.5.3.5
23							4.5.18	29.9.8.3			4.6.3.10				31.0.7.1
24															0
25															0
26															0
27															0
28				4.6.13											4.6.13
29															0
30															0
31															0
32															0
33															0
34															0
35															0
36															0
37				6.1.6								3.3.5			9.4.11
38															0
39	1.4.4.21			5.0.8.10			2.3.5			5.5.7.13					12.3.3.19
40	1.0.0.00			10.8.7.16			1.2.9			5.7.6.22					16.8.6.17
41	4.4.0.09			1.9.0.6						23.3.6.13					23.9.9.28
42	1.1.6			1.6.0.06				5.1.28		6.9.0.8					2.8.2.28
43	7.4.0.5			3.2.1.4			1.8.15	3.0.0.00		2.1.0.4					4.4.6.0.8
44	2.2.3.0.7			1.1.0.2.3			1.8.2.7			4.0.3.2.1					7.5.6.1.8
45				1.0.3.0.3			5.0.2.2			1.2.5.1.6					2.7.9.1.1
大正2	3.8.2.6			2.7.1.0.2			7.0.0.0	2.0.7.2.8		12					5.7.8.0.8
3				6.4.2.6				4.1.5.2.6							4.8.0.2.2
4															0
5															0
6	1.2.7.2.6			1.6.4.2.2			3.1.1	1.0.2							1.9.7.0.1
7	3.0.0.0.9			1.3.1.1.8			4.1.0			11.7.4.1.4					16.1.0.1.1
8	6.7.1.2.8			3.0.9.2.9			5.0.7			9.4.4.0.9					19.3.1.1.3
9				2.6.6.1.8			2.2.5			8.2.8.0.9					10.9.7.2.2
10															0
11															0
12															0
13				1.0.3.0.9						1.4.2.1					1.1.8.0.0
14				5.1.0.0											5.1.0.0
15	4.9.2.5			2.8.5.1.5			1.2.8			2.9.0.4					3.6.6.1.2
昭和2				2.0.0.9											2.0.0.9
3	9.6.2.9			5.8.1.0			1.1.8	3.4.7.1.3							5.0.3.1.0
4	2.2.1.9			2.1.0.0											4.3.1.9
5				1.2.3.1.4			6.1.3			3.2.8					1.3.7.2.5
6							9.4.3								9.4.3
7															0
8															0
9															0
10															0
11	1.0.6			8.2.8			5.2.5								1.5.2.9
12															0

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

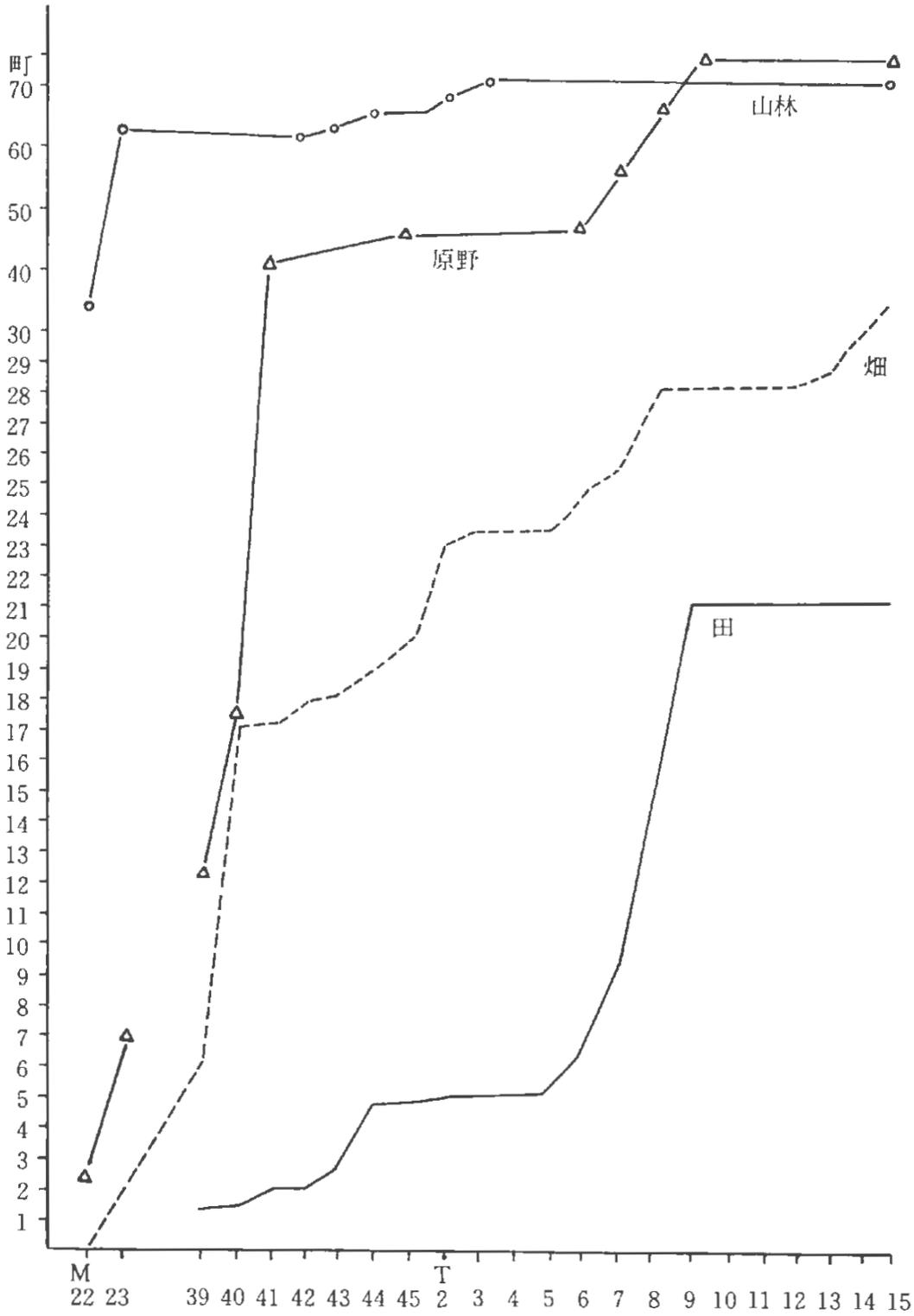
第91表 (2) 盛田喜平治家の土地集積

	田	畑	宅地	山林	原野
	町反 畝歩	町反 畝歩	町反 畝歩	町反 畝歩	町反 畝歩
明治期	5.0.0.08	18.8.3.07	1.7.2.18	66.8.3.11	46.7.2.18
大正期	9.5.8.23	17.3.1.27	1.7.20	6.1.8.27	28.4.7.13
昭和期	2.9.27	1.4.6.10	1.1.26	—	3.28

さらにこれを明治・大正・昭和期にわけてみると次表のようになる（昭和期は昭和二〇年まで）。
また第九一表(1)をグラフ化すると第七図(1)が得られる。



第7図(1) 地目別年次別集積地所面積



第7図(2) 年次別地所累積面積

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第92表 (1) 盛田喜平治家の天間林村における土地所有
(昭和20年前後)

地区		天間 館	二ツ 森	榎 林	附 田
地 目		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
田		2.6.7.6	18.7.1.3	11.1.1.11	1.5.3.28
畑		9.5.29	8.6.6	2.3.0.6	—
そ の 他		—	—	13.0.0.0	—
(計)		3.6.3.5	19.5.7.9	26.4.1.17	1.5.3.28

地区		中 岫	野 崎	花 松	(計)
地 目		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
田		1.4.8.0	1.0.20	—	—
畑		1.8.6.26	7.2.23	6.3	—
そ の 他		—	—	—	13.0.0.0
(計)		3.3.4.26	8.3.13	6.3	54.4.0.21

(天間林村農業委員会資料)

第92表 (2) 盛田喜平治家の上北町における土地所有
(昭和20年前後)

地区		大 浦	新 館	上 野	(計)
地 目		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
田		11.6.2.28	3.0.9.19	1.2.18	14.8.5.5
畑		15.3.3.10	3.0.8.24	3.2.2.9	21.6.4.13
そ の 他		—	—	—	—
(計)		26.9.6.8	6.1.8.13	3.3.4.27	36.4.9.18

(上北町農業委員会資料)

こうしてみると、盛田喜平治家の土地集積には幾つかの特徴がある。
(1) 明治二二〜三年には、山林・原野が集積されている。これは主として国有地払い下げであり、盛田家はこれを開墾してゆくことになる。

(2) 田畑の集積が本格化するのには、明治三十九年以降である。この場合、明治期においては畑が、大正期に入ってから田の比重がやや大きい。但し、田と畑の集積度では、畑がつねに上位にあった。

(3) 明治三十九年～大正二年、大正六年～大正九年、大正一三、四年～昭和五年の三期において盛田家は土地集積を集中的に行っている。特に明治三九～大正二年は著しい。

これらのことで何を意味するかは、他の地主の土地集積を検討して後にまとめて考えたい。

なお、盛喜家が他町村において所有していた地積は不明であるが、戦後における農地改革時において、天間林村および上北町において売却した土地は第九二表の通りである。残念ながらこれらの耕地がいつ盛喜の手に渡ったかは不明だが、おそらく七戸町における土地集積と相前後して集められたものであろう。

(二) 盛田庄兵衛家の土地集積

盛田庄兵衛家（通称盛庄）については、七戸町における土地集積の他に、大正二年～昭和九年においては、他町村における分も比較的明らかにしうる。

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第93表 (1) 盛田庄兵衛家の土地集積 (七戸町、明39~昭15)

	田		畑		宅地		山林		原野		その他		合計	
	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩
明39	—	—	—	—	1.02	—	—	—	—	—	—	—	—	1.02
40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	—	—	6.9	29	—	—	14.1	9.12	—	—	—	—	—	14.8.9.11
42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	4.7	26	—	—	?	—	—	—	—	—	—	—	—	4.7.26
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	(1.13)	(1.6. 0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1.7.13)
7	—	—	3.6	05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.6.05
8	—	—	2.1	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1.12
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	4.9	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.9.23
昭2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	1.4	05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4.05
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	6. 6	—	—	—	3.3	24	—	—	—	13.4. 0
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	4.8	9.29	6. 2	—	5.1	13	3.6	8.25	—	—	—	14.1.6. 0
10	—	—	—	—	2.12	—	—	26	—	—	—	—	—	3. 8
11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	2.2	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.2. 9
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

註 () 内は、『土地得喪状況台帳』にはなく、『盛田庄兵衛家資料』より確認出来るもの。

第93表 (2) 盛田庄兵衛家の土地集積 (大正5～昭和15) と地域的分布

	七戸町			上北町			天間林村			大深内村			合計
	田	畑	その他	田	畑	その他	田	畑	その他	田	畑	その他	
大5	町反畝歩 —	町反畝歩 —	町反畝歩 —	町反畝歩 —	町反畝歩 1.6.9.0	町反畝歩 7.8.15	町反畝歩 —	町反畝歩 —	町反畝歩 5.7.5.0	町反畝歩 —	町反畝歩 1.1.14	町反畝歩 —	町反畝歩 8.3.3.29
6	1.13	1.6.0	—	—	2.3.27	1.0.0	—	—	—	—	—	—	3.6.10
7	—	3.6.5	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9.17	—	6.6.22
8	—	2.1.12	—	—	1.0.6.29	—	4.1.4	—	—	—	—	—	1.6.9.15
9	—	—	—	—	1.0.0.16	—	—	—	—	—	—	—	1.0.0.16
10	—	—	—	—	—	49.2.9.2	—	—	—	—	—	—	42.2.9.2
11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.20	8.20
15	—	4.9.23	—	3.2.3.8	1.4.22	—	—	—	—	6.1.1	7.9.0	3.9.2	5.6.6.26

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

昭2	—	—	—	6. 5	—	3.4. 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.0. 7
3	1.4. 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4. 5
4	—	—	—	6.8.23	—	—	1.12. 1	22	—	4.7.15	—	—	—	—	—	2.1.9. 1
5	—	—	3.4. 0	—	1.9.1. 9	23	1.6. 1	—	—	—	—	—	—	—	—	2.4.2. 3
6	—	—	—	7. 6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7. 6
7	—	—	—	4. 6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4. 6
8	—	—	—	1.9.16	4.19	9.13	1.4. 5.21	—	—	—	4.0.29	—	—	—	—	2.1.9. 8
9	—	4.8.9.29	9.2.6.21	7.8.14	—	—	—	—	4.4.27	25	—	—	—	—	—	15.4.0.21
10	—	—	3. 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3. 8
11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	2.2. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.2. 9
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(『大正二年九月以降土地買入氏名』盛田庄兵衛家資料)

36	—	1.4.1.25	—	9.6.11	—	1.12	—	—	—	4.6.14	1.9.11	—
37	1.8.7.17	2.9.10.18	3.9.4.25	9.20	6.7.6	—	—	—	—	2.1.6	2.7.2.5	7.2.8
38	4.9.12	—	2.7.22	—	—	—	—	—	—	2.8.25	9.8.27	36.0.1.12
39	5.0.12	7.5.9	—	4.0.14	4.7.10	—	—	—	—	5.3.29	2.2.6.28	32.1.7.27
40	—	—	—	1.0.4.25	—	—	—	—	—	4.1.21	3.8.00	13.8.5.2
41	—	—	12.2.7.6	—	—	—	—	—	—	2.12	9.8.4.21	3.4
42	—	2.0.4.27	17.9.3.19	—	—	—	4.9.28	—	—	1.1.9	8.0.18	1.5.9.6
43	—	—	—	—	3.1.20	—	—	—	—	1.2.3.9	1.7.1.20	4.5.7.17
44	4.1.19	1.0.3.12	—	—	—	—	—	—	—	2.9.17	—	2.9.3
45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(『明治三五年一月以降地所売買証綴』石田善兵衛家資料)

石善家による土地集積を、昭和九年現在の各町村、地目別に示せば第九四表の通りである。

石善家の土地集積は、盛喜家に比べればはるかに小さく、盛庄家にも及ばないものである。盛喜・盛庄両家同様に明治三七年頃から土地集積が開始されているが、石善家の特徴は土地買収地区が圧倒的に大深内村であることだろう。本村に関しては明治三五年以降明治末まで毎年何らかの土地集積を行っている。逆に七戸町においては、大正期における土地集積は極めてわずかである。

第94表 (2) 石善家による土地取得
(七戸町における、大正2～昭10)

	田			畑			宅地			原野・山林			その他		
	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩
大正 2			—	8. 2. 4		—			—			—			—
3			—			—			—			—			—
4			—			—			—			—			—
5			—			—			—			—			—
6			—			—			—			—			—
7			—			—			—			—			—
8			—			—			—			—			—
9			—			—			—			—			—
10			—			—			—			—			—
11			—			—			—			—			—
12			—			—			—			—			—
13			—			—			—			—			—
14			—			—			—			—			—
15			—			—			—			—			—
昭和 2			—			—			—			—			—
3			—			—			—			—			—
4		4. 6.	5	5. 9.	23		1. 0.	13				—			—
5			—			—			—			—			—
6			—			—			—			—			—
7			—			—			—			—			—
8			—			—			—			—			—
9		1. 6.	16	3. 1.	10				—			—			—
10			—		—				—			—			—

(『土地得喪状況調査台帳』)

第95表 石善家の土地所有状況 (昭和6年現在)

町村	田			畑			宅地			山 林			その他			計		
	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩
七戸町	7. 0. 5.	5		7. 4. 2.	16		1. 5. 4.	9	26. 1. 9.	11								
浦野館村	8. 9. 1.	2		4. 4. 9.	2		4. 3. 3		1. 9. 6.	1								
大深内村	16. 6. 3.	25		11. 4. 2.	22		4. 1. 2	40.	1. 7. 12									
天間林村	7. 1. 12																	7. 1. 12
計	33. 3. 1.	4		23. 3. 4.	10		2. 3. 8.	14	68. 3. 2.	24								

註 その他七戸町には共有地あり。

(『土地台帳—石善』昭7)

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第96表 (1) 山本勇吉家所有地表 (大浦村)

地目	田		畑		宅地	
	町	反 畝 歩	町	反 畝 歩	反 畝 歩	
別	2. 0. 1. 2		3. 9. 8. 1		6. 4. 9	
地 価	581円	40. 5	262円	43. 4	72円	33. 7
地 租	14. 51. 4		6. 79. 5		1. 80. 8	
所在地数		17		28		4
小作人数		8		3		(4)

第96表 (2) 山本勇吉家所有地表 (新館村)

地目	田		畑		宅地	
	町	反 畝 歩	町	反 畝 歩	町	反 畝 歩
別	2. 9. 4		—		—	
地 価	61円	5. —	—		—	
地 租	3. 30. 2		—		—	
所在地数		2	—		—	
小作人数		1	—		—	

第96表 (3) 山本勇吉家所有地表 (上野村)

地目	田		畑		宅地	
	町	反 畝 歩	町	反 畝 歩	町	反 畝 歩
別	8. 4. 26		—		—	
地 価	209円	42. 2	—		—	
地 租	6. 98. 2		—		—	
所在地数		5	—		—	
小作人数		1	—		—	

第96表 (4) 山本勇吉家所有地表 (立崎村)

地目	田		畑		宅地	
	町	反 畝 歩	町	反 畝 歩	町	反 畝 歩
別	7. 1. 1		3. 0. 4. 5		2. 5. 18	
地 価	134円	50. 9	102円	33. 5	20円	23. 8
地 租	5. 25. 8		2. 61. 8		50. 6	
所在地数		9		17		1
小作人数		(1)		(1)		(1)

(山本勇吉家資料『明治十七年大浦村他名寄帖』)

(四) 山本勇吉家による土地所有の進展
 山本勇吉家(通称山勇家)による土地所得は、同家所蔵の『名寄帳』などから判明しうる部分がある。
 山勇家の場合、その『名寄帳』より、明治一七年〜一九年前後における同家の所有規模がまず確認出来る。
 但し七戸町に関しては明治二八年頃である。

第96表 (5) 山本勇吉家所有地表 (深持村)

地目		田	畑	宅地
反別	町反畝歩	1. 2. 7. 5	町反畝歩	町反畝歩
地価	—	63円18. 7	—	13円53. 8
地租	—	1. 57. 0	—	33. 8
所在地数	—	—	5	1
小作人数	—	—	1	(1)

第96表 (6) 山本勇吉家所有地表 (大沢田村)

地目		田	畑	宅地
反別	町反畝歩	1. 1. 1.23	町反畝歩	町反畝歩
地価	—	258円84. 1	—	—
地租	—	6. 9. 0	—	—
所在地数	—	9	—	—
小作人数	—	2	—	—

(山本勇吉家資料『明治19年洞内村他名寄帳』)

第96表 (7) 山本勇吉家所有地表 (明28年) (七戸町)

		田	畑	宅地	山林・原野
反別	町反畝歩	4. 9. 1.29	7. 4. 7.20	2. 4. 6.27	町反畝歩
地価	—	1065円14.0	451円91.0	331円64.0	2. 9.20
所在地数	—	22	25	38	92. 2
小作人(借地人)	—	13(?)	9	16	3

註 いずれの名寄帳にも、後に追記されたと思われるものがある。それはここでは省略している。(『七戸村名寄帳』(山勇家))

第96表 (8) 山本勇吉家の田畑所有と小作人

地目反別小作人		田 反 別	小作人	畑 反 別	小作人
所在地	町反畝歩	町反畝歩		町反畝歩	
七戸町	1. 8. 2.24	7. 4. 7.20	13	7. 4. 7.20	9
大深内村	4. 9. 1.29	4. 3. 1.10	3	4. 3. 1.10	2
浦野館村	3. 1. 5. 2	3. 9. 8. 1	10	3. 9. 8. 1	3
計	11. 8. 9.25	15. 7. 7. 1	26	15. 7. 7. 1	14

(第96表(1)~(7)のまとめ)

その後明治三八〜四〇年における山勇家の土地所有(田、畑のみ)と小作人は次の通りである。

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第97表 (1) 明治40年山勇家所有田と
小作人数

所在地町村	面積・小作人				小作人数 人
	町	反	畝	歩	
七戸町	4.	6.	8.	20	24
大深内村	6.	6.	2.	19	22
浦野館村	2.	8.	8.	14	10
計	14.	0.	8.	23	56

(『営業税、所得税関係綴』)

第97表 (2) 明治38年山勇家所有畑と
小作人数

所在地町村	面積・小作人				小作人数 人
	町	反	畝	歩	
七戸町	9.	4.	8.	28	15
大深内村	14.	0.	5.	11	9
浦野館村	7.	1.	6.	2	6
天間林村		2.	1.	20	1
計	30.	9.	2.	1	31

(『同上』)

右表の結果を、前掲第九六表と比較することにより明治二〇年代から四〇年代に至る二〇年間ほどにあっての山勇家の土地集積の推移が知れる。それによると田は総計で二町歩余、畑は三〇町歩の増加がある。特に両者ともに大深内村における集中が著しいと言いうる。小作人数もそれに伴い増加したのは当然である。

次に山勇家による土地集積を明治一四年以降昭和一〇年に至るまでみておこう。

第98表 (1) 山本勇吉家による田、畑、宅地の集中状況

年次	町村 地目	七戸町			上北町			十和田市			天間林村		
		田	畑	宅地	田	畑	宅地	田	畑	宅地	田	畑	宅地
明治 14年	町反畝歩	7.6.21	町反畝歩 5.24	町反畝歩 6.12	町反畝歩 —								
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	3.6	1.3.26	—	—	1.1.8.0	—	—	—	—	—
17	—	—	—	8.12	2.1.8.0	2.5.1.26	1.4.15	1.1.9.19	—	—	—	—	—
18	1.2.4.11	1.6.8.16	—	—	—	3.0.26	—	—	1.2.7.25	1.3.20	—	8.29	—
19	—	7.5.3	2.0.28	4.9.24	—	—	—	—	—	—	1.3.3.17	2.1.20	—
20	—	—	—	9.0.22	—	—	—	—	—	—	—	7.2.12	—
21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	—	8.5.25	1.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	1.8.8	2.3.25	2.18	1.0.8.11	3.2.3.23	—	—	—	—	—	—	—	—
24	—	—	1.5.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	—	3.1.8	—	—	1.4.0.1	—	—	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—	—	5.2.16	—	—	—	—	—
27	7.3.6	—	—	—	—	—	—	4.3.9	—	—	—	—	—
28	—	3.5.12	4.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	2.7.3	2.3.28	1.1.13	2.5.1	3.9.6	—	—	—	—	—	—	—	—
30	1.0.7.28	1.0.8.24	7.5	—	2.3.6	—	—	—	—	—	—	—	—
31	—	—	—	—	—	—	—	1.2.1	—	—	—	—	—
32	—	—	—	—	9.8.16	—	—	1.9.9.17	—	—	—	—	—
33	—	—	3.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1.22	—	—	—	—
35	—	—	1.1.16	—	—	—	—	—	2.7.6	—	—	—	—
36	—	—	—	—	—	—	—	3.5.7.24	3.5.4.25	1.2.21	—	—	—
37	3.8.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	—	1.8.16	5.25	—	1.3.2.16	—	—	7.6.0	2.7.9.2	—	—	—	—
39	—	—	—	—	—	—	—	—	6.5.6	—	—	—	—
40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	—	2.7.23	—	—	—	—	—	1.8.15	5.9.29	1.7.0	—	—	—

第98表 (2) 山本勇吉家の山林・原野買収推移

	七戸町		十和田市		山林	原野
	山林	原野	山林	原野		
明10～20	町反畝歩 2.6.14	町反畝歩 —	町反畝歩 —	町反畝歩 —	町反畝歩 2.6.14	町反畝歩 —
明21～30	4.9.2.21	13.0.3.14	9.9.18	—	5.9.2.9	13.0.3.14
明31～40	—	—	1.5.3.15	9.1.7	1.5.3.15	9.1.7
明41～大5	4.2.1	—	6.4.0.2	1.16	6.8.2.3	1.16
大6～15	2.7.5	1.1.12	—	—	2.7.5	1.1.12
昭2～10	—	—	—	—	—	—
計	5.8.8.11	13.1.4.26	8.9.3.5	9.2.23	14.8.1.16	14.1.7.19

(『山勇家土地買売綴』)

第98表 (3) 山本勇吉家の田、畑、宅地集積状況の推移

	田	畑	宅地
明10～20	町反畝歩 9.5.3.9	町反畝歩 7.7.4.2	町反畝歩 7.2.22
明21～30	4.5.5.22	8.5.5.10	4.2.15
明31～40	6.8.3.24	10.0.7.19	3.3.7
明41～大5	9.5.12	5.9.6.19	2.0.0
大6～15	1.4.8	7.1.18	1.0.9
昭2～10	1.4.18	—	—
計	—	—	—

(第98表(1)の整理)

山勇家の場合、明治一〇年代よりかなりの規模で土地の買収・集積を行っていたのがわかる。しかしこの場合でも、最も大規模に行われたのはやはり盛喜家などと同様に明治三〇年代である。なお同家においては、七戸町においては宅地を、現十和田市である大深内村にあっては田を、相対的には多く買収しているのも一つの特徴であろう。

(五) 米沢与助家の土地所有規模

当家に関しては、残念ながら七戸町における年次別土地買収状況、お

第一〇章 苦悩する農村社会と農民生活

第99表 (1) 米沢家の七戸町における土地集積

地目別 年次別	田		畑		宅地		山林		原野		その他	
	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩	町反	畝歩
大正1年												
2			2.1.4.11									
3												
4												
5												
6												
7	1.4.00		5.1.12				3.3.2.10					
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15							4.2.00					
昭和2年												
3												
4	2.6.26											
5						7.00						
6												
7												
8												
9			1.4.04			6.00						
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

よび七戸町と他町村における昭和一〇年代の所有規模しか判明しえぬ。しかし幸いのことには、同じ昭和一〇年代の小作料取り立て実績も判明しうるものでこれら三点を表により示しておこう。

(『七戸町土地得喪状況調査台帳』)

第99表 (2) 米沢家の七戸町における土地集積 (年代、地目別)

	田	畑	宅地	山林
明治期	町反畝歩 0	町反畝歩 0	町反畝歩 0	町反畝歩 0
大正期	1.4.00	2.6.5.23	—	3.7.4.10
昭和期	2.6.26	1.4.04	1.3.0	0

註 昭和期は昭和20年まで。

第100表 米沢家の昭和15年時の田・畑所有と小作料取得状況

所在地	地目別 小作料		畑		小作人 人
	田 所有反別	田 小作料	畑 所有反別	畑 小作料	
浦野館村大浦	町反畝歩 3.4.3.26	石斗升合 26.1.9.3	町反畝歩 4.2.28	大豆1石2斗	18
浦野館村徳万才	2.9.9.15	23.0.3.1	1.7.2.15	3.9.2.8	7
浦野館村才市田	2.4.6.15	17.0.4.1	5.4.8.9	13.1.6.3	18
七戸町	1.7.1.9	9.9.1.9	6.4.0.25*	13.6.4.6	12
大深内村	1.0.3.25	7.6.0.8	—	—	4
(計)	11.6.5.0	83.7.9.2	14.0.4.17	31.9.3.7	55

註 この他に金納、畑5反余ある。なお七戸町の場合、畑の小作料は大豆以外に、ソバ、小豆の場合もある。

(『昭和拾五年二月、浦野館、七戸町、大深内年貢帳』米沢与助家文書)

第101表 米沢家所有の宅地とその地料

所在町村	面積	地料	借地人数
七戸町①	4,713 ^坪	441.60 ^{円 銭}	28 ^人
三本木町	266	296.19	6
野辺地町	577	79.50	4
浦野館村①	1,487	110.17 ^②	10
天間林村③	?	?	?

註 ① 浦野館村と七戸町の場合、宅地全てが貸し出されているのではない。

② 宅地料を大豆で支払っているものが1件ある。

③ 天間林村にも宅地を所有しているらしいが、その規模不明。

(『昭和拾五年二月地料帳』米沢与助家文書)

米沢家の場合の特徴は、土地集中が七戸町に関しては明治期には全く行われていないこと、田畑に関しては、圧倒的に浦野館村に集中していること、七戸町にあっては宅地をかなり所有しており、野辺地町、三本木町にもかなりの宅地を有していることを考え合わせると、上北郡の「都市部」に宅地（あるいは家屋を併せて）を所有し、その借地料が米沢家の大きな収入源であったことなどであろう。地主の規模としてはさほど大きなものとは言い難く、田畑の集積には差したる「意欲」を示してはいない。

(六) 七戸町における地主制とその特徴

以上、七戸町における幾つかの地主について、資料的におさえうるものを中心として検討した。以上の検討をまとめることにより七戸町における地主制の特徴を述べておこう。

- ①七戸町における地主制の本格的確立は、明治三〇年代以降四〇年代にかけてである。
- ②地主の規模としては、盛田喜平治家以外はいわゆる巨大地主とは呼び難いものである。
- ③七戸町の地主の多くは周辺町村、特に現上北町である浦野館村、十和田市の一部である大深内村、天間林村などに共通して田、畑、宅地などを所有している。これらの町村が七戸町の政治的影響下に強く置かれていたのはかかる事情の反映でもある。
- ④地目別に見ると、明治期には畑の集積が多く、大正以降は田の比重が増大してゆく。これは上北郡の特性の反映であり、同地方は田よりも畑の比重が高かったこと、しかし、しだいに耕地整理事業の進歩もあり田が多くなっていったことを反映したものである。

⑤なお第五章にて検討したように、七戸町の地主は多くが、商人、あるいは各種の醸造者であった。そしてこの三位一体的性格は、戦後に至るまで分解しないままであった。

第六節 地主制の展開と地主・小作関係

一 地主・小作関係と小作争議

地主制の発展は、その対極には耕作農民の大量の小作農化を進行せしめる。地主制はしたがって地主・小作関係でもある。かくすれば、この両者の社会・経済的關係が一体いかなるものかは、地主制を知る上での重要な課題である。この地主・小作關係が、実は小作慣行そのものに他ならぬのであり、それについては本章第五節にてみた通りである。

それは、古い地主・小作關係である刈分小作制や、さらにはより「封建的」とされる名子小作も一部においては存在せしめているようなものであった。そうした場合、地主の權威は極めて強く、小作人の權利は極めて薄弱なものとなるのである。小作慣行がいかに古く「封建的」であったかは、大正一三年当時の次の如き新聞記事からもわかるであろう。

小作人の納めている小作米は一反当り最高一石二斗、最低六斗位で平均九斗が相場であった。そしてこれらの契約は普通十ヶ年であるが、東津軽郡大野村は口約束のまま期間なしで契約しているところもあり、又南

部地方には特有の小作制度があつて刈分という稲の実つたものと刈り取らぬ前に地主と小作とが等分に或は六・四又は七・三の割合に実収をみて分配するのである。然しながら他県に見られぬ又小作といふ一種の周旋業が多い。即ち地主から借りたのを更に自分が地主の立場に立って他の小作人に又貸しするもので、地主から言えば数人の小作人に貸しつけるより手数料が省けるのであろうが、小作人の方から云へば若干づゝ頭をはねられるので直接地主と契約するよりも損失を受ける事が多いという事になる。此の弊は津軽地方に多く、その中に立つ人は村でも相当物識りの部に属してゐるから驚く（『東奥日報』大正一三年一月三〇日付・『青森県農地改革史』一八四ページ）。

かかる状況下では、当然小作料の収奪も激しく、小作人はその耕作権すらおびやかされる状況であつたにもかかわらず、地主に対する小作人の抵抗、すなわち小作争議は、本県においては遅れていたし、ましてや南部地方ではその数すら極めて少ない状況であつた。先に引用した『東奥日報』記事はこの原因を「この一つは所謂温情主義である。……第二は契約書の通り実行していないためである。……不作の場合は相当に減じ、常に温情第一主義が理想とされている為で、第三は小作人が未だ無知なるため親ゆずりのしきたりを堅く守つてゐるに他ならない」としている。

確かに地主にある種の「温情主義」があり、地主と小作の関係は親子関係の如く語られたり、また小作人の「無知」なる故の権利への認識不足などが存在したのは事実であろう。しかしこうした理由だけでは大正末より昭和初めにかけて澎湃として湧き起つた、特に津軽地方を中心とする小作争議を見落してしまふことになつてし

第102表 小作争議発生分布状況（昭和1～10年）

	東郡	西郡	中郡	南郡	北郡	上北郡	下北郡	三戸郡	合計
昭和1年	—	1	—	1	—	1	—	—	3
〳 2年	—	2	—	1	1	—	—	—	4
〳 3年	—	8	1	3	6	1	—	—	19
〳 4年	1	13	2	4	12	4	—	1	37
〳 5年	—	22	1	3	4	3	—	1	34
〳 6年	2	19	5	13	21	7	—	—	67
〳 7年	10	23	7	20	35	3	—	—	98
〳 8年	15	46	16	41	26	9	—	2	155
〳 9年	38	42	11	57	18	13	—	2	181
〳 10年	57	37	13	42	115	15	—	3	282

（『東奥年鑑』各年版）

まう。問題は、極めて劣悪な条件下に置かれていたにもかかわらず、何故に小作争議が全国的にみた場合に、时期的に遅れたかということ、そして津軽地方に比べて南部地方はその発生件数がかかなり少なかったかを、我々は問わなければならないのである。

この点について『青森県農民運動史』（法政大、昭和38）は、農村地帯において土地移動、人口移動がほとんどみられない事、すなわち結局は商品経済の浸透が遅れていることにその根本的原因を求めている。さらに南部地方において、三戸郡、下北郡に比べて上北郡の方がやや争議の発生件数も多く、时期的にも早いこと、かつ小作組合が多く結成されたことと理由としては、開墾地帯であり新しい形の農場組織が多く、生産力の低いことに求めている。こうした説明は基本的には承認されうるであろう。

しかし、ともかくも昭和年間に入ると青森県の小作争議は急激に増加するのであり、それは今や全国一の件数となつていったのである。

上表の如く、七戸町の位置する上北郡においても昭和期に入ると

小作争議は急激に増大している。では一体七戸町ではどうであったのか。

これを適確に示すだけの資料は見当たらず、後日の調査に待たなければならない。

しかし第一〇二表の如く七戸町の位置する上北郡にあっては昭和期に入ると小作争議は急増している。上北郡の小作争議としては現十和田市の江渡農場のそれが有名であり、また当郡では十和田地区が最も多かった。しかし、七戸町の地主は先述の如く周辺町村に広く田畑を所有していたから単に七戸町における小作争議の有無のみではなく、上北郡全体の動向に極めて神経をとがらしていたことであろうことは推測されうる。また時にはこの地方に各種の農民運動家が入り込み、小作人の争議を扇動するような場合もあった。開墾王たる工藤轍郎の工藤農場に対しても昭和初年にかかる扇動、働きかけが行われている。それを示すのが次の資料であるが、極めて珍しいものなので全文を引用しておこう。

小作人は全国農民組合支部を作れ！

工藤農場三百の小作人諸君！！

今年のヒデリは一タイどうだ。畑ものは半作に近い。アワ・ヒエはマケてしまった。それに新しい田でヨソの田にクラべると半分より取れない。タバコプクやるヒマなく働いて肥料代どころか地主に小作米を納めたり、高い税金をトラれたりするとコノ冬越しは心配だ。マダンでさえ苦しい小作人は来年はキット□からと思ってるが、今年の米の値ダンは作年よりウント安い。それでもアタリマイに小作料は地主にトラれるのだ。

田をホシイばかりに県の「自作農低利資金」と云ふものにウツカリのつて見ろ！ 元金と利息とソレに高い税金をどんなヒデリでも不作でも役人に取られるのだ。一反歩ワズカ三俵作でどうして毎年ソロバンの通り小作料より多い金を納めることが出来るか！

自分田を作つてゐるものでもソロバンは合はずに毎年田畑は大地主や高利貸の手にハイッテゐるばかりか、借金にオワれてゐるのだ。タダでさい苦しいのにこんな小作人ダマシの事につてはならない。

工藤農場小作人には！^(ママ) 『永小作権』と云ふて開墾したことにより地主がたといカワッテも田をトルとか小作料を値上げすることの出来ない権利をもつてゐるのだ。

永小作はナゼ地主にツゴウがワルイか！

コノけんりがあると新しい地主は買はないから工藤地主も又石井農場主任も田畑を高く売りたいために小作人のために永小作を裁判所に登記することもせずイロ／＼今日までサワグナとダマシて来たのだ。

サア農民組合を作れ！

小作人は全国に三十万人の組合員が団結してゐるし、青森県にも二千人からの兄弟がガンバツテゐる。この間西郡車力村にも悪地主が田をトルと云ふてサイバンまで持ち出したが、小作人団結の偉力で勝つた。作年^(ママ)秋、三本木の江渡農場で小作料を二割マケさしたのも組合□□である。四和村の兄弟はマダ地主とタタカツてゐるぞ。

工藤農場の小作人も組合を作つて自分の権利である永小作をトウキするよう地主にアタロウ！ 青森県下の

組合員はガンバッテゐるぞ！

コロバヌさきのツエだ、組合支部をツクレ！

一、永小作権を裁判所に登記しろ！

二、念書を石井主任に出させる！

三、小作調定書にダマサレルナ！

申込所 七戸町新町 大友清

昭和四年九月十九日印刷

昭和四年九月廿一日発行

編輯人 青森県青森市浦町橋本二

印刷人 青森一般労働組合 武内 完治

昭和初年当時の工藤農場は、開祖の轍郎が死去し、その相続にあたって土地ブローカーの暗躍もあり混乱を来たしていたのであり、その「スキ」をねらつての働きかけかと思われるが、しかしここにもみられるように工藤農場にあつても小作人の小作権は絶対的なものではなかつたのであろう。

このアジテーションに工藤農場の小作人が呼応したと言う話はない。工藤農場はそれから十数年ほどのうちに、多くがこれら小作人に地主側から解放されていったのは周知のところであらう。

上北郡において、特に七戸町あるいは七戸町在住の地主が関与する周辺町村にあつては、小作争議はそれほど

の重大事件とはならなかったようである。しかし激しい争議を伴わないものの、地主・小作関係は常に不動なものではなかった。徐々にはあるが、小作人はそれなりの権利意識へと覚めていったと思われる。そうした点で興味ある資料をあげよう。

上北郡地主子作人間ノ情態

(註 子作人は当初、小作人と書かれていたようだが全てこの様に訂正されている。)

吾ガ青森県上北郡地方ノ地主子作人ノ関係ヲ考察スルニ、古来ヨリ其ノ間頗ル融和シ、殆ント主従ノ如キ温情ヲ以テ農事ノ進歩発達ヲ図リツヽアリ、然ルニ近年往々ニシテ地主子作人間ニ不和ノ者アリ、又世間ノ風潮ニ感染シテカ子作人ハ自分ノ都合ノミヲ主張シ紛擾ヲ重ヌル者ナキニシモ非ズ、蓋シ当地方ノ田畑ノ因上北郡内田畑一反歩当リ子作料調(米及大豆)

田			種類	子作料	最近五ヶ年平均 均実収子作料	畑			種類	子作料	最近五ヶ年平均 均実収子作料		
下	中	上				下	中	上					
〃	〃	玄米	〃	〃	〃	〃	〃	大豆	〃	〃	〃		
五〇升	八〇升	一〇〇升			四八升	七〇升	八五升			八升	二〇升	三五升	
											六升	一七升	三〇升

テ起ル所以ヲ能ク知ラザルニ存ス、如何トナレバ上北郡内ニ於ケル小作地ノ大部分ハ地主ノ自費開墾ニ係リ、刻苦精勵実ニ血液ノ結晶ナリ、夫レ之ヲ子作地トス、而シテ子作料米ハ前表ノ如ク極メテ低率ナリ。

玄米平均七斗六升六合六勺 実収子作米六斗七升六合六勺

大豆平均式斗壹升 実収子作大豆一斗七升六合六勺

是レ通常農作ノ年ニ於ケル子作率ナリ。尚不作不況ニ際シテハ検見ノ上其ノ減収災害ノ程度ニ因リ減石ノ慣例アリ、又凶荒ノ危年ニハ全部ノ免料ニ浴セシムル事サヘアリタリ、孫ニ分ケ作ト称シテ刈リ分ケノ子作法アリ、此ノ方法ハ多クハ一定ノ收穫予想ノ付ザル未熟也ニ依用ス、例ヘバ年ニ因リ作付ケ地トスルモ、休閑地トナスモ子作人ノ都合能キニ任セ、而シテ刈リ分ケ部分ハ稀レニ折半、又ハ全部子作人ニ与ル部分モアリテ、尚ホ水旱害ノ年ニハ減石ノ例アリ、結局地主ヘハ三分ノ収入ハ普通ナリ、之レ即チ上北郡ニ於ケル子作一般ノ状況ナリ、此ノ如ク子作米ノ低率且ツ寛容アルハ地方ニ其比ヲ聞カザルナリ、然ルニモ拘ラズ尚且ツ子作料米高率ナド、云為スルカ如キハ、恩ニ馴レ反テ我利ヲ逞クセントスルモノナリ。

負ぼされば抱かざるとすや作り子のいかにせよとか

今の時代ハ

故ニ子作料ノ当否ヲ鑑別スルニハ仮リニ彼我ノ地位ヲ換ヘテ考フレバ時モ早ク了解スルコトヲ得ベシ、豈徒ヲニ雙方ノ不利ニ帰スル紛議ヲ弄ビ〇ヘ土地ノ愛護心迄モ減却セシムルハ惜シミテモ猶余リアル次第ナラズヤ

只是ニ不可思議ナルハ凡テ地主ノ親作ニ係ズ耕耘ハ収支ノ計算償ハザルモノトシテ、而カモ地主ノ中ニハ其家庭十分親作ノ出来得ル組合ナルニモ拘ハラズ猶子作ニ委スルノ傾向アリ、コハ自然農業ヲ卑シム文化風

ノ惰弊^(マヤ)ナランモ、亦農業ナルモノハ元來薄利ノ報酬ナレバナリ、蓋シ地主ノ親作シテ間ニ合スモノヲ子作シテ間ニ合フ道理ナカルベシ、然ルニモ拘ハラズ之レヲ子作スルモノハ他ニ業ヲ営ムベキ資本モナク技術モナク、勞力ヲ唯一ノ資本トシテ辛クモ小作ニ従事スルモノモアラン、故ニ其ノ子作地ヲ離レテハ生活^(マヤ)性態容易ナラザルヲ以テ雨ニモ風ニモ年中勞苦ヲ厭ハズ、全力ヲ尽シテ耕作ニ従事スル結果薄利ナガラモ自家ノ生活ヲ漸ク支エ、且ツ多少ノ子作米ヲ地主ニ納入スルコトヲ得ル所以ナリ

併シ地主ノ親作ハ不利益ナリト云フ所以ハ真ノ多クハ雇人制ニ依レバナリ、苦シ夫レカ為地主^(マヤ)親ヲ我が土地ヲ我家庭ノ自力ヲ擧ケ以テ耕作スルナラバ、其ノ成績ハ雇人耕作ノ能率トハ大ニ異リ、其責任ヲ重ンズル結果、子作ニ比シテ間ニ合ハザル道理ナカルベシ、

我物と思へば軽き笠の雪

といえる古句あり、余モ亦拙句アリ

借り物と思へばつらき子作かな

抑モ亦タ作人ハ子作ヲ止メ、現金取りノ口雇稼キスルモ、其収入口ニ多キ様ナレドモ年ニ少ナク、農業ハ之レニ反シ日ニ少ナキ様ナレドモ年ニ多キモノナレバ、普通勞働者ノ竈樹テニハ農業ニ及フモノナカルベシ、只茲ニ子作人ノ中ニハ無理カ迷想カ、其ノ心底ニ数年間蟠マル深キ内情アルモノノ如シ、例ヘバ現在ノ子作地ヤ宅地山林ハ遠ク我々ノ祖先ハ辛苦艱難を嘗メ得タル、而カモ農家ノ生命タル代々伝來ノ家畜ヲ近キ先代ニ於テ仮リニ古借金ノ利子ニ代フル土地存ノ小作米ヲ充テ置キ、而シテ我等家計ノ都合ニ因リ何時ニテモ返

戻スレキ從來取引關係アル徳義上ヨリ成立シタル約束ノ下ニ権利移転ノ、所謂仮り設定ナレバ、其実ハ一時ノ預地ナリ、夫レ是ヲ現地主ハ無視シテ良心ニ恥ル所ナキカ、永代ノ権利移転ノ手續ニ因リタルモノ、如ク主張スル所今日ニ至リ考レバ、已ニ其ノ約束ノ当時二束三文ノ償ヒナシニ、先代ノ無筆文盲時代ニ奇貨トシタル詐欺ノ手段ニ重リ奪ヒ取レタリト夫レカワラヌカ、中カニハ故意ニ子作地ヲ劣等作ニ耕シテ表面地味ノ不良ヲ粧ヘ、暗ニ地主ヲシテ該地執着心ノ倦怠ヲ起サシメ、而シテ買ヒ戻シノ密計サヘ試ルモノアルトノ世評アリ、実ニ其心情憎クムベキモ亦憐レナリ、若シ夫レ地主ニテ子作ノ中止ヲ要求スレバ、アルナシノ口実ヲ設ケテ苦情ヲ申立、且ツ新子作人ノ希望ノ拒絶ノ手段迄も講ジルモノアルトノ由、コハ其ノ売買理由ハ毫モ顧ル所モナク単ニ今日ノ時代思想ヨリ打算シテノ自己本位ノ現象ナレバ、是力非力兎ニ角怨言ヲ公々然トシテ忌シキ——ヲ言ヒ、猶且ツ将来地主ヲ廢シ自作農法制定ノ機会近キアルベシナドト云イ触ラス輩サヘアルトカヤ、所謂一犬虚ヲ吠エテ萬犬実ヲ伝フルトハ個人ニテ為ス事ノ得ザルモノモ、今ハ民衆的ニ傾キツムアル形勢ナレバ、多数團結スレバ子作スル土地ノ性質ノ玉石ヲモ問ハズ一般ニ其声ノ高潮スルモ亦測ルベカラズ、而モ右等ノ内情底意コソ動モスレバ表面ニ子作米ノロヲ籍リ、年々料率ノ協定ニ際シ故ラニ紛議(ト)ヲ醸スノ傾向アルカ如シ、其結果僅カニ田一反ト三四升位ノ差額ニ因リテ終ニ折合ハズシテ中カニハ子作地ヲ休閒セシメ、畑地ノ如キニ至リテハ其地籍殖林地トナルモノアレバ、亦其マヽ空間ノ久シキニ涉リ一見荒廢地トモ見ラルヽカ如キモノアリ、而シテ是ニ対スル地主子作人ノ心情ハ如何シ、所謂ノヤセ我慢ヲ相共ニ忍ビ惜ムベキ生産ノ犠牲トナルヲモ不顧、互ニ相手ヲ懲ラシメントノ掛ケ引キを試シイフモノサヘナキニシ

モ非ザルカ如シ、豈思ハザルノ甚シカラズヤ

もろともに心ハ闇みにあらねとも同じ窓日の

道に迷へば

加之、時勢ノ然ラシムルタランカ、義務ハ不顧、互ニ自己ノ都合能キ權利而已主張スル傾キアレバ、昔日ノ守操ヤ温情ハ偕キ、今日ハ地主対子作人ノ態度ハ常ニ面従腹背の有様ナレバ、夫レ之ヲ要スルニ其ノ解決ヲ告ルニハ単ニ權利義務ヤ経済的ノ空ヲ理窟ノミニテハ或ハ難タカラン、故ニ之レヲ超越シ所謂農ハ国ノ本ナレバ、苟モ農家タルモノハ土地ヲ愛スレハ則チ国ヲ愛スルノ始メナリ、故ニ地主子作人共ニ^(不明)ノ意ヲ體シ協力本能ニ依リ尚ホ土中ニ埋没セル生産ノ発達ニ努メ、而シテ双方ノ福利増進セシメテ之レヲ解決ノ要具トシ、又同時ニ教育ヤ宗教ノ感化力ニ依リ精神的ニ永久実質ナル妥協ノ方法ヲ講究セザルベカラザルノ時代ナラズヤ

この資料の筆者は、おそらく工藤轍郎その人であろう。それは筆跡、および文中の短歌で判断しうる。そうだとすればこれが書かれたのは大正末であろう。轍郎自身は当時の地主・小作間の対立を嘆き、批判し、その背景、原因を地主・小作人双方に求めている。いずれにしても、

我々は地主・小作関係が決して不動なもの、すなわち特に「絶対的ナ強サヲ地主ガ有シテキル」(『天間林村青年学校郷土調査』昭和一一年)状況ではなくなりつつあったことをこの文章から伺いうるであろう。

二 七戸地方における小作契約の実体

小作人は当然のことながら地主との間に小作地をめぐる契約関係を結んでいる。その契約が上北地方にあっては口頭約束が多かったことは先に紹介した通りである。口頭契約の場合の実体は資料として残ることはなく、したがって不明の部分が多い。しかし先にも述べた通り、大正・昭和と推移する中で徐々にではあるが文書をもって契約するものも増加していった。七戸地方においても、したがって時代を下るにしたがって小作契約書の残存が多くなっている。時代を下るにしたがって契約書がとり交わされる場合が増大するという事実は、一つには小作人側の一般的権利意識の覚めが進んだためであろう。しかし、契約内容は差して小作人に有利ではない。

以下においては筆者が見出しえた幾つかの小作契約書を紹介し、併せてその特徴を考察したい。なお小作証書が見出しえたのは、山本勇吉家、石田善兵衛家の両家資料からである。

小作証

七戸村字新町田三十六番

一 田反別壹反七畝廿九歩

〃 〃 五十二番ノ壹号

一 田反別貳畝廿六歩

〃 〃 六番

一 畑反別五反五畝拾壹歩

右地所拙者ニ於テ借用小作致候 就キテハ該地所ニ係ル用水堰之修繕及ビ御手入之地肥料種粃等ハ貴殿之出費ヲ待たズ一切拙者ニ於テ引受小作致シ毎年秋收穫之節ハ田ハ毛作ニテ分作致シ持込御渡候也□□畑ハ尅反歩ニ付大豆一斗五升□□礼穀持込御渡可申候 大豆之持込期日ハ毎年十一月二十日限り毎年期日迄屹度御渡可申候 若シ御契約ニ違背致候時ニハ仕付□□□□□□有之節何時返地命令有共聊モ異存無之候 為後日地所小作証仍テ如件

明治三十一年十一月二十日

上北郡七戸村

作田賢治 印

地主 山本勇吉殿

小作証

上北郡浦野館村大字大浦

字外之根式拾四番

一 畑反別三反三畝式拾歩

同 同 同

字同四十六番

一 畑反別三反尅畝式拾九歩

印紙

同 同 同

字一本松六十四番

一 畑反別三反三畝貳拾七步

合計反別九反九畝拾六步

此年貢大豆壹石四斗九升参合

但し 一反步ニ付壹斗五升定メ

一 小作年限^(マヤ)明治三十八年ヨリ向五ケ年間トス

一 年貢斗立持込期日ハ毎年拾壹月拾日限り

前書契約ヲ以テ小作致候処相違無之候然ル上ハ年ノ豊凶ニ関セズ年貢ノ斗豆石数ハ前規ノ通り 且ツ期限^(マヤ)ニ於テ一日タリトモ延帶仕間敷候若シ該契約ニ違背之場合ハ其ノ損害ヲ拙者ニ於テ負担スルハ勿論其ノ他前規地所ニ対スル貴殿ヨリ領収セル代価金六拾円ニテ買戻スノ契約ハ無効ト相成候ヲ承諾仕候為後日ニ畑地小作証及ビ地所買戻ニ関スル証書仍テ如件

明治卅八年二月一日

上北郡浦野館村大字大浦字新山貳百二十六番戸

小作人 新山 要 助 印

上北郡七戸町

地主 山本勇吉殿

小作証

上北郡大深内村大字洞内字豊良拾九番

一 田三畝拾壹歩

同 同 字同參拾七番

一 田九畝貳拾六歩

此小作礼米壹ヶ年上玄米九斗九升參合

右土地今般借用小作致候ニ就テハ下水之排除用水堰之修理等ハ一切拙者ニ於テ負担可致勿論該土地之肥沃ヲ
凶リ怠慢之取計之等ハ断固致不候 若シ耕作ノ方法施肥等ニ付貴殿ニ於テ不満足ト思召シ所ハ何時ニテモ右
土地返還可致 小作米モ毎年拾壹月貳拾日限度ニテ貴殿宅へ持込相渡可候也 借地期限ハ明治四拾九年拾壹
月貳拾日限ト可致候 仮ニ貴殿好意ノ繼續小作可時右条件承認之上実ニ為後証小作証依テ如件

明治四拾五年五月拾八日

上北郡大深内村大字洞内字豊良貳拾壹番地

野月三松 印

上北郡七戸町

地主 山本勇吉殿

小作証

上北郡大深内村大字洞内字家ノ下三十番

一 畑壹反八畝貳拾壹歩

〃 〃 〃 字深沢平参拾八番

一 畑貳反壹畝貳拾歩

〃 〃 〃 字同四拾壹番

一 畑壹反五畝拾九歩

字家ノ下之分壹ヶ年壹反歩付大豆貳斗

字深沢平ノ分壹ヶ年壹反歩ニ付大豆壹斗八升

但シ凶作之年ハ実地検査之上取究候事

字家ノ下之分ハ大豆参斗七升四合

字深沢平ノ分大豆六斗七升三合

計大豆 壹石〇四升五合

右土地借用小作致候□実正也小作礼穀之儀ハ前記ノ通毎年十一月十日限り貴殿宅へ持込シ支払可致候 若シ
期日相滞リ年又貴殿之御都合次第返地御請求次第何時ニテモ返地可致候 小作礼穀不納ノ節督促費用ハ拙者
ニ於テ負担可致候 為後証小作証依テ如件

大正元年拾壹月貳拾貳日

上北郡大深内村大字洞内

地主 山本勇吉殿

山田勇吉 印

(以下『山本勇吉家收藏文書』)

地所小作証

上北郡七戸町字上屋田七番

一 田反別六畝貳拾歩

同 同 同 六番

一 田反別七畝歩

ノ 一反三畝貳拾歩

此小作期限 明治三十七年々卅九年迄三ヶ年間

右ハ貴殿ノ地所今般拙者借受ケ明治卅七年ヨリ同三十九年十二月迄三ヶ年間小作致シ候約定相違無之候 就
テハ種物肥料其他一切ノ諸費貴殿ノ助情ヲ受ケズ拙者ニ於テ請持、貴殿ヘハ前書約定ノ通り壹ヶ年玄米八斗
貳升宛ハ毎年十一月卅日限り屹度相渡シ可申候 若シ壹ヶ年タリトモ延滞候節ハ小作地取戻シ相成候トモ聊
カノ異儀申間敷候 為後日小作証仍テ如件

明治卅七年二月廿九日

上北郡七戸町

小作人 柴田久太

上北郡七戸町三百六十七番地戸

地主 石田松之助 殿

(『石田善兵衛家収蔵文書』)

以上合計五通の小作証書を列挙したが、何分にも体系的に示しえないうらみがある。石田善兵衛家には他にも何通かのものがあるが、その内容は明治後半より大正にかけて全てが同一の様式が記述されているので一通のみあげるにとどめた。

ところで、これら小作証書から我々は何を知りうるのか。

少なくともこれらの証書だけからすると、明治後半より大正期にかけて内容にはほとんど変化がないのである。そこに記述されている内容は、(一)小作地面積と所在地、(二)耕作に関わる諸費の負担、(三)小作料とその種別、(四)小作料納入期限、(五)小作期限、(六)小作料納入違反の場合の処置などである。

(一)小作地面積と所在地 地所・地目毎に所在地と反別が明記されている。

(二)耕作諸費 全てが小作人側の負担である。

(三)小作料 田の場合は米、畑の場合は大豆である。割合は反別に従って決められているが、分作とされている例が一件、また凶作時には検地の上決定するとの条件を付しているのが一件である。

(四)小作料納期 毎年一月一〇日〜三〇日の間とされるのが普通である。

(五)小作期限 これは必ずしも明記されていないが、記されている場合は三年あるいは五年が多い。

(六)小作料怠納の処置 無条件にて返地に応じるといふものである。

以上のような点が確認されるが、すでに検討した本県の小作慣行とおおよそ類似したものである。ここに示した数通の小作証書からすれば、文書による取りきめは、先にふれたように小作人側の権利を明らかにするのに役立つであろうが、しかしその権利内容は依然として「口契約」と大差なきものでしかないと言えよう。しかし、全体的には、すなわち農村社会においては徐々に小作人の権利意識と権利が伸長してきたのは事実である。なお、工藤轍郎開墾による工藤農場では特別な小作料体系を持っていたが、それについては他のところで述べた如くである。